

平成 2 4 年 9 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 4 年 9 月 1 0 日 開会

平成 2 4 年 9 月 2 1 日 閉会

浪 江 町 議 会

平成24年浪江町議会9月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（9月10日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
行政報告	6
一般質問	1 6
山崎博文君	1 7
佐々木恵寿君	3 3
佐々木英夫君	5 6
馬場 績君	7 0
若月芳則君	9 7
散会について	1 1 0
散会の宣告	1 1 0

第 2 号（9月11日）

議事日程	1 1 1
出席議員	1 1 3
欠席議員	1 1 3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 3
職務のため出席した者の職氏名	1 1 3
開議の宣告	1 1 4
議事日程の報告	1 1 4
発言の訂正	1 1 4
認定第1号から報告第6号一括上程、説明	1 1 4
次回日程の報告	1 5 4

散会について……………	1 5 4
散会の宣告……………	1 5 4

第 3 号（9月20日）

議事日程……………	1 5 5
出席議員……………	1 5 6
欠席議員……………	1 5 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ……	1 5 6
職務のため出席した者の職氏名……………	1 5 6
開議の宣告……………	1 5 7
議事日程の報告……………	1 5 7
認定第1号の質疑、討論、採決……………	1 5 7
認定第2号の質疑、討論、採決……………	1 8 7
散会について……………	1 8 7
散会の宣告……………	1 8 8

第 4 号（9月21日）

議事日程……………	1 8 9
出席議員……………	1 9 1
欠席議員……………	1 9 1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 ……	1 9 1
職務のため出席した者の職氏名……………	1 9 1
開議の宣告……………	1 9 2
議事日程の報告……………	1 9 2
議案第50号の質疑、討論、採決……………	1 9 2
議案第51号の質疑、討論、採決……………	1 9 7
議案第52号の質疑、討論、採決……………	2 0 0
議案第53号の質疑、討論、採決……………	2 0 0
議案第54号の質疑、討論、採決……………	2 0 1
議案第55号の質疑、討論、採決……………	2 0 3
議案第56号の質疑、討論、採決……………	2 0 5
議案第57号の質疑、討論、採決……………	2 0 5
議案第58号の質疑、討論、採決……………	2 0 9
議案第59号の質疑、討論、採決……………	2 1 3
議案第60号の質疑、討論、採決……………	2 2 5
議案第61号の質疑、討論、採決……………	2 2 5
議案第62号の質疑、討論、採決……………	2 2 6
議案第63号の質疑、討論、採決……………	2 2 8
議案第64号の質疑、討論、採決……………	2 3 0

議案第 6 5 号の質疑、討論、採決……………	2 3 4
同意第 4 号の上程、説明、質疑、採決……………	2 3 7
諮問第 1 号の採決……………	2 4 0
報告第 6 号の質疑……………	2 4 0
同意第 5 号の上程、説明、質疑、採決……………	2 4 0
同意第 6 号の上程、説明、質疑、採決……………	2 4 1
発委第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 4 2
発委第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 4 3
発委第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 4 4
発委第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 4 5
発委第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 4 6
委員会の閉会中の継続審査又は調査について……………	2 4 8
町長あいさつ……………	2 4 8
閉会の宣告……………	2 4 9

浪江町告示第 39 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、
平成 24 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 24 年 8 月 16 日

浪江町長 馬 場 有

1 期 日 平成 24 年 9 月 10 日（月） 午前 9 時

2 場 所 福島県二本松市本町 1 丁目 60 番地 2
安達地方広域行政組合 自治センター

○応招・不応招議員

応招議員（19名）

1 番	愛	澤		格	君
3 番	山	本	幸一	郎	君
5 番	若	月	芳	則	君
8 番	泉	田	重	章	君
10 番	田	尻	良	作	君
12 番	鈴	木	辰	行	君
14 番	紺	野	榮	重	君
16 番	小	黒	敬	三	君
18 番	三	瓶	宝	次	君
20 番	馬	場		績	君

2 番	山	崎	博	文	君
4 番	吉	田	数	博	君
6 番	横	山	精	一	君
9 番	橋	爪	光	雄	君
11 番	渡	部	貞	信	君
13 番	佐	藤	文	子	君
15 番	佐々	木	恵	寿	君
17 番	勝	山	一	美	君
19 番	佐々	木	英	夫	君

不応招議員（0名）

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 4 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

平成 2 4 年 9 月 1 0 日（月曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（１９名）

１番	愛澤格君	２番	山崎博文君
３番	山本幸一郎君	４番	吉田数博君
５番	若月芳則君	６番	横山精一君
８番	泉田重章君	９番	橋爪光雄君
１０番	田尻良作君	１１番	渡部貞信君
１２番	鈴木辰行君	１３番	佐藤文子君
１４番	紺野榮重君	１５番	佐々木恵寿君
１６番	小黒敬三君	１７番	勝山一美君
１８番	三瓶宝次君	１９番	佐々木英夫君
２０番	馬場績君		

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
副町長	渡邊文星君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	根岸弘正君
復興推進課長	谷田謙一君	町民税務課長	大浦泰夫君
災害対策課長	岩野寿長君	産業・賠償対策課長	高倉敏勝君
復旧事業課長	鈴木敏雄君	健康保険課長兼津島支所長 兼津島診療所事務長	紺野則夫君
福祉こども課長	星光美君	生活支援課長	中田喜久君
会計管理者兼出納室長	島田龍郎君	教育委員会教育次長	屋中茂夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	宮口勝美	書記	中野夕華子
-------	------	----	-------

○議長（吉田数博君） 東日本大震災以来、明日で1年6カ月となりました。9月定例会開催に先立ち、今回の災害により、亡くなられた方々に対し、皆様とともに哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと存じます。ご起立をお願いいたします。黙とう。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） 黙祷を終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

報道関係の皆様にお知らせ並びにお願い申し上げます。本日の本会議は、行政報告まで撮影を許可いたします。それ以降は傍聴のみとなりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、傍聴席での携帯電話の使用はお控えいただきます。また、本会議中の傍聴席の出入りにつきましては、会議の妨げとなりますので極力お控えいただくようお願い申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員は19人であります。

定足数に達しておりますので、平成24年浪江町議会9月定例会を開会いたします。

（午前 9時01分）

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、1番 愛澤格君、2番 山崎博文君、3番 山本幸一郎君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期はお手元に配付のとおり、本日より9月21日までの12日間といたしたいと思っております。これにこ

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より9月21日までの12日間と決定いたします。

会期中の会議についてお諮りいたします。

10日、11日、20日、21日を本会議、12日、13日、14日、18日、19日を議案調査及び委員会等のため休会といたしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、以上のように決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

◎行政報告

○議長（吉田数博君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告については町長からお願いいたします。

町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

○町長（馬場 有君） おはようございます。

平成24年浪江町議会9月定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

東日本大震災の発生から、本日で550日となりました。浪江町においては、現在でも、県内に1万4,500名弱、県外に6,700名程の町民の皆様が避難し、つらく悔しい生活を強いられております。また、避難生活が長期化する中でお亡くなりになる方も増えてきており、ふるさとの土地で安らかにお眠りいただけないことに、ご遺族の皆様のご心痛、いかばかりかとお察し申し上げます。

さて、日本選手団が一丸となって戦ったロンドンオリンピックの閉会式が、日本時間の8月13日に行われ、17日間にわたった大会の幕を閉じました。日本は、金メダル7つを含む、合わせて38個のメダルを獲得し、メダルの総獲得数は2004年のアテネ大会を上回って史上最多となりました。

選手の皆さんが、震災と原発事故で被災した国民を勇気づける明

るいニュースを届けようと必死に頑張った結果であり、全国民がその活躍に一喜一憂したところです。長期避難により私達は、現在非常に困難な状況にありますが、選手の皆さんが難敵と戦い抜く姿勢には、私達被災者の今後の生活再建と「ふるさとなみえ」の復旧・復興に向けての、力強いメッセージが込められていたような気がしております。

去る7月5日、東京電力福島第一原発事故を検証する国会事故調査委員会は、最終報告書を衆参両院議長に提出しました。本報告書では東電や規制当局が地震、津波対策を先送りしたことを「事故の根源的原因」と指摘し、「自然災害でなく人災」と断定しております。

想定できたはずの事故がなぜ起こってしまったのか。東京電力の報告書には「想定外」という言葉が出てきますが、それはまさに事故の責任を回避するための方便、詭弁であります。

報告書では、国会に対して「規制当局に対する国会の監視」「被災住民に対する政府の対応」など7つの提言をしておりますが、国がこれらの提言を着実に実施し、さらに事故究明のための調査を引き続き継続するよう求めていると思います。

また、8月6日、広島での「平和祈念式典」に参列してきました。午前8時15分「平和の鐘」が鳴り、黙祷を捧げましたが、この間私の脳裏には、昨年原発事故と原爆投下後の惨状が重なり、何とも空しい気持ちの1分間でありました。

広島訪問の目的は、発災当初からの支援に対する御礼と、広島復興・再生のヒントを学ぶことにありましたが、松井市長から「原爆の被曝者と低線量被ばくは異なるが、同じ被ばくの苦しみを共有でき、できる限り支援する。」旨の力強い言葉があり、早速、健康管理手帳の運用並びに被ばく支援の連携化等についてご指導をいただいているところでございます。

国政においては、沖縄県尖閣諸島や島根県竹島を巡る領有権問題が加熱している一方で、与野党の政局争いの中、首相の問責決議案が可決し、国会が事実上空転、9月8日の閉会を向かえました。赤字国債の発行に必要な公債発行特例法案成立のめどが立たないため、国の予算執行に影響が出ることも報道されており、ますます震災からの復旧・復興のスピードが遅延するのではないかと危惧しております。

さらに、政局混乱、政治空白の中で、原発事故そのものが風化しつつあり、今後とも現場の状況、被災地・被災者の状況を強く国政に訴え、情報発信していく必要があると考えています。

双葉8町村、福島県と国との意見交換会等について、ご報告します。

6月17日に、平野復興大臣が来訪され、除染の方針や「20mSv/年」と健康への影響について、賠償の方針などについて意見交換を行いました。

6月22日に、双葉地方町村及び県と国との事務レベル協議会が開催され、国から「除染」、「賠償」、「健康管理」の3点についての取り組み状況の報告があり、除染では、「追加被ばく線量1mSv/年」を長期的目標とすることについて、賠償では、生活再建を踏まえた賠償制度の構築について、健康管理では、恒久的医療保障について協議がなされたところです。

さらに、避難指示解除準備区域等の公共インフラ復旧に向けた工程、生活環境の整備に向けた対象事業の事前調査、福島復興再生特措法に基づく避難地域等区域復興再生計画の進め方、グランドデザインについての国における考え方が素案の素案で示されました。

6月27日に、双葉地方町村及び県と国との事務レベル協議会が開催され、原子力損害賠償に関して双葉郡としての考えを国に伝えたいという議論を行いました。

7月4日に、双葉地方町村と県と国との実務者協議会（第2回）が開催され、国側から新たな賠償方針として、家屋の賠償について建築着工統計に基づく工事標準単価による賠償が提示されました。

7月13日に、国と避難地域12市町村と県との事務レベル協議が開催され、国側からグランドデザイン、産業振興・雇用促進プラン、農林水産業再生プランの素案が示され、関係12市町村と議論を行いました。

7月17日に、双葉地方町村長会議が開催され、席上副町村長の事務レベルで協議してきた賠償に関しての協議状況について報告され、さらに、復興庁・資源エネルギー庁の賠償担当からも国の賠償についての考えを聞いた上で、町村会として考えを整理したところでもあります。

7月19日に、双葉地方町村会として、賠償に関しての要求を平野復興大臣などに行いました。

そのような中、7月20日、経済産業省は「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方」を取りまとめ公表し、それを踏まえ7月24日には、東京電力が「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」をそれぞれ公表しました。内容は、不動産の賠償、精神的損害の一括払い、営業損害・就労不能損害の一括払い、家財賠償の定額払いの考え方等についてであり、それを受け東京電力が具体的

な賠償基準を示したものであります。

8月3日に、新聞で報道された「山林除染不要」に関し、双葉地方町村会から平野復興大臣、細野環境大臣宛に抗議文を発出しました。

内容は、「森林の除染は国の責任において実施していくと説明を受けている中、記事の内容は遺憾。双葉地方各町村の森林除染は、飲料水や農業用水の問題のみならず、生活圏の被ばく線量の問題の観点からも必要である。」とした内容であります。

同日、柳澤経済産業副大臣（原子力災害現地対策本部長）が来訪され、警戒区域見直しに関して、町長・両副町長・議長との意見交換を実施しました。

8月19日に、第2回双葉地方町村、福島県と国との協議会が開催され、避難地域等区域復興再生計画の進め方、住民意向調査の進め方、町外コミュニティの進め方などについて国から説明があり、さらに、中間貯蔵施設の設置に関する事前調査について、国から提案がありました。

同日、震災以来初めて、細野環境大臣が来訪され、河川の除染、除染に関する地元雇用、福島第一原発の収束などについて、町長・両副町長・議長との意見交換を行いました。

8月28日に、第3回いわき市長と双葉郡8町村長との意見交換会が開催され、避難者の帰還に向けた取組みや町外コミュニティなどについて意見交換を行いました。

いわき市長からは、双葉郡からの避難者をしっかり支援する。町外コミュニティについては、市内に複数箇所、分散型として県営の災害公営住宅として受入れたいとの話がありました。

8月30日に、「双葉8町村長と知事との協議の場」幹事会が開催され、避難者の新たな生活拠点に関する今後の協議の進め方、中間貯蔵施設のあり方に関する当面の進め方についての協議を行いました。

9月4日に、双葉地方町村と県と国との実務者協議会（第3回）が開催され、7月に公表された「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準」に関する双葉地方町村会としての疑問点の確認を行いました。

町といたしましては、今後とも、帰町を判断するために必要な除染目標値である1mSv/年まで除染、町民の生活再建が確実にできる賠償・保障、被ばくの不安を解消するための恒久的な医療保障の確保について、継続して国に強く求めてまいります。

次に、平成23年度決算について、ご報告いたします。

平成23年度は、昨年3月11日に発生した東日本大震災、翌日の原

発事故による全町避難により、通常とは異なる特殊な状況の中、町民の皆様方の避難生活支援を中心に業務に取り組みました。

一般会計の決算額についてですが、歳入決算額124億6,316万1,000円、前年比31.4%増、歳出決算額118億7,903万3,000円、前年比34.5%増となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、4億1,695万6,000円の黒字となりました。

歳入につきましては、大多数の町民の方々が避難生活により職を失っており通常の課税が困難であるため課税免除・課税減免措置を行ったことから町税全体で前年比15億1,209万6,000円、78.8%の減収となりました。しかしながら、その補填分を含んだ震災復興特別交付税19億39万1,000円の交付や、災害救助費4億1,581万6,000円、災害弔慰金4億9,125万円の交付等により総額で29億7,493万5,000円の増加となりました。

歳出につきましては、避難所の運営経費を中心とした災害救助費23億2,206万8,000円の増加、23年度に新設された浪江町復旧・復興基金への積立金として40億9,236万1,000円の増加等が要因となり、総額で30億4,515万3,000円の増加となりました。

財政健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましては、いずれも早期健全化基準以下となりましたが、特に実質公債費比率については、今後とも地方債発行の許可基準である18.0%以下を堅持していくため、引き続き地方債の適正な借りに留意する必要があります。

また、9の特別会計の歳入決算総額は68億3,921万9,000円、歳出決算総額は60億2,555万1,000円となり、すべての特別会計で黒字決算となったところであります。

昨年に引き続き現在の当町の財政状況は、原発事故による全町避難に伴い、町税をはじめ自主財源の確保ができず、国県からの財政支援に頼らざるを得ない状況となっております。

いまだ避難生活が強いられる状況ではありますが、今後1日でも早く町民の皆様が安心した生活を送れるよう、浪江町の復旧・復興に向けた施策に取り組んでまいります。

農業委員会委員選挙及び海区漁業調整委員会委員選挙について、ご報告いたします。

東日本大震災の影響により投票が延期されていましたが、任期満了に伴う浪江町農業委員会委員一般選挙が6月28日告示、7月8日投票で執行されました。また、福島海区漁業調整委員会委員一般選挙が7月24日告示、8月2日投票で執行され、いずれも無投票により

当選人が決定されました。

仮設庁舎の整備について、ご報告します。

現在、浪江町役場二本松事務所の移設に向け、二本松市平石高田工業団地内に仮設庁舎を建設中ではありますが、9月11日本体工事完成、9月28日から30日にかけて事務所引越し、10月1日新庁舎での業務開始のスケジュールで進めているところです。

庁舎の移設に関しましては、広報誌等で周知するほか、案内標識を4号国道他18カ所に設置し、町民が混乱しないよう留意したいと考えています。

町民交流事業について、ご報告します。

県外交流会についてですが、6月30日東京都椿山荘において「ふるさと浪江会」との共催により交流会を開催し、約300名の参加をいただきました。そのほか山形県・秋田県・青森県・新潟県で交流会を開催しております。県内では、いわき市・南会津町・福島市・白河市・二本松市で交流会が開催され、数多くの方が参加されました。いずれも、町民の絆を深めることができました。

7月27日に請戸小・浪江東中、7月30日に浪江小、8月17日に浪江中、8月20日に苅野小・大堀小、8月24日に幾世橋小・津島小・津島中の児童生徒・保護者を対象として、夏休み子ども親子交流事業を開催しました。

全国各地で避難生活を送っている子供達・保護者の方に、久しぶりの友達との再会の場・親子での体験の場・保護者同士の交流の場を提供し、絆を深めていただくため企画したものであり、郡山自然の家及び会津自然の家に、児童生徒・保護者併せて465名の参加をいただきました。

子供達の感想文に「今日、友達に会えて元気そうだったことで、自分にも明るさが増し、これから先、何があってもがんばろう！と思った。」と記されていたことに感銘を受けるとともに、今後の復興に向けて子供達から『元気』をいただいたところであります。

応急仮設住宅について、ご報告します。

8月21日現在、建設戸数2,847戸に対して、入居戸数が2,216戸、入居人数は4,572人となっております。入居率は77.8%であります。

県内の特例借上げ住宅の状況につきましては、会津地方が182戸468人、中通りが2,316戸5,574人、浜通りが1,430戸2,903人で合計3,928戸8,945人となっております。

今後の仮設住宅の計画ですが、南相馬市原町区大木戸地区に70戸の仮設住宅の建設を予定しております。

インフラ復旧について、ご報告いたします。

町道及び橋梁につきまして、道路3路線、橋梁4橋の調査設計業務を7月下旬に着手しました。

上水道につきましては、送水管2.3キロメートル、配水管3.8キロメートルの漏水調査を実施し、送水管1カ所、配水管1カ所、分水栓及び止水栓7カ所の漏水修繕工事を完了いたしました。現在、住宅密集地の防火対策等のため、権現堂字鬼久保・順礼川原・佐屋前を結ぶ配水管の漏水調査を実施中であり、今後は、権現堂字小関・新町・上柳町・蛭子町を結ぶ配水管の調査を予定しております。

下水道につきましては、日本下水道事業団による浪江浄化センターの災害復旧事前調査が、2日間延べ40人で実施されました。今後の工程は、災害復旧業務の委託契約を結び、詳細調査・災害査定・復興計画に合わせた復旧工事を実施いたします。

警戒区域への一時立ち入り実績について、ご報告いたします。

マイカーによる第4回目の一時立ち入りを、5月19日から7月14日まで計20回実施し、3,494世帯、8,761名、車両台数で3,545台の立ち入りがありました。

バスによる一時立ち入りについては、6月14日から6月17日まで計3回実施し、157世帯、226名、専用バス台数で30台の立ち入りがありました。

なお、8月25日から第5回目の一時立ち入りを行っているところです。

次に、町民の健康管理について、ご報告します。

震災後、放射線量の高い地域へ避難したことによる放射線被ばくへの不安や、避難生活の長期化に伴う体調の悪化など、町民の皆様の健康管理が心配されるところであります。

町民の皆様には、日頃から摂生に努め適度の運動を行うなど、体調管理に十分留意されるようお願いしているところであり、この度、日頃の体調管理に役立てていただくよう「放射線健康管理手帳」をお配りさせていただいたところであります。

今回お配りした健康手帳は、内部被ばく検査による内部被ばく量や、積算線量計による外部被ばく量を記録する欄を設けてありますので、健康診断やがん検診、通院の履歴などと一緒に記載し、健康管理に役立てていただきたいと思います。

さらには、震災後の避難状況や一時立ち入り等の行動記録等についても記載する欄がございますので、ご自身の避難履歴として記載していただきたいと思います。

いずれにいたしましても、各種健診や検査につきまして、毎年継続的に受診されて、その結果について健康手帳に記載し記録を管理

することにより、ご自身の健康管理に十分留意していただくようお願いするところでございます。

現在の健診や検査の実施状況についてでございますが、町の総合健診については9月18日より17日間、県内各会場で実施いたしますので、受診されるようお願いいたします。

また、内部被ばく検査や甲状腺検査についても、随時受け付けておりますので、まだ検査されていない方や、昨年に続き2回目を希望される方はお申し込みをお願いいたします。

なお、内部被ばく検査については、仮設津島診療所やひらた中央病院等で実施しており、8月末現在約8,300名、検査率約40%であります。また、甲状腺検査についても仮設津島診療所で実施しており、8月の1カ月間で約200名の児童・生徒が検査を受けております。

さらには、国による健診体制の確立や恒久的な医療費無料化に向けた法制化についても、国への要望を続けているところであり、一刻も早い対応を求めるものであります。

町民の賠償支援について、ご報告します。

損害賠償支援事業として福島弁護士会の県内説明会及び相談会を県内7カ所の会場で15回実施しました。参加予定者685名に対し参加者は160名であり、支援事業申請者は現在のところ20名という状況であります。

災害給付金等の状況について、ご報告します。

初めに、被災者生活再建支援金の支給状況であります。地震により全壊又は大規模半壊した住宅については、8月末現在、55世帯の申請を受けております。これにつきましては御承知のとおり、現在、損壊した住宅の多くが立入禁止区域内にあり、詳細な調査が出来ないため、写真または本人の申告等により、月1回程度現地を確認し、対象になる世帯に連絡し請求をいただいているところであります。

次に、災害弔慰金について、報告します。

災害弔慰金等の支給に関しましては、3月11日の津波及び地震により直接死亡された方が184名でありまして、うち支給対象者が171名となっております。

8月末現在、申出受理件数が167件、うち支払件数は166件であります。今後も申出書等関係書類の提出をいただき、審査のうえ速やかに振込してまいります。

また、災害関連死に関する弔慰金につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお

願っているところでありまして、8月末現在、申出受理件数が218件、うち審査件数が187件、うち認定件数が184件、支払件数が174件であります。

次に、義援金について、報告します。

去る7月25日、国及び県より第2次義援金の追加配分がありました。内訳につきましては、世帯当たり国が3万1,000円、県が1万1,000円であります。

配分につきましては、現受給者約2万2,000人で割り換えますと、国分が1万2,200円、県分が4,300円で、町分が3,500円を合わせまして、1人当たり2万円の配分となります。

なお、配分につきましては、8月31日より順次振込したところがあります。

子ども医療費助成事業について、ご報告いたします。

現在、浪江町では「浪江町乳幼児医療費助成に関する規則」及び「浪江町児童医療費助成に関する規則」に基づき、0歳から15歳までの医療費一部負担を助成しているところですが、本年10月1日から施行となる「福島県子どもの医療費助成事業補助金交付要綱」の制定により、10歳から18歳までについては、県から全額補助されることになりました。

つきましては、現在、受給者証交付に向け対象者に申請書を提出いただいているところであり、9月中に受給者証の発行を予定しております。

なお、現時点で想定される受給者総数は、新規となります16歳から18歳の受給者416名を含め2,018名であります。

教育行政について、ご報告いたします。

7月6日、渋谷区文化総合センターにおいて、浪江町と二本松市の子供達への支援を目的とする、東日本大震災復興支援チャリティーピアノコンサートⅡが開催されました。

このコンサートは、東日本大震災復興支援を目的として昨年から5年間計画で開催されており、東日本大震災復興支援実行委員会と東京都渋谷区が共催し、収益金の一部で、福島県の子供達を支援することとしておりますが、今年のコンサートの益金は、特に浪江町と二本松市の子供達への支援を目的に開催されたと伺っております。

また、今回は主催者側のご配慮により、浪江町民が70名まで無料招待され、コンサート当日の義援金贈呈式には、浪江町教育長が出席し、実行委員会事務局で、ピアニストでもある徳江陽子様から義援金を受領してまいりました。

義援金は、浪江小学校と浪江中学校に配分し、学校教育資金として有効に活用させていただきます。

次に、原発事故で避難を余儀なくされている浪江町の中学生を対象に「福島の子ども達のチェコ保養滞在プログラム」への招待事業がチェコ共和国主催で、7月31日から2週間の日程で行われました。

この事業の目的は、チェコ共和国の自然、風土、文化などに触れる体験を通して視野を広げ、国際社会に生きる知識を養うとともに、チェコ共和国との友好を築く。また、チェコの人々と浪江の仲間との交流を通して、心身共に休養し、エネルギーを養うとともに、生涯の楽しい思い出を創るというものです。この企画には、浪江町の中学生34名と引率教員4名が参加しました。

滞在期間中は、チェコ政府はじめ、行く先々で大歓迎を受け、充実したプログラムが盛り込まれた予定通りの日程を消化し、8月13日、全員元気に帰国しました。

次に、8月3日、福島市笹谷地内に建設された仮設図書館「浪江 in 福島ライブラリー きぼう」で、図書館の鍵の贈呈式と開所式が行われました。

この図書館は、株式会社アントレックスが東日本大震災以降、取引先関係者などから義援金を募って建設されたもので、この日は、株式会社アントレックスの鱸居隆三社長から浪江町長へ鍵の贈呈式を行った後、引き続き開所式を行いました。

図書も全て寄贈され、当初は3,000冊の蔵書の予定でしたが、8月末までに6,000冊を寄贈いただきました。

この図書館は、浪江町民はじめ仮設住宅に隣接する地元の福島市民も利用でき、交流・情報発信の場として活用が期待されます。

また、オープンに先立ち施設の愛称を公募したところ「きぼう」を投稿されました、浪江町川添の志賀千鶴さんの愛称が採用されました。

第24回市町村対抗福島縦断駅伝競走大会は、11月18日に白河市総合運動公園陸上競技場をスタートに開催されますが、今年も前年度の総合27位・町の部10位以上を目指して準備を進めております。

8月4日から5日にかけて選手、駅伝スタッフ及び応援する会のメンバーの総勢28名が参加し、鏡石町の町営鳥見山陸上競技場で強化合宿と駅伝コース試走を行いました。

今後は、9月から二本松市内で隔週の練習を行い、9月15日には田村市で開催される、福島県中・長距離記録会に参加して強化を図ることとしており、さらなる上位成績入賞を目指して頑張りたいと考えています。

第6回市町村対抗福島県軟式野球大会は、9月8日から県営あづま球場で開催されましたが、浪江町のチームは、8月11日からほぼ毎週、本宮市白沢野球場で練習に励んできました。

昨年は避難生活の中でありながら、準優勝の素晴らしい成績を収めることができ、今年は昨年度以上の成績「優勝」を目指し、選手はじめスタッフが一丸となり、取り組んでいるところです。

原発事故により私どもは、県内外での避難生活を余儀なくされておりますが、各スポーツ大会の参加を通して絆を深め、選手の活躍により、町民の皆様が元気と勇気を取り戻していただきたい、と願うところであります。

最後に、浪江町復興計画の策定状況について、ご報告いたします。

4月19日に策定した浪江町復興ビジョンを基に、6月より町民の方々を主体とした浪江町復興計画策定委員会において議論を重ねてきました、浪江町復興計画であります。中間報告（案）がまとまりましたので、全戸配布を行い意見募集（パブリックコメント）を行いました。

現在、寄せられた意見を計画書に反映させる作業を行っております。

今後のスケジュールでは、今月下旬には浪江町復興計画策定委員会からの提言をいただける予定でありまして、その後、議会の議決を受けての策定を目指しております。

以上、6月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、決算の認定案件が2件、条例の制定及び一部改正案件が9件、平成24年度の補正予算案件が7件、同意を求める案件が1件、諮問につき意見を求める案件が1件、その他報告案件が1件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で行政報告を終わります。

これ以降は、傍聴のみとなります。カメラ等の撤収をお願いします。

◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については質問・答弁合わせて60分となります。一括方式は慣例により質問の時間は30分、再質問10分、

再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。

また、通告された一般質問の中で、同様の内容と思われる事項が、2名以上の議員から出されておりますが、議事整理上また円滑な議会運営を図るために、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したならば、その件については撤回するか、または、不足分の答弁を求めることでご協力をお願いいたします。

一般質問は通告順に質問を許します。質問、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

◇山 崎 博 文 君

○議長（吉田数博君） 2番、山崎博文君の質問を許可します。
2番。

〔2番 山崎博文君登壇〕

○2番（山崎博文君） おはようございます。山崎博文です。議長の許可を得ましたので通告に従いまして一般質問をさせていただきます。なお、質問方式は一問一答方式をお願いいたします。

まず初めに、質問事項1の広島平和祈念式典及び原水爆禁止大会参列について質問いたします。

第二次世界大戦末期の1945年8月6日午前8時15分に、アメリカ軍が広島市に対して世界最初の核兵器である原子爆弾を投下し、この一発の兵器により当時の広島市の人口35万人のうち9万～16万6千人が被爆から2～4カ月以内に死亡したとされています。

この悲しい惨劇から67年後の先月6日に広島市で行われた「原爆死没者慰霊式・平和祈念式典」に馬場町長は参列されました。式典参列は町長自ら要望され、広島市側の快諾を得、実現できたと報道されました。また、9月発行の「広報なみえ」では、「平和祈念式典に参加して」と題し、町長より寄稿されています。さらに今ほどの行政報告にもありましたが、これら「広報なみえ」あるいは行政報告は、私の一般質問通告書受付後のことですから、改めて式典への参列目的と参列して何を感じ、今後の町政にどのようにこの経験を生かすか、もう少し詳細にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今回の平和祈念式典参列については、まず第一義は、昨年3月11日、震災の発災から特に広島県広島市民の方からは、直接励ましの電話、あるいは励ましの手紙をいただきました。さらには義援金、救援物資等も含めていろいろとご支援をいただきまして、なんとか機会があればこのご支援に対する御礼と感謝を申し上げたいということが、第1点の目的であります。

それから第2点目は、原爆投下によって、私どもと原爆の被曝というのは違いますけれども、やはり放射線を浴びた、放射能を浴びたということについては同感、共有するところがありまして、まずその共感を得るために死没者に対しての鎮魂を込めて、御霊のご冥福と世界の恒久的平和を祈念するために参列したということの目的がございます。

さらに第3点は、やはりあれだけ草木の生えないと言われた広島市がこれだけ復興したエネルギーといいますか、そういうものがどこにあったのか。それを肌で感じたい。そして当事者の歴史というものを知りたいということで行ってきたところであります。大きく分けてその3つが参列の目的でありました。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 今、目的はわかりましたので、今後、町政にどのように経験を生かすかということの答えがありませんので、いま一度お願いいたします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 広島を訪問して、今後町政にどのように取り組んでいくかということでもありますけれども、松井市長との話の中で非常に感銘を受けたところは、やっぱり広島市民の先人が復興再生しなくてはだめだという強いエネルギーがそこにあったということでありまして、その先人がいわゆるどれだけの再生復興するかという目的の中に、1949年、昭和24年でもありますけれども、広島平和祈念都市建設法が施行されたわけです。これが30年続いたんです。この30年続ける要望を、これが民間と一体となって成し遂げたということです。

それから、やはり広島に人類世界史上初めて原爆が投下されたということで、やっぱり国、当時のアメリカ、特にGHQです。そういう支援があって、いわゆる日本の軍用地を全部無償で提供されて、そして広島の復興のためにそういう法律の下に、そして民間人の方々が行政と一体となって復興再生をしたということが、松井市長の話の中にありました。

そういうことで、私ども今後、これらに学ぶ点については、やはり国の責任、そして県の支援がなければ、やっぱり私ども町の再生、復興はないということで、財政的にもそうですけれども、いろんなさまざまなものから支援をいただくような形で応援をいただくというシステムをつくっていかなくてはならないのかなという感じがしてまいりました。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 今、原発事故や避難生活を送っていることが全国的に風化しつつある中、町長の式典参列された模様が全国にテレビ放映され、また、全国紙に掲載されました。さらに、ちょうど1週間前の3日、県内のテレビ局で特集が組まれ、町長が生出演されていました。今回の参列したことによって、原発事故の低線量被ばくの問題や、避難の現状を再認識してもらう意味でも非常に意義があり、また、広島市の訪問は物心両面での支援の感謝の意を伝えることはもちろんですが、長期にわたる健康管理の連携など、高く評価したいと思います。今後、各国代表が集う式典、あるいは大会などへ出席する機会をいただけるならば、町長自ら積極的に出席され、これらのことを県や国に訴えるだけではなく、世界にも発信することは町長の責務だと私は考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。やはり風化されつつある状況であることは間違いございません。今の霞ヶ関を見ますと、非常に風化されてきているという感じがします。いろんな要請、要望活動に行ってみても、官僚の態度がそういうふうに私の目には映ってきます。特に私の話を聞いているのに、メモを取らないでただ聞き流しにしているという状況もうかがえますし、さらにはいろいろ意見交換会で福島県内にも出て、いろんな町民の方々と交換会をしてみましたが、そういう中でも、本当に町の情報が入らない。特に新聞とか、マスコミ関係が、どうしても原発の事故の報道が非常に少なくなっているということがございます。そういうものを全部総合的に勘案すれば、やはり風化されつつあるということでもありますので、これだけ非常な惨状を我々としてはやっぱり今後とも後世に伝えていかなければならないし、また現在も今、山崎議員がおただしのとおり、世界にも発信して、原発事故の悲惨さというのでしょうか、そういうものを訴えてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） ぜひ副町長も2人制度になったわけですから、今まで町長が出来なかったこと。特に世界に発信するとか、現状を訴えるとか、そういう努力をしていただきたいと思います。

次に、同日開催された原水爆禁止大会にも町長は出席されました。この大会では発言の機会があったようですが、何を話されたか、また、発言後の出席者からの反応についてもお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

原水爆禁止大会においては、世界各国から集まっておりまして、いろいろな方がいろんな場所でいろんな状況を話をして、盛大な大会になりました。私は原爆被曝者が苦しんでいる現状について、心を痛めて核の廃絶と、全世界の平和を訴えてまいりました。特に私どもがおかれている原発事故の問題で、やはり憲法にうたわれている幸福追求権、生存権、そして財産権、この3つの権利は、私ども人間としての最低限の権利であるということも訴えてまいりました。そういうことを話しましたところ、多くの方々から拍手をいただいて、激励をいただいたことを記憶しております。

○議長（吉田数博君） 2 番。

○2 番（山崎博文君） 町長の大会での発言に関しては、実は私はインターネットのYOUTUBEで拝見させていただきました。今、町長からお話があったとおり、町長の発言には会場から本当に大きな拍手がわき起こっていました。先ほども申し上げましたが、機会あるごとに少しでも我々がおかれている厳しい現状を風化させないよう町長には訴えていただきたいと思います。

ここで、町長突然ですが、バックパネルとかバックボードという言葉聞いたことがありますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ちょっとわかりません。

○議長（吉田数博君） 2 番。

○2 番（山崎博文君） バックパネルあるいはバックボードというのは、首長とかが記者会見とか行ったりする際、もしくはインタビューを受けたりする際に、後ろに市町村名、あと紋章いわゆる町章です。あとはキャッチコピーとか描かれたパネルのことでして、ぜひ町長も、「浪江町」や「紋章」、町の花である「コスモス」、町の鳥である「カモメ」、町の木である「松」、あるいは今からですと十日市などの案内など、タイムリーな告知が描かれたパネルを作成して、その前で記者会見などに臨んでいただきたいと思います。これも風化させないためや、県内外に避難している町民の絆維持のためのツールになると思いますが、どうでしょうか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 今のバックパネルの件ですけれども、いい提案だと思いますので、検討させていただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 2 番。

○2 番（山崎博文君） ぜひ速やかに作成していただきたいし、仮設庁

舎に移るわけですから、せっかく新しいところなんですから、バックパネルの早急な作成をお願いいたします。

それでは次に、質問事項２の帰町の時期について質問いたします。

昨年の３月１１日の大震災発災から、明日で１年６カ月が通過します。この間、町民の皆様は、今後の先行きに不安を抱えた中、避難生活が続き心身共に疲れのピークに達している現状にあります。残念なことに自らの命を絶ってしまった悲しいケースもありました。

第２回復興に関する町民アンケートでは、「帰町するか町外で生活するかを判断する上で重要視していること」という設問がありましたが、今現在、逆に町長として帰町するための諸課題は何か、また、それら課題クリアするための期間はどのくらいかかると町民の皆さんに示すことが必要ではないかと思います。そこで、これらの点について町長はどのように認識されているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは帰町の時期についてお答え申し上げます。

まず、帰町する上での主な課題でございますが、まずは住民の帰町につきましては、安全第一が最優先と考えており、東京電力福島第一原子力発電所の事故の収束と考えておるところでございます。

さらに除染などによる放射線量の低減、道路や上下水道、防潮堤などのインフラの整備・復旧、さらには現在避難している町民の住居の確保、医療機関、福祉施設の復旧、商工業や農業などの事業再開環境の確保、さらに行政だけではなく民間も含めた生活関連サービスの回復などが考えられるところでございます。

○議長（吉田数博君） ２番。

○２番（山崎博文君） 今、諸課題はお答えいただきましたが、それをクリアするのにはどのくらいかかりますかということの質問しているのでお願いします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それではただいまの諸課題に対応する期間なんです、町民が安心して暮らせるようにするための環境整備には、少なくとも今後５年程度は要するものと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） ２番。

○２番（山崎博文君） 諸課題はいろいろ聞きましたし、それをクリアするのには５年ということですが、次に町長は、「町内を放射線量に応じて３区域に再編する政府案を年内を目標に受け入れる考えを

示した」と先月18日の記者団の質問に答えた報道がありました。

まず、町長の3区域の受け入れと年内目標について、もう一度どのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。3区域の見直しの件については、昨年12月18日だったと思いますけれども、政府のほうから線量によって3つの区域に見直しをしたいという提案がされました。その中で、やっぱり提案するのはわかりますけれども、提案する前に賠償の問題、それから除染の問題、健康管理の問題、さらにはインフラの復旧というものを前提としてどういうふうに考えるんだということで議論の対象にずっとしてまいりました。そういう状況の中で、ある程度の政府の考え方、バックグラウンドといいますか、グラウンドデザインが出てきております。そういう状況の中で、やはり区域の見直しをしながら、インフラの復旧のいわゆる除染を含めてインフラの復旧を早急にしていける時期には入っているのではないかとということで、年内中には区域の見直しに、その賠償の問題もやはりなんといいますか、我々の要求しているもの100%ではありません。それを要求しながら、同時並行的に進めていきたいと思っております。今忘れましてけれども、その賠償の問題については、公平感がないとだめだと。格差を設けてはだめだということも提案をさせていただいたという状況をかんがみて、年内中にはすべてを合わせながら区域の見直しをしてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 具体的スケジュールが町長は多分頭の中には描かれているとは思いますが。私の一般質問の場ですから、もう少し一歩踏み込んで年内目標ではなくて、具体的にもし明言にできるのであれば明言していただきたいし。どうでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 今、行政報告の中でも申し上げましたように、復興計画が今策定中であります。復興計画もやはり9月下旬に。そして議会のほうにも提案して10月にはまとまるということでもありますので、そのタイミングを踏まえながら、議会の皆様方、そして町民の皆様にご提案申し上げて、そして区域の見直しを図っていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 今後、3区域の線引きの協議や、町民に対する説明会の開催などを受けて受け入れとなると思いますが、ここでもっと整理したいと思います。

まず3区域の見直しと避難指示解除、つまり帰町の時期とはイコールではなくて、3区域の見直し受け入れによって避難指示解除準備区域と居住制限区域では、住民の立ち入りに関わる許可手続きは不要となり、宿泊はできないが、自宅などの片づけや修繕が可能になる。また、除染やインフラの災害復旧が進む。しかし、帰還困難区域では区域境界にはバリケードが設置され、一時立ち入りには従来通りの手続きやスクリーニングが必要となる。そして区域再編受け入れ後、避難指示解除つまり帰町までに何年かかるという判断は町長に委ねられているという認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今おただしのとおり、全くそのとおりでありまして、区域の見直しと避難指示の解除、これは全く別な問題でありまして、区域の見直しをしたから避難指示の解除ではないということでございます。そういうことで議員おただしのとおりであります。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） そこで、町民の皆さんは、町長が町の方角性、つまり帰町に関して、何も示さないことに限界が来ていると私は思います。私の帰町に関しての考えは、7月11日の会議において、町長には今の現状を踏まえれば、5年間の帰れない宣言をすべきだと申し上げました。記憶にあるかどうかちょっとわかりませんが、根拠も申し上げましたが、ここで私の考えを申し上げますと、まず1つ目は除染であります。国の除染に関する工程表では2カ月前の7月には本格除染が始まっていなければなりません、いまだに事前調査中であり、平成26年3月終了予定には疑問符が付きます。また、関連して中間貯蔵施設設置の工程表では供用開始が平成27年1月となっていますが、協議自体が3月からストップして、ようやく先月19日に再開しました。これもスタート時点で大きく遅れているわけですから、供用開始が遅れるのも当然であります。帰町した場合には、除染廃棄物がすべて仮置き場から中間貯蔵施設に搬入されていなければならないと思います。

2つ目に、やはり原発事故はいまだにトラブルが相次ぎ収束していない危険な状態にあることです。原発4号機の例を挙げますと、約1,500本の燃料棒を来年12月から本格的に取り出しが始まり、順調に作業が進んでも4年間かかると言われていますが、世界初のしかも危険を伴う作業を近くでしているのに町民の安全を守る観点から無責任に返すことは出来ないと思います。

3つ目に、先ほどの行政報告にもありましたが、上下水道や道路などにはかなりの被害があり、ライフラインやインフラの復旧には

郡内一の面積ですので、それ相当の期間がかかると思います。

また、関連して復旧・復興促進のため、あるいは避難道の確保の面で言えば、常磐道の早期開通が必要不可欠なことで、ようやくモデル除染が終了し、今後本格除染が始まり、整備開通は早くても今回示されましたが平成27年度内を目指すというものの、順調にいつての話であって、私はそういうような簡単な話ではない。つまりそれ相当な期間がかかるのではないかと。その他の主要道路も同様です。

そしてその他、国立化を求めるべきだと思いますが医療・福祉関係施設の整備、教育や雇用問題、帰還困難区域や地震により家屋の全半壊した方々の町内復興住宅建設など課題山積ですので、これらの点は5年間かけてスピード感をもって対応を協議し、5年後には帰町できるための最低限度の生活基盤を何とか整備することができるのではないかと思います。

住民の一律賠償を実現するために、原発事故から6年は帰らない方針を決め、年内にも区域再編する意向の富岡町は、政府との調整が難航しているという報道がありました。

まったく国は避難自治体の現状を認識しているのか疑問を持たざるを得ません。例えば2、3年後に「私達に帰町しろ」と国が求めるならば、逆にこちらから、この2、3年間のうちに、限りなく年間被ばく線量を1ミリシーベルト以下に除染すること、また、インフラ・ライフラインの復旧を図り、雇用、医療、福祉問題など諸課題をクリアすること。さらに過日閣議決定された避難区域のグランドデザインをより具体的に示すことなどを強く国に求め、確実に被災前の生活を送れるよう、国に担保してもらうことが必要だと思います。

「帰らない」というのは帰れる状況にあるが自分の意志で帰らないということであって、今の浪江町は私が申し上げた諸般の状況を考慮すれば、帰町し日常生活を送ることが出来ない、浪江は「帰れる状況にない」つまり「帰れない」が適切な表現ではないかと思います。そして、それに伴って賠償の一律があるのではないかと私は思います。

以上が私の帰町に関する考えですが、町長は帰町する・しないの判断はいつするのか。また、帰町まで何年間待てば良いとお考えか、お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今おただしのとおり、全くそのとおりの形で、やっぱり私どもは戻れない状態なんです。いわゆる戻らないということではなくて、戻れないんです。要するに生活ができないという

ことですので。ですから、やっぱりそういう形のもので今山崎議員がおただしのとおり、賠償、除染後きっちり担保して、そして政府が責任を持って遂行するということを強く要請要望していきたいと思っています。

したがって、今の状況で先日の柳澤副大臣が非公式な話で、公式な話ではありませんので正確ではないという話にもなるかもしれませんが、私どもの考え方を今山崎議員がおただししたとおりの話をいたしました。実際、我々が線量が低いからと言って戻れる状況ではなくて、やっぱり生活するためにはいろんな生活基盤がきちんとしていないと成り立ちません。そういうことで、これは3年、あるいは4年なんていっても、そんな時間では出来ません。やっぱり5年ないし6年、そういう戻れない状態が続くということを強調いたしました。

それから、先ほどの原発事故の収束の問題です。これは本当に見通しが立たないです。現在も危ない状況であるということも私の耳には入ってきています。そういうことで、軽々しく避難指示の解除が出せないんだということで今考えているところであります。

議員おただしのと通りの考え方で今後も前進していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 今ほど町長から、私と考えを一にするということですから、例えば宣言の名前はどうか、今後5年間は町民の皆さん申し訳ありませんが、生活基盤を復旧させますから、申し訳ありません、5年間いただきたいということでとってよろしいですか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） そのとおりであると思います。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） ただいま町長から英断、政治的、総合的なお話をいただきました。いろいろと帰りたい人もいるのも現状ですので、十分な理解を得るような場をつくっていただきたいと思います。

それでは、最後の質問事項3の町教育行政について質問いたします。

まずは、「いじめ」問題についてお伺いいたします。

昨年10月に、滋賀県大津市の中学校で2年生の男子生徒がいじめが原因で自殺をしました。今年7月にいじめの内容や学校・教育委員会などの対応が明るみになり、波紋が広がっています。学校・教育委員会のこの「いじめ問題」に対する対応のまずさは指摘せざる

を得ないのは事実です。また、教育委員会制度廃止を唱える方もいるのも現実です。そこで、教育委員会制度の意義といじめの定義について、教育長はどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） お答えをいたします。

まず教育委員会制度の意義についてでございますが、一般的には次のようにいわれております。すなわち①地方自治の尊重、②教育行政の中立性と安定性の確保、③指導行政の重視、④教育行政と一般行政の調和、⑤国・都道府県・市町村の連携、⑥生涯学習などの教育行政の一般的な推進、以上6つの観点です。私の理解では、このような意義を有する教育委員会制度は、幅広い知見をお持ちの委員の方々の合議制による意思決定（レイマンコントロール）という仕組み。

〔議長、出入り口一つなんだから、自由な出入り止めてください〕と呼ぶ者あり〕

○教育長（畠山熙一郎君） この仕組みを十分に生かすことが大事なんだろうと考えております。

「いじめ」の定義についてでございますが、文部科学省が平成18年度に従来の定義を改めております。それは「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもので、起こった場所は学校の内外は問わない」と言うものでございます。私としましても、「いじめは、相手の心を深く傷つけるものでございます。それ故に絶対に許されない」という認識のもとに、その未然防止と救済に努めなければならないと考えておるところでございます。

○議長（吉田数博君） 傍聴者の方にお問い合わせいたします。あと20分程度で休憩を挟みますので、ぜひ出入りにつきましてはご遠慮いただきたいと思います。

2 番。

○2 番（山崎博文君） 今、教育長からいただきましたが、私も事前にこれは調査しておりまして、ほぼ同じようなことがありました。

そこで、大津市のいじめ問題が大きく報道される中、7月以降町教育委員会は開催されたか。また、現場サイドの職員会議は開催されたかお伺いいたします。

さらに開催された場合は、その内容についても併せてお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） ご質問にお答えいたします。大津市の問題

が大きく報じられるようになった7月以降における教育委員会の開催でございますが、7月定例会を7月24日に。それから8月定例会を8月28日に開きました。また、学校現場での職員会議でございます。浪江小学校、浪江中学校ともに7月中旬と8月下旬に1回ずつ、それぞれ2回開催しております。

まず教育委員会の内容でございますが、毎回教育長報告という一つの大きな内容がございます。このところで7月のときには既にこの大津の問題が報道されておりましたので、校長会を開きましたおりに、この問題を取り上げまして、教育委員会と学校共にこのことを教訓として今後に生かすべきであるということを確認したことを報告をしてございます。

また8月の教育委員会ですが、教育長報告の中で、いじめの問題から子供達を守るためには教育委員会と学校とが緊密に連携をすることが本当に大事だという考えに基づいて、実はいじめの問題に関する教育委員会としての指導方針は従来からあったものではございますが、改めて整理をして通知をしました。その内容をお伝えしまして、その方針に基づきながら問題解決に当たっていくということでご報告をして委員の皆様のご了承をいただいた。これが教育委員会の内容です。

それから学校での職員会議ですが、両校では日頃から子供達の様子の子の把握と情報の交換を重視しまして、万が一、こういったいじめに関わる心配が出た場合には、全教員の共通理解のもとに取り組むという姿勢を確認はしております。さらにご承知かと思いますが、浪江中学校では被災前から生徒会が中心になりまして「いじめをしない、させない、許さない運動」ということをしております、規模が変わったものではございますが、学校では大事な取り組みとして継承してございます。こういった中で、7、8月の職員会議では、校長の指示の下に、いじめ関係の新聞記事や今ほど私から申しました教育委員会からの通知を踏まえて、防止と万が一の発生時の対処について話し合ったという報告でございました。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 大津市の問題から、しっかりと教育委員会または現場サイドでは対応しているのかなと、今伺いしまして思いました。

そこで、7月20日、大阪府の教育委員会は、大津市の「いじめ」問題を受け対応を協議し、同様の被害者を絶対に出さない、との考えから、教育基本法に定められている加害生徒の「出席停止処分」を積極的に適用する方針を確認したそうです。今後は市町村教育委

員会に対して、この処分を適用するよう求めていくという方針と
ことです。教育長は、この「出席停止処分」についてはどのような
見解かお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 出席停止処分につきましては、従来から制
度上はこれは明記されてまして、町立の小中学校、学校の管理規則
の中の第36条にも明記されてございます。いろんな項目の中で、他
の児童生徒に傷害、あるいは心身の苦痛または財産上の損失を与え
る行為というのははっきり明記されてございます。こういったいじ
めの問題がまさにそういう問題の出来事となってまいりますので、
状況を精査した上で、これに照らして対応していくということにつ
いてはやぶさかではないと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 2 番。

○2 番（山崎博文君） この出席停止処分については、学校側が当該地
域の教育委員会に書類を提出し、そして事実確認や保護者への意見
聴取などを経て教育委員会が決めて命令するものであり、処分を受
ける側の権利や状況も考えなければいけないので、そう簡単に決め
られる処分ではないのもわかります。ただ、抑止力の点では協議に
値するのではないかと私は今質問をさせていただきました。

さて、先週の5日、文部科学省は総合的な「いじめ」対策を発表
しました。その要旨の中で、「いじめ」問題を隠さず的確な対応に
努める学校や教職員が評価される考え方を提示とありました。「何
をいまさら」と思うわけですが、例えばがんの名医の条件は早期発
見、適切な早期治療、そして完治させることだと思います。教職員
も同様に、「いじめ」を早期に発見し、その解消に向けて早期に対
応し、そして解消が求められ、そういった教職員が評価されるのは
至極当たり前のことだと私は思います。ややもすると「いじめ」が
無かったと報告した教職員のほうが高い評価になるとも言われてい
ましたが、全くナンセンスな評価だと思います。この評価の点で、
教育長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 一般論で申しますと、評価というのは非常
に難しい。うまくやればこれはいい結果を生む。ただ、互いに納得
できない結果であれば、逆の効果の面も持っているわけございま
すが、いじめ問題に限らず子供達教育に関して、いわゆる教育職
にあるものが、なすべきことをきちんとする。そのことを正しく評
価する。至極当然。そのように私も考えております。

○議長（吉田数博君） 2 番。

○2 番（山崎博文君） 浪小、浪中は小規模校です。小規模校では、教職員は子ども一人ひとりを把握しやすく、個性に応じた教育活動ができ、また子どもについての情報の収集は容易で、比較的いじめは少ないと言われていています。しかし現在は携帯電話とかパソコンの普及により、電話やメール、さらにはインターネット掲示板と極端に言えば24時間いじめが起きている可能性があるわけです。県教育委員会では、いじめに関する実態調査を実施すると聞いております。やはり町教育委員会独自でも、原発事故で避難したということから、特異ないじめに遭いかねない理由がありますので、県内外に避難している小中学生に対し、早急に調査が必要ではないかと思いますが、教育長はどのようにお考えですか。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 今ほどお話しいただきましたけれども、浪江も小中学校につきましては、比較的目が行き届いていることもございますし、それからそのほかの学校でございますが、今年の6月に、全ての学校を対象に、学校が把握しているかどうかという範囲で調査をしたそのときに具体的ないじめの事例については報告はなかったという状況です。その裏付けはどういうことかということ、遠くに避難している子供達の様子を把握するために、学校によって差はあるんですが、月に一度前後、以前の担任の教諭等が電話で連絡をしています。そういう中での把握でございますが、今後原則的にはそういった方法によって子供達の情報を把握し、なおかつそういう中で困ったことなどを出来るだけ相談しやすい雰囲気をつくりながら対応していくのが、いまのところ考えている方法かなと考えてございます。

○議長（吉田数博君） 2 番。

○2 番（山崎博文君） 今ほど私申し上げましたが、原発事故で避難しているという特異ないじめに遭いかねないと思いますので、ぜひ「いじめ」の早期発見、また解消に向けて対応を今後とも協議していただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。浪小・浪中以外の町立5小学校及び2中学校校長のそれぞれの勤務の内容はどのようなになっているか、端的にお伺いします。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 再開できました小中学校1校ずつの他の校長7名おりますが、この校長達は学校経営に直接関わりません。それで浪江町教育委員会と県教育委員会と協議しながら、全国に散っている子供、あるいは兼務で赴いている教職員の支援のために出来

るだけ近くということで、具体的には浪江町教育委員会に4名です。それから本宮市教育委員会に1名、いわき市教育委員会に1名、福島市教育委員会に1名が配置されて、関連の教育施設に行って、日常的には先ほど申しました子供や教職員の情報収集、必要があれば直接出向いて行って子供達に会うこともあります。あるいは子供達がそこで学んでいたたり、兼務教員が勤めている学校の校長などから情報を収集して、必要な対応をするということでもあります。その中心を占めているのが浪江町の小中学校の事務局という、下川崎の幼稚園のところにあるんですが、そこと我々と連携を取りながら対応していくという状況です。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） そこで、3名の校長先生ですか。ぜひいじめ問題などや子供、保護者のさまざまな悩みを聞く場、つまり電話専用相談窓口を開設して、教育問題のプロである今、3名の校長先生がいらっしゃるということですから、相談者の悩みの解消に取り組んでもらうのはいかがでしょうか。

方法論については、まだまだ議論することがあると思いますが、方向性について、教育長からお願いします。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 私の説明がちょっと不十分でしたが、9名の校長のうちの7名が全てそういう形で対応してございます。4名は浪江町の教育委員会に関わりながら、今私どもと一緒に仕事をしているいろんな相談の対応をしております。そういうことですので、今お話しあったすべてのものを対象に議員が今ご提案いただきましたことについて対応していきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 最後の質問に移ります。まず確認したいのですが、浪小、浪中は、町内小学校の統合校ではない。また、その他の町立小学校は、休校ということでしょうか。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 申し上げます。私が機会あるごとにいろんなところで申し上げているのですが、被災してこういう状況にありますが、浪江の6つの小学校、3つの中学校はそのままです。したがって県教委との人事に関しましても存続しており、ちょっと事情が変わってはまいりましたが、とにかくできるだけ早くそれは再開したいんだと。そのための人事の配置を要望して今は兼務という形になっています。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君）　そこで浪小・浪中以外の、請戸・幾世橋・大堀・荊野・津島の各小学校と、浪江東・津島の各中学校は廃校ではないので、ぜひ存在を継承するための一つの方法として、浪小・浪中で入学式や卒業式、あるいは朝の会、休み時間などにそれぞれの校歌斉唱、もしくは校歌を流してはどうでしょうか。児童・生徒が「浪江町を知る、浪江町を忘れない」という観点からも大切な教育ではないかと思います。また、卒業生の母校に対する思いも踏まえれば必要なことではないかと思いますが、教育長はどう思いますか。

○議長（吉田数博君）　答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君）　お答えいたします。

6つの小・中学校の子供達がいて、いろんなところで苦しい避難生活を送っているわけですが、そういう子供達が出来るだけ絆を確かめるために、町のご支援やあるいは商工会のご支援をいただきながら、集まる機会をこれまでも何回か行っています。そういうときには必ず学校、なるべく学校を一つの単位にしながら集まって、教員がいろんな工夫をしたプログラムを用意します。ただ、必ずそこで校歌を斉唱することをこれまでしてございます。さらに、民間の事業者が県の教育委員会の了承を得るという形でインターネットを通じて県内の小中学校の校歌を全部聞けるシステムを構築していますので、それにも浪江の全ての学校を組み込んで、そんな形で少しでも子供達と学校とのつながりを確保しようということで考えておるところでございます。

○議長（吉田数博君）　2番。

○2番（山崎博文君）　ですから例えば朝の会とか、休み時間とか、そういう浪小・浪中で校歌を流してはどうでしょうかということなんですが。

○議長（吉田数博君）　教育長。

○教育長（畠山熙一郎君）　浪小・浪江中学校につきましては、今議員がご指摘のような形では実際しておりませんが、ただ、数名ずつ浪小・浪中以外の子供達もいますので、そういう子供達の気持ちを考えながら、また、学校の考え方もありますので、その辺のご指摘にあったことを踏まえて情報交換をしながら共有していきたいと思います。

それと、微妙な問題もありますので、必ず実行するということろまで今お答えできないことを申し上げます。

○議長（吉田数博君）　2番。

○2番（山崎博文君）　ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。それでは最後、今後の学校のあり方の一つとして、4月に開催さ

れた双葉地方教育長会総会で、大熊町の教育長から郡内8カ町村による組合立や国立での学校運営を想定した幼稚園、小中学校一貫校を設立する案が示されたと報道がありました。郡内の教育が一つにまとまって魅力ある学校づくり、若い世代に残ってもらうことが必要という観点から申出があったそうなのですが、各町村教育委員会では賛否が分かれたようですが、浪江町教育委員会あるいは教育長として、この提案についてどのように評価されているか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 一つお断りを申し上げなければいけないんですが、新聞報道には今議員からお話のとおりにありました。実際を申しますと、一通り議案が終わった後で情報交換というのをさせていただきます。それぞれの町村の状況はどういうことかということで、私としても浪江のことを申し上げましたが、その中での大熊町からの報告ということで、当時4月25日でしたが、この段階でこういうことを検討しているんだということで説明があって、それについての意見を求められました。ですから正式な議題ということではありません。そういうことですのでご理解いただきたい。

内容は、今ほどお話がありましたように、出来れば放射線が低い双葉郡内の1カ所に取りあえず、南になるか北になるかわからないけれども、幼稚園から小中学校を見越して、一貫の教育機関を組合立かあるいは県立、国立で考えたいんだと、そのようなお話の内容でした。私はそのときは、郡内の各町村がおかれた状況というのは当時も今もそれぞれでございまして、復興への道筋というものも、それぞれ今一生懸命たどっているわけですので、まずは町村の復興計画の中で学校教育のあり方も当然考えなければならないので、その時期としましては、教育長会がこういう議案について論じたということ自体が、混乱のもとになると私は受け止めました。

したがいまして、議論として、もちろんしていませんけれども、とにかく時期尚早だという印象をもちましたので、その旨、発言はしました。この件については、5月25日の定例教育委員会で報告しまして、委員の皆さん方のご了承もいただいています。

この後につきましては、こういう動きはどうなるかわかりませんが、こういった考え方が子供達のために。浪江の復興のために妥当であると判断されたときには、やはりそれは大事な考え方として、私も考えていきたいと思っています。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 私は昨年12月に一般質問の際、浪小・浪中の小

中一貫教育の導入の検討について質問いたしました。今回の大熊町教育長の情報交換の中で出た話は、今後の郡の学校のあり方について、非常に私は建設的なお話であり、あらゆる角度からの提案を議論することは決して無駄ではないと思います。ぜひ帰町までの浪小・浪中のあり方、そして帰町したときの町内小学校はどうあるべきか。今後広く、深く活発な議論を展開していただきたいと思います。

以上で、本日通告しました質問事項は全て終了いたしました。

8月発行の議会だよりの編集後記に私の思いを書きましたが、「頑張る」という言葉は、そもそも自分の考えを押し通す意味の「我を張る」が転じ、「頑張る」になったといわれています。これからさまざまな課題が与えられますが、ぜひ町のトップリーダーである町長には、町民のために国、県、そして東電に対し「我を張って」いただくことをお願いし、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で2番、山崎博文君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで10時45分まで休憩いたします。
(午前10時33分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前10時45分)

◇佐々木 恵 寿 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。15番、佐々木恵寿君の質問を許可いたします。
15番。

[15番 佐々木恵寿君登壇]

○15番（佐々木恵寿君） 改めましておはようございます。15番、佐々木恵寿でございます。一括質問により一般質問をさせていただきます。

まず冒頭、先ほどの一般質問の中で、町長が広島平和祈念式典に参列され、その概要についてご報告いただきましたが、私は個人的に学生の頃から原発じゃなくて原子力、いわゆる核の問題に興味がありまして、広島には12回行っています。式典には参加しておりませんが、いわゆる原爆投下の問題や第二次世界大戦のありようについて、若干勉強した経過があります。さらには長崎にも8回ほど行ってます。議会の常任委員会でも長崎に行った際に、長崎の

平和式典の終了直後にそこに行った経過もありまして、非常に核の問題に知見をもたれている同僚議員もいらっしゃいます。ついては、どうぞ議会にも核の問題について識見がある方がいらっしゃいますので、その議論に参加させていただきたいと思います。

それから私個人的に思うところなんですが、吉田拓郎というフォークシンガーが、町長、副町長と同世代の方です。彼は生まれは違うのですが広島で育って、大人になった方でありますけれども、彼の曲の中に夏休みという曲がありまして、まさしく「夏休み」という曲は、原爆が投下されて全てを失ったという歌詞の内容がそういうことになっています。ぜひ、その辺の核の投下とは何だったのかという意味合いを改めて感じるきっかけにもなると思いますので、どうぞ吉田拓郎の「夏休み」、次カラオケに行かれた際は選曲していただきたいと思います。

若干それでしたが、本題に入ります。まず町長の政治姿勢につきまして、いわゆる警戒区域の解除、あるいはこの帰還に向けた考え方等の中での政治姿勢ということで質問させていただきたいと思います。

まず毎回でありますけれども、質問原稿は事前に提出してありますので、完全なあるいは完璧な答弁を求めるものでもあります。

警戒区域解除につきましては、最近の町長の言動や新聞報道を見ておりますと、「避難区域再編案、受け入れやむなし」という雰囲気伝わってきております。8月2日に開催された浪江町議会全員協議会においても、避難指示区域の見直しの方針についての言及もありました。町長は従前から「復興のグランドデザインや完全賠償が示されない限り避難区域再編案は受け入れられない。ボールは政府に投げたままの状況だ」と発言をされておりました。

避難指示が出ておりました県内11市町村のうち避難区域再編は8月10日の楢葉町を含め5市町村で受け入れている状況下でもあります。

原発事故により警戒区域と計画的避難区域に指定され、全町避難を強いられている私達、浪江町として、国の避難区域再編案をどうとらえ、ふるさと浪江に帰還する考え方をどうお持ちなのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、警戒区域解除の認識と対応策について質問いたします。

そもそも、なぜ避難区域再編なのか。その理由について明確な説明を求めます。

また、警戒区域が解除され、新たに「帰還困難」「居住制限」「避難指示解除準備」の3区域の避難が続くとなれば、どのような問題

が発生し、その対策をどう行い、そして解決していくのかお示しいただきたいと思います。

政府は、避難指示区域の見直しに伴い、解除時期の見込みは市町村の決定があればそれを踏まえて賠償基準を決定することとしております。現況において、国の避難区域再編案を受け入れる考えがあるのか。受け入れるとすれば、相手に投げてあるボールはどこへ行ったのか。先に示していたとされる復興のグランドデザインの回答はどういうことになっているのか、完全賠償はどういうことなのか。避難区域再編の協議を拒んできた町長ご自身が、自問自答しながら、この矛盾にお答えいただきたいと思います。

次に、新たな区域設定（3区域設定）に至る経緯について質問いたします。

避難区域再編を受け入れ新たな区域設定がなされ、浪江町はいわゆる3つの避難区域が設定されるやに聞き及んでおります。放射線量により3区分されそれぞれ管理していくということになる場合、区域の境をどう線引きするのかが大きな議論になってくるものと予測するものであります。線引きの基準をどう引いていくのか。その考え方について、お答えいただきたいと思います。

次に、復旧・復興に向けた今後の見通しについて質問いたします。今後、避難区域再編に伴い、復旧・復興をめざして、除染や道路・電気・上下水道などのインフラ整備を行っていくものと思います。これから先、具体的に何をどれだけの時間を使い、いつまでにどういうことにしていくのかお示ししていただきたいと思います。

次に、政府並びに東京電力の賠償基準につきましてご質問します。「双葉地方及び福島県と国との協議会」の議論の経過について質問いたします。まず「双葉地方及び福島県と国との協議会」の構成者を明示していただきたいと思います。

東京電力は、7月24日、原子力発電所事故による損害の賠償に関し、「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」を発表いたしました。また、これより先、7月20日、政府が、東電原発事故に伴い財物賠償基準案を発表しました。

政府が「財物賠償基準案」を作り、東京電力が「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」を発表した理由は何なのか明らかにしていただきたいと思います。これは政府か東京電力に聞けということになろうかとも思いますが、いわゆる協議会に参加している浪江町がやりとりをしておりますので、あえてここで明らかにしていただきたいと思います。

そしてそれまでの間、「双葉地方及び福島県と国との協議会」で

この賠償基準について協議としてきたとの報告がありましたが、なぜその会議において賠償基準づくりを議論していたのか。その目的と理由を求めるものであります。

本来、法律上、原子力損害賠償紛争審査会が一般的指針を策定することになっている以上、審査会が公開の場で議論した上で、国が責任を持って財物賠償の方針及び基準を定めるべきものであるはずなのに、町長がそこに入り議論し、その結果、新聞報道によりますと、馬場町長は「ある程度の賠償額が示された」と評価しております。しかも、経済産業省は、不動産などの損害賠償基準を被災自治体の意向を汲んだ形で発表したとも発言しております。このことは何を意味しているんだろうかと申しますと、加害者である経済産業省、そして厚生労働省、更に東京電力が、この3者が被災自治体を取りこみ、被害者にとって全く不利な賠償基準を作って賠償額を抑えたという大変危険で悪質極まりないものと私は思うわけであります。

被災者たる町民にとり、この賠償基準は大変迷惑なものであり、まったくもって「余計なことをしてくれたものだ」といぶかる町民が大勢いることについては町長はどう答えるのか答弁を求めるものであります。

次に、原子力災害損害賠償紛争審査会の損害指針について質問いたします。

本来、原子力損害の賠償につきましては、原発事故による被害及び被害者の実情を考慮し、適切な賠償額を定めるべき任務を負う機関として、法律上、原子力損害賠償紛争審査会が一般的指針を策定することとなっておりますが、なぜ町長がこの協議会に参加して、このような賠償基準の策定並びに発表に至ったのかの説明を求めます。

被災自治体の意見や、避難している町民の双方を含む被害者の声をも真摯に取り入れつつ、地域の復興と被害者の生活再建に確実につながるような、適切な賠償の方針及び基準を定めるべきであることは至極当然のことであります。しかしながら、そうならないことに問題があります。原則どおり、原子力損害賠償紛争審査会又は原子力損害賠償紛争解決センター総括委員において、その基準を定めることを強く求めるものであります。町長はこのことに関してどう考えているのかお答えをいただきたいと思います。

次に、財物賠償基準について質問いたします。

政府や東電に今回示された建物等の財物評価は事故発生時の価値を基準としております。被害者たる町民は転居あるいは新規移転先

で新たな建物等を取得しなければならなくなりますので、原則として経年減価を考慮しない再調達価格を基本とした賠償がなされるべきであると思います。

私は、浪江町議会の政府・東電への要望事項は「不動産は再調達価格が基本」として申し上げてまいりました。

経年減価を考慮しない再調達価格が破棄され、固定資産評価額で合意した理由をお聞かせいただきたいと思います。そして、このことが馬場町長の「ある程度の賠償額が示された」と評価した、そして満足さえ感じるような振る舞いは一体何なのか教えていただきたいと思っております。

次に、住宅再建について質問いたします。防災集団移転促進事業の取り組みについてお聞きします。浪江町における防災集団移転促進事業について。政府の平成23年度第3次補正予算と復興特区法の成立で、東日本大震災からの復興で住宅地を高台や内陸に移転する際の柱となる「防災集団移転促進事業」への国からの補助が大幅に拡大し、自治体負担が実質的になくなります。すでに岩手県や宮城県ではこの事業が進んでいる報道も見受けられ、避難区域の再編後に、浪江町においても早急に事業に着手しなければならないと思っております。

防災集団移転促進事業とは、災害で被災または被災の恐れのある住宅地を安全な場所に移転する場合に適用される事業であります。自治体が国の補助を受けて、移転先の高台などの土地を取得、住宅が建てられるように整備するものと思います。浪江町において、防災集団移転促進事業についてどう取り組んでいくのかお答えいただきたいと思います。

次に、集団移転先の選定について質問いたします。移転先の選定など、この事業を進めるには、対象地区の住民の合意が欠かせません。移転先の土地所有者も含めて、どう合意形成を図っていくのかお答えいただきたいと思います。

これら被災者の意見はさまざまで、取りまとめは難航するのではないかと危惧します。町長の指導力や構想力が問われる場面も出てくるものとも予測します。この考え方をお示しいただきたいと思えます。

次に、用地等の買取時期、買取価格について質問いたします。

この事業で造成した土地は、被災者に無償提供するのか。あるいは自治体の所有になるのか。もともと住んでいた土地はどうなるのか。第3次補正予算や復興特区法では、ほかにどのような特例が設けられたのか。用地の買い取り時期はいつになり、また買取価格は

どの程度になるのかお示ししていただきたいと思います。

次に、墓地移転について質問いたします。住宅移転とともに墓地移転の問題も大きな課題として解決しなければなりません。そもそも墓地を移転しなければならない理由は何か、今後の計画について、考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、応急仮設住宅から次のステップへと題しまして、仮設住宅の現況について質問いたします。原発事故の被害により避難の広域化や長期化、これからも仮設住宅等に避難して行かなければならない状況が続くことを考えれば、帰還の時期が見えない不安、コミュニティの崩壊の危機が指摘され、避難者たる住民に対する経済的支援、そして避難者同士の絆の維持に向けた取り組みが必要であると指摘しておきます。これらのことについて、浪江町としてどういう対応がなされるのかお聞かせいただきたいと思います。

また、仮設住宅に入居できた被災者とそれ以外の被災者との間に生じている支援格差への対応策、被災者の孤立化を防ぐためにも個人情報共有化等についてどう対処するのかご回答をいただきたいと思います。

現在の契約は平成26年末までであります。今後の避難状況を単純に予測しても1年半後に契約終了とは到底あり得ないことであると思います。契約延長はあるのかどうか、その考え方をお聞かせいただきたいと思います。

次に、災害公営住宅整備事業について質問いたします。

本年7月、相馬市馬場野の災害公営住宅「相馬井戸端長屋」を同僚議員と共に視察をしてまいりました。大震災で被災した高齢者らが共同生活を送る相馬市独自の恒久住宅で、2棟目の完成式の直後でありました。国の災害公営住宅整備事業としては被災地第1号とのことでありました。

応急仮設住宅は、あくまで応急的に対応しているものであるために、さまざまな問題点が出てきており、一刻も早く災害公営住宅の整備が求められております。

また先般の全員協議会での政府、資源エネルギー庁の電力・ガス事業部原子力損害対応室長は財物賠償基準の説明の折、「財物賠償が不足して移住先に住宅を建てられない人は、災害公営住宅に入ってもらふことになる」と発言したことに象徴されますように、満足な賠償額にならないことを考え合わせると災害公営住宅に多くの入居希望者が出てくるものと私は予測しております。

災害公営住宅の目的、整備方針、整備基準、整備費、整備場所、整備戸数、入居資格、家賃、将来の譲渡処分要件、事業の工程表に

についてお示しいただきたいと思います。

次に、大震災災害対策における防災整備について。巨大津波に対する防災防潮林の整備についてご質問をいたします。

東日本大震災の大津波により、宮城県や岩手県では防潮林も大きな被害を受け、人の命だけではなく、長い間育まれてきた防潮林も広範囲にわたって被災してしまいました。防潮林が堤防より内陸への津波の浸水を抑える効果が高かったとの調査結果もあります。先の大震災では、岩手県陸前高田市のように巨大津波で防潮林がなぎ倒されたケースがある一方、宮城県石巻市では防潮林の背後で家屋が壊れず残ったという例もあります。

堤防はいったん津波に乗り上げてしまうと、浸水を押しとどめる効果が薄いのに対し、防潮林は津波が流れ込んでも勢いを止める効果があるといわれております。浪江町の海岸線にも防災のための防潮林を設けるべきと考えます。隣接自治体と共に協調して防潮林の造成を目指すべきと考えますが、どう考えているかお答えいただきたいと思います。

次に、除染と瓦れき処理につきまして質問します。まず、除染対策の推進について。

最初に仮置き場の選定について質問いたします。東電福島第一原発の事故で放射性物質に汚染された土壌や稲わらなどを一時的に保管する仮置き場の設置につきましては、先行している自治体では非常に困難を極めている状況下であります。浪江町においても、区域再編後の除染対策を考えれば、当然ながら仮置き場をどう進めていくのかということが大変重要な課題となります。一部報道では林野庁が国有林の敷地を自治体に無償貸与する方針を決めたということがありましたが、その計画についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、山林の放射能汚染の除去対策について質問いたします。

政府・原子力災害対策本部は、平成23年9月30日、「森林の除染の適切な方法等の公表について」において、森林除染の基本方針を発表しております。その内容については、現在、除染に関する緊急実施基本方針（平成23年8月26日原子力災害対策本部）は、暫定的に、①長期的な目標として、現存被ばく状況（現在の運用では年間20mSv以下の地域）にある地域においては追加被ばく線量が年間1mSv以下となること。②除染実施の具体的目標として、放射性物質に汚染された地域において、2年後までに、一般公衆の推定年間被ばく線量を約50%減少した状態を目指すこと等を掲げており、森林の除染に当たっては、この目標に即した空間線量率の引き下げを除染

の基本方針とし、住居等近隣における除染を最優先に行い、住民の被ばく線量の低減を図ること、としております。さらには、これまで政府は森林除染を「国の責任」としてきたわけではありますが、環境省が7月末に「森林全体の除染は不要」と方針を転換し、県内の林業従事者や森林組合、避難者などに反発が広がっています。

政府はなぜ「除染不要」としたのか、この方針に対して浪江町はどう対応していくのかお聞かせいただきたいと思います。

次に、3区域に再編後の瓦れき撤去に伴う地元企業の活用についてご質問いたします。

まず瓦れき処理の地元企業を優先して活用することについてご質問いたします。

大震災による瓦れき処理の計画は、除染やインフラ整備に気を取られて今はあまり話題になりませんが、避難区域が再編されいわゆる復旧作業が本格化されれば、一気に大きな課題として浮上してくる大きな課題になると予測しております。

岩手県や宮城県においては、報道でおわかりのとおり広域処理などの瓦れき処理にまつわるさまざまな課題が浮上してきております。大手ゼネコンなどが介在し巨大な利権争いを繰り広げているとも聞き及んでおります。

津波被害地区は瓦れき処理のため瓦れきが集められ、大規模焼却施設が設置され、浜街道の改良、港の改修、防潮堤や沈下した地盤のかさ上げや津波被害のメモリアル公園の設置など、多くの利権構造が持たれやすい案件が目白押しであります。

そこでまず浪江町の瓦れき処理を巡る諸問題について、町長はどのような所見を持っているか伺うとともに、今後の課題や懸案事項があればお答えいただきたいと思います。

そして、これらの大規模な公共事業をどう地元企業に活躍してもらうことができるのか、どうやって優先して働いてもらえる仕組みをつくるのか、このような考えがあるのかお聞かせいただきたいと思います。

最後に、広報・広聴事業について質問します。まず災害時の広報・広聴のあり方について、質問させていただきます。iPad等のタブレット端末機の導入活用について質問いたします。

大震災は、我々に大きな爪痕を残しましたが、地震列島と言われる日本では、今後も、東海・東南海・南海地震や首都直下型地震など、大規模地震の発生が懸念されている状況でもあります。

こうした次の災害に備えるためにも、私達は今回の震災から多くのことを学ばなくてはなりません。ましてや、今避難している私達

にとっては、行政と住民の連絡、行政の広報・広聴の基本的なあり方について、防災意識とともに高めていくにはどうすればいいのかということを検討する状況下であると思います。

そして災害時に被害を最小限に食い止める。被災している私達は今の生活そのものをどう改善していくのかということが、この広報広聴の問題に大きく関わって来るものであります。防災広報と災害時の広報はどうあればいいのか。災害広報のあり方をぜひとも考え直し研究すべきと考えますが、町長の所見を伺いたいと思います。

また、現在の広報広聴は、フォトビジョンやメール、広報誌等を活用しておりますが、情報伝達に限界があると思います。iPad等のタブレット端末を活用した町民との間の「ネットワークシステム」の本格運用を目指すべきであると思いますが、町長はどう考えているのかお聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは佐々木恵寿議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、警戒区域解除についてお答え申し上げます。政府によると警戒区域及び計画的避難区域の見直し方針につきましては、昨年12月に示されたところでございます。被災町村との協議を経ることなく決定されたものでありまして、決定プロセス及びその内容について課題を有するものと認識をしておるところでございます。実際の区域再編に当たりましては、現在有する課題に対してしっかりと対応していくことが必要と考えております。

また、ふるさと浪江への帰町でございますが、何よりも町民が安心して生活できる環境となっているかが重要と考えております。

町といたしましては、放射線や原子力発電所に対する安全と安心の確保、生活する上で必要な生活関連サービス等の確保など、放射線量の問題も当然でございますが、それに留まらない総合的な生活環境を整えていく必要があると考えておるところでございます。

続きまして、警戒区域解除の認識と対応策についてでございます。

現在の警戒区域でございますが、原子力発電所が再び事態が深刻化し、住民が一度の大量の放射線を被ばくするリスクを回避することを目的に国で設定したものでございますが、昨年末のステップ2の終了を踏まえて、今後住民の生命または身体が緊急かつ重大な危険にさらされるおそれはなくなったものと判断されるということで、警戒区域の解除の手続きに入るとしたものでございます。

しかし、町といたしましては、現在でも放射性物質の放出が続い

ていることや、原子炉冷却、滞留水処理などまだまだ不安定であり安心できるものではないと考えておるところでございます。

次に、区域再編の問題でございますが、帰還困難区域につきましては、将来にわたって居住が制限されることや制約される一時立ち入り等が課題と考えております。

一方、避難指示解除準備区域、居住制限区域では、防犯体制の確立が課題になるものと考えます。また、いずれの区域につきましても、避難指示が継続する中にありまして、損害賠償の公平性の確保も大きな課題になるものと考えております。

今後、区域見直しの議論を進めるに当たりましては、このような課題に対する適切な対応を政府に求めていく考えでございます。

区域見直しの受入れでございますが、国では区域見直しと財物賠償をセットとしてのやり方をしておりまして、今般提示された財物賠償の請求を行うに当たっての前提としております。そういうことから、区域見直しは実施せざるを得ない状況ではないかと考えておるところでございます。

グランドデザインについては、双葉郡復興のための国としてどのようなスタンスでこの地域の復興に望む覚悟があるのか、明確にするようにということで、郡内の町村が連携して国にその提示を求めておったものでございまして、国と避難地域12市町村と県との協議の中で協議を進めてきたものでございまして、今般、国から公表されたものでございます。

さらに、完全賠償とは、避難している方が被災前の普段の生活に戻れる納得できる賠償と考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） （1）警戒区域解除についての③新たな区域設定に至る経緯について、ご質問にお答え申し上げます。

国は、新たな避難指示区域の見直しに当たっては、国、県及び市町村の間に十分に協議の上、決定していくとしております。

3区域設定にかかる国の基本的な考え方がありますが、新たな避難指示区域は、大字または小字単位で設定するとしております。

ただ、字内に複数の線量基準を満たす地域がある場合など予想され、字単位の線引きだけでは進められないと考えております。

今回の線量による区域再編をすることで、住民のコミュニティが分断されることも予想されますので、区域再編によりあらゆる面において町民間の格差を生じさせないことを強く国へ訴えていく考えであります。

今後町といたしましては、地域の分断をさせないことを第一とし、

国との協議はもちろんのこと、町議会や行政区長、町民の皆様と協議を重ねながら３区域の編成について作り上げていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） 続きまして、復旧・復興に向けた今後の見通しについてお答えいたします。

先ほど山崎議員もお答えいたしました、復旧・復興に向けた課題といたしましては、除染などによる放射線量の低減、道路や上下水道、防潮堤などインフラの復旧、さらに現在避難している町民の住まいの確保などがまずは必要と考えておるところでございます。

更に医療機関、福祉施設の復旧も重要で、商工業や農業までの事業再開環境の確保、行政だけではなく民間も含めた生活関連サービスの回復が生活を再建する上では必要不可欠となります。

その上で更に東京電力の事故収束をどのように見極めていくかという点も大事でありまして、これらのことにも一定の時間を要するものと考えておるところでございます。

そういう中で、今後５年程度これらの課題克服に要するものと考えたとおるところでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 双葉地方町村と県と国との協議会の議論の経過についてお答えいたします。

賠償に関する国、県と双葉郡８町村の議論の経緯であります、５月２５日に双葉８町村と福島県との協議が、幹事会、副町村長、県避難地域復興局長であります。それから６月１日、国と県、双葉８町村との事務レベル協議、これは副町村長、副知事、復興庁統括官レベルであります。６月９日に双葉地方町村及び福島県と国の協議会、これは双葉郡の町村長、福島県知事、関係大臣レベルでありまして、出席者は復興大臣、環境大臣、原発事故収束担当大臣、経済産業大臣、各関係の副大臣などであります。それから６月２２日に、国と県・双葉８町村との事務レベル協議、さらに６月２７日と７月４日には、国と県・双葉８町村との実務者レベルの協議で、出席者は副町村長、県賠償担当理事、資源エネルギー庁担当室長で行ったところであり、

これらの協議の中では、例えば家屋の賠償算定式において、双葉８町村が固定資産税評価額によらない、標準公示価格を基にした賠償算定式の提案を行い、受け入れられた例もありますが、双葉８町村で一貫して求めてきた「住民の生活再建の補償制度」では、国側では「賠償制度の位置づけ」を理由に、賠償で行える範囲と、それ

以外については復興公営住宅等の設置を含めた生活再建を設けることを説明するなど、議論が折り合わないことが多々あります。そのような中、議員おただしのとおり国、東京電力の公表となった次第であります。

双葉８町村としては、合意とか同意したものではなく、引き続き内容を精査した上で協議を進めているということであります。

なお、賠償基準については、双葉地方町村会として、政府が主体的に関わることをかねてより強く要求してきたもので、財物賠償に関しては、資源エネルギー庁が政府の窓口として双葉地方８町村及び福島県に事前説明を行ってきたところであります。

当初政府が示した案には、今以上に多くの問題点がありまして、公表が先行した場合、政府方針の変更が困難となることから、双葉地方８町村としては、福島県も交えながら、その見直しを強く求めてきた経緯があります。

先ほどお話いたしましたけれども、固定資産評価額では不利になる方々に対する標準公示価格を基にした賠償算定方式の提案、あるいは最低水準の設定など、多少前進があったところでありますけれども、十分な納得、理解を得ないまま、７月20日の政府案の公表、７月24日の東京電力の公表に至ったと、そういう経緯であります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） 続きまして、住宅再建についてお答え申し上げます。

まず、防災集団移転促進事業についてでございます。防災集団移転促進事業につきましては、国の復興交付金の基幹事業の一つとなっておりまして、東日本大震災で被災した地域において住民の居住に適さない地域内の住居の集団移転を支援する事業であります。つまり自治体で居住に適さない宅地を買い取り、安全なところに集団移転をするため住宅団地を整備し、住宅敷地を被災者に譲渡または賃貸するというものでございます。

この事業では、移転促進区域内の宅地買い取り費用、移転者の住宅建設、土地購入に要する借入金（利子相当額）の費用、住宅団地の用地取得及び造成にかかる費用などが補助対象として認められております。

当町におきましては、津波被災地の概ね600弱の世帯が防災集団移転促進事業の対象世帯となるものと考えているところでございます。

続きまして、集団移転先の選定についてでございますが、御存じのとおり、本年６月より浪江町復興計画策定委員会の津波被災地復

興検討部会におきまして、津波被災地の復興について検討を重ねてきたところでございます。

町内移転先の選定についても多くの意見が出されたところでございます。具体的な移転候補先としましては、この検討会の中での状況なのですが、北棚塩地区の高台、請戸地区の大平山、町内の低線量地区などが挙げられました。ただし、移転検討先については、埋蔵文化財、インフラ復旧・除染、用地買収・造成期間、水源等のさまざまな問題がございます。さらに行政区との調整・住民との合意形成が必要不可欠でありますので、移転先の選定については必要なプロセスを経ていきたいと考えております。

具体的な合意形成の方法でございますが、まずは住民説明会、さらに個別面談、さらに意向調査なども必要であると考えているところでございます。

続きまして、用地等の買取時期、買取価格につきましては、津波被災地の宅地につきましては、防災集団移転促進事業の中で宅地の買取費用が補助対象となっているところでございます。具体的な買取価格の選定方法につきましては、不動産鑑定評価、土地公示価格、固定資産税評価額を参考にするなど、自治体による手法はさまざまでございますが、土地公示価格または固定資産評価額での土地買取の方針を示している自治体が多いところでございます。浪江町につきましても今後土地買取を実施する上で基準になるのではないかと考えております。

具体的な買取時期なのですが、現段階では決まっておりませんが、津波被災者の生活再建を考慮いたしますと、早期に着手しなければならない課題と認識しております。なお、整備をした住宅敷地は譲渡または賃貸という形になろうかと考えております。

さらに防災集団移転促進事業の拡充といたしまして、復興特区法におきまして指定されている特例措置ということで、住宅団地の用地取得造成費について分譲価格、これは市場価格を超える部分を補助対象化、さらに住宅団地に関連する広益的施設、病院とか、そういうものの用地取得造成費の補助対象化、また、今般の東日本大震災の被災地における特例措置といたしましては、移転者の住宅の建設費の借入金の利子相当額の補助の引き上げ。これは従前は406万円だったんですが708万円に引き上げられております。

さらに、住宅団地の規模要件の緩和ということで、10戸以上であったものが5戸以上に引き下げられたなどがございます。

続きまして、墓地移転関係でございますが、墓地につきましては、特に請戸・中浜・両竹地区では津波によりお墓が流出し、先祖のお

墓参り、津波犠牲者の方々の納骨もできていない状況にあります。津波被災者の精神的な支えが失われつつあるのではないかと懸念しているところでございます。

復興委員会の検討部会におきましても、共同墓地及び慰霊碑の整備につきましては、再三再四検討議題に上がってきておりまして、早急に整備する必要があるとしております。具体的な候補地といたしまして、請戸地区の大平山としております。その大きな理由といたしましては、ご先祖や津波で犠牲となられた方々が請戸を一望できる場所であるというものでございました。御存じのとおり、大平山付近は多数の埋蔵文化財がありますので、関係機関との連携、地権者との話し合いをしながら、最優先課題として取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） 仮設住宅の現況についてお答えいたします。心をつなぐ対策としましては、県内外の町民同士が浪江町の思いや、困っていることなどを話す「しゃべり場」として町民交流会を70回程度開催し、絆を深めております。また、応急仮設、借り上げ住宅の自治会が立ち上がり、町民同士の交流が活発化しております。

さらに県外支援策として、モデル的ではありますが、山形県と千葉県の間支援組織との協力により、復興支援員を3名ずつ配置し、独自の交流会を開催したり、避難している町民を訪問するなど、その地域に根ざした活動により、絆を維持していきたいと考えております。

また、絆をつなぐために個人の承諾を得ながら、年度内に電話帳を作成し、住民に配布できるようにただいま作業を進めております。

応急仮設住宅、みなし仮設住宅の契約延長については、災害救助法により原則2年となっております。その後は1年ごとに延長する制度となっております。よって、平成26年3月31日までとなります。その後については、今後の災害公営住宅の整備状況をみながら、延長が必要かどうかを検討するということになっております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） 続きまして、②の災害公営住宅整備事業についてお答え申し上げます。

この事業につきましても、国の復興交付金の基幹事業の一つでございまして、東日本大震災によりまして住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために、地方公共団体が国の助成を受けて整備する低廉な家賃の公営

住宅となっております。

具体的な整備場所や整備戸数、家賃などはこれから国・県と協議してまいります。住宅の面積や仕上げ、設備グレード等バランス良く計画する必要があると考えております。

また、高齢者の単身者や、高齢の夫婦世帯の入居などが多くなるということも見込まれるということから、高齢者が安心して住むことができる住宅にする必要もあると考えております。

さらに入居予定者は、住み慣れた土地を離れての生活となっております。集会所や広場の設置などコミュニティの形成維持に配慮する必要もあると考えております。

町といたしましては、住民の意向を把握しながら国、県、関係自治体と協議を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、3大津波に対する防災整備についてお答え申し上げます。

今回の東日本大震災による大津波により浪江町沿岸部につきましては、壊滅的な被害を受け、多くの尊い命が犠牲となりました。長年築いてきた財産は一瞬にして瓦れきと化してしまいました。今後新たな「まちづくり」を推進する上で我々はこの大震災の教訓を生かした復興のあり方を検討していかなければならないものと認識しているところでございます。

さらに津波被災地復興検討部会の中でも、津波被災地の土地利用のあり方等について検討してきたところでございます。部会の検討の中には、今回と同規模の津波を想定した場合に「災害を完全に防御する」という従来の考えから、「人命を最優先に考え、被害を最小限にする」という減災の考え方が重要ではないかと。つまり防潮堤などに過度に依存するのではなく、防潮堤や防潮林の整備、浜街道の嵩上げなどをすることで被害を最小限にとどめ、背後地を守る方法を検討するべきではないかという話をしてきたところでございます。

具体的な手法や防潮林等の規模につきましては、国の復興交付金である都市防災総合推進事業などを活用しながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 4除染と瓦れき処理について、（1）除染対策の推進について、①仮置き場の選定についてご質問にお答え申し上げます。

現在、浪江町内における除染作業は、国によるモデル除染実証事業、それから拠点施設の先行除染事業を行っているところであります。

す。これらの事業に伴い発生した汚染廃棄物量から、今後実施される本格除染作業においても、かなりの汚染廃棄物が生じると推測されております。

このことから官地だけでの対応では処理できない状況であることが想定され、候補地選定要素として地域の廃棄物は発生した地域に保管という他市町村での声を踏まえ、浪江町では各行政区ごとに仮置き場を設けることを、現在環境省と検討している段階にあります。

いずれにしましても、今後、各行政区長との協議を重ね、慎重に進めてまいりたいと考えております。

それから、林野庁が仮置き場として自治体に無償貸与する方針を決めております。県内では48市町村のうち44市町村が自治体内に国有林を持っております。しかし、仮置き場が設置されたのは川俣町だけで、飯舘村は現在造成中と聞いております。

他町村の状況を見ますと、国有林は水源であることやアクセス道路や国有林の整備に相当な時間がかかるなど、活用自体が不便とのご指摘があるようでございます。

続いて②山林の放射能汚染の除去対策についてご質問にお答え申し上げます。

7月31日に環境省主催で行われました環境回復検討会（第5回）において、山林除染は不要という意見が出されました。町としてはこれに対し強く抗議をしております。8月3日付で双葉地方町村会として環境省に対し、抗議文を送付している状況であります。

現在、山林除染の国の方針は、林縁から20メートルの山林については除染を実施する方針となっておりますが、町では林縁から20メートルと限るのではなく、面的に除染実施することを強く要請しているところであります。

（2）3区域に再編後の瓦れき撤去に伴う地元企業の活用について、①瓦れき処理の地元企業を優先して活用することについて、ご質問にお答え申し上げます。

災害瓦れき処理につきましては、国が直接実施するようになります。瓦れきについては、沿岸部にある災害瓦れき量は環境省で概ね把握しておりますが、今後、倒壊家屋を含む相当な瓦れき量が見込まれるため、これらの仮置き場が必要になります。そのため、環境省において、町内から出る瓦れき量について、現在調査を進めておるところであります。このように、災害廃棄物の処理につきましても仮置き場、さらには減容化施設が必要となることになりますが、中間貯蔵施設の案件が決まらない状況の中で、なかなか難しいものと考えておるところでございますが、瓦れき処理についても強く国

へ要請しているところであります。

それから地元企業の活用の件であります、確かに雇用確保の観点からでも大事であることは認識しております。

瓦れきの処理においても、町の復旧、復興に向けた大事な事業であり、地元企業の振興と地元雇用が欠かせないことから、国に対し、地元企業を優先して活用するよう強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは5広報・広聴事業について、iPad等のタブレット端末機の導入活用についてお答え申し上げます。

災害の円滑な避難誘導では、災害広報は非常に重要な役割をなすことが今回の震災を通じて痛感したところでございまして、より効果的な広報手法について研究を進めてまいりたいと感じております。

当町では、議員おただしのとおり、現在広報紙の発行、さらにホームページの充実、さらにはフォトビジョンによる情報発信を行っております。特にフォトビジョンにつきましては、情報発信につきましては、どこよりも早く実施するなど行政情報の提供に努めてきた経緯がございます。

現在、飯舘村や富岡町、大熊町におきまして、行政情報を共有するためのタブレット端末を住民に提供する事業を開始したところでございますが、機器の導入とかシステムの構築、専門ページの作成、通信費などかなりの費用を要する事業となっております。そういうことで、導入につきましては先行導入自治体の利用状況等を勘案しながら、検討する必要があると考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 15番。

○15番（佐々木恵寿君） それでは再質問をさせていただきます。

まず、帰還の時期をめぐることににつきまして質問します。今まで会議の際に、町長は住民あるいは多くの方々からいつになったら帰れるのかという質問につきまして、その都度違う答えを発していたと。それがひいては町民の混乱を招くような一因にもなってきたということを、今までの会議の中で指摘してまいりましたが、やはりいわゆるその場しのぎのように聞こえるんですね。町長ご自身は、そういうつもりで発言したとは思っていないということでもあります。受ける側はそういうふうにしか聞けない。二次避難所での懇談会では1年で帰りますよと言ってきた。あるいはこの議会の定例会の一般質問の答弁についても2、3年で帰れますよという発言を

してきた。やっぱり町長の責任ある発言を町民をリードして、責任ある対応という観点から考えれば、いわゆるぶれた発言を無くしてもらいたいと考えます。今、この期に及んでこのようなせっぱ詰まったとき、避難区域の再編に伴う帰還の年数を最終局面の時に、町はどういうことになっているのか。何を考えているのかということが、町民全体に不満が鬱積しているわけです。一方で、広野、川内の例もあるし、あるいは楢葉町が決まって、富岡町が直前だと。大熊町も双葉町を懇談会をしょっちゅう開催しているという状況下であって、遅れていると一言で言えばそれまでの話でありますけれども、いわゆる放射線量に侵されてしまったことについて、帰るということは、もう5年や10年で帰れないんだというスタンスは、私は素人ながら持っています。

しかしながらそれが1年、あるいは2年や3年で帰るんだと、そういうわけもわからないことが今まで進んできたわけです。そういうことをぴしっとそこを一步前進してほしいなというところでありますので、改めて前回全員協議会でそのことを私もお聞きしましたけれども、改めてお答えいただきたいと思います。

それから、いわゆる全町一律賠償についてであります。今、富岡町が全町一律賠償が認めたべと。一方で今になって認められないからどうすんだというような議論が進んでいると聞いております。避難指示区域の見直しに伴って、解除時期の見込み時期は、市町村の決定があれば、それを踏まえて政府が決定することとしております。これは政府のプレス発表です。このことがまさしく避難区域の見直しは、賠償金を人質に取っているようなものなんだと私は理解するんです。逆に言えば、賠償金の全町一律賠償を実現するためには避難区域の見直しは行わなければなりませんということなんです。要するに一体化している。だから、全町一律賠償を目指すべき町としては、解除見込みの時期の特別な決定、つまり解除見込み期間を5年後とする決定を選択するということがあり得ないんです。ついては、全町一律賠償を目指すんだということになると思います。したがって、5年間帰らない宣言ではだめだということなんです。先ほどもやりとりありましたけれども、帰らないではなくて、帰れる状況にないので、賠償金のことを考えれば、見直しは必然的にするようになりますということだと私は思うんです。それをなぜ早く、なぜこんなに遅くなっているのかということが、どうも住民不安を結果的にあおっている、招いているというような状況になっておりますので、そこのところをきっちり進めてほしいと思います。

続いて、避難指示区域の見直しや新たな賠償基準について、今申

し上げたことと同じなんです、どう判断していくかということですよ。町民の意見は、もちろん聞かなければなりません。懇談会をやっていません。説明会をやっていませんので、今後町民が懇談会があれば、その賠償金だけの話じゃなくて、区域再編の話だけじゃなくて、普段の避難生活の問題点等々を発言されるようになると思います。そういった声を本当に20カ所、30カ所でやらなければだめなんです。町はそれをやってこなかった。やはりそういう町民の今のおかれている現況を把握するという意味で、きちんとした懇談会を実施してもらいたいと思います。そしていわゆる避難区域の見直しの話にも最終的にはなるでしょう。賠償金のいわゆる全町一律賠償の話にもなると思います。そういったことを町民直に議論して進めていかなければ、絶対禍根を残すと思いますので、そのところをどう考えるかお聞かせいただきたいと思います。

次に、避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方についてですが、いわゆる8プラス1プラス1だか、その協議会等々のことは理解しました。

その上でなんですが、合意しないとすれば、なぜ発表に至ったかということが問題だと私は指摘したいです。じゃあ政府は住民の意見を聞いたのか。自治体の意見を聞いたのかということだけであって、じゃあなぜ発表に至ったのか。そこでどんな議論があってどういうことで発表になったのかということが非常に不明確なんです。そのところの答弁も求めたいと思います。

いろいろありますが、次にします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 再質問の期間の時期の問題について、お答えいたします。確かにこの原発災害からいろいろとさまざまな問題が起きてまいりました。特に、放射能が本当にこのように我々に浴びせてくる課題は非常に大きい。確かに2年あるいは3年ぐらいで戻るんじゃないかというような話もしました。しかしながら、この放射能の問題については、やはり20ミリシーベルト以下でもなかなか生活できないんじゃないかという知見を持ったお医者さんもありますし学者さんもあります。したがって、何で政府が1ミリシーベルトまで戻すという話をいたしました。ですからやっぱり年間1ミリシーベルトまで落としていくような状況をやっぱりどうしてもつくっていかなくてはならないと思います。このように、時々刻々と変わってきているという状況で今日まで至りました。そういうことで、先ほど佐々木議員から話がありましたように、いわゆる戻れないです。生活ができないんです。先ほど担当課長からも話が出ましたよ

うに、ライフライン、インフラの問題、医療福祉の問題、そういうもの等々を含めて、生活ができない状況ですので、やっぱり5年あるいは6年戻れないというような形の中で、今後その中でやっぱり生活基盤を創っていくということがいわゆる考え方としてはベターではないのかと思っております。

それから町民との懇談会は、昨年夏でしたね、やってまいりました。今回も、やっぱりいろんな今話をしているように、問題もいろいろと出てきておりますので、そういう懇談会を開催する機会等、たびたび出てくると思いますので開催をしていきたいということであります。

それから、双葉8町村として病院云々の質問がございました。これは私どもが最低の基準です。最低の基準のルールづくりをしたというだけで、これからいわゆる個別協議、町民の皆さん、被災者の方々との個別協議に入ってきます。その最低限のいわゆるルールづくりをしたということでありまして、いろんな問題があります。まだ解決していない問題も非常に多くあります。

したがって、これからさらに事務局レベルの協議ももちろんでありますけれども、私ども8プラス1プラス1の形の中でいろいろと精査をしながら今後詰めていく問題がありますので、ひとつよろしくご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 15番。

○15番（佐々木恵寿君） 賠償の問題について再々質問します。

基準は、最低の基準のルールづくりをしたんだと。今後個別で協議していくようになるだろうということでありましてけれども、しかしながら東電は、東電社長いわく、政府の発表を上回るものはないと会見で語っています。そのことをまずわかっていますか。政府の発表を、基準を上回るものは私は持てませんよと広瀬社長は発言しているんです。まさしく7月24日の発表は、7月20日の政府発表と同じなわけであって、そこでそれ以後、個別協議でいわゆる個別の案件の相談だということもあろうかと思っておりますけれども、東電の対応はそういうことであるという認識であると私は思っています。

やはり、特に財物、不動産の賠償で一番問題になるのは、経年減価を考慮しなかったというところなんですね。一番先に説明を受けたときに、あれは副町長ですね。もう減価償却をすると聞いただけで、減価償却の「げ」を聞いた瞬間に、これはやばいと感じました。もう、当たり前ですよ。その放射能災害で別のところに、その侵されたものを、設けなきゃならないとすれば、それは再調達価格以

外あり得ないと思うんです。でも政府は、復興を目指すからそれは必要ないという考えらしいんですが、復興を目指すことは移住することと相反することなんでしょうか。その論点をきちんと説明してもらいたいと思っております。不動産は、まさしく生活の基盤であり、生活そのものだということであるがゆえに、その原発事故によって生活基盤を一方的に奪われたということでもあります。事故前の生活ができる状況に回復させることが最低限必要なことでもあります。今後も、再調達価格をどう政府に納得させるか。あるいはそれに近いものにするのか。そのところをぜひとも責任感を持って取り組んでもらいたいということでもあります。

それから、問題には出しませんでした。もう一つの賠償の大きな問題として精神的損害の問題があると思います。いわゆる10万円というものがなんなのかと。再三再四にわたっていわゆる35万円という数字と10万円という数字が比較されながら今までも進んでまいりました。問題にしているのは、10万円の中に精神的損害の中に、生活費増加分が含まれているという点なんです。10万円以上、生活費の増加がある人も十分、いくらでもいるわけです。そうしたら、単純に考えれば、精神的損害はどこに飛んでしまうのという話に単純になるんです。慰謝料にならないんです。生活費の増加分を組みすれば、慰謝というのとは慰めると謝ると書いてあるんですけど、「慰」にも「謝」にもならないという状況が生まれてしまってきているという現実があります。それは対政府として、町長が取り組むべきことは、いわゆる賠償の問題ではこの2つ。精神的慰謝料の問題と、財物の経年減価の問題をさらにきっちり前進させるという取り組みをしていただきたいと思います。どう考えているかお答え願いたいと思います。

それから、いわゆるグランドデザインについて質問します。正直申し上げて、あのグランドデザインが発表されて読みましたが、まったくもって具体性がなくて、言葉だけは具体性に欠けていて、責任を持って加速するだとか、あるいは全面に立ち実行するだとか、勢いいいことが書かれておりますけれども、財源確保の法整備をどう具体的にやるのかとかそういうものがないので、全く今の段階では情けないものになっておると感じます。

町長が兼ねてから発言していました、いわゆる賠償との関係で投げたボールは今どこにあると思いますか。あのグランドデザインが発表されて、ボールは返ってきたんですか、浪江町に。東京にあるんですかね。東京だの、上にあるらしいという人もいましたけれども、投げたボールが今どこにあるのかはつきりさせて次の対応をし

ていただきたいと思いますので、町長の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 不動産の賠償については、幹事会のレベルの中で話していました檜野副町長から答弁させます。

精神的損害については、これは何回も何回も文部科学省、あるいは東京電力のほうに言うておりますけれども、どうもガードが堅いというのが正直な話です。しかし、ガードが高いからといって、やっぱり我々が被っている精神的損害は黙ってみているわけにはいきません。したがって、この10万円からとにかく私ども議会と同じく1人当たり35万円ということを要求しております。賠償紛争審査会のほうにも出しておりますけれども、何ら返事が来ないという状況でありますので、これから議会と一緒に精神的損害については、慰謝料も含めた中で今後検討してまいりたい。我々やっぱり検討する値の中に、SPEEDIの不作为行為がありました。いらぬ被ばくもしてますので、やっぱりそれに対するけじめというものもつけてもらわなくてはならないと思います。等々含めて、私は原子力損害賠償紛争審査会、1月27日に郡山市に呼ばれまして行ってきました。そういう中で、15項目について紛争審査会に指針を見直せということを要望してまいりましたけれども、全く手を付けてないというような状況です。

したがって、この問題についても、またさらなる要請活動を強めてまいりたいと思っています。

それから、グランドデザインの件でありますけれども、ようやく私どもがグランドデザインを描くようにボールを投げました。それで投げ返ってきたのがつい最近です。9月に入ってからです。それでやっぱり見ますと、我々が要望していた点の具体性がないということがまず第一の印象であります。ですから2年後、5年後、10年後、短期、中期、後期というふうにグランドデザインを描きましたけれど、やっぱりそれに鋭く具体的にものを出していただきたいということで、今こちらに素案が示されました。我々がまた具体的なボールを返していきたいと思っています。

ちなみに議員御承知だと思いますけれども、双葉郡の全体のグランドデザインについては、いわゆる交通インフラの整備について、単なる復旧にとどまらなく、高規格化を図っていただきたいということを、まず第一点要望しております。それから除染、放射性廃棄物関連産業の集積をやっていますが、これはグランドデザインの中に若干出ていましたけれども、もっとやっぱり具体的なものを示し

ていただきたいということです。それから放射線の医療センターの設置、そして国際的な研究機関等の設置をお願いしております。さらには国立の複合総合病院、がんセンターを含んだものを設置していただきたい。それから救急医療、救急救助用のヘリコプターの導入、さらには原子力に関する国、あるいは国際的研究機関の設置等、いろいろ包括的に私どもは出しておりますので、そのグランドデザインをさらに具体化をしていただくようにこれから要望してまいりたいと考えています。

○議長（吉田数博君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） 佐々木議員の再々質問にお答えしたいと思います。

賠償の中で生活再建、再調達価格。ですからその中では我々も議会の中でも当然に再調達価格という言葉ははっきりと明示していますし、我々も協議の段階でも、入り口は全てそこからスタートしております。我々自身は、まさに浪江町の他の7つの町村も全く同じ考えで望んでおりますが、賠償の審査会というものの自体が、損害賠償の紛争に対する賠償の仕方を決めているという程度なんですね、現実的に。国の仕組みがどこまで行っても損害賠償の一点張りなんです。現実的には、そういう中でも具体的なことを言いますと、一つ大きくそういう意味では我々が意見を出したことによって動いたことは、例えば津波被害のところについては、当然にその損害賠償を考えると、彼らの頭の中では津波でやられているので、いわゆる東京電力の損害賠償には全く当たらないということで、全くテーブルに載っていませんでした。けども、現実的に浪江の多くの人がそこで津波に流されて亡くなったり、家やいろんな方々が亡くなっています。思いもなくなっているわけですが、それがそのあとで、我々がしっかりそこに、通常であれば、自然災害であれば、次の日まさに消防団も準備していましたが、12日の夜明けと共に現地に入って救出しよう。それから当然に住民も同じ思いだったはずで、それらのことを訴えながら、少しずつこじ開けてきて、いわゆるそれについても国は基準を示したわけではありません。津波等の被害についても、形があるものについては協議に応じるという姿までしか現実的にはなっていない。さらに協議を続けています。

それから、先ほどの質問の中で、なぜあの時点で国も東電も合意にも達していないのに発表したんだということを、我々も当然にいろんなことを訴えている最中ですから、公表されて困るという話は8町村全てで意見も出しましたし。ですから決裂ではありませんが、そういう状況の中で、皆さん御承知のとおり、国はある意味では収

束したという作業を得たいのか。そういう意味で公表することを実は6月からばたばたと国は公表する機会をうかがっていたと。その中での踏切だったんだと思いますが。東電の中でも、申し上げましたように、その辺は我々も合意とか、これを納得したという姿はありませんが、ただそう言っている、現実的には町民の生活が成り行くようにならなければ意味がないので、我々は賠償という基準の中で訴えられるだけのことを今も訴えていますし、今国にはっきりと8町村で申し上げているのは、協議をするテーブルを無くされては困る。基準を発表したならば全部終わりだということでは困るということをしっかり申し上げています。ですから国の基準の発表の中にも、それから東電の基準の発表の中にも、いわゆるこの賠償のこの部分についてはまだまだ決まっていないという表現も実は何カ所か入っています。

ですから、見切り発車したことはあきらかではありますが、まさに議員がおただしのとおり、我々は強い住民の思いを、町民の思いを今後とも一つ一つなるべく実現できるように継続して我々も訴えていきますが、これは我々だけではどうにもならないので、いわゆる議会の活動等も踏まえながら、町民のために一丸となって取り組む必要がありますので、我々も間違いなく頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 以上で、15番、佐々木恵寿君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで昼食休憩のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（午後 0時12分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時30分）

◇佐々木 英 夫 君

○議長（吉田数博君） 午前中に引き続いて一般質問を行います。

19番、佐々木英夫君の質問を許可いたします。

19番。

〔19番 佐々木英夫君登壇〕

○19番（佐々木英夫君） それでは19番が一般質問をさせていただきます。

1時30分いちばん眠い時であります。ましてや腹が満杯になって

いるでしょうから、それなりに答弁の方だけ起きて終わらせていただきたいと思います。

私3番目になりましたが、1番、2番、3番と総務委員会の人達がやりました。いかに総務は課題が課せられたかということだと思っております。そこから入りまして私の質問に入ります。

まず1番目の3.11ということですが、3.11後も含めて検証はやっていただけるのかどうか。あるいは検証したんだということであれば、その後のことをお聞かせ願いたいと思います。

それから2番目の避難解除ということは、除染なども含めてということをお聞きしたいと思います。いずれにしても1番、2番もそうですが、もう終わったことだというものの、せめてこういうことは今後注意していかなくてはならないということですので、それほど緊張しなくてもよろしいと思います。

それから3番目の町外コミュニティであります、現在進行形ですので、それなりにお聞きしていきたいと思います。

まず、2番目から入っていききたいと思います。避難解除についてであります。除染もまだ手をつけていないその中で、別に避難解除が出たわけではないでしょうけれども、近々そういう方向になるのではないかという焦りがあります。これをやるためにはいろんなものが解決しないうちはできないのであろうということであります。

まず復興計画案というものが出てきました。この復興計画案を実現させるためには一番先に除染がなくてはならない。除染なくして計画があるのではないかということを思っております。除染をどう考えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。町といたしましても、早急な除染が必要と考えているところでありますが、前提となる仮置き場設置及び除染対象物の所有者の合意取り付けにつきましては、地域住民の意向を考慮しながら慎重に環境省と一体となり進めていきたいと考えているところであります。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 一番心配することは仮置き場、除染した物が。これはなぜかというモデル地区で除染されましたが、あの結果をみてもわかるように半分もいっていない。ですからそれからいくと半分というのは後でお伺いしますが、1年経つと自然に消えているんです。あれは除染をしたから60%、50%ということは考えられないと私は思います。国の言うこと、あるいは東電の言うことをどうも信用できない。前から私はくどく言っているのですが、最近の新

聞では9月8日、汚染タンク22万トンから70万トンに汚染水が増えてくる。第一原発では増え続けているといっています。満杯になったらどうするのだと言ったら、それはあり得ないと思うのですが、海に流すのではないか。どうしようもないということあるのではないかと考えております。

それから、9月1日には注水量低下が続く、何が原因だか絞り込めないと言っています。9月2日にも改善しない。9月4日になってごみが原因ではなかったのかと言っています。そんなばかげたことを言っているのだから、何が起こるのかわからない。これも想定していなかったということで、また住民が再度避難しなければならないことにならないようにということを含めて計画していたかないと、帰還はなかなか難しいと考えております。

なんというか当時の官房長官、枝野さんという方が、「人体に直ちに影響を及ぼすことではない。」と言っておりました。そのときはそうでしょう。しかし放射線量というのは20年、30年後に結果が出てくることであって、あの時点ではこれしか答弁のしようがなかったということらしいのですが。いかに政府のことを信頼できるかということになると甚だ難しいのではないかと。

被ばくしないようにどうするんだということ、この前の津島のこと、あるいは飯舘村のことも含めて、南東の風に乗った放射性物質。これはあの周辺に被ばくするということを国は黙って見過ごしたんです。我々にも教えなかったというのは、うすうす気がついたと私は感じております。だから都合が悪くなると、県知事もそうでしょうけど、「いや、そんなことは言っていないよ。」と。最近新聞でたたかれているようですが、それぞれに都合が悪いことがあるのですよ。だから含めると浪江町は都合が悪いことはないと思います。攻めの体制ですから。まず私が一番心配しているのは、除染のシステム構築の必要ということであります。放射能除染は長期にわたる可能性は大である。効果的に実現するには除染システムを構築する必要があると私は考えております。目標の確実な達成ができないことはなかなか難しい、圧力洗浄のような不適切なプログラムでは、実施しても改善されないのではないかと。それは何故かという点と拡散するだけなのです。その場所にはなくなっている。しかし放射能は消えないというと、どこかに拡散する。それをまた除染すると、また元に戻ってくるということも考えられるわけです。課長は先ほど仮置き場の設置についても言われました。しかし仮置き場の設置については、住民の同意がないとなかなかやっぱり難しいのではないかと。汚染された可燃物あるいは焼却灰の処理をどう進めるかとな

ると住民の同意も必要だろうし、場所も少なくなってくるのではないか。そうなったときに、午前中の答弁の中で行政区長などに話が出ておりましたが、おそらく行政区長もあまして来るのではないか。場所がないのだから。つまり田んぼとか畑、それから森林の土壌をはいだりなどをした場合は大量の廃棄物が出てくる。この量は半端ではないと思います。そうしたときに経費の面でも大変でしょうし、私自身はなかなか不可能に近いのではないかと思います。それを含めると、先ほど課長さんがこういうふうにしたいということがありますが、不可能なときは何でクリアしていくのかお伺いしておきます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今の佐々木議員のおただし、なんと言いますか、真意がつかめないのですが、今のお話のニュアンスとしては除染ができなかったときにはどうするのかというご質問だと思いますが、難しいご質問でした。確かに今の技術では、要するに水で流す、表土を剥ぐ、木を切るという、端的に言えば3つの方法しか今のところはないという状況です。ただ、これから除染をする技術がまだまだこれから出てくるのではないかという淡い期待は持っています。そういうことで技術が一日も早く研究されて実践できるように期待したいということでもあります。なかなか、佐々木議員がおただしのように、大変難しい局面に立たされていることは間違いないということでもあります。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 最初から難しいと言われると次が続かなくなるのですが、とにかく放射線は我々の体を突き抜けていくわけです。その中からいくつか、例えば1億個もある放射線のうちから1個か2個、私達の遺伝子の中に細胞にぶつかって残ったときに、初めてやっかいながんだと、甲状腺がん、肺がんということがあり得るわけです。だから鼻や口から入っていったものについては、胃袋に入っていったものは排便されるからいいんですが、肺に入ったのは肺がんとか後遺症がくる。だから枝野さんが直ちに影響がないということは、最後の方向みていないんです。20年後、30年後のことを見据えてないから簡単に言うんだと思いますが、我々はそうはいかない。

そこからいくと除染によって新たにまた吸い込むという可能性もあるということから考えると、除染するものも町の者にやらせるのかどうか。町の間がやるのか。国がやるということをや前からは聞いていますが、国が下に対して地元の雇用の面も含めてやりませんか

という時に、少なからず内部被ばくなり、外部被ばくなりしてくる可能性がある。だからその辺を町民の皆さんにはどう伝えていくのか。除染を簡単に考えてはいけないということを言いたいわけです。

含めて、大量の廃棄物が出てきたときも、地元においておいた、行政区ごとにやると言っていますが、それによって拡散していく可能性がある。大分前に弘前大学の教授が来たときに、除染というのはほうきで掃くようなものだと言われたことがあります。私はそのことは本当だなと今でも確信しております。なぜそのようなことを言うかということ、1年半も経つと当たり前のように空気を吸っているんです。だけれども我々の体を突き抜けていっていることは確かなのです。そのことも含めて、町としては多分こういうこともあるかもしれないということは、専門医の先生方と相談して、10年後、町長さんあと何期あるかわかりませんが、2期やったとしてもその間には出てこないと思いますけど、その後のことは専門の方とよく検討していく必要があると思いますが、いかがでしょう。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員おただしのとおり、放射能は晩発性とよく言われてますが、時間が経過してそして発症しているということが知見として分かっているようです。

先日、広島訪問いたしましたときに、被団協の坪井理事長さんのほうから「放射能を甘くみては駄目だよ。」ということ言われてきました。理事長自身も被ばくをしてがんを発症して、2カ所がんが進行しているそうですけれども、やはりそれら被ばくした影響によってがんが発症したということなんです。ですから、放射能をあまくみては駄目だということを強く言われてきました。

そういう中で先日、私どもでは放射線管理手帳を発行させていただきまして、町民の方の健康管理、これをきちっと行動記録としてつけていただいて、自分の健康は自分で管理をしていただきたいということで健康管理手帳を発行させていただきました。

そういう意味で、そういうものを利用しながら自分の健康管理をお願いしたいということで考えております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 健康手帳についてわかりました。しかし健康手帳をもらって、国がそのとおりやってくれるかということ、水俣病もそうですが、まったく裁判で長くなったんです。今回これもすんなりいってくれることを祈りますが、なかなか国はうんという条件は出さないんじゃないか。それは先ほどまでいろんな方の質問を聞いていても話が噛み合わなかったでしょう。それはなぜかということ、

国がまったく動いてくれないということからいくと、健康管理についてもそういうことにいくのではないかという気がいたします。

その中で、おそらく低レベルの放射能、これが一番やっかいなものではないかということですから、これも健康の影響については町としてはどういう考えをもっているかお聞きしたい。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 質問にはなかったわけですが、私のほうからお答え申し上げます。低レベルの放射線であれ、高レベルの放射線であれ、我々被ばくしたことにはかわりはないわけですが、当然のことながら国に対してそういった医療費の無料化、手当等を含めた広島、長崎と同じような被爆者の援護法という法制度を求めてまいりたい。

6月7日に、町長がその件に対して国に要望をしてまいりました。その結果、8月31日に回答をいただいたわけですが、すべて県のほうにお金を出して、県のほうで対応すべきではないかという回答もいただいておりましたが、当然県のほうでも、国からの回答に基づいた回答を県のほうには求めている、それから県のほうの回答を踏まえて、さらに国に対して要求、要望をこれからしてまいると考えてます。

○議長（吉田数博君） 19番。通告事項にない質問事項でございますので。

○19番（佐々木英夫君） ないのではなくて除染からくるものであるんです。それはそう感じなかっただけの話で。多く含まれておりますので、ご理解いただきたいと思います。

今言ったような感じで健康管理については、まったく低レベルでもくるでしょう。ところが低レベルと解釈するか、そうでなく解釈するかということになりますと、こんなことが書かれておりました。

つまり放射能障害をみるときに、全体の総量を考えるか、あるいは総量が少ないときは濃度をみる。つまり総量が多いときに粒子の問題だということを言っているんです。たまたまこれは本に書いていたものでありますが、熱量から計算していきますと、広島原爆の29.6個分、ウラン計算では20個分が換算されるということです。原爆用の放射能の含量数からいくと原発のほうが数段大きいということです。そのぐらいかというとな原発は1,000分の1程度に低下している。原発は放射能汚染量は10分の1程度しか減っていかないということになるとやっかいなものだということです。そこを頭に入れて町のためにがんばっていただきたいということをお願いするわけです。

簡単なものではないよ、先ほど町長も十分それはわかっているということと言われましたので、私も卒業を前にして、いろんなことを皆さんに言っていきたいということもありますから。とにかく甲状腺やつかいなものであるということは誰が見てもわかるわけですが、含めて次回の質問まで放射線に対する勉強も私もしてきまして、大変なんだよということをもっと知らしめたいと思っております。この件についてはこれで終わります。

それから、町外コミュニティ、先ほど町長が行政報告で、8月28日にいわき市長と双葉郡8町村と意見交換があった。それで1カ所ではだめなんだと、拡散してほしいというのは、私はいわき市役所に建築の仕事がありまして行ったときに、このことを町外コミュニティのことについて聞きたいと言ったら、ある課を紹介されました。やはり同じようなこと、1カ所にまとめてもらっては困るんだと。市長もそう考えております。

それからもう1つが、浪江町のためにひと山造成したりなんかするようなことはしない。いつ皆さんが浪江町に帰られるかわからない。そのときにがら空きになってしまうということを懸念していたようです。この件はそのとおりだと思います。

それから、町長は南相馬市も行かれたと思います。仮設のことで、コミュニティの件で行ったのでしょうか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 南相馬市の市長のほうに訪問したのは、応急仮設住宅の設置についてお願いをしてまいりました。その後、いろんな雑談の中で、南相馬市のほうに移りたいという浪江町民の方が非常に多くなってきている。そういう状況を踏まえて、何とか復興公営住宅も視野に入れながら浪江町の支援をしてまいりますということで、南相馬市から温かい言葉をいただいております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 南相馬市の市議会だよりですか、8月1日発行のものです。湊議員が浪江町の仮の町について触れているようです。この件については、議員の人によっては浪江町を受け入れるべきだろうということを言っているわけです。市長もそういう考えをもってきている。積極的に手を伸ばしていくということを言っているわけです。私はいわき市と南相馬市を比べるということは非常に失礼な言い方かもしれませんが、どちらかというと南相馬市のほうがやわらかく受け入れてくれるのではないかという気はするのです。

それに向けておそらく復興住宅ということになりますが、県営住

宅だとこんなに大きな障害が起きないのではないかという考えを思っているわけです。もちろんこれから国からの相談事だと思いますが、町としては何をもって県営住宅でいくのか、浪江町として建てていくのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 非常に今お答えする状況ではないと思いますが、特にいわき市の考え方としては、復興公営住宅を造るのにはいわき市で造ったり、避難している自治体が造るのではなくて、県が造ってそして県が管理して、あと皆さんがお戻りになって住まいが残った場合、すべて県が処分するという考え方でいわき市はいきたいという話を承ってまいりました。南相馬市の場合も、やはり私も造るということではなくて、県営復興災害住宅というものが非常に理想的であることは間違いないと思いますけれども、ただこれから国と県と我々自治体と詰めていかななくてはならない問題ですので、その辺はちょっと明確な答弁はできませんが、イメージとしてはそういうイメージとして考えていただいても結構ではないかと思っています。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 議長からやっと話がかみ合ってきたと言われるかもしれません。南相馬市の市議会としては、同じ県、隣町の町の住民だということからいくと、早く受け入れてやりたいという気持ちを持っているようです。議会事務局を尋ねてみましたが、どうかと言ったら、いやまだ議会としてもまだ出てきていないのですが、個々の議員についてはやはり早く受け入れてやるべきだろうという話は出ておりました。私らもこれから委員会として地ならしをしていきたいと思っておりますから、早急にどれからでもいいから早く進めていただければと。

それから、細野さんが、双葉郡を一つにして仮の町をつくらうなんていう話が出ていたようです。この件については浪江町としてはどのように考えるのか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 細野大臣の話は聞いてはおりませんが、やはり双葉郡の一つの復興公営住宅を造ろうという考え方は2、3の自治体ではございましたが、相当なる敷地が必要だということで、受け入れる側としては非常に難しいのではないかというお話をお伺いはいたしました。

したがって、双葉郡全体が一つの町外コミュニティをつくるということは現実的には非常に難しいのではないかと思います。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 町長の真意がわかりましたが、やはり間もなく冬に入ってきます。そうしますと仮設に入っている方は同じことを苦情してくるのではないかと。ですから町長が先ほど言ったように、南相馬なら南相馬に、県営住宅を一日も早く建ててもらったほうが仮設に入っている人達を入れるのには好条件ではないかという気がいたします。

ですから、別な方法もあるでしょうけれども、県営住宅を促進させたほうが私は住民のためにはいいような気がします、いかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員ご承知のように、復興計画策定委員会も佳境に入り、結論がこれから出てまいります。前に2回目のアンケートをとりまして、どこに町外コミュニティを置いたらいいのかというアンケートもとらせていただきました。そういうことで南相馬市のほうに移住したいという方々もいらっしゃいます。

さらには、国もこれからアンケートを考えているようです。そこで国としては最終的に把握して建設をするなり、建設場所そういうものを考えて我々避難人に対して何らかのアクションが出てくると思っております。議員おただしのとおり一日も早く復興公営住宅を建設していかなくてはならないというスタンスではおります。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） そのためには、住民を集約させる考えが必要ではないかということは、だんだん町民が少なくなってきました。たまたま私も仕事をしているものですから、浪江町の住民がほかに行って家を建てるといふ人は私のところにいくつか来ております。私だけでもこのぐらいなのだから、他の中にもそのようなことがあると思います。ということは、どんどん浪江町から離れていく可能性が出ておりますので、なんとかつなぎ止めるということは、そっちにいかない方向というのですか、やはり住むと回りの近所の人に優しくしてもらったりすると住み慣れてしまうのです。これが一番ネックになるのではないかと思いますので、県営住宅を早めにアドバラン上げるような形でないと、住民の心は1カ所に留まらないということから早くやってもらいたい。その件については今お聞きしましたから、前向きにどんどん進めていただくのが、浪江町が存続していくためには必要ではないかと思っています。その辺はこれからまた考えていただきたいとお願いしたいと思っています。

最後になりますが、3.11の検証についてであります。これはと

んでもないことが起きて、誰もが想像しなかったことだと思います。検証については今やっているところなんですか、それともこれから始めるのか、そこをお聞きしておきます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 検証は、今本格的とは申せませんが、一つ一ついままでの職員の記憶、それからいろんな事象について、少しずつ検証をしているところです。

今月の末あたりからあるいは来月の初めのころから、早稲田大学の大学院の法科の学生さんが検証作業にお手伝いをしたいというようなことがありますので、これからどんどん検証が進んでいくのではないかと考えています。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 現在進んでいる最中だと思うのでありますので。かつて津波の被害についてハザードマップを作りましたよね。あれはマニュアルも含めて役に立ったのかどうかということをお聞きしておきます。

○議長（吉田数博君） 渡邊副町長。

○副町長（渡邊文星君） 私の記憶では、6年前ぐらいだと思いますが、県の指示で津波ハザードマップを地元住民、地元区長、消防、警察が入って作成していたと思います。このときには、マグニチュード6.7で6メートルの津波が26分後に到達とするということで、津波浸水区域が、一応浜街道で止まるというのを作成しております。もちろんこれは今のは津波のものです、それとともに避難地についても、南棚塩地区については霊園、請戸地区については大平山、中浜・両竹地区については両竹地区の神社ということで、避難地区も指定しておりました。

さらに、先ほど言いましたように、小学生の避難の経路を入れて作成しておりましたが、今回の津波がこのような大きな津波という我々が想定していた、作っていたマップよりも非常に大きな津波ということもありましたが、やはりマップの避難訓練も、3年4年頃やっておりましたので、一応私としてはマニュアルどおり出来ていたのかと理解しております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） マニュアルどおりいったということは、小学生、児童館の人達が無事に避難できたということは、その一貫かとは思いますが、やはり請戸の人達の年配の人達は、気仙沼とかテレビで見ると、来ないと。いままで来たことがないからということがあったんです。小学生の子供達がそうではないんだ、いつも避難訓

練をやっていると、大きな津波が来るんだと言って、子供によって年寄り達が動いたということがありきました。

しかし、浪江町にも184人近く亡くなったということは、やはり甘くみていたということが否めないのではないですか。とすると今後、あったことはしょうがないとしても、これからどういう形で、そこには住まないということになりましたからいいでしょうけれども、津波だけではない。地震もありました。ですから何らかの形で対策を考えておかないと難しいのではないのかと。今後また死人も出てくる可能性がある。

一昨年ですか、12月の時に、危機管理について、私が一般質問を出したことがありました。あのときに貞観地震という言葉が出ています。必ず来ますよということを言った記憶があります。別に私は占い師でないから、「それみろ」ということは言いませんが、やはりどんな小さなことでも真剣に取り組んでいただけるということが私は大切ではないかと。

それから、地震についても大きなものがきますよというのは、何年か前から私3、4回やっているんです。それは日大の教授が必ず20年以内に大きな津波を含めて地震が来るということを言っていたのは講習会で聞いたことがありますから、町の議会で何回もこのことについて。その後、耐震診断について町も取り組んできたから、やっと動いたのかなということになりました。

ですから、各課長さんはこういう言葉が出てきたときは、それも想定して考えてもらっておいたほうがいいのではないかと。これは大丈夫だということはある得ないということを感じたと思います。東電もしかり、それから今後の震災なんかもそのとおりだと思いますので、やはり真剣に取り組んでもらうということだからお願いしておきたい。

それから、放射能を測る機械ですから、通称ガイガー計数器ということ私達はそんなことを教わってきたのですが、これも役場にあったということをお聞きしました。これも持ち出せなかったのは残念なことでありますが、これは結果論として仕方がない。今後はどんな方法で管理していくのか。もう放射能はないとみるか。いや、まだ出てくるかもしれないということか。

ですから、私が感じたのはSPEEDIの発表があろうとなかろうとも、この機械一つで、やっぱり津島も危ないよということを感じられたと思います。それによってはもうちょっと遠くに逃げようという結論も出たと思います。これは終わったことだから仕方がない。それを責めたりはしません。だから今後こういう検証の中に入ってくる

と思いますが、どう対処すべきかということをお聞きしたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ガイガー計数器の持ち出しの件については、その当時を思い出しますと、津波の避難対策、避難指示そういうことに職員が追われまして、よもや原発で事故が起きたということは全然わからないで対策本部はやっていました。ところが震災の発災の3月12日に、朝早く原発の10キロ圏内避難指示が、テレビで私ども知りました。これでやはり10キロ圏外に我々避難していかななくてはならないということで、今度は地震津波対策本部から原子力対策本部に切り替えました。誘導避難指示、それから避難のアナウンスそれに力を注ぎました。

ですから、原発の本当に事故が我々にまったく想定しない中で起きたものですから、気持ちがみんな動揺して、そして避難することに精一杯だったということで、そのガイガー計数器があったにもかかわらず持ち出せなかったということで、非常に残念ではありましたが持ち出しができなかった。

今後は、そういう事故を想定しながら、我々が持ち出せるものは持ち出しをして、マニュアルにのっとった形で粛々と防災計画を進めていくという考え方でいきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） 今言われたとおり、何か不測のことが起きるかもしれないということは、今後帰還します。帰町します。第二原発は残るのではないかと。だんだん稼働してはいけないということになっていますから、そういう雰囲気がありますから、よもややるとは思われませんが。第一原発の4号にしてもいつ何が起きかわからないということにすると、やはりそれらをよく準備して計算に入れて検証していくべきかという気がいたします。

それから、ヨウ素剤持ち出しについて、これは20番議員が長年にわたってヨウ素剤のことを言っていました。私も22年近く議会に携わっていて、まずよく20番議員はヨウ素剤のことは質問をしていました。このときに何て言いましたかというのと、職員の人、「私達が配ります。」と言われたんです。これもやはりガイガー計数器と同じで、そんなところではなかったということなのですが、あれだけ20番議員の質問に対して自信あるような感じでお答えしていたのを、今もって記憶から抜けないのです。あれはどうしてできなかったのかと、その件もお聞きします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 安定ヨウ素剤につきましては、私どもも役場の

ほうに保管をしております、津島のほうに避難してから、それを持ち出しして2万1,000個の錠剤を持ってきました。それで今ヨウ素剤を服用させる時期ではないかということも災害対策本部で議論をいたしまして、診療所の関根先生と相談をしながら服用をどうするかという議題になりました。ただ副作用が出るという話もありましたので、現在のところヨウ素剤を服用しなくてもいいのではないかという結論が出ましたので、私どもの町としてはヨウ素剤を持っていましたが、服用しなかったということでございます。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） ヨウ素剤について服用すると副作用があるという話は、私の記憶にはないんです。町の答弁の中では「管理しています。大丈夫です。職員が配りますから」という音だけが耳に残っていましたので、そういうふうに言ってもらえれば最初からヨウ素剤はあてにならないかもしれないという考えはもっていたのですが、それはおそらく議事録には残っていないのではないかと。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○19番（佐々木英夫君） だそうです。町に置くのではなくて、福島とか仙台に保管しておいたほうが安全だと。すぐ持って来れるという気はします。含めてヨウ素剤については今いった答えが出たということですので、安心してこの件は終わります。

最後に避難したときの食事です。卵よりちょっと大きなおにぎりが1つ。気の毒でまわりの人、年寄りとか何かをみると、私も年寄りですが、手を出したかったのですが遠慮しました。こんなの1個だったんです。この1個うちの家内にもらったやつを福島に持って来ました。今朝のおにぎり1つもらってきました。涙流しているんです、福島の人。これで1個で終わりだったのかと、そうですよと、これだって精一杯ですよ。職員が朝から割り当てて作ったおにぎりなんだよと言いました。しかしそのあとテレビで見たら、双葉は幕の内弁当、これには何で少なくとも町の財政がよくない双葉町がこんなにいい弁当を食べていられるのかと思いました。町はその中で財政の中でやりくりをしているんだということからいくと、私はなんとも言えませんが、そういうのも含めて万が一のときは、あるいは台風とか洪水とか、これから大桝ダムも危険性があると思いますから、こういうことが起きたときに食料については最初から計画にみておいたほうがいいと思うのですが、おそらく爆発があるとは思ってませんでしたから、このことについてはあまり考えていなかったという気がするのですが、いかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 先ほど答弁申し上げましたように、3月12日の朝5時44分の首相官邸から避難指示をテレビで知りまして、それで急遽事故を起こした所から遠くに避難しなくてはだめだということで10キロ圏外に出てくださいという話をいたしまして、災害対策本部で決定をいたしました。私非常に残念なのは前の日に原災の10条通報、15条通報が夕方夜半の9時半頃出ているんです。それさえ私どもに連絡をしてわかれば、バスの手配、食料の手配、水の手配、毛布の手配そういうものが粛々と計画的に出来たんです。そういうものがない状態で急遽避難という形になりましたので、慌てて津島支所に役場の機能を午後3時本所を閉鎖して、津島支所を本所機能にしようということ、そちらのほうに夕方かけて行ったわけです。その中に8,000人程度の方々が中に入りまして、それはもちろん原材料の米もないんです。津島の農家の方から米を譲っていただいて、そしてボランティアの職員、それからボランティアの方、消防団の方いろいろな協力をもらいながらおにぎりを握って、今議員おただしのとおり、小さなおにぎりしか供給できなかったということで、非常に残念に思っています。

他の町では、食べられる弁当、そういうものを提供された。これは私ども町村格差といいますか、私どもの町に対するいわゆる立地町ではない周辺地のなんと言いますか、差別という言葉ではないでしょうけれども、そういうえこひいきがあったということで、私どもは自前で食料まで含めて供給していかななくてはならなかったという事態です。

したがって、今後はいろんなことを想定した場合に、やはりいろいろ計画的にやれるように事前に調査をして調達していきたいと考えています。

○議長（吉田数博君） 19番。

○19番（佐々木英夫君） だんだん時間も迫ってきました。今言われたように想定外のことが起こった。これは全部関連しているんです。すべてがそういうことで起こったということからいくと。ただ、誰も想像しなかったでしょうけれども、原発が爆発するということは考えなかった。しかし原発を前にしていた町ですから、本来は考えておかなくてはならなかったというような気はいたします。これは後の祭りですが。

皆さん津島に逃げた、津島に逃げて放射能の数量がどのぐらいかわからなかった。後でわかってそれぞれ針道まで逃げて来た。ということは町民もしかり、とにかく先ほど関根先生の話も出ましたけれども、あの先生も津島に残っていましたから、相当被ばくされて

いるのではないかと心配をしております。それぞれホールボディカウンターの検査を受けているでしょうから、結果は出ていると思いますが、それでよしということではないと思います。

先ほどいわれたように、放射能の線量はぎりぎりのところまでいつているのか。20ミリシーベルトそれを超えないと出てこないらしいんです、これだけのものだということは。だから危険な所にいつている人もいるということを入念に考えていただきたいと思います。

含めて、検証についてはあり得ないことも起こるかもしれませんので、これのほかにもう一つということを考えていただいて、浪江町のことを考えてもらいたいということでもあります。

私の時間もうちょっと残りますが、あまりやると次の方が待っていますのでこの辺で終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、19番、佐々木英夫君の一般質問を終わります。

◇馬 場 績 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

20番、馬場績君の質問を許可いたします。

20番。

[20番 馬場 績君登壇]

○20番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績でございます。1年半が過ぎましたが、事態はほとんど改善されておられません。かかる事態を踏まえて何点か質問をしてまいりたいと思います。明快な答弁を求めます。

質問の第1は区域再編と復興計画についてであります。避難区域のそれぞれの町村が、政府が示した線量基準により、区域再編に動きをみせております。現実には去る8月10日午前0時をもって警戒区域を解除した檜葉町を含め田村町、川内村、南相馬市、飯舘村の5市町村が進めております。

区域再編の問題は財物賠償との関わりで複雑な問題であることは町長も認識されているとおりであります。同時に抑えがたいふるさとへの郷愁と、一方では放射能汚染による有形無形の恐怖が折り重なり、親と子、世代間でも「帰りたい」と「帰れない」、「帰らない」の判断が分かれ、招かざる対立と分断が余儀なくされ、混迷の現実があることもご承知のとおりであります。

破壊された生業、心の大地であるふるさと、かけがえのない子供達の友情、未来の成長、その一つ一つ失ったもの、奪われたものの大きさを思うとき、国と東電、原子力村の責任はあまりにも大きい。

許し得ないと指弾せざるを得ないのであります。彼らに責任回避など許されないはずであります。

今後厳しい局面も予想されます。加害者としての全責任を果たさせるために、町長はいかなる局面に遇してもブレることなく、被災者町民の立場であくまでも求めるべきものは求める。町民生活再建のために全力で奮闘する。その決意が何よりも大事だと思います。改めて町長の決意をお示しください。

直面する復興計画と区域再編の問題であります、3点お尋ねいたします。

第1点は、年間積算放射線量基準による3区分とりわけ居住制限区域と避難指示解除区域の線量基準は、双葉町が異議を申し立てたチェルノブイリの基準との比較、また日本における放射線管理区域（実行線量3カ月、1.3ミリシーベルト）などと、政府が目標とする年間追加被ばく1ミリシーベルト以下とする「被ばくと日常生活」の観点に照らして問題はないのかということでもあります。

第2点は、線量基準で区域再編をし、区域再編によって賠償に格差を持ち込む、国、東電のやり方に問題はないのか。どうあるべきと考えるか。

第3点は、町民が完全賠償を求めつつも、「生活の再出発」を望んでいる方もたくさんおります。先程来、議論になっておりますけれども、区域再編の判断をどうなされるのか、改めて答弁を求めるものであります。

次は、4月16日、南相馬市は警戒区域の小高区を避難指示解除準備区域としたことはご承知のとおりであります。私達災害対策特別委員会産業建設小委員会は、去る8月1日、小高区の現地調査に行つてまいりました。現地を案内してくれたのは環境省福島環境再生事務所、県北支所の草川支所長であります。宿泊以外市民の帰宅自由、車両通過自由、生活ごみの排出など住居の片付け自由であります。

驚いたことが3つあります。1つは、小高区役所に到着したのですが、水もトイレも使えません。トイレは仮設です。小高区全域が同じであります。

2つは、倒壊した危険家屋の解体処理が行われていました。仮り置き場も仮設焼却場も整備されていないので、解体業者が分別し、業者の所有地に一時保管しているということでもあります。したがって、これらの作業も限界があるということでもあります。

3つは、車両通行往來自由になり、農機具、車両等の盗難事件が多発しているという実態の説明を受けてまいりました。

結果として警戒区域は解除されたものの、基本的な基盤が復旧されていらないので、自宅には自由に帰れるものの基本的には市民生活の回復はなく、避難生活が継続中であると見てきました。本格除染による排出物の処理、処分をどうするのか。、その見通しが立っていないのが現状であります。そこでお尋ねいたします。小高区の現状を見ると、浪江町における警戒区域解除への道筋をどうなされるのか、お答えください。

これまでの災害復興では「仮の町」構想の経験はありません。二重住民登録、二重行政など新たな課題への挑戦でもあります。現状の制度上の問題は何なのか。またその整備計画はどこまで進んでいるのか、明らかになった現状をお答えいただきたいと思います。

次は、復興再生と居住の安定についてであります。仮設住宅では「暑い」、「寒い」、「狭い」の押し寄せる苦情のもと、漸く仮設倉庫の設置工事が進められております。要求の一つが実現したとはいえ過酷な仮設での生活は今なお続いております。仮設住宅から1日でも早く脱却し、人間らしい居住環境のもとで生活再建に取り組むべき時期にきていることは、現段階での重要施策であることに異論はないはずです。

しかし、遅々として進んでいないのが現状であります。原発事故と大震災の最大の犠牲者である町民一人ひとりの生活再建や、避難先での事業再開をどう支援するのか。従来のコミュニティがバラバラにされたなかで、その回復をどうするのか。一方ではまた新しいコミュニティが形成されていることも現実であります。復興再生にそれをどう生かすのかも一つの検討課題ではないでしょうか。町は国、県とともに、想定外の事態に対する新しい枠組みづくりが求められていると思います。町が進めようとしている地域コミュニティづくりと災害公営住宅の整備の現状について、あるいはまたその構想について、いままでの答弁から一步踏み込んでイメージとして描くことができるように答弁を求めるものであります。

また、住民合意のあり方も極めて重要な課題であります。今も触れましたが、地域コミュニティの再建を基本としつつも、「もとにもどすだけが正解ではない」という意見もあります。これから町づくりをどうするのか。町民にどんどん提案して頂きながら、復興再生の合意形成を進めるという、柔軟な対応もまた必要であると思います。住民合意のあり方についてお答えください。

次は、賠償問題についてであります。第1点は、賠償の実態についてであります。農業、商工業、法人、個人と自治体の請求件数と請求額、賠償額の現状をお答えください。

また、高齢者、障害者の請求の現状は把握されているでしょうか。通所施設などに通う高齢者の間では財物賠償など「どうしたらいいのか分からない」と、半ば諦めている人もいると聞きます。具体的なサポートが求められていると思います。お答えください。

遅ればせながら財物賠償の基準が示されました。しかし、生業を奪われた被害者の苦しみに対する「加害者の責任と自覚」からみて、極めて重大な問題を孕んだものと言わなければなりません。

第1点は、「ふるさとを奪われたものにとって第一の要求は現状回復」であります。チェルノブイリでも明らかなようにそれは不可能であります。とするならばどうあるべきかということであります。

第2点は、そこから求められる問題は、生業と暮らしの「原状回復」にふさわしい賠償・補償であります。賠償基準とされる固定資産税評価額や減価償却方式では、先ほども議論になりましたが、根本的に生活再建は見通せないことであります。これをどう見直すかという問題であります。

第3点は、原因者たる国と東電が被災者の要望も聞かず、聞いても一方的な説明をするだけで、賠償基準を押しつけるなどおよそ世間の常識をかけ離れたものであること。

第4点は、帰還困難区域と居住制限区域、避難指示解除準備区域で賠償に格差があることであります。放射能被害に安全の「しきい置」はないことは多くの人が認めていることであります。何人といえども認めざるを得ない現実であります。

ではどうあるべきか。原発事故の特異性に鑑み、区域再編と賠償は切り離すべきではないでしょうか。政府の賠償基準については、どこでも不満百出であることが報道されております。ところが去る7月21日の福島民報に掲載された町長のコメントは建物の価値の算定について、3つ方式から最高額を選べることについて『議論の進展があったと評価』と報道されております。財物賠償についてどのような議論の進展があったと認識されているのか。そのことについてどう評価されたのか、改めて答弁を求めるものであります。

現在、東電は財物賠償の一環として建物の修復費用の先行支払いを進めております。このことで被災者は大変な混乱を起こしていることはこれまたご承知の通りであります。現に有効使用し、固定資産税の課税物件でも未登記物件については支払い通知がありません。また、居住者本人が納税していても登記名義人が違うため支払い通知が届いていない物件はあるのに支払い通知が届いていない。あるいは、持ち分登記の問題など混乱を引き起こしております。そもそも原発事故がなければ、平和的かつ円満に解決し得たものも、

現時点の関係者の間で感情対立となるとか、先行払いをめぐって想定外の混乱を引き起こしているのが現実であります。

賠償漏れのない請求手続きとさまざまな東電側からみて不備だと言われる点についても、それを被災者がすべて証明するということは困難であります。東電、国に改善を認めさせるべきであります。どうなされるのかお答えください。

次は家屋の賠償基準で個別の判断により3つの算定方式、つまり①事故前の固定資産税評価額を基に新築価格を算定し、築年数で減価償却する。いわゆる1.7倍方式。②平均新築単価、これは建築統計における福島県の平均単価を用いた算定。最低坪単価13.6万円の賠償方式。③個別事情による別途賠償方式であります。

①、②の根本的問題は、先ほど指摘しましたので、問題は③であります。損害の発生は個別によって異なるわけですから、③が最もな算定方式であると私は考えます。しかし、素直に考えれば「東京電力は個別事情によって、柔軟な賠償に応ずる」と受け止めることもできますけれども、ADRの和解の実態1つ取ってみても、東電の姿勢は疑わしい限りであります。「個別事情に対応」する具体的な賠償の仕組みが極めて不透明であります。逆に被災者にとって、時間と費用とその立証責任において不利になるようなことはないのか。自治体はどのように対応するのかお答えください。

「人災」による原発被災の賠償の概念は「生活再建を前提とした実態に即した賠償」であるべきと考えます。では示された賠償基準はそうなっているのかということであります。これまで問題点を指摘してきたとおりであります。東電と被災者が求める賠償と最も乖離しているのは土地いわゆる宅地の賠償基準であります。「固定資産税評価額に1.43倍の補正係数をかけて、事故前の時価相当額を算定する」とあります。津島の宅地は平方メートル当たり1,500円から3,000円だと言われております。もちろん浪江中心部との差は10倍、20倍の開きがあるでありましょう。とりもなおさず、避難先で自力再建しようとするとき、絶対評価額が低いところに1.43倍しても絶対格差は評価額に比例して、賠償格差が発生することは間違いありません。自力再建におぼつかないこともご承知のとおりであります。

因みに、二本松市で最近折り込まれた不動産情報によれば、本宮市の岩根の宅地218.1平方メートルで価格420万円、平方メートルにすると1万9,257円。二本松市根崎の宅地246.86平方メートル、1,200万円、平方メートル当たり4万8,610円。二本松市馬場平の山林228.0平方メートルで300万円、平方メートル単価1万3,157円。

町長、これが現実であります。我々、原発避難民は町長がいうところの憲法25条、健康で文化的な最低限の生活。憲法13条の幸福追求権、憲法29条の財産権も保障されないのでしょうか。私は悲壮になっているわけではありません。人権も財産権も保障されない賠償基準は一体誰のための賠償金なのかということでもあります。町長この見直しを求めるべきであります。明快な答弁を求めます。

賠償金非課税についてであります。

原発被災、避難で失ったものに対する賠償は非課税に相当の根拠があると考えます。賠償金非課税の町、県、国のこれまでの対応と国税機関の見解、今後の町、県の対応についてお答えください。

次は、再生可能エネルギーと脱原発についてであります。3.11の現実は何ひとつ変わらないのに「フクシマ」を忘れたかのような「原発事故収束宣言」、必要のない大飯原発再稼働の方針決定など、政府は「フクシマ」と脱原発世論を力でねじ伏せようとしてしました。しかし、今回の事故は「自然災害」ではなく「人災である」と結論した国会事故調の報告や、官邸前デモや無数の国民的運動の取り組みなど、国民世論は脱原発へと大きく変化しつつあるということは、ご承知のとおりであります。

新たなエネルギー政策の策定に向け、政府が実施した討論型世論調査でも2030年原発依存度0%の支持が46.7%と討論が回数ごとに増加しております。また「政府、エネルギー政策の意見公募」でも参加した意見の89.1%、「約9割」が「原発は不要」と答え、原発依存度についても81%が「即ゼロ」、段階的に「ゼロ」が8.6%と比べれば、いかに世論の変化が大きいかをみてとることができます。

8月1日に行われた福島市での「エネルギー環境の選択肢に関する意見聴取会」でも発言者30人中28人が早期の原発ゼロを求めたこともご承知のとおりであります。

世論の現状認識と併せ、再生可能エネルギーへの転換を浪江町としてどのような取り組みを進めていくのか、新聞報道超えた答弁を求めるものであります。

次は、原発の現状と廃炉について質問をいたします。8月17日、福島民友によれば古川国家戦略相は、8月16日、川内村民との意見交換会で福島第一原発5、6号機、福島第二原発の再稼働について「事故起こしたこの地で再稼働はあり得ない」と質問に答えたと報道されております。当然であると思います。町長は全基廃炉を明確に求めるのか、お答えいただきたいと思います。

昨年12月、我々議会でも「県内全原発の廃炉を求める決議」が議決されたことも申し添えて見解を問うものであります。福島第一

原発1から3号機は、いずれも燃料棒が溶け落ちていると公表されております。しかし、溶け落ちた核燃料がどうなっているのかは、まだ明らかにされておりません。京都大学の小出助教授は「今回の事故で発表より事態が深刻な可能性は十分あります。もし压力容器だけでなく格納容器にも穴があき、原子炉建屋の底を抜いて地下へ溶けた核燃料が流出し、地下水に達していたら、汚染はさらに拡大」と発言されております。

廃炉は、スリーマイル事故とも異なる未知の世界であることは多くの専門家が指摘し、国、東電も認めざるを得ないところであります。昨年12月11日、国、東電は廃炉まで30年から40年とする工程表を明らかにしました。率直に言ってこれまで信頼に足る情報公開がないもとで、それを信じろというほうが所詮無理な話であると思います。発表した工程表をどう実現するのか、工程表にはその廃炉技術の裏付けもありません。これでは科学者、専門家でも納得できるはずはないということでもあります。

「原発はいまだ収束せず」は多くの人が共有する認識であります。併せて、そういう「廃炉の未知の空間」に人々の生活を戻すことの危険、さらに4号機の問題もあるわけであります。国、東電はどう考えているのかということも同時進行の重大問題として、正面から追究するべきであります。

国、東電が発表した爆発した原発の廃炉工程表と情報公開のあり方について、町長は町村会としてどういうスタンスでこれを求めているのか。どういうスタンスをとるべきと考えているのか、お答えください。

中間貯蔵施設の調査候補地が発表されました。福島復興再生特措法との関係でこの問題について質問をいたします。

先ほどのグランドデザインについて議論がありました。30年貯蔵と言われる中間貯蔵施設は、浪江を含む双葉郡だけの問題なんでしょうか。原発本体ではないにしても、「フクシマ」という原発災害の象徴的な施設が最終処分場の見通しが無いまま、四半世紀に渡って存在し続けることは私達の未来への責任とは何なのかが問われるべき問題であると思います。浪江町が候補地に上っていないから黙認出来る問題ではないはずです。

「原発事故のその後」について、幅広い中間貯蔵施設を含めた幅広い国民的議論を経て結論を出すべき問題だと考えます。お答えください。

最後に被ばくと健康管理について質問をいたします。SPEEDIの情報開示は文科省、原子力安全・保安院、そして主体性のないまま追

随した福島県は、放射能拡散情報隠ぺいの共同正犯であるとの指摘は的を得ていると私は確信します。

であればこそ、浪江町が町民の被ばくと健康管理、生涯に渡る被ばく医療と精神的損害賠償の請求根拠たり得る被ばく健康手帳の発行を決断されたことを改めて高く評価するものであります。

福島医大が実施した18歳以下の甲状腺結果についてであります。5ミリ以下のしこりがあるとか、あるいは20ミリののう胞が認められたA2判定であっても、県立医大放射線医学県民センターでは、「甲状腺二次検査不要」としていることについてであります。この件について浪江町はどのように対応しているのかお答えください。

また、昨年3月11日時点で18歳未満であった県民は20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごと生涯検査継続というのが県の方針であります。しかし、13市町村の検査結果では全体の35.3%がA2判定であります。町民の被ばくと健康管理からも、毎年、全員の甲状腺検査を実施する必要があると思います。改めて町の対応について答弁を求めます。

次は、大量の放射性物質の放出と乳歯の保存の問題であります。

昨年8月11日、原子力安全・保安院が公表した福島第一原発事故で、セシウム137の放出量は、1万5,000テラベクレル(テラは1兆)。広島原爆の89テラベクレルの168.5倍。ヨウ素131は16万テラベクレル、半減期28年、内部被ばくの影響が大きいとされるストロンチウム90は140テラベクレル、プルトニウム239が32億ベクレルということが明らかになりました。もちろん地上に全て降り落とされたわけではありません。問題はストロンチウムです。カルシウムと性質が似ているため骨に集積し、内部被ばくの影響が心配されるわけがあります。これまでの研究で乳歯に含まれるストロンチウム濃度が被ばくに関係することが明らかになりました。乳歯の保存と疫学的研究、医学的データの蓄積のためにその保存と検査がいま一部で始まっております。医師会や相双保健所とも連携し、浪江町として新たな被ばく医療の研究を支援すること、あるいは積極的に取り組むことは非常に重要なことであると思います。町の対応についてお答えください。

避難生活の長期化はさまざまな障害と経済的負担を余儀なくされていることはご承知のとおりであります。

国保、介護、後期高齢者医療の減免長期継続を求める必要があると考えます。細切れでない長期継続を求めるか、答弁を求めて私の第1回目の質問を終わります。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 大きな1番、区域再編と復興計画について。①国の放射線基準による区域再編をどのように考えているかについてご質問にお答え申し上げます。

年間積算線量20ミリシーベルト以下として避難指示解除区域、20ミリから50ミリシーベルトで居住制限区域、50ミリシーベルト超が帰還困難区域という放射線量による区域再編でございますが、国の基本的な考え方として、避難指示解除準備区域につきましては、引き続き避難指示が継続されるが「除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域」とされております。

このように国は、線量による区域再編を行うだけの考えであり、再編後においての様々な対応策など不明な部分があり、線量においても住民の安全が担保できるような水準ではないと考えております。

いずれにしましても、区域再編によりあらゆる面において町民間の格差を生じさせないことを強く国へ訴えていく考えであります。

なお、国としては年間線量が5ミリシーベルトを超えていても20ミリシーベルトまでは住民を帰す国方針では、当然安全が確保できないと考えております。

また、5ミリシーベルトはチェルノブイリ事故での移住基準であり、放射線管理区域の設定基準にも相当し、健康に問題があると考えて当然であります。

続いて、②小高区などの警戒区域解除の実態をどのように考え、浪江町はどのように対応するかについてご質問にお答えいたします。

南相馬市小高区は、本年4月16日に警戒区域を解除したわけですが、南相馬市の考えは、「復旧作業が終わるまで解除を待っていたのでは時間が止まってしまう、解除は復旧のために作業員が自由に出入りするため」というようなお考えと聞いております。

再編後は、多くの市民の方が立ち入りをしましたが、除染やインフラ復旧が進まず、商店や企業は閉じたままで宿泊もできない。「どうして警戒区域を解除したのか」「区域再編しても何も変わらないのではないか」というような苦情の電話が、今も市役所に来るそうでございます。

このように、現状では解除したメリットとデメリットの問題が生じているのは明白であり、浪江町といたしましては、そのような事態を想定し、町内における防犯、防火対策や一時帰宅による生活

ゴミの処理及び仮置き場の設置など地域内、様々な対応策を国の方に強く求めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） 続きまして、「仮の町」構想の整備計画と現状の問題を示せについてお答え申し上げます。

町では現在、復興計画を策定中でございます。町外コミュニティ一部会で検討しているところでありまして、この中での主な検討内容でございますが、想定エリアとしては既存の商業サービスや公共サービスが受けられる市街地に近接したエリアということの検討をしているところでございます。

整備箇所数につきましては、他の自治体とも連携して設置するとしたうえで、3カ所程度がいいのではないかとということで検討しているところでございます。

また、コミュニティの確保を図るための公民館的な交流施設を確保し、エリア内での交流を図ることで絆の維持を図ることとしております。

受入自治体等の協議につきましては、国が主体的に関わることが必要と考えておりまして、8月19日の国と県、双葉8町村との協議の中で、初めて町外コミュニティが協議され、本年度中に住民への意向調査を行うこと。浪江町では7月に町独自のアンケート調査をしております。その補完的な調査になるものと考えております。その意向調査を基に希望者の把握や整備場所、整備規模など必要な機能について検討するとしておりまして、この検討結果を基に受入自治体を加えて協議するとしております。

これら協議の基で早急に候補地を決定するとともに、多くの町民の方が望む町外コミュニティの整備を早急に進めていきたいと考えております。

続きまして、地域コミュニティと災害公営住宅の整備計画を問うでございします。

今回の東日本大震災及び原発事故に伴う避難生活では、これまで築かれてきた地域コミュニティが完全に崩壊してしまいました。一人ひとりの生活再建につきましては、現在策定中の浪江町復興計画基本方針で、町の復旧復興の第一は町民の暮らしの再建で、どこに住んでいようとも、今後どこに住んだとしても全ての町民の命が守られ、幸せな日々の暮らしを取り戻せるようにとしています。

災害対策の充実や健康被害の防止、働く場の確保、住まいの改善、絆の維持など現在の避難生活を早急に改善し、一人ひとりの生活再建を図ってまいります。さらに避難先での事業再開支援につきまし

ては、事業再開のコンサルティング事業や支援制度の周知徹底など、関係機関との連携において支援を行ってまいります。

コミュニティの回復でございますが、行政区、消防団、祭り、伝統行事などかつての絆を維持するため、集まりやすい環境の整備が必要と考えております。

避難先情報を共有できる取り組みや絆維持のため、人材育成などの体制づくりを進めるとともに、仮設住宅や借り上げ住宅の自治会など新しいコミュニティづくりも進めてまいりたいと考えております。

災害公営住宅の整備にあたりましては、分散している避難状況を改善するため、集約することが求められておりまして、さらに入居予定者は住み慣れた土地を離れての生活となることから、集会所や広場の設置などコミュニティの形成、維持に配慮する必要があると考えております。

具体的な整備場所等につきましては、まずは住民意向を把握いたしまして、国、県、受け入れ自治体との協議を進め、線引きを進めてまいりたいと考えております。

住民合意のあり方でございますが、議員おただしのとおりこれからの町復興では町民にどんどん提案していただくことが本当に大事と考えております。今回の復興計画策定にあたりまして、町民の方など100人を超える方に委員をお願いをしているところであり、さらにアンケート調査、パブリックコメントなど、より多くの方からの意見をいただきながら策定しているところです。

復興推進にあたりましては、これまで浪江町が培ってきた協働の精神により、町民、自治会、町民団体、事業所、町などがそれぞれの知恵や技術、経験、意欲などを結集し、復興を進める必要があると考えております。

復興までの道のりは非常に厳しいものがあると考えておりますが、国や県、民間企業、NPOやボランティア団体、大学や研究機関などとの連携や支援、協力を受けながら復興のため共通の目的を持って取り組むことも必要であると考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） それでは賠償の実態について申し上げます。

9月3日現在の数字で申し上げます。農業、請求件数1,521件、請求額17億1,898万5,275円、支払金額17億1,298万7,473円。商工業の中で法人、請求件数1,497件、賠償金支払件数1,284件、請求額

238億8,640万4,548円、支払金額123億2,860万72円。個人事業主、請求件数2,581件、請求額43億2,872万6,445円、支払金額36億5,480万1,569円。

一般につきましては、請求額、賠償額共に不明でございましたので請求件数のみ申し上げます。請求件数6万9,847件でございます、支払件数がその内5万8,277件という数字が出ております。

自治体につきましては、関係課で取りまとめているところでございます。

次に、高齢者、障がい者などの請求の現状と支援のあり方を問うについてでございますが、先の調査によりまして、高齢それから病気等により未請求と回答した方が未請求者の7%に当たります。その方々につきましては、合計129件ございました。その129件すべてにおいて、私どもで全部電話をしております。その中で高齢者と思われる方、65歳以上と仮定させていただきましたが、こちら77件ほどございました。これらについても電話で確認をしております、施設入所の方ですと7件ほどございましたが、家族がしますということの回答をいただいております。請求の準備中という方が7件ほどございました。既に請求したよという方が32件ほどございました。そのようなことで、大体我々が想像したよりはなかったということでございます。

ただ、今回の実態調査にご回答いただけなかった方がいらっしやいますので、今、関係各課、介護担当課等も含めまして、施設入所者の確認等をしながら1件、1件洗っているところであります。

次に、財物賠償についての基準についての認識でございますが、先ほど佐々木議員のときに町長からも答弁がありましたとおり、町としてすべての提案に対して合意したという考えは一切ございません。これまで町民の生活再建のため、再調達価格での一律賠償を求めています。今回の基準に対しても満足してはございません。特に、固定資産税評価額では生活再建にはならないということの考え方から反対の意思を示しております。平均新築単価を適用した算定方法と個別評価についてもまだまだ不明なところがいっぱいあるということで、これも我々事務方を含めて協議を進めているところでございます。

次に、未登記物件、それから課税物件でない賠償請求についてでございますが、特に電力それから国のほうにも電話等で確認をしておりますが、未登記でも課税物件であれば賠償の対象とするという回答はいただいております。

また、課税を含んでいない建物につきましても未登記ということ

も含まれますが、個別評価に基づいて算定された賠償金が支払われるべきであるということで我々は協議を進めているところであります。

さらに、議員おただしのように手続きの簡素化、非常に複雑だということで、こちらについても簡素化を求めて国、県等に強く要求をしていくものであります。

次に、個別事情に対してでございますが、電力では個別評価の方法として契約書、それから自治体の取得価格を確認して賠償額の算定に用いる方法なども検討するが、詳細については別途案内するとしております。

ただ、非常に内容が不透明であり、これについて説明を求めているところでございます。町としては不動産鑑定によるものが必要であるということで、電力に対して強く求めているところでございます。

最後に土地問題で、生活の展望が持てる見直しの要求でございますが、これにつきましても町として、これまで町民の生活再建のために再調達価格での一律賠償を求めてきましたので、今回の基準に対して、双葉郡内統一、町村一体として見直しを求めて現在も協議を進めているところでございます。

○議長（吉田数博君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） （３）賠償金非課税、①町、県、国の対応を問うにお答えいたします。

東京電力の原発事故によりまして、被害を受けられた個人の方が支払いを受ける賠償金の所得税法上の取扱いにつきましては、所得税法の第９条で非課税となるものは、支払いを受ける賠償金のうち、心身に加えられた損害に対して支払いを受ける慰謝料、その他の損害賠償金や不法行為、その他突発的な事故により資産に加えられた損害に対して支払いを受ける賠償金等については、非課税となっております。

また、これまでも国税庁の見解に対しましては、相双地区の税務関係市町村、及び県、税務署で構成しております相双地区税務協議会で何度となく国に対して要望を出しております。

一例を申し上げますと、一括賠償金等が支払われた場合につきましては、その支払われた年は所得額が非常に増えます。よってそれに伴う納税額が増加する可能性があるために、賠償金を税務上は複数年に分けて認定を受けられないかといった分を含めて要望を出しておりました。その後、国税機関との見解と今後の町、県の対応につきましては、上記要望等にたいする部分につきましては、経済産

業省は今年の8月28日、原発事故による賠償金の一括払いに対して被災者の税負担が増えないようにするため、財務省や国税庁と協議に入った旨、関係省庁と東電で同日開いた原子力損害賠償円滑化会議で報告しております。

今後につきましては、取り扱いが速やかに決定されるよう県と協議しながら強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 脱原発についてお答えいたします。

今般の東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえて、多くの国民も原子力発電所の安全性に疑問をもったと思います。その他、使用済燃料の処分問題があり、確実に脱原発の方向性に向かっているものと認識をしております。

この認識のもとに浪江町では議員おただしのおり、言葉につくせない深刻な被害が生じており、脱原発の姿勢で望むことは我々被災地として当然のことと考えております。このように被災した町だからこそ、メッセージを発信していく役割があるかと考えております。

その上で原子力発電に依存してきたエネルギー供給体制の見直しを提示するためにも、本町においては太陽光、あるいはバイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの生産、関連産業の集積拠点、そして新たなエネルギー生産消費のあり方のモデルとなる地域を目指していく考え方でおります。

町内に発電所はもとより、その蓄電池をはじめとする再生可能エネルギー産業を集積をして、地域の雇用あるいは地域経済に貢献するあり方としていきたいという考えをしております。

（2）の原発福島第一、第二の現状と廃炉の中の全基廃炉の明確を求めるかのご質問にお答えいたします。

私としては、これまでいろいろと発信をしてまいりました。このような惨状を二度と起こしてはならないということから、福島第一、第二、全炉廃止ということで理解をしております。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） （2）原発（福島第一、第二）の現状と廃炉についてでございますが、福島第一原子力発電所の状況につきましては、平成24年8月27日に政府・東京電力中長期対策会議運営会議が開催され、福島第一原子力発電所1から4号機の廃止措置に向けた中長期ロードマップの進捗状況が公表されております。

公表によれば、福島第一原子力発電所1から3号機の原子炉圧力容器底部温度、それから原子炉格納容器気相部温度は、本年8月26

日現在、約35℃から55℃で推移しており、総合的に冷温停止状態を維持していると判断されております。

また、4号機につきましては、本年8月31日現在、使用済燃料プール水、温度は38℃で推移しており、本年7月に使用済燃料プールから取り出した新燃料2体について、8月27日から29日に健全性調査を実施した結果、変形、破損、腐食等の異常は確認されなかったということであります。

それから、5号、6号機の状況でございますが、平成23年3月20日、原子炉水温度が100℃未満になり、原子炉冷温停止以降、本年8月31日現在も安定した冷温停止状態にあるということであります。

次に、福島第二原発の状況については、本年8月31日現在、原子力事業者防災業務計画に基づき策定した復旧計画により、プラントの冷温停止維持にかかわる設備等の復旧等を進めているところであります。

なお、平成24年7月末現在における福島県第二原子力発電所1から4号機のプラント毎の状況については、1から3号機プラントの冷温停止維持に係わる設備等の復旧作業が順調に進展しており、4号機は、平成24年5月17日までに冷温停止の維持に必要な設備について、本設設備への復旧及び社内自主検査が完了し、復旧および社内自主検査が完了し、復旧計画に係るこれまでの実施状況についてとりまとめ、本年5月31日、国に報告しているとのことであります。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） 続きまして、中間貯蔵施設計画についてお答え申し上げます。

福島復興再生特措法の基本方針においては、「国はこの地域全体が、再び人々が安全で安心して住むことが出来るようになり、帰還を望むものが皆帰還し、地域の将来を担う若い世代が帰還する意欲を持てるよう、責任を持って対応する。」と明記し、安全で安心住むことができるような環境整備を図る方針を示したところでございます。

現在、環境省を中心に提案がなされております中間貯蔵施設につきましては、地域における安全・安心の確保を論議している中であって、大きなマイナス要因になるものであります。そもそもこの地域で引き受けなければならない理由についても十分な整理がなされているとは言い難い現況にもあります。

その一方、地域の復旧・復興を推進していくためには、着実に除染を推進する必要がある、そのためには中間貯蔵施設の確保が必要

であることも理解しております。

現段階におきましては、その施設の安全性について、まずは十分な理解が得られる内容であるかの精査が必要と考えております。

中間貯蔵施設のあり方については、国として責任を持って福島県及び県内市町村と誠実な協議を行うとともに、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分を完了するための必要な措置を講じることが急務であると認識しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、被ばくと健康管理についてご質問にお答えを申し上げます。

はじめに、甲状腺検査についてでございますが、昨年度福島県において県民健康管理調査の一環として、18歳以下の子供を対象に超音波検査を実施しております。

その結果でございますが、対象者が3,645人、A 1 判定1,979人、A 2 判定5ミリ以下の結節や20ミリ以下の嚢胞を認めたもの921人がいらっしゃいました。B判定5.1ミリ以上の結節や20.1ミリ以上の嚢胞を認めたものが22人いました。C判定甲状腺の状態等から判断して、直ちに二次検査を要するものは0でございました。合計で2,922人の検査の受診者がおったわけでございます。

因みに町が実施することになっておる仮設の津島診療所での検査の中身のご説明を申し上げます。すべてにおいてなのでございますが、246名がいままで検査を実施いたしました。A 1 判定いわゆる嚢胞等が認められなかった者が153人、A 2 判定5ミリ以下の結節20ミリ以下の嚢胞が認められたものが91人、B判定2人、C判定0でございました。こういう判定の結果でございましたが、A 2 判定の二次検査の実施につきましては、津島診療所の先生、それから関係機関と十分協議してまいりたいと考えております。

それから、全町民を対象にした甲状腺検査の実施でございますが、現在、事故当時18歳の子供達を優先的に毎年実施しているということでございますが、対象の範囲を拡大しながら実施したいということで、これにつきましては津島診療所の先生並びに関係機関と協議は進んでいる状況であります。

しかしながら、18歳以上の子供達がまだ検査を終わっていない状況でございまして、それが終わり次第そのような範囲に拡大しながらやっていきたいと考えています。

続きまして、乳歯の保存と人体影響についてでございますが、これにつきましては、福島第一原子力発電所事故で大量の放射性物質が放出されたことは、ご承知のとおりでございます。

特にセシウム134、セシウム137等の吸入による内部被ばくが心配されるため、現在ホールボディカウンターによる内部被ばく検査を行っております。現在のところ、検査結果から、健康へ影響を及ぼすような数値は検出されておられません。

しかしながら、ストロンチウムやプルトニウムについては、体内に取り込まれると骨に蓄積されるといわれております。

ご質問にありましたストロンチウムの乳歯への蓄積については、検査の必要性、検査方法等について、関係機関と協議しながら、今後どうするか対応してまいりたいと考えております。

それから、国保、介護保険料の減免の継続ということでございますが、当然のことながらこれは東京電力第一原子力発電所による警戒区域等の被保険者については、国による財政支援を受け、平成24年度相当分の保険料が今現在は減額となっています。

今後原発事故が収束し、普段の生活に戻れるまでは、国の財政支援は当然というふうに考えていますので、今後とも強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） ただいま一般質問の最中でございますが、ここで、午後3時35分まで休憩いたします。

（午後3時22分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後3時35分）

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 20番議員の一般質問に対する答弁漏れがありましたので答弁をいたします。

冒頭の被災者の方が本当に苦しんでいる悲惨な沈痛、本当に心が痛んでおります。きょうで550日になりますが、このような形の中で、本当に望郷の念がわき出してきて、本当に張り裂ける気持ちになっている。そういう状況を踏まえて、加害者である国、東京電力に対しては、被災者の目線にたって、被災者の方々を何とか町に帰れるように、被災者の目線に立ってぶれずに頑張りたいと思いますので、議会の皆様方にもよろしくご指導をお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 他のことも沢山あるけれども、今の一言で終わってもいいくらいであります。

資料の配付をちょっとお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休議いたします。
(午後 3 時 37 分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 3 時 38 分)

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 再質問をさせていただきます。

今お配りいたしましたのは、双葉町が住民懇談会で使っている資料の中の一つであります。要するに、これは何を言わんとしているかということ、一つは、国の区域再編の放射線レベルがチェルノブイリと比べて極めて高いという問題と、こういう状態で今の賠償でいいのかという双葉町の考え方を、説明する資料として使っているものです。私もまったく同感です。

先ほどの課長答弁では、いろいろお答えがありましたが、線量基準だけで線量区分するということについては町民の健康が担保できないということで、それは問題だという答弁であったと思います。まったくそのとおりで、このことに詳しくふれるわけにはいきませんが、我々の場合年間5ミリシーベルトを超えたところでも居住可能だとなっているのですが、チェルノブイリの場合はゾーン部分で強制避難ゾーンに入ることです。

したがって、20ミリシーベルト以下については避難指示解除準備区域、限りなく1ミリシーベルトに近づけると言っているだけで、それはそうしたいという政府の願望です。このことも賠償とかぶってくる問題であるわけですが、こういう線量区分で賠償に差を付けたり、あるいは住民を早く帰させようとする国や東電のやり方には問題があると。したがってこれは見直しさせなければだめだという根拠足りうる問題だと思います。そのことについて改めて、これは賠償との関係するから、檜野副町長お答えください。

これも双葉町が住民説明会で使っている資料の一部なのですが、これは実は先程来の議論で、先の一般質問でも双葉8カ町村として、国の賠償の3つ基準を認めたわけではないと副町長もお答えになりました。そこら辺は新聞を見ても読み切れないのだけれども、7月19日に双葉8カ町村が要求した中身がここに掲示されております。家屋に対する賠償のところで、3つの基準が書かれてあって選択できることとし、最も高い賠償額になる方法で住民に賠償を行うこと

と。最も高い賠償という響きはいいのだけれども、結論として国、東電が示した3つの基準を認めることになりはしないかということなのです。

玉虫色だと言わざるを得ないのは、その下に黒ポツ3つぐらいあるんですよ。黒ポツ3つ全部説明はできないけれども、その中の1つで、築48年以前の建物であっても床面積掛ける最低賠償坪単価で賠償額を算出すること。この3つの基準の枠を超えた賠償を要求しているという中身でもあり、国の基準を認めたわけではないという一つの口実にはなるかもしれませんが、文書の流れからすると、この3つのうち「最も高い賠償額になる方向で賠償を行うこと。」ということについては、私はいささか問題だと思います。

そういう意味で、先ほども質問しましたが、この賠償基準について問題を洗い出して、改めて被災者の立場に立った完全賠償を求めるとすることが必要ではないか。それをするかどうか。これは町長でも、副町長でも合わせてお答え願います。

それから賠償と線引き問題、区域再編と賠償の問題、それとの関係で5年間帰らないという議論が山崎議員、佐々木議員との間で議論が交わされました。

端的にお伺いいたします。5年間帰らない宣言をした場合、いわゆる一律賠償、賠償に格差を設けないということが明確に担保されるのかどうかということが1つ。

それから、この線量基準からいうと、「5年間帰らない。」という表現でいいのかどうかということについても吟味する必要があると思います。これは政治判断の問題ですから、町長のほうからお答えください。

改めて、そういう状況を踏まえて5年間帰らない。5年後に帰るという宣言をいつの時点で発するのか、改めて伺いたいと思います。

それから、「仮の町」について質問します。これについても非常に複雑な問題があるので、一言で結論が出せる問題ではありません。ただ、先ほど谷田課長が答弁したのは復興ビジョン、あるいは復興計画で今検討しているように3つの市町村、3カ所といいました。それはそれで私は検討するのはいいと思うのだけれども、ご覧になったかどうかわかりませんが、9月1日の朝日新聞、二本松市長は分散型ではなくて集約型の仮の町を受け入れるのに協力するという見解を明らかにしているんです。これも非常に大事なことで、ちょっと大事なことだけ読ませてもらいます。

二本松市としては、馬場町長との意見交換もしながら、二重の住民登録や自治体の中に別の自治体を認める二重行政などの課題につ

いて検討に入っていると。これは私は直接まだ二本松市長とは意見交換していませんけれども、新聞報道から読みとる限り、集約型の仮の町受け入れ、二重住民登録、二重行政についても法的整備もちろん必要だと思うのだけれども、自治体レベルでこういう踏み込んだ見解を示していると。これは本当に3月15日からここにお世話になっているわけだけれども、今の状況も踏まえて、やはり状況を打開する一つの方向だと思うんです。ということですのでこれも含めてお答えください。

補修費の先行払いだけれども、先ほどの答弁では未登記物件についても個別評価請求できると。個別評価でということになると、個別評価に時間がかかるということがあります。

したがって、一つの方法としては、固定資産台帳で東電が先行払いを受け付けると。それにふさわしい町が対応をするということと。問題は、有効活用していた施設について、どういう建物に対する請求があり得るのかということです。そのことに対する町の考え方も聞かせください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、副町長。

○副町長（檜野照行君） それでは、再質問にお答え申し上げます。

最初に資料を配っていただきましたチェルノブイリ方式と日本の場合、現在の福島がおかれている状況と違うであります、このことについては我々も町としてもわかっております。

町長のいままでの答弁の中でも、私はこれに関連していますが、解除の時期についても、いわゆる解除しないということは住めない、住まないということなので、解除時期については線量も含めて、病院、インフラとかその辺の状況もすべて踏まえて総合的に判断したいということで、今は解除時期については、今できるという話にはならないとしております。

ですから、今の時点でまず言っているのは、5年ぐらいはインフラ等の整備について、これらに時間がかかるのでという不安ともなっておりますので、このことは十分に踏まえたうえで、住民の安全、安心について配慮しながら対応するということで、まったく馬場議員と考え方が同じでございます。

それから2つ目に、建物の賠償について、3つの方式、固定資産、それから標準建築方式、個別の場合に、一番高い方法を選べるかということですが、これについては我々が国と話している段階では、明らかに我々も突きつけましたが、結果として一番住民が暮らす側の高いものに返れるんですねという話は、当たり前にしていましたし、そのように認識もしていました。

ただ、どれが高いかというのは実際にやってみないということなので、どれが高いと言ってしまうと、これは住民が損をする話にもなりますので、その話をやっています。

現段階においては、議員ご質問のとおり東京電力基準の発表の中には個別方式を選択した場合には、それで賠償させていただく。戻れないというようなことが、文面からは戻らないという言葉は書いてありませんが、その辺を認識して書かれていることがあります。

このことについては、我々国の賠償担当室長に対しては、いままで我々が話したこととまったく違うことをやらせましたよねというお話をしています。それについては、国のほうでは結果的に高い方法があるとすれば、それに戻れないということは住民が損をすることになるので、そういうふうにする考えはない。ただし、今回のやり方は、ある意味ではすべて個別評価にいつてしまうと、お互いに時間がかかるものに全部突入してしまうので、そういう意味では1番、2番のまず価格を東京電力に提示をするので、それを見ていただくということ、ある意味で誘導という言葉になろうかと思いますが、そういう判断が働いてあの方式を東京電力が発表することは一旦許したという確認をしておりますが、我々としては、最終的には住民が一番有利な方法になることを、これは双葉8町村全部合わせて今現実的にそのことを改めることを要求はしておりますので、結果として我々もそうなるし、そう要求し続けておりますので大丈夫だと考えております。私からは以上です。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 5年間は戻らない。私の言葉で言えば戻れないということが正しいのかと思います。

というのは、先程来から一般質問で言っているように、我々生活するにしても、今の状況では戻れないんです。ライフライン、インフラ等医療機関も含めてやっぱり時間がかかりますので、戻れないという状況になると思います。

そこで戻れない場合に、一律賠償が担保されるか。ここが今政府と問題になっています。要するに政府としては、避難準備解除区域については、インフラの復旧も始まって作業員も入っていくということになれば、やっぱり戻れるのではないかというちょっと錯覚をおこしているんです。私どもが言っているのは、生活ができないということを言っています。その見解がちょっと違うものですから、そこで一律賠償というのは認められないというのが政府の考え方です。富岡町も今そういう状況になっています。

したがって、一律賠償については、今後いろいろと政府と話し合

いをしながら、戻れない時間まで賠償を一律で公平にやっていただくということで要請をしていきたいと思っています。

そこで時期の問題ですが、9月に復興計画がまとまります。そしてその復興計画のまとまり次第、議会の皆様方にご提案を申し上げて、議会のご意見をいただきたいということで臨時議会を10月頃に予定していただきたい。そして決定をして、それから町民の皆様に説明をしながら、5年戻れない話の懸案をしてまいりたいとこのように考えています。

それから集約型の話、これは初めて私は今もったんですが、これは新聞のどういう情報かわかりませんが、二本松市のほうからは正式には私どもには来てません。集約型というお話も、もちろんきておりません。ただ、私どもの第1回目のアンケート、第2回目のアンケートの中で、二本松市内に町外コミュニティをつくるべきだというアンケート結果が出ていることは、二本松市の方はご存じであります。ただ、そういう突っ込んだ集落型の話までは市長とは話し合いをしていませんので、問題かなということです。

先ほど、一般質問で出ました分散型です。これは分散型がいいというのは、市民との交流する場面が必要だろうということで、いわき市としては分散型がいいだろうという提案なんです。ですから私も集約型にして、例えば二本松市の中に浪江町全体が入ることになりますと、やはり二本松市と浪江町と分断されるような形にもなるのではないかとということで、今議員おただしのとおり、二重の住民登録とか、二重の行政の問題が出てきます。現在、賠償関係と含めて早稲田大学大学院の先生方と二重住民票、二重行政についてのメリット、デメリットの整理に入っております。そういうことでこれからもっと精査していかなくてはならない場面ですので、集約型の話については、まだ精査していく必要があるのではないかと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、副町長。

○副町長（檜野照行君） 未登記の建物や何かに関する先行払いの話でしたが、これについては我々一貫して国に申し上げているのは、賠償ですから、いわゆる賠償を払うことがわかるのであれば、早く金を払ってくれと言っています。ですから、それについていろんな条件、線引きも正直いって我々は納得していませんが、早く払ってくれと言っています。というのは、ここで未登記物件について別なもので我々が権利者だという書類として払えというところまで我々も言えないですから。

現実的には、納税義務者と必ずしも権利者が同一になっていない

ということも我々はわかっています。だからそれを全部我々が判断をしてということまではできないので。ただし、払うべきものはしっかり早く払うようにしてくださいよということで、東電と国が今盛んにその辺については案をつくっていますので、その案が出来たところで、また我々もそれについて見せていただいて、意見をしっかりと述べてと考えていますが、長期間かかりますし。ですから未登記というのは非常に難しい話なので、現実的には先行払いにはたぶん現実的には今の時点では載ってこないのかなというおそれがありますが、とにかく払えるものは払ってくれということに一貫して突きつけているというところまでしか回答できませんが、ご了解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 最後になりました。後の問題もあるのですが、賠償問題、非常に重要な問題で、再度質問しておきたいと思います。

賠償の前に、集約型、分散型の件ですが、9月1日の朝日新聞の報道では、まるまる集約ということではなくて、「できるだけまとまった形が望ましい。」といういわば集約型でという考え方ということも報道されております。したがって、私としては3か所ではなくて、正直、二本松市にも約3,000人からの町民が避難しているわけですから、町外コミュニティの一つの選択場所として、二本松市も含めて検討してはどうかと。これは町民調査からも、二本松市に住みたいという人が10%弱の一定の数字があるということも判断材料の一つにできると思います。それも含めて政治判断で、そういう方向で進めることになるのかどうか。これも答弁いただきたいと思います。

それから、賠償の問題では、要するに3つのうちの選択で高いものを選択できるということの中身の問題だということを、私は先ほどから言っているわけです。建物にしても土地にしても。建物については、町村会では一部改善要望はしていますけれども、築48年になった場合については最低2割補償ということです。

それから、土地については、これは先ほど私が紹介したチラシなのですが、これで計算したならば、平方メートル単価1万9,000円、4万3,000円、これが実態です。誰かれとは言わないが、津島の場合は低い人で千何百円、高い所で3千数百円、平均すると1,500円から3,000円と言ったのですが、自力再建しようとした場合、固定資産税評価の1.43倍では再取得はできません。建物に対する再調達もできないという話は、佐々木議員がみっちりやりました。土地についても国、東電の賠償基準ではとてもとても再調達できない。だ

からこれも基本的には見直しをさせる必要がある。自力再建できる価格で不動産は買収すべきだろうということです。

それからあと、登記物件についていろいろ話が出ていますが、これも全部言いませんが、例えば今住んでいる住宅、親も一緒に住んでいる。どういうわけか登記物件でないんだそうです。そういう事例だってあるんです。それから中には離婚したと。住宅は持ち分登記することにした。しかしそのままだと。2分の1、持ち分決めたのに相手がどこにいるかわからない。そうすると持ち分が宙に浮いてしまう。どこまで行政が踏み込むとどうしようもないということになるかもしれないけれども、おかれている町民の実態はそういうことです。

だから、財物賠償というけれども、生活再建というけれども現状では、本当に10人が10人、100人が100人さまざまだと。

それから、隣の山本幸一郎議員から必ず再質問で聞いてくれと言われた問題が、賠償に対する非課税の部分、先ほどの8月28日、経済産業省の見解ではということでは、いままでよりは賠償に対する課税が柔軟化してきたようには感じられるが、まだ結論が見えていないんです。これは本当に我々は強制避難でここに来ているわけです。先ほど税務課長は、所得税の9条では非課税になるのが精神的慰謝料、不法行為による損害。今回の原発避難は不法行為です。

したがって、所得税法9条に照らしても非課税足りうと思うのです。したがって改めて法に照らして非課税根拠ありという答弁をいただきたい。

区域再編の問題と賠償請求、10月に臨時会を開いて議決をして、町の態度を明らかにし町民に知らせていくと。先が見えたと思います。だから、いろいろ自力再建を考えている人は、今の賠償価格、賠償基準では不満ですが、賠償金は手にしたいということなんです。請求する側からすれば、今ほど私が言ってきたこと若干矛盾することがあるんだけど、お金はできるだけ早くほしいと。今の賠償基準では不満だと。ここをどう折り合いつけるかと。そう言いながら私も考えているのだけど、1つの方法としては賠償基準は、ひとつの仮払いだということで、仮払いさせるということであれば、見直しの問題と早期自立再建の問題が、無理なく前に進めるのではないかと思います。その立場からどういう見解をお持ちなのかお答えいただきたいと思います。

それから、脱原発についても明らかになりました。それから中間貯蔵施設の問題です。グランドデザインのことを話しました。これを読み切ってはおりませんけれども、いろいろ関係するところを読み

ましたが、ここには中間貯蔵施設のことは一言も書いておりません。一番分かりやすいのはこの表紙なのです。ここには、福島復興再生特措法に基づいて、除染も含めて復興再生をどう進めるかという言葉なんです。だから谷田課長がいろいろ弁解がましく答弁しておりましたが、だから中間貯蔵施設についても、双葉郡で現時点で受け入れるということにはならないし、そういう問題ではないと。広く国民的な議論をする必要があるということは、このグランドデザイン、福島再生復興特措法の内容からしても、実はここに私の考えでは、中間貯蔵施設が入っていないということ。これを持ち出すということは、このグランドデザイン自体の根拠が崩れるということなんです。これを別個に国が考えると、大きな意味で国が責任を持つということだと思ふんです。これを別な意味で言えば、こういうことなから、双葉郡が何でもかんでも責任を負うということではないという立場を明確にしながら、中間貯蔵施設問題について対応していくべきではないかと思ひます。

改めて、福島復興再生特措法、グランドデザインとの関係で中間貯蔵施設についてどう対応していくのか。双葉8カ町村の意見をどうまとめていくのかお考えを聞きたいと思ひます。

甲状腺検査の問題、私も聞いてびっくりしました。5ミリ以上、20ミリ以下の嚢胞という基準になるA2については、91人いたということでしょう。これも県立医大の考えでは、再検査が必要なしという判断なんです。基本的には、ここはやはり医学的な見解はそんな簡単に出せるものではない。先ほど町長も言われたように、被ばく障害というは、晩発性の問題もあるし、現にそれだけの兆候が現れているとするならば、医学的な検査は継続すべきだと。浪江町は独自に継続検査をするということだけど、基本的な問題として、県の考え方は見直しさせる必要があると思ひます。お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） さまざまな意見をいただきましたが、まず賠償に関して見通しから、それから今の賠償の賠償金を早くもらって、もらうだけもらって、それから実際は納得していないわけだから、追加賠償ということは、私も個人的には非常に賛成するところではありますが、意思決定機関でありますから、脱法行為とは言いませんが、いろんな方法があると私は思ひます。ですから、住民と一緒にどん欲にその辺は国といまやり合っています。

今、文書に書かれているような法律というのは、過去のものであつて我々を守るための法律は出来ていないので、我々としては納得できないところは最後までそういう話はやっていますので、今議員が

提案されたような方法も、皆さんのほうからもいろいろと住民にある意味ではPRとはいいいませんが、そういうこともしっかり我々の身を守るといのは、我々自身が一つ一つ相手方が出してきたルールをみて、その隙間はどこなのか、どういうふうにいったらいいかというのをしっかりと考えています。

このことについては、それ以上のお話はできませんが、今なされている1万4,000円の仮払いにしても、現実的には登記はされているけれども、全然建物がないというものについても書類が含まれているところもあると申し上げておきます。これはあとで精算がなければそのままなんだろうとはいいいませんが。それから今言ったように、現実的には登記は義務づけられていないんです。ですから当然登記のない建物は我々は十分に理解しているはずです。だけれども、東京で多分ルール作る人達は、多分昔でいうと、銀行のローンを組むとかいろんなことを考えると、生命保険まで全部掛け捨てられる時代の中では、当然登記も当たり前に必要だと考えてつくったんだと思いますが、我々のところでは当然に自分の貯めたお金で大工さんと契約してやるためには、そういうものはまったく必要がないので、登記というものがない人はいっぱいおります。

ただ、その中で登記がされていないために、自分のものだと法律的に立証することが困難だということも、逆に言えばそんなこと普通は立証する必要もなんにもない。そこに住んでいればいいわけですから、問題はまったくないわけですから。その部分で一つ言っているのは、土地がその人のものだとはっきりわかって、その上に建っている建物だったらこれはよその人と争う部分は出てこないもので、そんなものはすぐに我々の課税台帳の中に載っている人であれば、払えるのではないかとということまで今突っ込んで話をしています。

ある意味では、問題がないとはいいいませんが、賠償をしっかりと払って貰える状況にある事情を一つ一つ洗い出しながら、事情を説明しながらというのが今の現状なので、この辺については今後とも住民の立場にたって我々はやっていますので、はっきり言うと戦ったてますので、皆さんと一緒にこの辺は今後とも進めたいと思います。

それからもう一つ、グランドデザインの中に中間貯蔵施設が書かれていないというのとは、これは非常に国の考え方の巧妙なところで、除染はうたっています。中間貯蔵というのとは、実は除染の中での1つの一環なのです。除染をやれば当然に仮置きがあって、中間があって、我々で言えば最終処分場というものも、実は必要になります。

その点についてはグランドデザインの中では、表に出しやすいキーワードは並べていますが、非常にその辺に陰に隠れていい部分は表してこないということもある。その辺は我々も十分気を付けて今後とも進めていきたいと思います。

それから、グランドデザインが非常に何を言っているかわからないということは、そのとおりでありまして、国は国の責任で我々が求めたのは、国が双葉8町村をどうするのかということを経営デザインで表してくれと要求していますので、現時点で国が裏付けをもってかけるメニューだけ並べてきたというのが実態です。

ですから非常に我々からみると、明日のための双葉郡をどうするかというのはなかなか見えない、読めないとそのとおりでありまして、それは我々も今度浪江町をどうするかという計画との整合性の中で、しっかりと求めて明文化していただくように求めたいと思いますので、その辺は議会の皆さんと一緒にその辺をしっかりとやっていきたいと考えてますので、今のグランドデザインは姿ですが、実際に進めていくグランドデザインは、お互いにしっかりとやっていくつもりで我々はやりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 再々質問ですが、二本松市を含めて町外コミュニティを進めるべきであるというご提案でございました。これは復興計画の策定委員会の答申もあります。そして皆さん方の議会とのこれからの議論もございます。そして町民の皆さんの話し合いもありますので、二本松市を含めた改めて町外コミュニティーを考えていくという形でやっていきたいと考えます。よろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） 先ほどの賠償金の非課税の問題でございしますが、国税庁の見解といたしましては、賠償金額の非課税につきましては、あくまでも心身の損害及び資産の損害が、所得税法第9条の非課税の部分になっております。今後、賠償金の内容につきましては、対象といたしましては精神的、資産、財産権に関わるものであれば、再度町なり、相双地区税務協議会も含めまして、税務署を通じて国税庁に要望を出していきたいと思います。

ただ、今の段階といたしましては、国税庁の見解がどうしても国税法に基づく部分が占めるものですから、それに反して町独自でということは難しいと思いますので、そういった状況を踏まえながら対応していきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） A 2 判定の県に対する要望でございますが、当然のごとく県のほうに要望してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 20 番。

○20 番（馬場 績君） たくさん議論させていただきました。足りない部分は、このあとやらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、20 番、馬場績君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君） ここで19番、佐々木英夫議員より発言の訂正を求められております。

19 番。

○19 番（佐々木英夫君） 私の先ほどの質問の中で、体内放射線障害について、「20ミリシーベルト」と発言しましたが、放射線障害については、「年間100ミリシーベルトまでは生体は放射線に反応しない」ということでございます。訂正いたします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 行政報告での発言の訂正をお願いしたいと思います。町民の健康管理についての報告であります。内部被ばく検査そして甲状腺検査について、「仮設津島診療所」と申し上げましたけれども、「仮設の」、「の」を入れていただきたいと思います。「仮設の津島診療所」でありますので、訂正方よろしく願いいたします。

◇若 月 芳 則 君

○議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

5 番、若月芳則郎君の質問を許可いたします。

5 番。

[5 番 若月芳則君登壇]

○5 番（若月芳則君） 5 番、若月であります。議長の許可をいただきましたので、ただいまより質問に入らせていただきます。一問一答方式で行いますので、かなりこれだけの論客が私の前段で3人、4人とやっておりますので、通告内容と重複する意見も多々あるかと思えます。ただ最終の質問者でありますから、前任者の回答につきましての確認という意味で皆さん方のお答えをいただきたい。

そして、私は質問の言葉、まさに町民の言葉として質問いたしますので、簡単で分かりやすい言葉を使います。基本的に皆さん方も

町民に答えているつもりで答弁をいただきたい。このことをお願いして質問に移ります。通告順番で質問をしてまいります。

1 番目、現実的に、皆が安心して帰れるものは、いつ、どの状況と考えていますか。

この質問の背景であります、今私の住んでいる白河市をはじめ、いろんなところで町民の皆さんと意見を交換いたしました。そうしますとみんなそれぞれ100通りの帰町できるイメージを持っています。

例えば、議員の皆さん方だといろんな情報が普通の町民よりはありますから、それなりに考えますが、町民の皆様方は新聞とか風評とか、議員の皆さんとか役場の職員から聞いた話とかで帰れる状況でイメージして物を語っております。私は、質問の骨子として、やはり浪江町民2万1,000人、いつ帰れるのか。帰れるときはどんなになるのかと思っているわけですから、そこに町行政として、こういう状況だよと。こういう状況になれば帰れる。私どもも自信をもって帰るよと言えるという状況を、私は発信する必要があるのだらうと思っております。

その意味で質問をするわけではありますが、例えば線量についても1ミリシーベルト以下とかいろいろ出ております。でも町民みんな考える背景は、水道大丈夫なのか。水道でも皆さんは町水を考えている。沢上とか中山間に行くと沢水を使った簡易水道もあるんです。そういうものだってイメージの中にはあるわけです。そういうものについても、行政として明確に方向性を示すということが求められる。

また下水道、これは水が開通してもトイレが使えない。いつになったら、幾世橋の処理施設だって1メートルぐらい地盤が上がったり、下がったりしています。ごみ処理場、ガソリンスタンド、医者だって内科だけではないんです。外科、歯医者も必要だろうと、いろいろ思っているんです。金融機関、電気、スーパーマーケット、行政機関は警察等もいますが、大工さんは必要だし、瓦屋さん、建築、ガス、タクシー、床屋、美容室すべて一通り揃わないと、みんなのイメージにあわないのかという思いがしております。

そういうことも含めて、町長はじめ町の皆さん方に、私は今言った思いにたいして、こういう状況なら自信をもって帰れるよというところを、まずお話をいただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは一般質問にお答えいたします。

まず、先ほどから答弁しているとおり、第一原子力発電所の状況

というものが、事故収束状況というのが一番大切と思っております。

そういう中で、さらに議員おただしのとおり、水道とか下水道とか、ごみ、スタンド、病院とかいうものの復旧が大切と考えております。

結局、町民が安心して帰れるのは、そういうライフライン、インフラの復旧ということで、先ほども答弁しているとおりの、そういう復旧ができないと戻ることが難しいのかと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） まさに、今の回答も、回答としてはそうだろうと。一般町民の考えている帰れる状態というのを、みんなが分かるような言葉でこれから発信していったほしい。そのことを私はお願いしておりますので、それ以上のことはあまり時間ありませんから、深くは申しません。

次に、双葉郡のグランドデザインが新聞紙上に最近出しております。通告したときは、ちらっとしか載っていなかったのですが、この後出てきました。

先ほどもありましたが、町長もグランドデザインについては触れて、やはり言うことは言って、それがちゃんと理解できるような回答でなければなかなか我々も進められないということを言ってきております。

私が通告したのは、町長が主張してきたことと合致しているのかという質問です。まずそこだけ町長の感触と言いますか、認識をお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 私も細かくはちょっと見ていませんが、概略的に見た話では、具体的手法が見えていないということです。やっぱりもっと深く鋭く具体化した方針というものを示すべきではなかったのかということで、必ずしも十分なものと言えない状況であるという認識をしております。

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） まさに新聞紙上解説等も、今町長言われたように具体性に欠けるということです。ただ、財政支援の内容も明示されておりまして、地域の生活環境の回復、帰還する被災者と長期避難者の生活再建の支援、地域の経済とコミュニティの再生を掲げております。

2 年、5 年、10 年以降という達成目標を上げておりますが、プランでは抽象的な内容をどのようにこれから具体化させていくかが重

要であり、基本であると考えております。その後こういうことを解説で述べております。復興庁は、今後具体的な施策は、財源を含め市町村と協議して決めることにしている。いわゆる町の復興計画との整合性がここで図られるんだらうと思っております。そういう私の認識であります、間違っていないかどうか。町当局の認識、それからその協議に当たってやはり具現化を急ぐと、急がせるというのですか、そういう意味でどういう考えを持っているか、考え方を披瀝してください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まさに評価する点は、国の基本姿勢として、市町村自治体と協議をしてグランドデザインを具体化していくということがうたわれております。この点については評価したいと思っております。ただ、国として我々自治体を身近に感じていないところもありますので、やはり身近に感じられるような形で協議をしていくように、我々は努力していかなくてはならないと考えております。

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） そういうことで、今後町の復興計画、議会にも入って承認事項でありますから進められていくと思いますが、それと今度はグランドデザインと整合性を図って行って、強力に進めていっていききたいと要望もしておきたい。

次に、これはいろいろ先輩諸兄の質問で大体理解もできますが、通告しているときには、財物補償との観点からみれば、地震発生後6年で、後ろをある程度揃えて帰還の道を考えるというのが、賠償の点からみれば多少有利性があるのかと。納得できなくても、比較すれば、なんとなくそのほうがいいのかと。富岡町、大熊町なんかも、後ろ5年後に大体考えるという背景だったと思います。

先輩諸兄も言うておりましたが、これが富岡町とかの協議で国が不公平でないとかいろいろ、言葉は悪いですがちょっといちゃもんがついてきたという流れで、それだって今からの流れではどうなるかわからないという流動的なところがあると思うのですが、ただグランドデザインと、私どもの復興計画を見ますと、ほとんど上下水道からいろんなものがすべて中期、早くて中期です。その後は長期になっているんです。これは関係部局もある程度入ってつくられたと私は理解していますので、大体そうすると必然的に5年にかかる。仮に町とか国で2年、3年で帰るといっても、現実的にはこういうものが遅れて、最終的には帰れなかったという考え方になるのかと、私はこれからすれば、そんなに早くぼんぼんとできるわけではありませんからそういうことだらうと思うんですが、そう

いうことも含めると、町長のあと5年後ぐらいはかかるというのは、そういう意味でとらまえて結構ですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 議員おただしのとおり、そういうふうに踏まえていただければ結構です。

先程来からグランドデザインの話が出ています。グランドデザインのほうに短期、中期、長期と分けて、中期の5年後において避難指示区域解除区域の拡大をしていって、ある程度の生活コミュニティを形成していくんだというデザインがございます。

やはりそれと同じように、私どもの復興計画もそれに合うような形になっているのではないかという認識をしております。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 私がここで言いたいのは、要するに賠償が得とか、区切りが良いから5年と言っているわけではないと。実際に、現実的にこういうものを網羅すれば、やはり5年は最低限必要だという見解で、今の町長の見解を聞いてなるほどと思っております。

次に、帰る時点であと5年後を想定するということになります。いろんな町民の皆さんからも、帰ると言っても家が壊れているんだ。5年経てば全損扱いになって、補償金が多少金額が大きいかもしれないけれども、現実的はあの家を直したい。東電、国もそういうことをねらって修復費を払いますよと言っているわけですが、現実的には業者、私の家なんかも屋根壊れていますが、瓦屋さんなんて双葉郡に何件あると思いますか。大工さんだって、そう簡単にはならないと思います。我々避難している中通りの地域だって、皆さんもそうだと思います、来たときブルーシートがかなり屋根に上がっていたと思うんです。今でも上がっている家があります。そうすると1年、1年半経ってもなかなか修復までいかないわけです。業者さんがいませんから。そういう時間なんかもカウントしてくれているのかなという意見が町民から出てきております。

それから、そういう部分もカウントしているのか。またカウントして物事を判断する考えがあるかそこをお示しいただきたい。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） お答え申し上げます。

議員おただしのとおり、復旧が本格化している岩手県とか宮城県の中での建設する労働者不足が問題になっております。

区域の見直しに伴いまして、復旧復興が本格化してきますと、過去に例のない規模の瓦れきの処理やインフラ復旧、災害公営住宅の整備とかで大変な事業が入ってきます。そういう中で、さらに被災

した個人住宅の修繕も入ってきます。

そういうことで、前の方にもインフラ整備とかに5年はかかるということで答弁していますが、そういうことを踏まえながら建設労働者不足が復興のブレーキにかからないような対策をしていくことが重要だと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 今の課長の答弁、まったくそういうことを現実的に対応していかななくてはならない部分がありますから、そういうところも含めて全体構図を皆さんで議論して作ってほしいという点をお願いしておきます。

次に、これは関連があるからですが、多くの町民が5年後、多少一人歩きしたこともあるわけですが、5年後に今の家は帰ったときには入れない。屋根は壊れているし、雨漏り、天井は抜けている、クロスは剥がれている。もうあんな家には帰れないとみんな言っているわけです。

そうしますと、そこでみんなの声として、今災害時壊れた倒壊家屋は全壊、大規模半壊については国の災害の関係の予算で何とか片付ける。しかし、これから町民が帰ったときに、私はこの家には入らないんだから、行政の力で解体、瓦れきの撤去も含めて国の予算なり、行政の力でやっていただけないかということが沢山あるわけでありまして。これ、確かに今の法律では難しいかもしれない。けれども5年後、経ったときに、結局壊れて町のあちこちに朽ちている空き家があっちにもこっちにもあるようなことは、我々故郷を想う気持ちからすれば許されない。まして、いままで先輩諸兄も賠償でやっていますが、国の賠償金額で解体業者でお金払ったらそれではなくなりますよ。農家なんては家もでかいし、作業場もある、蔵もあればいろいろある。これみんな解体するなんていったら補償金はなくなってしまふ。まさに家が建たないわけです。だから私はなんで、時期尚早だと言われるかもしれませんが、こういう問題を今から惹起しておかないと、いずれ出てくるんです。だから8カ町村なり国と協議をする場にある人達は、常にこういう認識を早めに頭に入れて協議の場に出てほしいという背景から私は申し上げています。

でないと、その場で言われたからってなかなか言ったってできないし、国はいままでの発言を見ていれば、8カ町村との協議の上でという言葉を使います。逆から言えば、8カ町村協議の上だから「お前達黙っている」というぐらいにも聞こえるんです。だから、そういう場にある人は、なるべく多くの町民にこういう問題も内在して

いるということを踏まえてやっていただきたい。

私が言ったこの部分について、国関係当局に働きかけ、運動する考えがあるかという質問ですから。

○議長（吉田数博君） 檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） あります。今の賠償の話というのは、東京の机の上の話なんです。実は、先週の金曜日、浪江町のバスをしたたてて、国の関係する機関、町長をはじめ、それから賠償のエネルギーも含めて浪江町に連れて行きまして、実際に豚が入って子育てしていた家も見させていただきました。いろんな状況で。それから雨漏りで家の中にきのこが生えて、床がぶすぶすになって天井もカビも生えているという状況も見させていただきました。いままでの構想、協議している段階では、ハウスクリーニングをすれば大丈夫だろうというのが向こうのイメージなんです。その実態を見せたら、だいたい我々言っている日本語が通じるようになってきましたが、すぐに払いましょうというところまではいっていませんが、そんなことで、盛んに今あらゆる機会をとらえて、その辺は彼らに訴えながら、我々も対応できるように頑張っていきたいと思います。

○議長（吉田数博君） ここであらかじめ5時21分まで延会をいたしますので、ご了承願います。

（午後 4時43分）

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 私も空気は読めますので、早く。

次に、財物補償の考え方への疑問点と対応策への町の努力について伺います。これは先ほど馬場議員からも出ておりますから、答弁は簡潔で結構です。未登記物件が、省エネ庁の小森さんというのですか、あの人が来たときに議会で私も聞いております。未登記物件があると。今副町長からもありましたが、東京の人達は農村社会の実態を理解していない。要するに東京で新宅といたら語弊がありますが、そういう人達が未登記だということは考えられないです。みんな自分の家を新築で建てるわけですから、未登記とかそういうことは想定していないんです。わからないし。そのときに、未登記なんてあるんですかなんて聞いていました。あのくらいが実態なんです。

ですから、私がここで聞きたいのは未登記物件、これははっきりすると言いますか、相続しない限りきちんと登記書には載らないんです。だから登記というのは、東電に聞きましたら登記を進めてくれとは言っていないです。今協議していますから待ってくださいみたいな、検討して。

ただ、馬場議員の質問にもありましたが、非常に現場では総2階の家で100坪の家が、実際に来たの12.5坪のわらぶき屋根という評価になっています。昔の改造をやったような大きな家ですから。例えば来た人は「若月さん、こういうのきたけれど、どうだ、ああだ。」となるわけです。これは東電に言ったら「それは」という話です。

ただ未登記、次の質問にもあります。要するに名寄証明書にも載っていない。納税義務者で理解してほしいと私は思っています。そういう確認ですから、それなりに当局にお願いしているということでしょう。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 登記に関しましては、先ほど答弁ありましたが、法的に決められていることではありませんので、町も掌握してございません。ましてや未登記、名寄せに載っていないもの、例えば増築してそのままだったりとか、あと滅失してそのままだったりとかいっぱいございます。そういうものは、当然今おただしのように、町で不明なものはいっぱいございます。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） そういうことだろうとは思っていました。なかなか難しいですから。ただ、かなりの数があるということは認識を持っているのでしょうか。持っているということで理解しておきます。

これは、私も農協の役員でしたから、いろいろ中山間地帯の状況はわかります。これが、ただここで私は皆さん方に質問と合わせてお願いしておきたいのですが、それらであっても生活の糧としてそこで使われていた作業場であり、倉庫であり、牛舎でありそういうものなんです。こういう事故がなければ、生活がなんら問題がなく営まれて生活が動いていたわけであります。それが止まったから、未登記だから、台帳に載っていないから対象外だというのは私は無理があろうかと思っております。私の見解です。そういうことについて、今後、国、東電と個別協議ということもあのときも出しましたが、個別協議になれば、我々町民の負担はかなり大きくなります、現実的に。

私の知ってる人が、ADRに昨年の10月頃同じ問題でやったそうです。そしたら登記上の所有者と納税義務者は上げていないということをはっきりと東電の代理人弁護士は答えていると聞いておりますから、そういうものを総合的に勘案して、最大限の努力をする考えがあるかどうかひとつ。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 当然納屋それから倉庫について

は正式な協議に入っておりません、現在。今後入っていく考えでございまして、今お話がありました未登記の件、それから名寄せに載っていない物件、当然出てきますので、それらについても詰めていく考えです。

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） それに合わせて1つ。名義者が数代前のじいちゃん、3代、4代ぐらいの名義になっている。私もいろいろ聞きましたら、当時は農家の古い家は、代書人に聞くと家なんかお金かけてやっていることはないよと。火災保険だって自分の名前で契約しているんだから自分に来るのだから、そういう話で入れなかったという時代背景だったんだらうと。かなりの数があります。ブラジルとか外国に兄弟が行ってどうにもならないんだという不安そうな顔をして言っている方もいます、現実には。そういうことも踏まえて最大限の努力をお願いしたいと思います。要望です。

次に、農地の保全について。私は農業関係が詳しいかと思うのですが、誰も思っていないかもしれませんが、一応農業の復活について伺います。

商店街とかいろいろ帰る帰らないとか議論があるのですが、私は浪江町の現状を考えれば、農業の復興、そして農業者の帰還が来て商店とかそういうのも現実的にはなかなか難しいだろうと私は思っております。

ただ、5年とかそういうスパンになりますと、農業に従事している平均年齢が大体62、63、64歳ぐらいなんです。5年も過ぎると70歳近くになりますから、農業を継続しようとかそういうモチベーションがかなり低下してくるはずなんです。そういうものを踏まえて農業復活を進める考えがあるかどうかひとつお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 今おただしのように、非常に農業については、いろんな課題が山積みだと考えてございます。

特にアンケート結果を見ましても、戻ってやりたいという方が2割に満たないとなっております。おただしのように、5年経てば当然年齢も重ねてきますので、かなり難しいかと、我々としても厳しい状態になると承知しております。

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） 農業従事者のモチベーションが一番大事ですが、もう一つ、水源地として双葉、小高、浪江は大柿ダムが3,000町歩の水源地としてとらえています。ここの復興なくしては、昔の3つの町の農業振興なんていうのは語ることもできないわけです。

このグランドデザインでの農業関係については、農林水産業再生プランということで、大柿ダム早期復旧へという認識は、国も農政局も持っているようですが、これらの大柿ダムの現状、それから今後の復興策といいますか案、これがならずして農業の再開なんていうのは不可能でありますから、ここは町長、土地改良区の理事長として、その辺についてのご見識を聞かせていただきたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今議員おただしのとおり、グランドデザインの農業水産産業再生プランの中に、大柿ダムについて営農再開に必要なそして不可欠な水源施設と位置づけられまして、早期に復旧させる方針の明記がございました。本当に大柿ダムを預かるものとして非常にうれしいことだと思っております。

現在の現況であります、経済の復旧を進めるために東北農政局、福島県、南相馬市、双葉町と調整をしております。現在、ダム堤体変形の監視、調査等を実施しておりますが、今後堤体の亀裂や範囲を確認するため、試掘調査を実施予定するものであります。

以上が現況と土地改良区の理事長として大柿ダムの認識であります。

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） これは町長としても大柿ダム再開が、この地域の農業復興には避けて通れない大きなものでありますから、最大限の努力をお願いします。

それから農業の再開ですが、アンケートでも先ほどありましたが、65%ぐらいの農家が、もう農地は買い上げてほしいという結果を出しております。私もそれを見て「そうだな」という思いをしました。

だけれども、復興計画案の委員会なんかでもそういうところは出てきませんが、3年ぐらい前に産業建設常任委員会で福岡県に視察に行ってきました。あそこは白紙で耕作権、利用権を全部行政といいますか第三セクター、農協とかが入って全部集めております。それを1区画5町歩とか1町歩単位で貸すといいますか、そしてそういう農家の人達に、大規模な農機具とかそういうものを体制を支援する。そうしましたらその町の他からも、やる気のある若い人達は結構集まってきました。あそこは後継者が毎年増えているんです。そういう実態をみれば、八郎潟の入植時点を考えても、大きな面積でそれだけの体制を考えれば、全国であれば私は若い人が集まると考えております。そういう人達が、若い力があれば、地元の若い人達も「俺らもやるよ」という形になってきます。そういう部分について、これ先が長いというかもしれませんが、そういう新しい町民

文言削除の申出あり：議長許可。「土地改良区理事長として」を削除。

発言訂正の申出あり：議長許可。「請戸川土地改良区理事長として答弁」ではなく「町長としての答弁」に訂正。

を創造する構えをしていかなかったら、私は本当の町の復活につながる、活気になかなかつながらないと思いますので、そういう時点であつたらばということで結構ですが、そういうことも含めて誘導していく考えがあるかどうか、ひとつお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 土地の買い上げも含めてですが、それなりのなかなか細かい問題もいっぱい出てきます。新規就労者ということになりますと。1つは農業委員会、農業振興公社等を通した仕組みも当然出てきます。ただ一概にそれだけではできませんので、当然それを発信する方法、不良農地ということもある意味レツテルがはられる可能性もありますので、そういうことも踏まえながらやはり提案していく必要があると思います。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） 今の段階では今の答弁で了解しました。ただ、そういう考えも常に持っていないと人数は減っていくだけです。から、新しい町民を創造するという気持ちを町長はじめみんなに入れてほしいと思います。

次に移ります。伝統文化の維持、保存、継承は、帰町まであと5年とすれば継承努力は絶対に必要。それらに対する支援はということであります。

浪江町の皆さん方の近くに神楽はあったと思います。大体の部落で神楽は継承されていると思います。そういうものを含めて文化の継承といいますか、そういうものが避難という形でなかなか難しくなっているような気がします。

私は、3年前に室原地区の御遷宮終わったときのあと、質問させていただきました。やはりああいうのを見ていると本当に部落みんなが一体となって、若いお父さんが早乙女になって踊って、脇で奥さんがそういう仕度を手伝って、子供らみんなでお父さんかっこいいよとか、踊りを踊ればうちのお父さんが一番かっこよかったと、そういう会話がみだれとぶわけです。地域の人達も、みんな本当にいい顔をして見ているということで、地域の絆を維持するにはそういうものが一番私は強力な力を持っていると思っております。ただ、継承については、室原の御遷宮というのは7年に1回の行事です。から、スパンが長いためにそれを継承していくということは、それなりの努力がないと難しいかという一面があります。

いずれ獅子舞とか田植え踊りとかいろいろあります。これらの部落とか保存会が一生懸命頑張っていてそれを次の世代に残そうという努力をしているわけでありましたが、この避難していても、そういうも

のをやはり発信するといいますか頑張って汗を流せる発表の場とか、そういう継承に対する支援、支援もろもろに対する考え方、どういふものがあるかお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） お答えします。まず、基本的な考え方からお答えしたいと思います。

近くまとめられる浪江町復興計画（第一次）のほうでございますが、「避難期の生活再建に必要な取り組み」の一つとして「なみえの伝統文化の復興」が掲げられております。この事業が物語るように伝統文化の維持、保存、継承は浪江町の復興に深く関わるものでございます。

現実問題としまして、伝統文化の継承には平時でも困難が伴いますが、避難生活で一段と難しくなっております。この状況の中で、関係者の皆様が伝統文化の継承のために熱心に取り組んでおられますので、教育委員会としましては、各方面の理解と協力を得ながら、そのような努力を可能な限り支援してまいりたいと考えております。

行政区や保存会など、地域の継承の努力に対する具体的な支援策としまして、本議会の平成24年度一般会計補正予算の中で、新規事業ではありますが、東日本大震災郷土芸能復興支援事業補助金として、225万円程予算を要求させていただいております。

この事業のねらいは、東日本大震災や原発災害で存続の危機にある伝統芸能の継承を目的とし、避難先等で伝統芸能を継承・公開に関する活動を実施する団体に対して、補助金を交付する支援事業でございます。ぜひ補正予算のご承認をお願いしたいと思います。

その他、従来からあります支援策としましては、文化及びスポーツ振興助成事業による伝統芸能の保存・継承、宝くじ事業のコミュニティ助成事業等もあります。国・県及び民間財団などが行う支援事業もございますので、これらの助成制度の活用を推奨し、保存・継承に地域の保存会と協働で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） もろもろのいろんな支援策、総合的に勘案して、ひとつ最大限の努力をお願いしたい。地域伝統芸能全国大会ふるさとのまつり2012、郡山で行うものもいただきました。浪江町の各種団体も出ているようではありますが、出ていない団体も沢山ありますので、昔双葉ではお正月になりますと、町いっぱいのお神楽が標葉神社で奉納ということもやっておりましたので、身近にある神楽なん

かもどこの部落にもありますので、機会があればそういう発表の場をやっていただければと思います。これは質問ではありませんから次に移ります。

最後の質問です。間もなく新役場庁舎が完成いたします。完成する役場について、町民に対して場所、案内表示、引越日程、それから交通弱者に対してアクセス対応をどうするのか。そういうもろもろの役場が新しくなることについての情報伝達、対応の整備は万全ですかという質問です。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） ご質問にお答えいたします。

町民に対しての周知としましては、広報9月号及びホームページへの掲載、または現在の役場入口へのお知らせ版の掲示、窓口でのチラシ配布を予定しているところであります。

また、来庁される方への案内表示につきましては、二本松インターチェンジから来庁される方向け、あるいは国道4号線上下方面から来庁される方向けということで、案内標識を国道10カ所、県道3カ所、市道5カ所合わせて18カ所に設置を予定しているところでございます。

アクセス整備につきましては、現在運行しております二本松の仮設住宅の巡回バスの経路、それに新庁舎と二本松駅を組み込み運行することを検討しているということでございます。

また引越日程につきましては、9月28日金曜日から9月29日、30日の土、日曜日をかけまして引っ越しを予定しておりまして、10月1日から、月曜日になりますが、新庁舎での業務を開始するというところで現在作業を進めているところでございます。

○議長（吉田数博君） 5番。

○5番（若月芳則君） わかりました。そういう体制で対応するということでありますから、万全を期して支障のないようにお願いしておきます。

もう一つ質問なんですが、新しい役場ができるわけです。場所も町民も多くの方がわかっておりません。これは提案であります、やはり1回町民に対して見学会といいますか、特に区長さんなんかを集めて、新しい役場の中を見学して見せるような場を設けて、広く町民も来てもらえば、そこでクチコミでかなりの部分の広がりがありますから、そういう機会を設ける考えがあるかどうかだけ聞いておきたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 今、行政区長さんということですが、

区長さんもかなり全国に散らばっているということもございます。
機会があれば、そういうことも検討はしていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） 区長は例えであって、広く町民に見てもらえばいいわけです。そういうことでなるべく町民に近づく努力をしていただきたい。自分達だけ入って、新しい役場だなんて言っているだけでは駄目なんです。やはりみんなに入ってもらって、あのくらいの役場に入れば、役場の職員も能力が十分発揮できるだろうというところに繋がるわけでありますので、ひとつよろしくお願い申し上げます。質問終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で5 番、若月芳則君の一般質問を終わります。

通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

◎散会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（吉田数博君） 本日はこれで散会いたします。

明日は、午前9時から本会議を開きますのでご参集をよろしくお願い申し上げます。

（午後 5 時 0 9 分）

このグランドデザインでの農業関係については、農林水産業再生プランということで、大柿ダム早期復旧へという認識は、国も農政局も持っているようですが、これらの大柿ダムの現状、それから今後の復興策といいますか案、これがならずして農業の再開なんていうのは不可能でありますから、ここは町長、——、その辺についてのご見識を聞かせていただきたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今議員おただしのとおり、グランドデザインの農業水産産業再生プランの中に、大柿ダムについて営農再開に必要なそして不可欠な水源施設と位置づけられまして、早期に復旧させる方針の明記がございました。本当に大柿ダムを預かるものとして非常にうれしいことだと思っております。

現在の現況であります、経済の復旧を進めるために東北農政局、福島県、南相馬市、双葉町と調整をしております。現在、ダム堤体変形の監視、調査等を実施しておりますが、今後堤体の亀裂や範囲を確認するため、試掘調査を実施予定するものであります。

以上が現況と土地改良区の理事長として大柿ダムの認識であります。

○議長（吉田数博君） 5 番。

○5 番（若月芳則君） これは町長としても大柿ダム再開が、この地域の農業復興には避けて通れない大きなものでありますから、最大限の努力をお願いします。

それから農業の再開ですが、アンケートでも先ほどありましたが、65%ぐらいの農家が、もう農地は買い上げてほしいという結果を出しております。私もそれを見て「そうだな」という思いをしました。

だけれども、復興計画案の委員会なんかでもそういうところはお出でませんが、3年ぐらい前に産業建設常任委員会で福岡県に視察に行ってきました。あそこは白紙で耕作権、利用権を全部行政といいますか第三セクター、農協とかが入って全部集めております。それを1区画5町歩とか1町歩単位で貸すといいますか、そしてそういう農家の人達に、大規模な農機具とかそういうものを体制を支援する。そうしましたらその町の他からも、やる気のある若い人達は結構集まってきました。あそこは後継者が毎年増えているんです。そういう実態をみれば、八郎潟の入植時点を考えても、大きな面積でそれだけの体制を考えれば、全国であれば私は若い人が集まると考えております。そういう人達が、若い力があれば、地元の若い人達も「俺らもやるよ」という形になってきます。そういう部分について、これ先が長いというかもしれませんが、そういう新しい町民

文言削除の申出あり：議長許可。「土地改良区理事長として」を削除。

発言訂正の申出あり：議長許可。「請戸川土地改良区理事長として答弁」ではなく「町長としての答弁」に訂正。

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 4 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程（第 2 号）

平成 2 4 年 9 月 1 1 日（火曜日）午前 9 時開議

日程第 1	認定第 1 号	決算の認定について
日程第 2	認定第 2 号	浪江町水道事業会計決算の認定について
日程第 3	議案第 5 0 号	浪江町東日本大震災復興交付金基金条例の 制定について
日程第 4	議案第 5 1 号	東日本大震災による被災者に対する下水道 の使用料等の特別措置に関する条例の制定 について
日程第 5	議案第 5 2 号	東日本大震災による被災者に対する農業集 落排水処理施設の使用料等の特別措置に関 する条例の制定について
日程第 6	議案第 5 3 号	東日本大震災による被災者に対する水道料 金等の特別措置に関する条例の制定につい て
日程第 7	議案第 5 4 号	浪江町国民健康保険税条例の一部改正につ いて
日程第 8	議案第 5 5 号	浪江町国民健康保険条例の一部改正につい て
日程第 9	議案第 5 6 号	浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正 について
日程第 1 0	議案第 5 7 号	浪江町防災会議条例の一部改正について
日程第 1 1	議案第 5 8 号	浪江町災害対策本部条例の一部改正につい て
日程第 1 2	議案第 5 9 号	平成 2 4 年度浪江町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 3	議案第 6 0 号	平成 2 4 年度浪江町文化及びスポーツ振興 育成事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 4	議案第 6 1 号	平成 2 4 年度浪江町国民健康保険事業特別 会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 5	議案第 6 2 号	平成 2 4 年度浪江町国民健康保険直営診療 施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 6	議案第 6 3 号	平成 2 4 年度浪江町公共下水道事業特別会 計補正予算（第 1 号）

日程第 1 7	議案第 6 4 号	平成 2 4 年度浪江町介護保険事業特別会計 補正予算（第 1 号）
日程第 1 8	議案第 6 5 号	平成 2 4 年度浪江町水道事業会計補正予算 （第 1 号）
日程第 1 9	同意第 4 号	特別功労者の決定について
日程第 2 0	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるこ とについて
日程第 2 1	報告第 6 号	浪江町一般会計継続費精算報告書について

出席議員（１７名）

１番	愛澤格君	２番	山崎博文君
３番	山本幸一郎君	４番	吉田数博君
５番	若月芳則君	６番	横山精一君
８番	泉田重章君	９番	橋爪光雄君
１０番	田尻良作君	１２番	鈴木辰行君
１３番	佐藤文子君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐々木恵寿君	１６番	小黒敬三君
１７番	勝山一美君	１８番	三瓶宝次君
２０番	馬場績君		

欠席議員（２名）

１１番	渡部貞信君	１９番	佐々木英夫君
-----	-------	-----	--------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
副町長	渡邊文星君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	根岸弘正君
復興推進課長	谷田謙一君	町民税務課長	大浦泰夫君
災害対策課長	岩野寿長君	産業・賠償対策課長	高倉敏勝君
復旧事業課長	鈴木敏雄君	健康保険課長兼津島支所長 兼津島診療所事務長	紺野則夫君
福祉こども課長	星光美君	生活支援課長	中田喜久君
会計管理者兼出納室長	島田龍郎君	教育委員会教育次長	屋中茂夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	宮口勝美	書記	岩野善一
	中野夕華子		

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は17人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、11番、渡部貞信君並びに19番、佐々木英夫君より欠席届が提出されております。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎発言の訂正

○議長（吉田数博君） ここで5番、若月芳則君より、発言を求められております。これを許可いたします。

5番。

○5番（若月芳則君） 私のきのうの一般質問で、文言の訂正と削除する必要がある点がありましたので、訂正と削除をお願いしたいと思っております。

「土地改良区理事長」という文言がありました、これを割愛していただきたいと思っております。

それから、「復興計画書」という表現をいたしました、まだ正式に手続きをしたものでないという経過もございますので、これを「資料」と訂正をお願いしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 町長より発言を求められております。これを許可いたします。町長。

○町長（馬場 有君） 昨日の若月議員の一般質問にありました、「請戸川土地改良区理事長として答弁」という文言でありますけれども、「町長としての答弁」ということに訂正をお願いしたいと思っております。

◎認定第1号から報告第6号一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

日程第1、認定第1号から日程第21、報告第6号まで一括議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第1、認定第1号から日程第21、報告第6号までを一括議題といたします。

日程第1、認定第1号 決算の認定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 認定第1号 決算の認定についてご説明いたします。

本案は、平成23年度浪江町一般会計をはじめ9の特別会計の予算執行結果を報告し、認定を求めるものであります。

一般会計においては、昨年3月11日に発生した東日本大震災、翌日の原発事故による全町避難により、通常とは異なる状況の中、避難所の運営や仮設・借上住宅に係る業務または復興ビジョンの策定業務等、避難される町民の皆様方の避難生活支援を中心に多くの事業に取り組みました。このため、歳入・歳出決算額とも前年度を大きく上回ることになりました。

これに関連して実質収支、実質単年度収支とも前年度を上回る状況となっております。

また、財政健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましては、昨年同様全てにおいて早期健全化基準以下となりました。

しかしながら、震災等の影響により、特殊な状況であることや、前年度以前とは事業内容等が大きく異なることから、決算における計数も単純に比較しづらい状況でありますのでご了承をお願いいたします。

その他9の特別会計においても、全て実質収支の黒字を確保いたしております。

なお、決算の認定を求めるにあたり、監査委員の審査を受けましたので、その意見書及び関係書類を併せて提出しております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明は会計ごとに行います。

平成23年度浪江町一般会計歳入歳出決算について、内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは平成23年度主要な施策の成果によりご説明を申し上げます。表紙を含めて2枚ほどおめくりいただきたいと思います。

平成23年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算状況であります。

まず普通会計の一般会計であります。予算現額が128億4,448万

3,000円。これに対します歳入決算額であります124億6,316万1,000円。対予算比が97.0%でございます。歳出決算額が118億7,903万3,000円、対予算比が92.5%となります。歳入歳出差引額が5億8,412万8,000円となります。

以下、文化及びスポーツ振興育成事業特別会計から各特別会計につきましては、それぞれの担当課長よりご説明申し上げます。

普通会計、事業会計、その他会計を含めました予算現額が194億5,578万4,000円、対する歳入決算額が193億238万円、対予算比が99.2%でございます。歳出決算額が179億458万4,000円、対予算比が92.0%でございます。歳入歳出差引額が13億9,779万6,000円となります。全ての会計において、黒字決算となったところでございます。

次に、次ページを見ていただきまして、一般会計決算の状況であります。第1表の一般会計決算の概要でありますけれども、歳入総額が124億6,316万1,000円でございます。増減率が31.4%の増でございます。歳出総額が118億7,903万3,000円、増減率で34.5%の増でございます。歳入歳出差引額、いわゆる形式収支になりますが、5億8,412万8,000円の黒字でございます。翌年度へ繰り越すべき財源、1億6,717万2,000円を差し引いた実質収支であります、4億1,695万6,000円の黒字となっております。この今年度実質収支から前年度実質収支を差し引きました単年度収支が2億545万4,000円の黒字となります。それに積み立て財政調整基金への積立金1億1,151万9,000円を加え、さらに財政調整基金を取り崩した額4,694万8,000円を引いた実質単年度収支であります、2億7,002万5,000円の黒字となったところでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の歳入の状況でございます。主なもののみ申し上げます。

まず町税であります、平成23年度の決算額が4億575万7,000円、構成費が3.3%でございます。増減率が15億1,209万6,000円の減でございます。増減率が78.8%の減となります。

次に、地方消費税交付金であります1億8,022万円。構成比で1.4%でございます。

次に、地方交付税であります。63億7,449万2,000円。構成比で51.1%、増減額で37億868万2,000円、増減率で139.1%の増でございます。これは特別交付税の特別交付分、あるいは震災復興特別交付税の増によるものでございます。

国庫支出金が、9億9,790万1,000円、増減額で13億1,720万4,000円の減でございます。増減率が56.9%の減となります。これは公共

投資臨時交付金、あるいは安全安心な学校づくり交付金等の減によるものでございます。

次に、県支出金では29億2,333万4,000円、構成比で23.5%でございます。増減額で22億8,633万5,000円、増減率で358.9%の増となっております。これは災害救助費振替支弁、あるいは災害弔慰金の負担金、仮設住宅維持管理事業補助金等の災害関連経費等の増によるものでございます。

次に、諸収入であります2億6,464万6,000円、増減額で7,028万5,000円、36.2%の増となっております。これは貸付金元利収入の減がありますけれども、雑入の東日本大震災復興宝くじ交付金及び災害対策交付金、災害見舞金等の増によるものでございます。

町債につきましては3億8,193万6,000円、増減額で1億975万5,000円の減、増減率で22.3%の減でございます。これは臨時財政対策債の発行額の減によるものでございます。

次に、4ページの財源の構成であります。まず（ア）の一般財源、特定財源でございます。一般財源につきましては、平成23年度決算額が84億1,876万円、構成費が67.5%、増減額で21億2,730万7,000円、増減率で33.8%の増となっております。主な増減につきましては、町税で15億1,209万6,000円の減、地方交付税で37億868万2,000円の増となっております。

一方、特定財源におきましては40億4,440万1,000円、構成比で32.5%、増減額で8億4,762万8,000円、増減率で26.5%の増となっております。大きなものが国庫支出金で15億1,949万9,000円の減、県支出金で23億776万8,000円の増となっております。

また、自主財源と国県依存財源であります。自主財源が14億1,470万1,000円、構成比11.4%であります。増減額が15億6,307万3,000円、増減率で52.5%のそれぞれの減となっております。これは町税の課税免除あるいは減免による町税の減によるものでございます。

国県依存財源であります110億4,846万円、構成比が88.6%、増減額で45億3,800万8,000円、増減率で69.7%の増となっております。これは、地方交付税の復興特別交付税等の増、あるいは県支出金の災害関連経費の増によるものでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

第4表の町税の状況でございます。税の大きなもので町民税につきましては、平成23年度決算額が3億2,712万1,000円、増減額で4億1,271万2,000円、増減率で55.8%でございます。町税減免等による減でございます。固定資産税につきましては、決算額が2,034万

5,000円、増減額が9億4,791万9,000円の減、増減率で97.9%の減、これは課税免除あるいは減免による減額でございます。町税の合計が4億575万7,000円ということで、増減額が15億1,209万6,000円の減、増減率で78.8%の減となったところでございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。第5表の目的別歳出の状況であります。これも主なものを申し上げます。総務費につきましては55億1,176万7,000円、構成比で46.4%、増減額で42億5,501万6,000円増、増減率で338.6%の増となっております。

これは浪江町復旧復興基金の創設、仮役場出張所の仮庁舎の管理費等の増によるものでございます。

次に、民生費であります。38億2,109万3,000円、構成費で32.2%、増減額が18億7,613万2,000円の増、増減率で96.5%の増となっております。これは避難所の運営経費、災害弔慰金、災害見舞金と災害救助費の増によるものでございます。

次に、衛生費では3億502万6,000円、増減額で2億4,475万7,000円減、増減率で44.5%の減となっております。これは清掃費の広域圏組合負担金の減等によるものでございます。

農林水産業費では3億1,083万3,000円、増減額2億637万7,000円の減、増減率で39.9%の減であります。

土木費につきましては4億4,563万4,000円、増減額で3億9,090万8,000円の減、増減率で46.7%の減でございます。これら共に原子力災害による事業費の減によるものでございます。

次に、教育費では2億5,684万円、増減額で21億6,878万1,000円の減、増減率で89.4%の減でございます。これは地域スポーツセンター建設事業、小中学校太陽光発電施設整備事業の減、あるいは公民館、幼稚園の事業費の減によるものでございます。

公債費につきましては7億6,586万1,000円、増減額で1億7,975万2,000円増、増減率で30.7%の増でございます。

これは、平成22年度の償還金手続きをしたものについて平成23年度で償還を行ったというものでございます。

歳出合計が118億7,903万3,000円、増減額で30億4,515万3,000円、増減率で34.5%の増となったところでございます。

次に、9ページをご覧くださいと思います。

第6表の性質別歳出の状況でございます。

義務的経費につきましては41億2,756万5,000円、構成費で34.7%、増減額が13億3,232万円の増、増減率で47.7%の増となっております。大きなものは扶助費で災害弔慰金、あるいは災害見舞金、災害援護費の増によりまして11億783万円の増、増減率で137.4%増とな

ったこと。あるいは公債費で1億7,975万2,000円増、増減率で30.7%の増となっております。これは先ほど申しましたように平成22年度分の県の振興基金の償還繰り延べによるものでございます。

次に、投資的経費では8億6,566万8,000円であります。構成比で7.3%、増減額が15億1,118万2,000円の減、増減率で63.6%の減でございます。これにつきましては、地域スポーツセンター建設事業、小中学校太陽光発電施設整備事業終了、あるいは原子力災害による町道整備事業等の減によるものでございます。

その他の経費であります68億8,580万円、構成比58.0%であります。増減額で32億2,401万5,000円の増、増減率で88.0%の増となっております。大きなものは積立金で、増減額が38億1,933万4,000円、増減率で991.6%の増となっております。これは浪江町復旧復興基金積立金の増によるものでございます。

性質別歳出の細部につきましては、10ページに記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

財政構造にかかる指標等でございます。まず、経常収支比率でございますが、平成23年度後の経常収支比率が106.4%と高い水準になっております。財政構造の弾力性を表す比率でありますので、低ければいいわけですが、平成23年度につきましては、一般財源の減に伴いまして経常収支比率が上がったということでございます。

次に、標準財政規模でございますが、50億5,390万9,000円でございます。昨年と比較しまして2億5,106万円の減となっております。財政力指数であります0.43ということで、前年度0.02ポイントの減となっております。実質収支率であります8.3%でございます。

財政調整基金積立金の現在高であります11億5,973万2,000円ということで、前年度より6,457万1,000円の増となったところであります。

翌年度以降財政負担額であります65億374万1,000円であります。内訳としまして、地方債現在高で58億641万5,000円でございます。これは前年度と比較しまして2億8,326万9,000円の減額となったところであります。

また、債務負担行為による翌年度以降支出予定額であります6億9,732万6,000円で、前年度と比較しますと2億2,599万6,000円の減となっております。実質公債費比率であります15.4%ということで、前年度より1.1ポイントの減となっております。18%以下が昨年度に引き続き確保されたということでございます。

次に、13ページになります。健全化判断比率の状況でございます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率でございますが、これは赤字が出ておりませんので、数字が出ておりません。

3番目の実質公債比率で15.4でございます。増減で1.1ポイントの減となっています。

4番目の将来負担金でございますが、本年度は充当可能の基金の増がありまして、将来負担充当財源が超えるということで、これも数値が出てございません。公営企業資金不足比率についても数値は出ていないということでございます。

次に、第9表の地方債現在高の状況でございます。平成22年度末の現在高が60億8,968万4,000円でございます。それに対しまして平成23年度発行額が3億8,193万6,000円でございます。平成23年の元利償還金が、元金で6億6,520万5,000円、利子で1億65万5,000円、合計で7億6,586万円の償還をしてございます。差し引き現在高、平成23年度末の現在高でございますが、58億641万5,000円でございます。借入先につきましては、政府資金37億4,843万9,000円、その他が20億5,797万6,000円でございます。

次に、15ページにつきましては、借入先の状況及び利子別状況となっておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、17ページをお開きいただきたいと思います。債務負担行為の状況でございます。債務負担行為につきましては、主に請戸川土地改良事業に伴う負担金補助金が主なものでございます。債務負担行為の限度額が85億8,258万円でございます。平成24年度以降支出予定額が6億9,732万6,000円ということで、平成23年度支出しました額が2億2,570万3,000円となっております。

次に、双葉地方広域市町村圏組合負担金の状況でございます。平成23年度支出額が4億174万6,000円、増減額で2億9,848万8,000円の減となっております。

次に、18ページの基金の状況でございます。主な基金であります。まず財政調整基金、平成22年度末の現在高が10億9,516万1,000円でございます。平成23年度に積み立てました額が1億1,151万9,000円。一方、取崩し額が4,694万8,000円で平成23年末現在高が11億5,973万2,000円となっております。

また、浪江町復旧復興基金、平成23年度に基金を設置いたしました。平成23年度積立額が40億9,236万1,000円でございます。現在高も同じでございます。これら一般会計、特別会計を合わせました積立金の合計で60億7,257万7,000円の積み立て現在高となっております。

2番目の定額運用基金の状況でございます。土地開発基金が主な

ものでございます。平成23年度末現在高が土地開発基金現在高が4億9,090万2,000円、これらほかの定額運用基金の合計が4億9,786万3,000円の現在高でございます。内訳につきましては、のちほどご覧いただきたいと思います。

以上で一般会計の決算についてのご説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） それでは平成23年度文化及びスポーツ振興育成事業特別会計決算についてご説明を申し上げます。

主要な施策の成果のところでは2枚目にあたります。平成23年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算をお開き願いたいと思います。

その中で、文化及びスポーツ振興育成事業特別会計、歳入決算額が46万5,000円、歳出決算額が36万3,000円となっております。歳入差引実質収支が10万2,000円でございます。歳入の主なものは、基金繰入金が15万円、前年度繰越金が31万310円、それに基金利子5,132円、歳入合計が46万5,342円となっております。

歳出の主なものは、助成費が36万円、助成件数は3件でございます。基金積立金が3,000円、歳出の合計が36万3,000円でございます。

なお、18ページをお開きください。積立金の状況をご説明いたします。文化及びスポーツ振興基金の平成23年度末現在高が、2,689万8,000円となっております。

主要な成果の63ページをお開きいただきたいと思います。

事業の内容についてご説明してあります。事業費が36万円で、助成件数が3件となっております。全日本ジュニア綱引き選手権大会、それから全国高等学校総合体育大会陸上競技大会、全日本綱引き選手権大会の3件でございました。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計決算について、主要な成果でご説明いたします。

はじめに66ページをお開きいただきます。平成23年度の国保事業は、いまわしい原発事故により全町避難という状況から、国保加入避難町民の医療の確保に努めるとともに、健康管理、健康維持、さらには国保世帯、全世帯に対しまして保険証を交付し、一人ひとり

がいつでも、どこでもできるよう効果的な事業を実施してまいりました。

また、原発災害特例措置により国保税医療費個人負担分が全額免除になり、その分は当然のごとく国が補填したものでございます。

歳入の合計は、40億1,421万4,471円、平成22年度と比較いたしますと、66.6%の伸びを示しております。

67ページをお開きいただきたいと思います。歳出合計35億9,863万。

〔「ページ違う、最初は64ページから」と呼ぶ者あり〕

○健康保険課長（紺野則夫君） 失礼しました。64ページでございました。差し替えする前の資料でもってご説明をいたしました。

65ページをお開きいただきます。歳出合計35億9,863万4,284円。平成22年度と比較いたしますと54.7%の伸びとなっております。歳入歳出差し引きますと4億1,558万円の黒字となっております。

次に、国保の加入状況でございますが、原発事故の影響により、職を失った方が数多くおり加入世帯、加入者の平成22年度と比較しますと10%以上の伸びであり、大幅な増大となっております。

次の66ページをお開きいただきます。歳出の詳細についてご説明を申し上げます。保険給付費の中の療養給付費、療養費の増でございますが、一般被保険者療養給付費は、避難により精神的不安、それから肉体的疲労が蓄積され、入院、外来、歯科、調剤等24億624万7,287円、平成22年度と比較いたしますと約2倍の給付額となっております。

療養費においても2,524万6,684円で、平成22年度と比較しますと69.2%の伸びとなっております。退職者被保険者においても同様であり、療養給付費全体の事業費20億444万8,840円、平成22年度と比較しますと、89.5%の伸びとなりました。

次に、67ページをお開き願います。高額療養費の給付状況でございますが、医療費個人負担分免除のことから一般、退職分とも大きく減少いたしました。

続きまして、出産育児一時金でございますが、32名の子供が生まれており1人42万円の現金給付を行ったところでございます。

次に、相殺でございますが、大震災、避難の影響により、98名の方に対して1人5万円の現金給付を行っているところでございます。

続きまして、68ページをお開き願います。後期高齢者介護事業等の円滑な運営のため、支払い基金国保連合会に対し拠出したものでございます。

続きまして、69ページをお開きいただきます。特定健康診査事業

実施状況でございますが、40歳から74歳までの対象者4,905人に対しまして、検診者数1,297人であり、受診率は26.4%と低下いたしました。これは全町避難の影響によるものでありまして、事業費は1,033万9,004円で生活習慣病のみの検査費用でございます。

説明は以上でございます。ページの部分について、どうも失礼いたしました。

○議長（吉田数博君） 次に、平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、診療所事務長。

○津島診療所事務長（紺野則夫君） それでは、国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

70ページをお開きいただきます。原発事故以降に避難町民の方々の診療にあたってまいりました。二本松市の東和、岳温泉、安達運動場と避難町民の移動そのものが診療所の足跡でございます。診療所長の関根先生はじめ、浪江町において開業されていた先生方の協力をいただき、同時3名体制で診療にあたってまいりました。かかりつけ医の診療は避難町民にとって身近な診療、やすらぎを与える診療となっていると思われま。

その診療状況でございますが、以下につきましては、患者数は前年より大幅に増加し、診療収入においても前年度より4,800万円程度増加しております。

残念ながら、歯科については休止といたしたところでございます。

説明は以上でございます。

○議長（吉田数博君） 次に、平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） それでは、公共下水道事業特別会計決算についてご説明を申し上げます。

主要な施策の成果71ページをお開き願います。決算額が歳入合計4億7,138万4,000円で、対前年度比1億3,836万円、22.7%の減でございます。歳出合計は4億6,332万6,000円、対前年度比9,101万9,000円、16.4%の減でございます。主な内容は原発災害により工事ができなかったこと等であります。

次に、72ページにつきましては、地方債の借り入れ先別及び利率別現在高の状況でございます。財務省からの借り入れ残高が19億1,517万5,000円、総務省が2億1,285万3,000円、地方公共団体金融機構が13億3,525万5,000円。市中銀行4億7,770万8,000円、合計で39億4,099万1,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成23年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは、平成23年度浪江町工業団地特別会計歳入歳出決算書についてご説明を申し上げます。

決算書238ページをお開きいただきたいと思います。

歳入でございますが、収入済額合計で603万8,974円でありまして、繰越金でございます。

歳出は、特にありませんでした。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） それでは、農業集落排水事業特別会計の決算についてご説明を申し上げます。

主要な施策の成果73ページをお開き願います。決算額が歳入合計2,984万円で、対前年度比2,496万4,000円、45.6%の減でございます。

歳出合計は2,856万6,000円、対前年度比1,493万5,000円、36.3%の減でございます。

次に、地方債の借入先別及び利率別現在高の状況でございます。財務省が1億4,242万2,000円、地方公共団体金融機構が7,311万4,000円。合計で2億1,553万6,000円となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成23年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは介護保険事業特別会計についてご説明を申し上げます。74ページをお開きいただきます。

平成23年度の介護事業は、原発事故により全町避難という過酷な状況の中、介護認定者が当然のごとく増加いたしました。したがって、歳入歳出額が前年度より大きく上回っております。国民健康保険税と同様の原発災害特例措置により、保険料利用者負担分が全額免除となり、その分が国が補てんしているところでございます。

歳入合計は20億8,488万5,348円であり、平成22年度と比較いたしますと37.7%の伸びを示しています。

歳出合計が17億4,137万9,652円、平成22年度と比較いたしますと

18.9%の伸びとなっております。

76ページをお開きいただきます。認定者の状況でございますが、全体で1,134名の方が認定されており、前年度と比較いたしますと、24.5%の伸びとなっております。要介護5の減少につきましては、これは死亡によるでございます。

76ページをご覧くださいと思います。介護保険給付事業でございますが、被保険者の状況が第1号被保険者数では前年度同程度となっており、有権者数は前年度比較しますと避難の影響により810人と、13.4%の伸びでございます。

77ページをお開きいただきます。介護サービス保険給付費の状況でございますが、避難生活の長期化により、施設介護サービス費が突出しており、介護サービス費全体で13億6,775万9,709円、前年度より14.4%の伸びとなっております。また、医療者負担が免除されていることから、高額介護費等が減少しております。さらに特定認証者介護サービスでは、諸支出金で国保連合会で支出したため、給付以下の支出は0円となっております。

78ページをお開きいただきます。包括的支援事業でございますが、平成22年度までは社会福祉協議会に委託して実施しておりました。原発事故により平成23年度からは町独自の実施となっております。事業費で325万6,778円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（吉田数博君） 次に、平成23年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 主要な成果、2枚おめくりいただきたいと思います。

その他の会計になります。財産管理事業特別会計、予算金額が557万2,000円であります。歳入決算額が606万9,000円、主なものは繰越金でございます。

歳出決算額が22万9,000円、主なものは委員の報酬等でございます。

歳入歳出差引額で584万円でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 次に、平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、後期高齢者医療特別会計についてご説明を申し上げます。79ページをお開きいただきます。

原発災害特例措置により、保険料、個人費負担分が全額免除となっており、その分は県が補填しているところでございます。

この事業は、町が広域連合の事務をやっているということでございまして、歳入5,899万756円、歳出は5,838万8,572円となっておりますけれども、こういうお金につきましては、広域連合のほうの事業ということでございます。説明は以上でございます。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長より発言の訂正を伺っておりますので、これを許します。

復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） 先ほどの公共下水道特別会計ご説明の箇所、主要な施策の成果72ページのところですが、借入先別地方債の状況の説明の中で、総務省と申し上げましたが、日本郵政でございまして。訂正をお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第2、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

本案は、平成23年度浪江町水道事業会計で、収益勘定では総収益257万8,000円、総費用1億8,352万5,000円となり、損益計算の当年度純損失では1億8,094万7,000円となりました。

次に、資本勘定では収入総額0円、支出総額7,892万2,000円で、7,892万2,000円の不足額が生じましたが、内部留保資金等の取り崩しにより、補てんしたところであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） それでは、浪江町水道事業会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算書の3ページをお開き願います。（1）総括事項（ア）給水状況であります。東日本大震災による住民避難の影響により、ございませんでした。

（イ）工事状況につきましても、本年度の工事はございませんでした。

次に、財政状況でございますが、7ページをお開き願います。事業収入に関する事項では、決算額257万8,199円で、対前年比3億4,007万899円、99.2%の減となったところでございます。主なもので、給水収益で3億2,927万6,870円の減となっております。

次に、8ページ、事業費に関する事項でございますが、決算額1

億8,352万4,336円、対前年比1億563万7,821円、36.5%の減でございます。

主なものとしまして、原水及び浄水費で4,233万1,468円、配水及び給水費で3,134万4,679円の減となっております。内容については、工事等が行われなかったことによります。

これによりまして、事業収入から事業費用を差し引きますと、1億8,094万6,137円の損失となります。

次に、13ページをお開き願います。水道事業決算報告書であります。収益的収入及び支出の予算に対する決算の状況でございます。内容につきましては、ただいまご報告しましたとおりでございます。

次に、14ページでございます。資本的収入及び支出の報告書でございますが、収入決算額が0円、支出決算額が7,892万1,261円となり、不足する額につきましては減債積立金を補てんしたところでございます。

次に、15ページでございますが、損益計算書でございます。当年度の純損益につきましては1億8,094万6,137円となったところでございます。

次に、16ページをお願いいたします。欠損金計算書でございます。資本合計の前年度末残高、一番右側ですが、45億433万9,908円でございます。当年度変動額は、自己資本金への繰り入れが7,892万1,261円、企業債の償還として1億5,784万2,522円、当年度純利益がマイナスの1億8,094万6,137円でございます。

以上のことから、当年度末の資本合計残高は42億4,447万2,510円でございます。

次に、17ページでございますが、欠損金処理計算書でございます。当年度末処理欠損金1億8,094万6,137円につきましては、補てんによる欠損処理をせずに欠損金を次年度に繰り越しいたします。

次に移りまして、18、19ページ、貸借対照表でございます。資産の状況及び負債・資本の状況が記載されておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

21ページ以降につきましては、参考資料でございます。収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、資本的収支明細書となっておりますので、これもご覧いただきたいと思ひます。

企業債につきましては、27ページに記載してありますが、平成23年度末の未償還残高は12億4,099万288円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） ここで浪江町監査委員から決算審査の結果報告をお願いいたします。

代表監査委員。

○代表監査委員（山内清隆君） 平成23年度浪江町一般会計、特別会計、水道事業会計、決算審査等意見書をお開きください。

次のページでございます。

24浪款第7号、平成24年8月17日。浪江町監査委員山内清隆、同鈴木辰行が浪江町長宛、地方自治法233条第2項の規定により、平成23年度浪江町歳入歳出決算証書類その他政令で定める書類及び同項第241条第5項の規定により、平成23年度基金運用状況並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度健全化判断比率及び平成23年度資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

次のページ、1ページをお開きください。平成23年度浪江町歳入歳出決算審査意見書でございます。ご説明を申し上げます。

審査の対象でございますが、浪江町一般会計歳入歳出決算書他9特別会計を審査いたしました。

審査の期間でございますが、平成24年7月23日から平成24年7月27日まで行いました。

審査の方法ですが、審査に付された決算書等に基づき各課により整備された関係書類の提出閲覧を求めるとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、例月出納検査の結果も参考として計数の確認照合を行い、かつ予算の執行状況について審査を行いました。

審査の結果でございますが、一般会計はじめ特別会計の審査に付された決算書等による決算は、関係法令に準拠して作成され、掲げられている計数は関係書類といずれも符合し、正確なことが認められた。

平成23年度の決算は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故によって、平成22年度決算から影響を受け、なおかつ災害対応に追われながら、班体制の中、歳入予算に対する出納の実績、歳出予算の執行及びその成果は震災による影響を大きく受けた内容となりました。

次に、決算からみた予算の執行状況について、以下各款ごとにその意見を記入しております。

2ページをお開きください。総括でございます。財政指数状況を表したものでございますが、一般会計と特別会計をあわせた決算は、歳入総額193億238万4,000円、前年比34.3%の増。歳出総額179億458万7,000円。前年比32.6%の増で、形式的収支は13億9,779万7,000円の黒字決算となりました。

各会計の形式的収支は、一般会計で5億8,412万8,000円、特別会

計である文化及びスポーツ振興育成事業会計他 8 会計の合計は 8 億 1,366 万 9,000 円となり、各会計とも黒字決算となった。

また、一般会計では形式収支から翌年度を繰り越すべき財源を差し引いた実績収支、4 億 1,695 万 6,000 円から前年度実質収支を差し引いた額に、黒字要素である財政調整基金積立金を加え、積立金取り崩し額を差し引いた実質単年度収支は、2 億 7,002 万 5,000 円の黒字となりました。

なお、特別会計全体での単年度収支も 6 億 5,645 万円の黒字となっておりますが、国民健康保険事業、介護保険事業については国庫補助、災害臨時特例補助等が概算交付であったため、平成 24 年度において返還、約 5 億 4,810 万 9,000 円が精算される予定であります。

財政収支の内訳は次の事業のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思ひます。

次の 3 ページ、これは平成 23 年度の一般会計、特別会計の歳入歳出決算と、次ページの 4 ページになりますが、執行状況について記載してありますのでご覧ください。

次に、5 ページをお開きください。一般会計の予算決算の概要を申し上げます。

最終予算現額は、当初予算 71 億 3,900 万円に、補正予算 47 億 9,182 万 9,000 円を増額し、前年度からの繰越明許費 9 億 1,365 万 4,000 円を合わせ 128 億 4,448 万 3,000 円となります。決算収支は、歳入歳出差引額 5 億 8,412 万 8,000 円となりましたが、翌年度へ繰越すべき財源 1 億 6,717 万 2,000 円を差し引いた実質収支額 4 億 1,695 万 6,000 円となっております。次表のとおりであります。

(2) でありますが、次に財政構造を分析した指数等は、次の次表のとおりであります。表の説明を申し上げます。財政構造に係る指数等の状況を見ると、財政構造の弾力性を示す指数である経常収支比率が前年度より 26.4 ポイント増加し、100% を超える異常な数値となりました。これは震災の影響によって地方税、町税の減免、または課税免除を行ったため、経常一般財源が大きく減収したことが要因となっております。防災比率及び実質収支比率が前年度より増加したことによって、標準財政規模が昨年より減少したことによるものであるが、震災の影響による特殊要因があったため、前年度と比較しづらい状況であります。

実質公債比率は、地方債の発行許可の基準である 18% を下回っており、今後も震災の影響や復興の取り組み等、通常期とは違った状況ではあるが、今後とも地方債の適正な借り入れに留意され、健全な状況を保っていただきたいと思います。

次に、6 ページお開きください。歳入になります。一般会計の歳入決算は124億6,316万1,848円であり、前年度決算額に比較して29億7,493万5,479円、31.4%の増加となります。これは震災により、前年度収支未済金の収入と災害救助に関する補助金が交付されたことによるものであります。もろもろは以下のとおりでありますのでご覧ください。

次に、調定額に対する収入率は95.1%で、6.5ポイントの増加となります。

次に、収入未済額は、6億1,941万2,976円で、前年度収支未済額11億9,853万130円に比較して5億7,911万7,154円、48.3%減少しております。内訳は以下のとおりであります。

なお、国庫支出金では、仮庁舎建設事業及び総合行政システム復旧及び環境構築事業が次年度へ繰り越しております。

次に、不納欠損額は1,771万8,491円で、前年度不納欠損額1,544万8,780円に比較して226万9,711円、14.7%増加しております。これは震災の影響により事項処分を行ったことによるものであります。内訳は、以下のとおりであります。

以上が歳入の概況ですが、以下7 ページから23ページまで款別にその状況を指示してありますので、ご覧ください。

次に、24ページをお開きください。歳出になります。一般会計額の歳出決算額は118億7,903万3,375円であり、前年度決算額に比較して30億4,515万3,435円、34.5%の増加となりました。増加率の高いものは以下のとおりでございます。一方、減少率の高いものは以下のとおりであります。

次に、目的別歳出決算額の構成比で高いものは以下のとおりであります。

なお、総務費では財政調整基金、浪江町復旧復興基金等へ積み立てを行い、その総額に占める割合は76.3%となっており、今後も復旧復興に向けた業務財源として確保されております。

次に、本年度決算に残り、翌年度繰越額は5億151万2,800円となっております。これは仮庁舎建設事業と総合行政システム復旧及び環境構築事業が繰越明許費として翌年度へ繰り越しとなったことによるものであります。

次に、予算に対する不要額は4億6,393万6,976円で単独となっております。これは災害対応で反体制等により、本来の業務の遅延によるものと思われます。

なお、予算執行率は92.5%と前年度を5.7ポイント上回っております。

以上が歳出の概況ですが、以下25ページから33ページまで、款別にその状況を記述してありますのでご覧ください。

次に、34ページをお開きください。特別会計であります。文化及びスポーツ振興育成事業ほか8会計について、34ページから38ページまで各会計ごとに意見を付してありますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、39ページをお開きください。平成23年度基金運用状況審査意見書であります。

審査の対象、浪江町公共用施設維持基金他17基金であります。

審査の方法、一般会計、特別会計審査と同時にかつ同様な方法で実施いたしました。

審査の結果、基金運用状況報告書に掲げられている計数は、関係諸帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。

審査意見につきましては、40ページから43ページに各基金ごとに意見を付してありますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、44ページをお開きください。平成23年度健全化判断比率審査意見書について、ご説明を申し上げます。

審査の概要ですが、この審査は町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

総合意見として、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められます。

次に、下記表の個別意見を申し上げます。実質赤字比率、平成23年度の実質赤字比率は生じませんでした。連結実質赤字比率について平成23年度の連結実質赤字比率は生じませんでした。実質公債費比率について、平成23年度の実質公債比率は16.4%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っております。

将来の負担比率について、平成23年度の将来負担比率については、復興基金創設により大幅基金増が要因に生じなかった。

公営企業資金不足比率について、平成23年度の公営企業資金不足比率は生じなかった。

次に、是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はありませんでした。

次のページ、水道事業会計になります。24浪監第8号、平成24年8月17日、浪江町監査委員、山内清隆、同鈴木辰行が浪江町長宛、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成23年度浪江町水道事業会計決算証書類事業報告書、政令でその他の書類及び地方公共

団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度資金不足比率について審査をしたので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

次のページをご覧ください。平成23年度浪江町水道事業会計決算審査意見書についてご説明を申し上げます。

審査の対象、浪江町水道事業会計決算。

審査の期間、平成24年7月25日。

審査の方法、復旧事業課により整理された関係帳簿と例月出納検査の結果を照合、調査するとともに、細部について関係職員の説明を聴取しながら、各計数が正確であるかなどの確認に努め、審査を実施しました。

審査の結果、審査に付された決算諸表は、関係法令に準拠して作成され、掲げられている計数は関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認した。

平成23年度の決算は、原発事故による住民避難のため、収益的収入では給水及び料金収入がなく、町営住宅の検満メーター交換により、収入と水道協会からの寄附金等の収入があったものの、減価償却費と企業債利息等で1億8,144万9,931円の損失となりました。

資本的収入及び支出においても、収入がないため、企業債、償還金を減債積立金で補てんする結果となりました。

今後は、営業収益の損失については、東京電力へ遺失利益として損害賠償請求を行い、減収分を補てんする必要がある。

次のページをお開きください。事業の概要になります。給水状況ですが、本年度は送配水量及び有収水量並びに給水人口、給水戸数は原発事故により住民避難の影響によりありませんでした。

工事ですが、本年は原発事故に伴う避難により、工事はありませんでした。

次に、収納状況ですが、本年度は前年度の3月検針分（2月分）の水道料の未収については、災害対策のため減免の手続き中であります。

予算執行状況については、47ページ、48ページに記載してありますのでご覧ください。

次に、49ページをお開きください。平成23年度水道事業会計資金不足比率審査意見書についてご説明申し上げます。

審査の概要、この審査は町長から提出された資本不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

審査の結果、総合意見、審査に付された資金不足比率及びその算

定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

次に個別意見ですが、資金不足比率について、平成23年度の資金不足比率は生じなかった。

次に、是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上をもちまして、平成23年度一般会計、特別会計基金及び状況審査意見書、健全化判断比率等と審査意見書並びに平成23年度水道事業会計資金不足比率審査意見書の説明を終わります。

続いて最後になりますが、総合意見を述べさせていただきます。次の50ページをお開きください。結びになります。平成23年度は役場機能を喪失した中でのスタートであったが、5月に役場事務所を二本松東和支所から二本松市内、福島県男女共生センター1階ホールへ移動し、本格的な役場としての機能を再開した。職員はこれまで経験のない災害対策業務に苦慮しながらも、日々職務に精励されております。

しかし、職員の勤務体制が災害対応の班体制のままであったため、災害対応業務と通常業務の両立が難しく、本来の課体制での予算執行が困難であったと感じられます。

特に、過年度からの収入未済金についての収納事務が、各課の判断によりばらつきがあり、町全体としての取り扱い方針を確立し、横断的な展開のもとで、今後取り組むよう事務を改善されたい。

また、この原発事故により被災者支援のために負担した経費、役場機能移転経費、本来であれば収益が上げられた水道事業等、その遺失利益等、この災害により負担した経費すべてを国、県、弁護士等を交え、対策を講じ、東京電力に対し適正かつ早急に請求すべきであると考えられます。

なお、町民個人の損害賠償請求に関しても、民事であるため関与は難しい面もあるが、町民のために万全の方策を引き続き報じられたい。

最後については、地方交付税が収入の半分を占めているが、これは災害による復興の交付税が増額されているものであり、額の確定及び収入時期が見込めなかったことから財政調整基金へ繰り入れが出ている。町民は長期にわたって原発避難によってさまざまな不利益を被り、不安不便はいまだ解消されていない。町としては今後どのような支援が必要か、十分な検討を加えた上で方策を具現化し、安易に基金に積み立てることなく、町民の利便性を考慮し、町民のためにできること、必要であることに有効に活用すべきである。

また、復旧・復興基金についても同様に、今後の使途については十分に検討し、有効活用されるよう図られたい。

歳出について、災害対応という名のもとで安易な支出がないよう、これまでと同様に検査体制を強化し、無駄な支出の抑制に努められたい。公金の収納体制については銀行派出業務がないため、法令に沿った適正な処理に努められたい。

災害対応が続く中であるが、組織体である以上、職員管理等について徹底されたい。特に、職員の勤務範囲が広範囲に及んでいることから、健康管理はもちろんのこと、日常の勤務体制、外勤出張等の管理を徹底し、所属職員の所在確認ができる体制の構築を図られますようお願いしまして、意見といたします。

○議長（吉田数博君） 日程第3、議案第50号 浪江町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第50号 浪江町東日本大震災復興交付金基金条例の制定についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災からの復旧・復興を目的に、東日本大震災復興特別区域法第78条第1項に規定する復興交付金事業等を実施するために、浪江町東日本大震災復興交付金基金を設置するものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは、ご説明を申し上げます。

浪江町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について説明をいたします。

第1条は、設置でございます。この基金は、東日本大震災復興特別区域法に規定する復興交付金事業に要する資金として、復興交付金を積み立てるために地方自治法に基づき設置するものであります。

第2条は、積立てであります。基金として積み立てる額は、一般会計の歳出予算で定めるところによるものとしております。

第3条は、基金の管理であります。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないものとしており、第2項は必要に応じ、有価証券に代えることができるとしています。

第4条は、運用益金の処理であります。基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入してい

るとしています。

第5条は、繰替運用であります。財政上必要があると認めるときは、確実な振り替え、繰越しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとしております。

第6条は、処分で、第1条の復興交付金事業等の経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるものとしております。

第7条は、委任でありまして、この条例に定めるもののほか、基金の管理、その他この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めることとしております。

附則について、第1項では、この条例は公布の日から施行することとしています。裏をご覧ください。第2項ですが、復興交付金事業については、平成28年3月31日限り、効力を失うとされておりまして、基金の残額については一般会計の歳入歳出予算に計上し、国庫に納入するものとしております。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第51号 東日本大震災による被災者に対する下水道の使用料等の特別措置に関する条例制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第51号 東日本大震災による被災者に対する下水道の使用料等の特別措置に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災の被害を受けた下水道使用者に対し、下水道使用料の納付を免除するため本条例を制定するものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） それでは東日本大震災による被災者に対する下水道の使用料等の特別措置に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

第1条は、制定の趣旨でございます。東日本大震災の被害を受けた使用者の納付すべき下水道使用料については、浪江町下水道条例の規定にかかわらず、今回制定の条例に定めるところによるとしたところでございます。

第2条は、用語の定義であります。東日本大震災、使用者の用語の意義を記述したものでございます。

第3条は、公共下水道の使用料の減免でございます。東日本大震

災により公共下水道を使用できなくなった使用者が納付すべき平成23年2月分及び平成23年3月分の下水道使用料の全額を免除するとしたところでございます。

第4条は、休止に関する届出の免除でございます。東日本大震災による被害を受け、公共下水道を使用できなくなった使用者については、公共下水道の休止に関する届け出があったと見なすとしたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第52号 東日本大震災による被災者に対する農業集落排水処理施設の使用料等の特別措置に関する条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第52号 東日本大震災による被災者に対する農業集落排水処理施設の使用料等の特別措置に関する条例の制定についてをご説明いたします。

本案は、東日本大震災の被害を受けた農業集落排水処理施設の利用者に対し、農業集落排水処理施設の使用料の納付を免除するため本条例を制定するものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） それでは東日本大震災による被災者に対する農業集落排水処理施設使用料等の特別措置に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

第1条は、制定の趣旨でございます。東日本大震災の被害を受けた使用者の納付すべき農業集落排水処理施設の使用料については、浪江町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の規定にかかわらず、今回制定の条例の定めるところによるとしたところでございます。

第2条は、用語の定義であります。東日本大震災、使用者の用語の意義を記述したところです。

第3条は、農業集落排水処理施設の使用料の減免であります。東日本大震災より農業集落排水処理施設を使用できなくなった使用者が納付すべき平成23年2月分及び同年3月分の農業集落排水処理施設の使用料の全額を免除するとしたところでございます。

第4条は、休止に関する届出の免除でございます。東日本大震災により被害を受け、農業集落排水処理施設を使用できなくなった使用者については、農業集落排水処理施設の休止に関する届出があったとみなすとしたところでございます。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用する。

以上でございますよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第6、議案第53号 東日本大震災による被災者に対する水道料金等の特別措置に関する条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第53号 東日本大震災による被災者に対する水道料金等の特別措置に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災の被害を受けた水道使用者に対し、水道料金の納付を免除するため本条例を制定するものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） 東日本大震災による被災者に対する水道料金の特別措置に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

第1条は、制定の趣旨であります。東日本大震災の被害を受けた使用者の納付すべき水道料金については、浪江町水道事業給水条例の規定にかかわらず、今回制定の条例の定めるところによるとしたところでございます。

第2条は、用語の定義でございます。東日本大震災、使用者の用語の意義を記述したところでございます。

第3条は、水道料金の減免でございます。東日本大震災により水道を使用することができなくなった使用者が納付すべき平成23年2月及び平成23年3月分の水道料金の全額を免除するとしたところでございます。

第4条は、届出の免除でございます。東日本大震災による被害を受け、水道を使用できなくなった使用者については、水道使用の中止に関する届出があったとみなすとしたところでございます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用するとしたところでございます。

以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田数博君） ここで、10時45分まで休憩いたします。
(午前10時31分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

(午前 10 時 45 分)

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第54号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第54号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町国民健康保険の運営に要する費用額の見込みに基づき、賦課すべき国民健康保険税の税額の改正を行うため、浪江町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

詳細については、町民税務課長より説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） 議案第54号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成24年度の浪江町国民健康保険特別会計より示されました医療分、介護分、後期高齢者支援金分について、必要予算額を確保するため案分率を改正し、国民健康保険税の課税を行うものであります。

それでは議案第54号につきまして、資料でご説明いたします。資料の1ページをお開きください。平成24年度国民健康保険税賦課基礎資料の医療一般分について説明いたします。収納予算額であります。国民健康保険特別会計で税収として必要な額は、4億7,844万892円であります。調定見込額4億8,327万3,628円に対しまして収納率99%で見込んだものであります。これに低所得世帯減額と限度超過軽減額の計1億8,300万5,738円を加えた額が標準算定総額6億6,627万9,366円となります。

中段に移りまして、標準算定額に地方税法で規定されている標準割合に乗じて所得割額、資産割額、被保険者均等割額、世帯別平等割額の標準割合額を算出します。標準割合額を算定基準で除して算定税率を算出します。

所得割額については、国保の被保険者の所得により算出され、算定税率13.6%になります。前年度税率に対し6.45ポイントの増となります。

資産割額については算定税率32.0%となり、前年度に対し、6ポイントの増となります。

被保険者均等割額については、基数調査日である本年7月31日現在で、4月1日に国保の資格を有する被保険者7,841人により算出するもので、1人当たり算定税率2万9,700円となり、前年度に対

し900円の増となります。

世帯別平等割額についても同様に国保の資格を有する世帯数4,043世帯により算出され、1世帯当たり2万5,800円となり、前年度に対し1,600円の増となります。

右上の低所得世帯減額であります。第1軽減については所得が33万円以下の世帯に対して、均等割額と平等割額のそれぞれを7割軽減するものであります。第2軽減については、所得が24万5,000円掛ける世帯主以外の被保険者数に33万円をプラスした額以下の世帯に対し、それぞれを5割軽減するものであります。第3軽減については所得が35万円掛ける被保険者数に33万円をプラスした額以下の世帯に対して、それぞれを2割軽減するものでございます。軽減対象では均等割額で5,674人、平等割額で2,829世帯、軽減額の合計では1億4,125万6,890円となります。この算定により、平成24年度の医療一般分における平均負担額は、1人当たり6万1,634円、世帯当たり11万9,533円となり、前年度に対して1人当たり7,956円の減。世帯当たり1万3,694円の減となります。

本来であれば、税率のほうも引き上げておりますので、1人当たり及び世帯当たりの額は増えるはずですが、本年度につきましては、被保険者の数及び世帯の数が例年以上に伸びておりますので、逆転現象が出ております。このあと説明いたします介護分及び支援金一般分についても同様の様式で算定しております。

次に、資料の2ページをお開きください。賦課基礎資料の介護分についてご説明いたします。所得割額の算定税率は4.15%となり、前年度に対し2.1ポイントの増となります。資産割額では10.5%となり、前年度に対しては2.5ポイントの増となります。被保険者均等割額は1人当たり1万1,600円となり、前年度に対し1,200円の増となります。世帯別平等割額は1世帯当たり6,800円となり、前年度に対し600円の増となります。低所得世帯減額ですが、均等割額2,567人、平等割額1,906世帯、軽減合計額では2,522万8,720円となります。

この算定による平成24年度介護分の平均負担額は、1人当たり2万2,709円。世帯当たり3万669円となります。前年度に対して1人当たり2,546円の減、世帯当たり3,490円の減となります。

次に、資料の3ページをお開きください。賦課基礎資料の支援金一般分について説明いたします。所得割額の算定税率は4.4%となり、前年度に対し2.15ポイントの増となります。資産割額は10.5%となり、前年度に対し2.5ポイントの増となります。

被保険者均等割額は、1人当たり9,600円となり前年度に対し600

円の増となります。

世帯別平等割額は、1世帯当たり8,400円となり、前年度に対し800円の増となります。

低所得世帯減額ですが、均等割額5,674円、平等割額2,829円、軽減合計額で4,575万8,220円となります。この算定による平成24年度支援金分の平均負担額は、1人当たり1万9,349円、世帯当たり3万7,526円となります。前年度に対し1人当たり2,207円の減。世帯当たり3,742円の減となります。

以上であります。平成24年度国民健康保険税全体では、1人当たり負担額10万3,692円、世帯当たり負担額で18万7,728円となります。平成23年度の負担額に比較しますと、1人当たり1万2,709円、10.91%減、世帯当たり2万926円、10.03%の減となります。

この改正条例は、公布の日から施行し、平成24年度以後の年度分の国保税について適用するものです。

4ページ以降は、ただいま説明いたしました議案第54号の新旧対照表となりますので説明は省略いたします。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 日程第8、議案第55号 浪江町国民健康保険条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第55号 浪江町国民健康保険条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、18歳以下の県民の医療費無料化に伴い、一部負担金を支払うことを要しない対象を18歳まで引き下げるため、所要の改正を行うものです。

詳細については、健康保険課長より説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 議案第55号 浪江町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

10月1日から県が実施する18歳以下の医療費無料化に伴い、条例の一部を改正するものであります。

資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。一部負担金の特例条文にある「15歳」を「18歳」に改めるものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 日程第9、議案第56号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第56号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、避難住民の診療にあたるため、新たに仮設津島診療所を開設したことから、関係条例の一部を改正するものです。

詳細については、診療所事務長より説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、診療所事務長。

○診療所事務長（紺野則夫君） それでは議案第56号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正についてご説明いたします。

原発事故により避難している町民の医療の確保のため、浪江町国民健康保険津島診療所を廃止し、新たに開設したことにより、診療所に関係する条例の一部を改正するものでございます。

資料によりご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

始めに、名称でございますが、「浪江町国民健康保険津島診療所」改め「浪江町国民健康保険仮設津島診療所」とするものでございます。

次に、位置でございますが、「福島県双葉郡浪江町大字下津島字町12番地の1」を「福島県二本松市油井字長谷堂230番地」に。さらに「浪江町（津島地区）」を「避難地」に改めるものでございます。

職員の給与に関する条例の一部改正については、「津島診療所」を「仮設津島診療所」に改めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第57号 浪江町防災会議条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第57号 浪江町防災会議条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）が、平成24年6月27日に公布されたことに伴い、浪江町防災会議条例の一部を改正するものであります。

詳細については、災害対策課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 議案第57号 浪江町防災会議条例の一部改正についてご説明申し上げます。

市町村防災会議については、防災に対する重要事項の審議について所掌事務として規定されておりましたが、防災に関する諮問機関としての機能を強化する観点から、所掌事務としてこれを追加し、合わせて多様な主体の参画を図るため、学識経験者等を地方防災会議の委員に選任できることとしたものであります。

一部改正の条文については、議案第57号の新旧対照表に基づくご

説明をいたします。

まず、第2条中の各号削り、同条第2号を次のように改めます。

(2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。第2条第3号中、「前各号」を「前3号」に改め、「同号」を「同条第4号」とし、同条第2号の次に「次の1号」を加える。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

第3条、第5項中の各号を削り、同項に「次の1号」を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者。第3条第6項中、「第7号」を「第7号及び第8号」に、「及び9人以内」を「9人以内及び8人以内」に改め、同条第7号中、「第5項第7号」を「第5項第7号及び第8号」に改めます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第11、議案第58号 浪江町災害対策本部条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第58号 浪江町災害対策本部条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、災害対策基本法の一部を改正する法律（平成24年法律第41号）が、平成24年6月27日に公布されたことに伴い、浪江町災害対策本部条例の一部を改正するものであります。

詳細については、災害対策課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 議案第58号 浪江町災害対策本部条例の一部改正についてご説明申し上げます。

改正前の災害対策基本法では、市町村災害対策本部にかかわる規定が災害対策基本法第23条で定めておりましたが、改正により災害対策基本法第23条の2となることから、一部改正するものであります。一部改正の条文につきましては、議案第58号の新旧対照表に基づきご説明申し上げます。

「第1条中第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改めます。

第2条第2項中、「助け」を「補佐し、」に改めます。

第4条中、「前各条」を「この条例」に改めます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第12、議案第59号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第3号）について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第59号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、普通地方交付税及び平成23年度決算における繰越金等が確定したため、歳入歳出それぞれ7億8,900万6,000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、普通地方税2億19万9,000円、繰越金2億9,695万6,000円、東日本大震災復興交付金1,875万円の増額などです。

歳出の主なものは、災害救助費関連委託料2,735万円、東日本大震災復興交付金基金積立金1,875万円の増額などです。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは事項別明細書によりご説明を申し上げます。

8ページをお開きいただきたいと思います。款10地方交付税であります。今回の補正額が2億19万9,000円でございます。普通交付税確定による補正でございます。補正後の普通交付税の額が25億19万9,000円となります。

次に、款14国庫支出金であります。目1民生費国庫負担金で今回の補正額が3,114万円の減額でございます。児童手当で1億7,727万円の増、こども手当で2億841万円の減、これはこども手当から児童手当の制度の変更によるものでございます。次に、目3の総務費国庫補助金でございます。東日本大震災復興交付金といたしまして、1,875万円の補正増でございます。

次に、同じく国庫支出金の項3委託金の目1総務費委託金であります。節5地域連携地域づくり実証研究事業費委託金ということで100万円の補正増でございます。これは、10分の10の委託事務でございます。

次に、県支出金でございます。目2民生費県負担金で今回の525万円の補正増でございます。子ども手当から児童手当への制度変更による県分でございます。

次に、款15県支出金、項2県補助金、節2民生費県補助金であります。節1社会福祉費県補助金1,430万円の補正増、救急医療情報キット配備事業補助金ということで、10分の10の補助金でございます。

次に、目3衛生費県補助金で390万6,000円の補正増であります。内訳としまして、放射能簡易分析装置配備補助金としまして270万

6,000円。これは食品モニタリングの臨時職員賃金でございます。
また、福島県消費者行政活性化交付金120万円。これは食品モニタリングの消耗品にかかる交付金でございます。

次に、目5農林水産業費県補助金でございます。今回補正額が197万2,000円。園芸産地等復興支援事業補助金ということで、これも県の補助で10分の10の補助でございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。款16財産収入でございます。目1財産貸付収入、建物貸付収入350万円の補正増でございます。これは福島なみえ勤労福祉事業団の建物貸付収入でございます。平成22年度の未収分にかかる収入分でございます。

次に、18繰入金でございます。国民健康保険事業特別会計繰入金で3,553万4,000円、介護保険事業特別会計繰入金で6,850万5,000円、いずれも精算による一般会計への繰入金でございます。

次に、項2基金繰入金であります。目7東日本大震災復興交付金基金繰入金ということで1,875万円、東日本大震災国庫補助金繰入金ということで、津波シミュレーションにかかる繰入金でございます。

次に、款19繰越金であります。2億9,695万6,000円の補正増でございます。繰越金の確定によるものでございます。

次に、款20諸収入、目5（財）福島なみえ勤労福祉事業団貸付金元利収入で1,000万円の補正増でございます。これにつきましても、平成22年度収入未済額の収入分でございます。

次に、目1雑入でございます。今回の補正額が1億4,123万4,000円でございます。市町村施設整備支援補助金で300万円、これは仮設庁舎の外構工事、倉庫、駐車場にかかる補助金でございます。限度額が300万円でございます。

また、東日本大震災復興宝くじ交付金及び災害対策交付金で1億3,423万4,000円でございます。これも市町村振興協会からの交付金になります。また、小児インフルエンザ支援金、これはユニセフからの支援金でございますが、400万円の補正増でございます。

次に、歳出でございます。款2総務費、目1一般管理費、9旅費127万4,000円でございます。普通旅費で、これは陳情、要望等にかかる旅費の補正増でございます。

次に、目5財産管理費でございます。13委託料で184万6,000円、入札管理システムデータ作成及び保守業務委託料、入札管理システム改修業務委託料ということで、制度改正による修正等による委託料でございます。

次に、目6企画費であります。25積立金で4億5,298万5,000円で

ございます。浪江町復旧・復興積立金でございます。4億3,923万5,000円でございます。東日本大震災復興交付金積立金で1,875万円でございます。また、浪江町復旧・復興積立金の財源内訳でございますが、これは震災復興宝くじ交付金で1億3,423万5,000円、一般財源としまして3億円ということで積み立てを予算化しております。

次に、目9自治振興費であります。19負担金補助及び交付金で295万5,000円の補正増であります。行政区活動補助金で124万円、行政区の活動補助金について、限度額引き上げを行うということでの補正増でございます。また、自治会の運営等で157万5,000円の補正増でございます。これは対象戸数の増によるものでございます。

14ページでございます。目12住民協働事業費ということで、13委託料100万円。これは国庫補助によるものでございますが、「域学連携」地域づくり実証研究事業委託費ということで、これは町民の声を復興計画に反映させるということでの委託料でございます。19負担金補助及び交付金200万円の補正増、まちづくり支援事業補助金ということで、これは町民交流会等開催補助金等からの組み替えでございます。

目13仮庁舎管理費であります。13委託料133万4,000円の補正増でございます。仮設庁舎引越し・清掃業務委託料でございまして、浪江の庁舎からコピー機を運び出すということでの補正増が主なものでございます。

次に、款3民生費であります。目2老人福祉費、19負担金補助及び交付金1,430万円。これは救急医療キット配布事業補助金ということで、救急の際の連絡先、あるいは医療情報の用紙をキットに入れて保管するという事業でございます。

次に、目6災害救助費、1報酬で142万5,000円の補正増。浪江町復興計画策定委員報酬であります。策定委員会の増加等によるものでございます。

2給料で662万7,000円、一般職給ということで、これは一般職、本年10月1日に5人ほど中途採用を予定しております。これらの給与でございます。

16ページの7賃金であります。952万8,000円でございます。復興推進課臨時事務補助員賃金131万7,000円、これは復興支援1名分でございます。また、健康保険課の臨時事務補助員賃金で209万1,000円、これは内部被ばく検査の臨時職員でございます。また生活支援課におきまして612万円の補正増、これも復興支援の賃金でございます。

次に、9 旅費223万5,000円でございます。普通旅費で159万8,000円、復興支援等にかかる旅費が主なものでございます。

11需用費1,246万7,000円。復興推進課で印刷製本費935万円、復興計画の概要版等の印刷でございます。生活支援課の消耗品で159万2,000円等が主なものでございます。

12役務費で249万5,000円、通信運搬費は夏休み子供交流事業、生活状況調査票等にかかる通信運搬費でございます。

13委託料で2,735万円、津波シミュレーション策定業務委託料ということであります。基金からの繰入金によつての委託料でございます。復興支援地域間支援組織委託料で山形県、千葉県を予定しているところでございます。

18ページの節15工事請負費209万2,000円、大きなもので内部被ばく検査建屋改修工事ということで、渡り通路の増設等を予定しているところでございます。

19負担金補助及び交付金で194万円の補正減、これは町民交流会開催補助金をまちづくり支援事業補助金へ組み替えしたものの補正減でございます。

19ページの3 民生費の目4 児童福祉費であります。今回の補正額は2,027万4,000円減、子ども手当、児童手当の制度改正による補正でございます。

次に、目6 子育て支援事業費、23償還金利子及び割引料で139万7,000円。これは保育所運営国庫負担金の返還金等でございます。

次に、款4 衛生費、項1 保健衛生総務費でございます。2 給料331万4,000円、一般職給与となっております。これも10月1日、保健師2名、社会福祉士1名の採用を予定しております。これらの人件費でございます。

目2 予防費、13委託料費250万円、20扶助費150万円、これは小児インフルエンザ予防接種費でございます。ユニセフより助成の費用でございます。

次に、款6 農林水産業費、目8 農業振興費であります。197万2,000円の補正増、これはりんどうハウスあるいは附帯設備に対する補助金でございます。10分の10の補助でございます。

次に、款8 土木費、目2 道路維持費であります。14使用料及び賃借料105万円、警戒区域等の道路の維持管理にかかる重機借上料でございます。

次に、22ページ、款9 消防費、目4 防災対策費で100万円の補正増、これは震災にかかる記録誌の印刷を予定しています。100万円でございます。

次に、23ページの款10教育費、目4文化財保護費であります。19負担金補助及び交付金で225万円の補正増、東日本大震災郷土芸能復興支援事業補助金ということで避難先での民俗芸能継承にかかる補助金でございます。

次に、24ページ、款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、また公共土木施設災害復旧費で使用料賃借料で重機借上料をみております。災害等に係る維持費にかかる重機借上料でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第13、議案第60号 平成24年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第60号 平成24年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、浪江町文化及びスポーツ振興育成事業費を補正するもので、歳入の主なものは、繰入金150万円の増額、歳出の主なものは助成金150万円を増額するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第14、議案第61号 平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第61号 平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことにより、歳入歳出それぞれ4億5,238万9,000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金7億5,146万円を増額し、国民健康保険税6億8,240万6,000円を減額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費1億5,190万円の増額等であります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 議案第61号 平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）をご説明を申し上げます。

今回の補正は、原子力災害対策特別措置法の適用により、国保税の減免、医療費個人負担分の減免等に対する財政措置及び国、県等に対する補助金の精算、医療給付費の増加に伴う予算措置でございます。

ます。

それでは、歳入についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開きください。款1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税6億4,296万円を減額し、計5,378万3,000円でございます。内訳は、医療給付費現年課税分4億7,742万9,000円、介護納付金現年課税分7,142万4,000円、後期高齢者支援分現年課税分1億4,788万7,000円を減額し、医療給付費滞納分4,483万1,000円、介護納付金滞納分789万6,000円を増額するものでございます。

次に、目2退職被保険者等国民健康保険税3,944万6,000円を減額し、206万1,000円とするものでございます。内訳は、医療給付費現年分2,530万5,000円、介護納付金現年分836万1,000円、後期高齢者支援金現年分783万8,000円を減額するものでございます。

次に、款3国庫支出金、目1療養給付費等負担金1,321万7,000円を増額するものでございます。これは平成23年度分の不足分でございます。

次に、財政調整交付金1億4,764万8,000円を増額するものでございます。これは保険料自己負担分の現年度の前回の2割に相当する額でございます。

続きまして、災害臨時特例交付金5億9,059万5,000円を増額するものでございます。これは、保険料自己負担分の減免額全体の8割に相当する額でございます。

8ページをお開きいただきます。款5前期高齢者交付金2,124万5,000円を減額するものでございます。これは交付金確定により減額するものでございます。

次に、前年度歳計剰余金4億558万円を繰り越すものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

9ページをご覧ください。一般管理費714万1,000円を増額するものでございます。主なものは、通信運搬費手数料351万6,000円、レセプト点検委託料等の289万1,000円でございます。

10ページ、11ページをお開きいただきます。款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費1億3,000万円の増額でございます。これは給付見込みにより算定したものでございます。

次に、退職被保険者等療養給付費2,000万円の増、これも給付見込みによるものでございます。

次に、一般被保険者療養費190万円の増、これも同様の理由によるものでございます。

次に、後期高齢者支援金4,992万9,000円の減、これは確定による

ものでございます。

次に、款11諸支出金、償還金 2 億4,173万2,000円の増、これは平成23年度実績報告による精算であり、国等への返還金でございます。

次に、一般会計繰出金3,563万5,000円、これも平成23年度実績による精算でございます。

次に、予備費といたしまして6,593万1,000円を計上するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第15、議案第62号 平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第62号 平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,955万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億3,620万7,000円とするものであります。

歳入は、国保診療報酬収入1,150万円、後期高齢者診療報酬収入1,473万5,000円、繰越金2,331万8,000円の増額であります。

歳出の主なものは、備品購入費1,353万4,000円、医薬材料費2,900万円を増額するものであります。

詳細については、診療所事務長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、津島診療所事務長。

○津島診療所事務長（紺野則夫君） 議案第62号 平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、外来患者の増加に伴い、診療体制の充実、検査機能の強化を図るものでございます。

それでは、歳入についてご説明を申し上げます。4 ページをお開きいただきます。外来患者の増加に伴い、国民健康保険診療報酬収入1,150万円を増額し、合計で4,150万円。さらに、後期高齢者診療報酬収入1,473万5,000円を増額し、合計で5,673万5,000円とするものでございます。

次に、平成23年度決算により生じました歳計剰余金2,331万8,000円を繰越金として計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。5 ページをお開きいただきます。

患者の増加検査業務の追加に伴い、事務量の増加により一般管理費701万9,000円を増額するものでございます。

内訳の主なものにつきましては、臨時職員賃金123万円、看護師等の委託料415万5,000円でございます。

次に、検査機能強化に伴い医療用機械器具費1,353万4,000円を増額するものでございます。これは移動式レントゲン、胃カメラ用ファイバースコープ等の備品購入をするものでございます。

さらに、医薬品衛生材料費といたしまして2,900万円を増額するものです。これは薬代でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第16、議案第63号 平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第63号 平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ705万9,000円を増額するものであります。

歳入では、歳計剰余金705万9,000円の増、歳出では、公共下水道事業費392万円、予備費313万9,000円を増額するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第17、議案第64号 平成24年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第64号 平成24年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したこと等により、歳入歳出それぞれ4億3,899万6,000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金2億9,908万1,000円を増額し、保険料2億62万3,000円を減額するものであります。

歳出の主なものは、諸支出金3億4,023万6,000円を増額等であります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 議案第64号 平成24年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、原子力災害対策特別措置法の適用により、保険料

の減免、介護給付費個人負担分の減免等に対する財政措置及び介護給付費の増加に伴う予算措置でございます。

それでは、歳入についてご説明を申し上げます。

5 ページをお開きいただきます。第 1 号被保険者保険料 2 億 62 万 3,000 円を減額し、10 万円とするものでございます。これは現年分の普通徴収保険料でございます。

次に、款 3 国庫支出金、目 3 災害臨時特例補助金 2 億 62 万 3,000 円を増額するものでございます。これは第 1 号被保険者の保険料に対する補てん分でございます。

次に、調整交付金 9,845 万 8,000 円を増額するものでございます。これは今般、確定によるものでございます。

続きまして、前年度歳計剰余金 3 億 4,023 万 6,000 円を計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。6 ページ、7 ページをお開きいただきます。

款 2 保険給付費、目 1 居宅介護サービス給付費 7,120 万 4,000 円を増額するものでございます。これは給付見込みによるものでございます。

次に、施設介護サービス費 2,633 万 4,000 円を増額ですが、これも給付見込みにより増額するものでございます。

続きまして、償還金 2 億 7,084 万 3,000 円の増、これは平成 23 年度実績報告による精算であり、国等への返還金でございます。

次に、他会計繰出金 6,856 万 6,000 円、これも平成 23 年度実績報告による精算によるものでございます。これは一般会計への繰り出しでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第 18、議案第 65 号 平成 24 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 1 号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第 65 号 平成 24 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業費用の原水及び浄水費で 335 万円、配水及び給水費で 290 万円増額するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第 19、同意第 4 号 特別功労者の決定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第 4 号 特別功労者の決定についてご説明

いたします。

本案は、今年で第40回を迎える浪江町功労者表彰式において表彰予定の特別功労者について、浪江町表彰条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

本年は、11名の方が該当となりますが、同意第4号資料により表彰理由を説明させていただきます。

佐川安彦氏は、多年にわたり開業医、双葉郡医師会会長、学校医として地域医療に多大な貢献をされ、その功績により、旭日双光章を受章されました。

熊川喜八郎氏は、多年にわたり法人会の役員として納税意識の高揚に努められ、商工業の発展に寄与されました。その功績により、旭日双光章を受章されました。

大崎猛氏は、多年にわたり県内小中学校教員、校長として学校教育の進展に尽力され、その功績により、瑞宝双光章を受章されました。

遠原肇一氏は、多年にわたり県内中学校教員、校長、教育長として学校教育の進展に尽力され、その功績により、瑞宝双光章を受章されました。

吉川定氏は、多年にわたり消防署員として消防行政に尽力され、その功績により、瑞宝双光章を受章されました。

今野信明氏は、多年にわたり海上自衛隊艦船乗組員及び教官として、公共秩序の維持、自衛官の育成に挺身され、その功績により瑞宝単光章を受章されました。

齋藤芳美氏は、多年に渡り統計調査員として各種調査に従事し、統計行政の推進に尽力され、その功績により、藍綬褒章を受章されました。

紺野榮重氏は、多年にわたり消防団幹部として消防業務に挺身され、その功績により、藍綬褒章を受章されました。

(故) 荒川幸村氏は、多年にわたり消防団員として消防業務に精励され、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、高度の危険が予測される状況下において、その危険を顧みず救助活動にあたられました。その功績は、誠に顕著であります。

(故) 橋本信之氏は、多年にわたり消防団員として消防業務に精励され、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、高度の危険が予測される状況下において、その危険を顧みず救助活動にあたられました。その功績は、誠に顕著であります。

(故) 渡辺潤也氏は、多年にわたり消防団として消防業務に精励され、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、高度の危険

が予測される状況下において、その危険を顧みず救助活動にあたられました。その功績は誠に顕著であります。

いずれも、表彰条例第3条第1項6号又は7号に該当されている方々です。

ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第20、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明いたします。

本案は、人権擁護委員である林心澄氏の任期満了に伴い、委員として町民から人望の厚い同氏を引き続き人権擁護員に推薦するものです。

さらに、人権擁護委員である荏宿祝子氏の任期満了に伴い、新たに鈴木恵一氏を人権擁護委員に推薦するものであります。

両氏を推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

林心澄氏及び荏宿祝子氏は、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故による避難状況の中で、委員の任期である3年を経過しておりましたが、同法第9条の規定により、後任が委嘱されるまで、その職務を継続しているところであります。

人権擁護委員は、基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚に努めることを使命とされております。

今回ご推薦申し上げる、両氏の略歴につきましては諮問資料に記載のとおり、人格識見ともに優れており、適任者と考えられますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第21、報告第6号 浪江町一般会計継続費精算報告書について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第6号 浪江町一般会計継続費精算報告書についてご説明いたします。

本件は、平成22年度において、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定した継続費に係る精算について、同法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算報告書のとおり報告するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） それでは別紙の浪江町継続費精算報告書によりまして、ご説明を申し上げます。

事業名が埋蔵文化財発掘調査事業であります。年度は平成22年度、23年度の継続費でございまして、1,248万2,000円の継続費を設定したところでございます。

実績でございしますが、支出済額が637万3,500円、年割額と支出済額の差が610万8,500円でございました。原発事故の影響により事業ができなかったということが理由でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

質疑については9月20日に行います。

◎次回日程の報告

○議長（吉田数博君） 休会中の委員会活動日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は、総務常任委員会が12日、13日、14日、午前9時30分から応接室で、産業・建設常任委員会が12日、13日、14日、午前9時30分から第三会議室で、文教・厚生常任委員会が12日、13日、14日、午前9時30分から第2会議室で開会いたしますので、各関係課長等につきましても委員会への出席要求があった場合にはよろしく願いいたします。

◎散会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ散会いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） ご異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（吉田数博君） よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

9月20日は、午前9時から本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

（午前11時42分）

平成 2 4 年 9 月 1 2 日（水曜日）	委員会
平成 2 4 年 9 月 1 3 日（木曜日）	委員会
平成 2 4 年 9 月 1 4 日（金曜日）	委員会
平成 2 4 年 9 月 1 5 日（土曜日）	休 日
平成 2 4 年 9 月 1 6 日（日曜日）	休 日
平成 2 4 年 9 月 1 7 日（月曜日）	休 日
平成 2 4 年 9 月 1 8 日（火曜日）	委員会
平成 2 4 年 9 月 1 9 日（水曜日）	全員協議会

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成 2 4 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 4 年 9 月 2 0 日 (木曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 認定第 1 号 決算の認定について
認定第 2 号 浪江町水道事業会計決算の認定について

出席議員（１８名）

１番	愛澤格君	２番	山崎博文君
３番	山本幸一郎君	４番	吉田数博君
５番	若月芳則君	６番	横山精一君
８番	泉田重章君	９番	橋爪光雄君
１０番	田尻良作君	１２番	鈴木辰行君
１３番	佐藤文子君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐々木恵寿君	１６番	小黒敬三君
１７番	勝山一美君	１８番	三瓶宝次君
１９番	佐々木英夫君	２０番	馬場績君

欠席議員（１名）

１１番	渡部貞信君
-----	-------

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
副町長	渡邊文星君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	根岸弘正君
復興推進課長	谷田謙一君	町民税務課長	大浦泰夫君
災害対策課長	岩野寿長君	産業・賠償対策課長	高倉敏勝君
復旧事業課長	鈴木敏雄君	健康保険課長兼津島支所長 兼津島診療所事務長	紺野則夫君
福祉こども課長	星光美君	生活支援課長	中田喜久君
会計管理者兼出納室長	島田龍郎君	教育委員会教育次長	屋中茂夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	宮口勝美	書記	中野夕華子
-------	------	----	-------

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、11番、渡部貞信君から欠席届が出されております。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、認定第1号 決算の認定について、これより質疑を行います。質疑は会計ごとに行います。

浪江町一般会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。20番。

○20番（馬場 績君） 平成23年度の決算認定について、順不同になりますけれども、私の資料の順序に従っておたいたしますので、回答をよろしくお願いいたします。

まず、当初予算の議事録を改めて読み返しました。私は、こういう時代ではあるけれども、我々議会議員の立場からすれば、例規集がなくてはならないものだ。しかしまだ整備されていない。いつ頃までに整備をし配布できるのかとお尋ねしましたところ、総務課長は当初予算では加除補正の予算を持っていなかったもので、追加補正で9月議会前には整備をしてお配りしたいということでした。9月議会は明日で終わるわけですが、例規集の整備の現状について、まずお尋ねいたします。

それから、各課にわたる問題ですので、何ページのどこという指摘はしませんが、避難に伴う行政経費が空前の伸びを示していることは明らかであります。行政経費に関する賠償請求について、これまでも何度か質疑をしてきました。所管の産業建設関係では主なものは上下水道ですが、それは所管でやっていますし、委員会としても審査報告はお届けしておりますので、当然のことから所管は省きますけれども、避難に伴う行政経費の増額について、どのように精査されているのか。その賠償請求の取り組みはどうなっているのかということについて、まずご確認をいたします。

次は、それぞれ個別に関するものであります。

決算書の51ページであります。町税に関する予算決算が出ております。平成23年度の町税の当初予算は、18億6,666万3,000円です。前年比で14億9,100万円の減額補正であります。その結果でありますけれども、調定額では6億4,084万8,000円、歳入済額が4億575万6,000円、収入率であります63.3%、前年度比関係では85.6%約22%落ち込んでいるということでもあります。こういう実態を踏まえて歳入損失というか、その分も含めた賠償請求の対応についておたしをしたいと思います。

それから、地方交付税の問題でありますけれども、決算では地方交付税は63億7,400万円。前年比で37億800万円の増加であります。こういう結果になっておりますけれども、今ほどおたしをした町税等の原発避難による課税免除、結果、収入減について、この地方交付税増額の中に参入されていると。別な言い方をすれば、地方交付税の算定基礎の中に含まれている。これとの関係で調整されているということになるのか。税収等の編集に伴う補填はなされていたのかどうかお尋ねをします。

次でありますけれども、同じく賠償請求に関する問題に関してですけれども、監査意見書の17ページでは、歳入未済額については収納事務の遅延により増加をしたとあります。これは収納事務の遅延の大きな理由として考えられるのは、原発避難による混乱で、収納事務等も当然のことながら遅延したということだと思っておりますけれども、もし、単純な収納事務の遅延ということであれば、行政経費のあるいは歳入減の賠償請求に及ぼす影響も考えられます。そういう意味で監査意見にある「収納事務遅延による収入未済の増加」というふうに指摘されている中身について、執行者はどう認識しているか。どう改善しようとしているのかお尋ねします。

それから決算書の71ページ、核燃税や3億5,348万2,000円、前年比の増が2億4,000万円ということになっておりますが、前年比増の理由はなんなのかということでございます。

それから決算書の76ページ、寄附金の決算が示されております。総務寄附金、教育寄附金、2つに分かれておりますけれども、それぞれの件数と金額についてお示しいただきたいと思います。

それから決算書68ページにある復興交付金でありますけれども、これは県補助金、福島県市町村復興支援交付金9億9,567万4,000円です。決算書による県支出金は、あとでも出てきますけれども相当額であります。主要な施策の成果にも書かれてありますけれども、この県支出金の増加は復興交付金の県からの交付増などによるものだと思います。

それで一つは、福島県市町村復興支援交付金 9 億 9,567 万 4,000 円、県支出金が 27 億 9,463 万 1,000 円。この数字を見る限りは、68 ページの 9 億 9,500 万円の復興支援交付金はここに含まれていないものと考えられますけれども、含まれているのかどうか。

それからあっちこっち決算書見させていただきましたけれども、いわゆる福島県からの復興交付金総額は見つかりません。県支出金の中に含まれる復興交付金は総額いくらなのか。

それから、復興交付金についてはわかりやすい言葉からいえば、国、県の裁量による交付なのか。それとも行政経費と避難に伴うさまざまな支出増加に伴う特区申請による復興交付金の交付ということなのか。その流れについてお答えをいただきます。

それから決算書 79 ページ、貸付元利収入が計上されております。金融機関の貸付は目 2、目 3、目 4、中小企業振興資金、取扱金融機関貸付元利収入、商工組合中央金庫貸付金元利収入には、福島県運用信用基金協会貸付元利収入、それぞれ 2,000 万円、4,000 万円、1,500 万円が収入 0 であります。金融機関の貸付収入が 0 という理由についてお答えいただきたい。

それから、主要な施策のほうにちょっと戻りますけれども、この 10 ページに職員の時間外手当が掲載されております。時間外手当の総額は 8,838 万 4,000 円、前年比で 4,088 万 8,000 円。当然のことながら日曜祭日抜き、業務の終わりの時間も特に東和あるいは男女共生センターに移転した直後は、大混乱の中で始まりも終わりもないということでしたから、職員の時間外手当の増額が実態としてわかります。類推するに、相当な業務過重で職員の健康管理が損なわれたのではないかと思います。時間外手当と職員の健康管理は、ある意味では、こういう避難自体においては命の問題だと受け止めます。そういう意味で職員の健康管理はどうであったのか。改めて決算報告との関係でおただしをしております。希望退職、病欠長欠、さまざまな精神的障害等、大まかなところで実態の報告をご説明をいただきたい。

逆に、主要な施策の 9 ページをごらんください。ここに人件費の決算額が示されております。人件費は、前年比で 4,473 万 8,000 円の伸びでしかありません。時間外手当の前年増加分とほぼ同じ。これは、人件費総額で 3.2% の伸びになっておりますけれども、こういう結果になった背景についてご説明をいただきたいと思います。

それから、決算書の 99 ページに携帯電話基地整備事業が全額取り下げになっております。私の記憶では、津島の手七郎地区に整備が予定されていた事業ではないかと。放射能汚染による全町避難。し

かも手七郎地区は、飯舘村のすぐ近く、線量が高いということもあって、この事業計画は取り下げたと理解しておりますけれども、これも別な角度から一時帰宅も含めて、ほぼ孤立、孤独の中で帰宅するわけですけれども、津島地区の携帯電話基地整備の通信機能の現状と、それから町内全体の携帯電話の通信機能の障害があるのかなのか。あったとすれば、どういう対応をされたのかお答えいただきたいと思います。

それから決算書の101ページは、地域情報通信基盤整備事業で決算額の5億2,400万円であります。この整備工事の内容についてご説明いただきたい。

決算書122ページ、民生費の社会福祉費の中の使用料及び賃借料、下のほうに自動車借上料7,229万6,000円が計上されております。通常ではないと考えれば、自動車借り上げの支出もやむを得なかったと考えられますけれども、改めて7,000万円を超す自動車借り上げの主な中身についてご説明いただきたいと思います。

それから122ページの委託料、保育所広域入所委託料6,773万1,000円で、これは浪江町の保育児童が全県全国に散らばってしまった。町独自に保育所の経費について、町が負担するという措置によるものだと思いますが、この決算の中身。入所された子供児童数は何名であったのか。それから考えられることは、保育料については市町村によって料金はばらばらであります。全額補填という措置をされたのか。それとも一定額のところで線引きをしたのか。そのことについてもお答えいただきたいと思います。

それから決算書124ページ、主要な施策39ページ、扶助費、災害見舞金、災害傷害見舞金、弔慰金、それぞれ計上されております。必要な施策39ページには、その明細が出ているわけであります。災害見舞金については、支給世帯612世帯、支給額が1世帯30万円。災害障害見舞金、震災関連事業で、生計維持者の死亡については1件250万円で、都合2件。その他のものについては125万円で7件。掛ける125万円の7件ということになりますが、この「その他のもの」という概念はどういう概念になっているのか。

それから、災害弔慰金も生計維持者の場合は500万円で30件、その他の者は223件、これは1件250万円ということであります。というのがこの内容でありますけれども、この災害見舞金、それから障害見舞金なるものについて、本人申請が基本なんだ。本人申請が基本だとすれば、申請件数と処理権数についてお答えいただきたいと思います。いわゆる審査継続、あるいは未処理の実態についてであります。

それからこの2つに関連してでありますけれども、住民基本台帳に登録していない町民が、3月11日の時点で浪江町に在住していた。そのために、こういう被害にあったという事例もあるのではないかと思います。住民登録以外の取扱件数があったのか。あったとすれば何か。あるいはそれに関連して、住民登録をしていないという人の場合、非常に判断が難しい問題だと思いますけれども、判断の基準がどういう基準になっているのか。

それから、決算書126ページ、児童福祉費についてであります。職員の管理の問題とも関係するわけでありますけれども、浪江町には児童館も含めて、3つの施設があります。しかし、再開はされておりません。1年半を経過して、児童福祉の観点から保育園等の事業再開についてどのように検討されているのかお尋ねしたいと思います。

それから164ページ、公民館の運営費の決算報告が載っております。もちろん決算額は一部あります。しかし、公民館事業としては活動がなされていなかったということでもあります。そこで、さまざまな角度から町民の生涯学習の問題があらゆる場所に出るようになるわけですが、避難して全国に散在しているわけですから、公民館の事業が展開できないということは十分理解をいたします。

しかし、この主要な施策を含めて検討するに、それぞれの公民館での運営審議会が開催された形跡はありません。避難しているから運営審議会開催できないという一言で切って捨てていいものなのかどうなのか、こういう時の仮の町ではないけれども、今県内に散在している町民の絆との関係で、そのほかの事業は行われておりますけれども、避難しているが故に、従来の公民館活動は一切行われておりません。運営審議会の開催と、今後の運営方針についてお尋ねしたいと思います。

それから、主要な施策の48ページ、これはどこに含まれているのかということも引き出すのがなかなか難しいので、あえてそこに目を付けたわけですが、心のケア問題は高齢者こればかりではありません。町民の保健事業として、心のケアの取り組みがあったとすれば、主要な施策の成果に掲載されていないというのはまずいのではないかと思いますし、なかったとすれば、今後十分な取り組みが求められると思います。あったのか、なかったのか。あったとすればどういう事業で、今後どうされるのかお尋ねします。

それから、主要な施策の58ページ、就学援助事業について報告がなされております。就学援助については、原則として避難先自治体で実施している場合には、避難先自治体での就学援助を優先させた

が、避難先自治体での対応に委ねたと考えられます。

そこでお尋ねいたしますけれども、ご承知のように原発避難者特例法では、双葉郡8カ町村も含む13市町村は、住民票の移動がないまま学校教育を受けることができるようになっております。しかし、就学援助については、それこそ自治体の対応によってまちまちであると思います。この主要な施策の報告によれば、就学援助の対象児童は小学校で75名、中学校では78名となっております。原発避難の実態を考えれば、ほぼ全員が該当されて来たと思います。残念ながら浪江小学校、中学校は今も避難先ですから、仮にそれが全員だと考えても、全体から考えると極めて少ない。ただでさえも避難に伴う生活費の増、精神的な負担、住環境も含めたさまざまな貧困の問題が存在するわけです。という観点から考えた場合、就学援助費の取り組みがこれで良かったのかどうかと私はあえておただしをしたいと思います。お答えいただきたいと思います。

最後であります。監査意見書の関係です。監査意見では、公金の管理体制について指摘をしております。そこで、監査意見を踏まえて、私は2点お尋ねしたいと思います。ダブルチェック体制はとられているのかどうか。誰が責任を持つのか。それから監査意見として、復興交付金有効活用について指摘をされております。私の決算書の分析によるものかもしれませんが、先ほど申し上げたように、復興交付金を含めた県支出金は総額で計上されておりますけれども、復興交付金そのものは先ほどの質問でも伺ったのですが、復興交付金は幾らだったのかということが、私の調査では聞き出すことはできませんでした。

そういう意味で、幾らだったのかということは先ほどいっておりますけれども、復興交付金の有効活用について、どのような角度から検討されているのか。答弁を求めて平成23年度の決算に関わる諸資料に基づいてお尋ねいたしましたので、お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 例規集の整備ということでもありますけれども、ちょっと対応が遅れてまして申し訳ないと思っております。例規集の加除の見積書について作成を依頼中でございます。また、前同様の例規集を加除したほうがいいのか。以前の例規集の加除をしますと倍経費がかかるということになっていきます。そのために、今印刷方法、加除の回数も含めまして今検討しているところでございます。

次に、避難に伴う行政経費の増加における賠償請求でございます

けれども、できるものからやっていきたいと考えおりました、水道であるとか下水道、企業会計を中心に今作業を進めているところであります。

一般経費につきましても、今回の補正によりまして、弁護士の相談についての補正もお願いしております。顧問弁護士等に相談しながら、賠償請求の手続きに入っていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） 町税の現年度にかかる減収分についての取り扱いでございますが、減収分につきましては災害臨時特例交付金により補填されることになっております。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 普通交付税と町税の現年度補填の関係でありますけれども、特別交付税39億円入っております。この中に震災復興特別交付税というものがございまして、これは町税の減免、課税免除に伴う補填のための交付税でございます。これが19億39万1,000円入っております。従いまして、町税の減収分については、補填されると考えております。

審査意見書の収入未済金でございます。収納事務の遅れということで、災害事務のために班組織にしてなかなか動けなかったということで、班組織にしておりました。そのためになかなか督促であるとかそういうものができなかった面がございます。ただ4月から課体制に戻してございます。このためにある程度の作業ができるようになったということで、今年度に入ってからいろいろ未納のお知らせということで収入未済の解消のほうに今取りかかっているところでございます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それでは、決算書72ページの核燃料税の状況についてご説明申し上げます。これにつきましては、核燃料税の一部を原子力発電所立地地域振興基金ということで積み立てておりました、各市町村に貸し付けておりました。その振興基金の原資63億3,000万円ほどあったのですが、それから貸付分を除いた預金分43億4,000万円ほどございました。それを市町村に配分したということで今年度増額になっているという内容となっております。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 決算書76ページの寄附金でございます。

総務費寄附金で780万円ほど入っております。件数で140件、金額で5,000円から100万円の寄附金をいただいております。これはすべてふるさと納税の寄附金でございます。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） 同じく76ページの教育費寄附金でございますけれども、調定額、収入額で387万7,000円入っております。件数は38件でございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 決算書の68ページの復興交付金でございます。これについては、申請ということでなくて県からの配分となっております。まず県のほうの全体総額が285億円ございました。それを基本算定基準99億円、重点項目基準で93億円、その他算定基準で93億円の配分となっております。これは県内すべての交付でございます。

基本算定基準につきましては、災害救助法の適用市町村、またこれらが該当したということでございます。

あと、重点項目算定基準につきましては、全半壊、一部損壊戸数、避難者数によって算定されてございます。

その他算定基準ということで、被災者の受入数、仮設住宅数、農林水産業従事者数等をもとに算定されていたとなっております。

また、その使途につきましては、今後の復旧にかかる経費に使うということでありまして、なかなか復旧復興まで行かないということで、今年度につきましては、浪江町では復旧復興基金に積み立てを行ったということでございます。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） 79、80ページの貸付金につきましては、それぞれ貸し出しがなかったということで、すべて歳入も入ってこないということで、歳出については9月で減額してございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 主要な施策の成果の9、10ページでございます。人件費でありますけれども、人件費の増額3.2%の伸びということでございますけれども、いろいろ時間外が増加してございますけれども、非常勤の方の審議会がなかなか開かれなかったということで、報酬については減額になっております。

また、増加しているものが時間外手当あるいは通勤手当というところでございます。

それと共済組合負担金等に増加が出ておるということであります。

震災からかなりの時間外があったということでございますけれども、これ一部未払い分が今現在あります。それはなかなか東電との

交渉中ということでありまして、これについても今後支払いをしていかなければならないことがあるということでございます。

また、過重労働と健康管理でありますけれども、成人病検診については8月に行っております。また精神面の不安定な職員がいるということでメンタルヘルスの研修等も行っております。さらに病気、健康を害した職員も相当数いたということでございますけれども、現在におきましては、長期休暇1名ということでございます。

退職については、病気を理由とした退職についてはございませんでした。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） 決算書100ページの携帯基地局について説明申し上げます。これは、平成22年度の事業でありまして手七郎、引拔、広谷地に15メートルの簡易型の鉄塔工事を行っております。ドコモとKDDI 2社行っておりますが、今回の震災並びに原子力災害によりまして工事が中断したという状況になっております。

津島地区整備の途中で中断されているということなのですが、事業者との話し合いの中では、地域に入れるようになれば再工事をしたいという話は伺っております。

さらに町内全体の携帯の整備につきまして、99%以上整備は進んでいるという内容となっております。

続きまして、次の101ページの地域情報通信基盤整備事業の内容でございます。これも平成22年度事業で実施いたしました全町に光ファイバーケーブルの設置と、さらに町内の地デジの難視対策工事ということで、工事そのものは平成22年度で終了していたんですが、工事費の支払関係が今回の震災によって送れたということで平成23年度支出になったという内容となっております。工事そのものは完了しております、3月1日には、ブロードバンドのサービスの開通式まで行ったところでございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 決算書の122ページの自動車借上料でございます。かなりの金額になっております。主なものにつきましてはスクールバスの借上料になっております。ただ、一部災害による車両の借り上げとか、交流会における自動車の借り上げ等も入っておりますけれども、大部分がスクールバスの借り上げということでございます。

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） 決算書ページ122ページ、保育所の広域入所の保育入所者数ということでありますけれども、県内での保育が65名、県外が145名、合計で207名でございます。

保育料については、全額なのか一定額なのかということなんですが、委託料全額を支出しております。

続いて124ページの扶助費の災害見舞金、災害障害見舞金、弔慰金も、まず支給申請は本人かどうかということなんですけれども、弔慰金につきましては制限がありまして、例えば配偶者、子、亡くなった方からみての先順位があります。障害見舞金については、障害ということで本人。あとは災害見舞金につきましても、これは家屋が損害にあったということなので、世帯主が申請ということになります。

続きまして、浪江町民でない方が弔慰金あるいは見舞金に該当した方があるかということなんですけど、これはありませんでした。例えば、あった場合には各町村間との連絡を取り合って、そのときに生活していたかどうかというのも確認しながら、支給していかねばならないと思っておりますが、現在のところはあります。

続きまして、保育所等をどうするかということなんですけれども、現時点で保育所にいる方ですけれども、ことしの6月から7月に調査いたしました。就学前の子供なんですけれども、874名なんですけど県内が427名、県外が447名ということで、県外に避難している方が多いということでばらばらの状態であります。

今後、保育所をどうするかということ、再開するかということなんですけど、今後の状況が、いろいろ地域再編とか、賠償の問題、雇用とかまだまだ未確定ということで、町民の方も居住が安定していないということで、今のところは県外避難が多いこともあり関係市町村や県の情報なども参考にしながら今後の状況を見ながら対応していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 公民館費に関するご質問ですが、運営審査会の開催についてでございます。

平成23年度につきましては、ご承知のように公民館の活動については全く動きをできませんでした。公民館活動につきましては、地域との関わりということが非常に大きな意味を持ってまいりますので、これから地域がいろんな形でまとまりを持つ中で活動の必要性が出てくるだろうと。それをリードする、あるいはそれを後ろから支えるような形で対応してまいりたいと思っております。

具体的なものについてはまだ動きがないのですが、例えで申しま

すが、学校が音頭をとっているんですが、来月早々に津島地区の方々がお集まりになって地区の同窓会を開こうということがあります。その中では伝統芸能についても語り合おうということで、公民館活動のようなことが行われようとしております。こういう動きを見ながらそれを支援する体制をとっていきたいと考えております。

したがいまして、その必要に応じて運営審査会という形も出てくるのかなと考えております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは心のケアについてお答え申し上げます。町独自の事業としては、心のケアの単独事業は行っておりませんでした。これにつきましては、当然マンパワーの不足、さまざまな要因がございましてこのようなことになっているということでございます。

しかし、5団体によりまして専門の先生方、1週間、2週間避難所を回っていただいたという経過がございました。津島診療所の先生方も、当然のことに往診に出向いてもらったような状況もございましたので、患者にとりますといわゆるかかりつけになっているわけでございますから、心のケアにつながったものと考えております。

今後、心のケアについての推進というか、どのようなことをやっているのかということでございますけれども、つい先日、日本赤十字団体の心の相談を含めた訪問調査、それから健康相談の協定を結んだ文書が届いています。これは限定がいわき市になっておりますけれども、今後はそういった大学等と診療所の関根先生とさまざまな心のケアについて今後検討しながら、福島県内、それから全国に避難している方々の心のケアに努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） 主要な施策の58ページについてお答えいたします。

就学援助費、小学校が75名、中学校が78名でございますけれども、援助費の取り組みはこれで良かったのかということでございますが、3.11以降、4月6日の入学式を迎えて、町外に全員避難しているわけですが、就学について、慣れない避難先の自治体にどのように対応してもらえるのかということでかなりの問い合わせがございました。

浪江町としましては、浪江町の就学援助規則の一部を改正しまして、全児童生徒を対象に就学支援を行うことに決めたところでございました。その後、ご存じのとおり、原発避難者特例法が平成24年

1月1日付で施行されまして、就学援助費につきましては避難先の自治体で支給することになったわけでございます。

私どものほうとしましては、それでもなおかつ不慣れな避難先のところに完全に支援してもらえるのかどうかということで、平成24年1月に、平成23年度の児童生徒約1,700名ですけれども、全員に就学援助費について、申請がまだされていなければ申請するようにということで通知を出しました。その中で、浪江町にも申請されました。浪江町に申請があったのが小学校は174件です。審査の結果、主要な施策にありますように、75件に対して支援したところです。残りの99件については重複請求ということでした。避難先にも請求していて、なおかつ浪江町にも請求したということで、重複請求ということでございました。

同じく中学校につきましても、全部で113件請求があったわけでございますけれども、78名がここで対象になっております。35名が重複請求ということで、審査から除いたところでございます。

このようにもれなく支援するというので、全職員で対応したところでございます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 公金の管理体制でありますけれども、これは各課でチェックしまして、さらに出納室のほうでチェックしているという体制をとっております。

また、復興交付金の有効活用でございますけれども、先ほど申しましたように、復旧・復興基金のほうに現在積み立てを現在行っておりますので、その取り崩しによって復旧復興に活用していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） 先ほどの災害見舞金等の請求状況と支給状況のことが抜けましたので、ご答弁いたします。

まず災害見舞金の状況なんですけれども、対象が20名がけがしたとあるんですが、審査会にかかったのが19件。20件のうち19件が書類がそろったので審査委員会にかけました。9件が認定になって9件に支払をしております。却下が10件でございます。1件は、まだ書類整理中で、差し戻しなので審査中のものが1件あります。

続いて弔慰金に関してでございますが、直接死の対象者が171名で、申請受理が165名、支払い済みが164名、修正待ちが1件あります。申請待ちというのでも6件ほどあります。

続いて関連死なんですけれども、弔慰金対象者、いわゆる該当するのではないかとということで家族のほうに申請書を渡した数でござ

います。212件、そのうち申請書があったのが183件です。審査委員会に係ったのが120件。認定が119件、却下が2件。あとは審査待ちというのはまだ時間がかかるものですから、63件ほど審査待ちです。あとは申請待ちというのは、用紙を送ってやったんですけども、戻ってきていないというのは63件になっております。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 先ほど私がお答えした言葉の中で、不正確な言葉がありましたのでご訂正申し上げます。

「審査会」と申しましたが「運営審議会」でございます。よろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） それではちょっと聞き漏らしましたので、公金管理についてダブルチェック体制はどうなっているのか。それから誰が責任を持つのかということについて、再度お答えいただきたい。

復興交付金の問題ですが、浪江町復興基金は40億9,200万円、ある意味では莫大な金額です。別な見方をするとそれだけ復興の課題は大きい。被害も大きいということになりますけれども、それに見合ったものかどうかは別にして、改めて県支出金の中に復興交付金として交付されたのは幾らであったのか。これもちょっとたくさんあったので、私の整理にはメモされていませんので、いま一度お尋ねいたします。

それから、復興交付金に関してなんですけれども、基本的には有効活用あるいはあるべき姿についてはやっぱり広く町民の声を聞く、意見を聞くという姿勢が大事だと思います。その上でなんです。キーワードは未来の投資。防災それから住宅支援も含めた生活支援、そして未来に投資する最大のポイントは教育費。もちろん復興に関わる事業展開は、医療福祉も含めて広範囲です。これに限定するのか、変えるべきだという考えはさらさらありません。ただ、復興交付金の活用の基本的な方向としてはやっぱり今の3つではないのかなというふうに、現時点における私の認識はそういうところにあります。

町長は、昨年3月議会でも、浪江町のグランドデザインを町としても描くべきだと話し、国、県に求めるべきだという質問を私もしております。それもさまざまな展開がありましたけれども、そのとおりだというお答えがありました。

翻って、復興交付金、復興基金の有効活用も含めて、町長としての基本的な考えはどうかということについて、決算を踏まえてお聞きしたいと思います。

それから総務課長、例規集これはだめだな。従前と同じ者でいいかどうか今検討中。我々議会議員はなんなんですか。もし、3月議会の議事録あったら見てください。我々が行政に対するチェック機関なんだと。そういう意味でももちろん我々は完璧だなんていうことは考えておりませんけれども、基本的に行政執行に対してチェックする柱が何かというと、町の条例集ですよ、例規集ですよ。1年半経っているんですよ。これも議事録あったら見てください。じゃあ町はどうしているんですかと聞いたらば、インターネットで職員全員が見られるようになっております。例規集は職員だけあればいいですか。我々が町民を代表してここで仕事をやっている。肝心要のルールについて、早く整備をしてくださいとお願いをしました。謙虚な答弁で、当初予算には計上していなかったと、追加補正関係の予算がある。したがって補正で予算を組む。補正予算をこれから組むといったんだよね。やっぱり、もちろんあればいいということではないんですよ。あれはやっぱりああどうだったかな、こうだったかなというふうに迷ったときに、じゃあ例規集、条例集、規則集ではどうなっているんだと。要綱ではどうなっているんだというものがやっぱり必要なんです。ある意味では自らをチェックする意味で大事なんです。だから、町から貸与されているものではあるけれども、少なくとも任期中は私物ではないですけれども、我々の財産ですよ。ある意味では浪江町の財産ですよ。これは総務課長だけの責任にするつもりはありません。だけれどもポジションだからやむを得ない。ほかの自治体でどうやっているかは調べていませんけれども、ある意味では双葉8カ町村、浪江町を除く町村がどうあれ、議会の場でそういうやりとりをして、9月議会までには間に合わせますという表現をされているわけだから、ちょっと一歩踏み込ませていただければ、約束は守るべきだと。そこは町長も副町長も十分ご認識ください。その上でどうされるか。今から見積もとるという話でしょう。突っ込みたくはないんだけど、基本だからよく考えてください。答弁ください。

それから歳入の問題も含めて避難に伴う行政経費の増額についての賠償請求については弁護士と相談。これも何回も全員協議会あるいは町長に出席してもらった全員協議会でのやりとりなどでも、他の議員からも出たし、私も何度か申し上げております。所管でいえば、上下水道については、これまで二度三度、東電と話し合いをして、結論から言うと東電の考えとしては、避難に伴う行政経費の賠償基準には入っていないので賠償しないということだそうです。

しかし、あきらかに原発事故がなかったならば、水道事業だって、

下水道事業だって再開可能だった。だから原発事故のために失ったもの、減収になったものは、はっきり言うとは遠慮しないで堂々と請求するという所管の現場ではいろいろ検討して準備中だということです。だから、その書類までは見ておりませんが、やっぱりこれだけ痛められる、苦しめられているとすれば、町長は言っている、財産権、幸福追求権、憲法で文化的な生活を営む権利を根底にして、地方自治を、住民自治をどう守るか。そういう重大な問題が行政賠償請求には含まれているということです。やっていないということではなくて、やっているということだけでも、私の調査では、いくつもの自治体でもう既に賠償請求しています。双葉町では公共施設が放射能で汚染されたということで、それもかけて請求したということですが。それはどういうふうに検討されるか別にしても、福島県もやっていますし、郡山市だってやっているし、鮫川村もつい最近でましたけれども、これはやっぱり急いで、まずは請求書をぶつけるということだと思うんです。弁護士との調整はあとどれぐらいかかるんですか。浪江町として行政経費の増加分、あるいは歳入欠損の請求をいつ頃までおやりになるつもりなのかお答えください。

それから、監査意見17ページに伴う収納事務人員の対応についてはそういう答えをするしかないと思います。4月から課体制になったので通常業務に戻ったと。収入未済額の回収に努めているということですからそれはそれでその業務をやっていただきたい。

それから、核燃料税の増加分についても市町村配分の増加によるものかどうかということですが、これもわかりました。

それから、総務関係の寄附金、教育関係の寄附金もわかりました。

それから、復興振興基金の3点についても基本的には復興原資。285億円というのは復興支援交付金9億9,500万円ではなくて、いわゆる復興交付金の県の総額でしょう。このところ。ちょっと確認します。先ほどと同じ質問しましたがけれども、それとの関係で浪江町に対する復興交付金は幾らであったのかということを改めて、前段でお聞きしておりますのでお答えください。

それから貸付元利収入については、金融機関としては貸し出しがなかったので、歳入も0だということですから、それはわかりました。

それから職員の時間外手当の増加との関係で、職員の健康管理をお聞きしましたけれども、私らは詳細はわかりません。しかし、総務課長答弁では、給付による長期休暇が1名、病気による退職はなしと。成人病健診もやったと、メンタルの研修もやっているという

ことですから、一応対応はしているということでしょうけれども、さらにこれから地域の再編だとか仮の町だとか、あるいは集団賠償ということになってくれば、さらにさらに復旧復興も含めて非常に行政事務は膨大になってくるのではないかと思います。職員の健康管理に十分注意しながらも、職員体制はこれでいいのかと。県では、中途採用を大幅にやるということですがけれども、浪江町でも職員採用をなされたようです。決算との関係で、あるいは職員の健康管理に万全を期すという意味で、職員の採用についてどういう対応をされているのかということをお示しく下さい。

それから、携帯電話の通信機の問題ですが、津島の工事の現状についてはわかりました。入れるようになればいろんな形で、一時帰宅をされると、あるいはマンツーマンで行くわけではないから、1人になる場合もあるということで、悲劇も起きているわけですがけれども、浪江町の携帯電話の機能に支障は来していないのか。なにかあったときに、支障なく使われるのか。そういう状態になっているのかということをお聞きしたわけです。お答えください。

それから自動車借り上げ、このほとんどがスクールバスだということですが、福島からのスクールバスも含めて11コース送迎しているということでお金はかかるというのは。問題はやっぱり長時間送迎ということで、相手は子供たち、交通事故の問題が心配されます。事故報告がなかったからなかったと思うんですけども、交通事故の対策についてどういう対策をしているのか。もしあったときに、対応できる運行はしているのかということをお聞きしたいと思います。

それから保育所については、県内県外に207名。これは保育料については高い低いあるけれども、町として全額助成をしているということです。決算を踏まえてこれを継続すべきだと思います。決算の成果を生かされるのかどうか。

それから、弔慰金、見舞金の件ですが、浪江町の町民ではないが、しかし生活の実態はあの時点で浪江町にあった。これで正直、私が相談受けた事例からいうと、生活実態を示すものがなければ認定はできないという決まりになっているから、今までそれがなかったということはわかったわけですから。それはそれでその認定の件については了解しました。原発避難というのは、あそこを通過しただけでは該当にならないとは思いますがけれども、あの時点で生活の実態が浪江町にあって、住民登録していなかったという方々も浪江町には一定数あったのではないかと。だから、その人たちの扶助費については申請も該当もないという答弁いただきましたけれど、3月11日

時点で住民基本台帳に登録されていない生活実態のある町民について把握されているのかどうかということについてお尋ねします。

それから児童福祉の問題で、事業再開するということは、やりたくてもできないという一面はあると思うのだけれども、私はやっぱり仮の町との関係で言えば、平成23年度の決算を踏まえて、今後仮の町構想も含めると、あるいは二本松に浪江町役場の事務所をおくということを考えた場合、やっぱり子供との繋がりというのは非常に強いし深い。どの親であれ子供のことを心配しているということだと思うんです。あともう一つは、かつての浪江町の幼稚園の先生、保母さん方の処遇の問題です。だから、あえて浪江町の保育所できましたよということでもなく、徐々にはあるけれども、復興の明かりが見えてきているんだな、あるいは町民の絆を強く言っている点で、町はそこまで考えているんだなという一つの証にもなるのではないかなと思うんです。今後、そのことについて、先ほど検討するということですが、どういう角度から検討されるのかお答えください。

それから公民館事業については、運営審議会を開催していなかったと。津島地区では来月開催すると。ここで伝統文化行事についても発表の場を検討しようではないか。だから、こういう一つ一つのことだと思うんです。一般質問でも、若月議員が伝統芸能文化の継承の問題について質疑されておりましたけれど、お金はかかるけれども、行政の施設として名ばかり公民館にしにないで、避難中でもあるんらかの事業展開ができるのではないかな。それを模索してもらおうという取り組みが、私は1年半あるいは1年、平成23年度決算を踏まえてそういうことを考えていくべきではないかなと思うんです。だから、津島だけではなくて、公民館運営事業について、大きな立場からどう考えるべきかということを改めてお聞きしたいと思います。

それから保健事業、紺野課長の担当部署なんだね。心のケア。一言で言えば専門家が入ればそれで心のケアができるというだけではないと思うんです。やっぱり仮設住宅でもお茶のみできるような環境だって心のケアになると思うんです。

そこで、2つの提案をしたいと思います。いつまでも仮設にいるわけにはいかないけれども、福島市とか二本松市とか郡山市とかいわき市とか、あるいは南相馬市、1カ所町民が避難しているところでどういうネーミングにするかは別にしても、町民の交流の場、私は集まりがあればそこに集まってあーだこうだ話し合える。実は、私はここから10分ばかり先の郭内にいるんですけど、私は仮設住

宅ではありませんけれども、特例借り上げですが、後ろに仮設住宅があります。そこで、一時は二本松市からおとがめが来るぐらいまきを炊いてお茶を飲んで雑談、懇談をしていたんです。それは今やっていないですけど。だから、あずまやで暑いときは冷凍施設があつて冷たいものも飲める。あるいはこれからは温かいお茶もいいわけだから、給湯施設があつてそこでお茶が飲める。こういう身近なところでの心の交流の取り組みも必要ではないか。それとあわせて、専門家の知恵も知見もお借りするということが必要ではないのかと思っております。いかがでしょうか。

それから、就学援助費について、1,700名全員に通知したけれども、結果として小学校で75件、中学校で78件の利用に留まっているということです。原発避難者特例法もできているわけですし、通知をしても返事をよこさない人もあるみたいですけども、基本的には浪江町の子供たちがもれなく利用できるようにするという取り組みが、この決算結果から、あるいは今お答えいただいた中身からして、さらなる取り組みが求められると私は思うんですけど、事業取り組みどうなさいますかお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 再質問に私のほうからは5件答弁いたします。

まず、復興交付金の有効活用の件でありますけれども、やはり議員おただしのとおり、これから生活基盤あるいは社会基盤を改めて作り直していかなければなりません。そういう形の中で、やはり復興、防災、そして生活支援のための住宅改善の形、それから教育、そういうものはやはりこれから私どもが再生するためには絶対必要であるということでもありますので、その基金をそれらに有効に使用させていただきたいと思っています。あとはそういうものができあがってくれば農地の再生あるいは漁港の再生、そして医療福祉サービスの施設も復興交付金を利用しながら作っていきたいと考えています。

それから、条例集の配布の件については、大変遅れたことを申し訳ないと思っております。そういうことで今後は浪江町の憲法でありますから、条例集というのは。ですからやっぱり憲法は非常に重要な基本法でありますので、できるだけ早く整理をする。加除をすればいいのか。また新たに作った方がいいのか。そのこの予算の問題もあると思いますけれども、できうる限り12月の定例議会までにはやらせていただきたいとご理解いただきたいと思います。

それから行政経費の賠償についてです。これは私どもは被害者でありますので、やっぱりこれは今までかかっている経費につい

ては当然要求すべきものであります。私どもの憲法に明記されている幸福追求権、生存権、そして財産権を侵してはならないという憲法では規定されているわけですから、やっぱりその辺を踏まえながら、完全賠償を行政運営していく上でも求めていくという形にしていきたいと思います。今、各課である程度のところは概略的にまとまっていると思います。それをそのほかのことで集約をして、できうる限り早く請求を出していきたいと考えております。

それから保育園の再開、開園についてでありますけれども、現在復興計画が策定されております。今月下旬には復興計画がまとまります。そういうまとまりの中で、例えば町外コミュニティを創っていかなければならないという状況でありますので、町外コミュニティができる場所にそういうものが再開できればと私自身は考えています。ただ、どれだけの児童が集まるのかちょっと心配でありますけれども、そういうものも踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

それから心のケアの、今議員提案ありました心の交流の場の設置のお話がありました。私も先日、桑折町の仮設住宅で元気祭というものが開催されまして、自治会長にお話を聞いたところ、今までなかなかイベントをやるときに出る方と出ない方が非常にあった。最近、その交流を深めていく機会が多くなったので、出てくる方が非常に多くなってきたというんです。ですから私はやっぱりそういう交流の場に参加できるような状況、環境をつくってできうだけ皆さんと交流を深めるような場所を提案してつくっていききたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 公金関連の問題でありますけれども、今派出がないということで、担当課及び出納室でチェックをしている状況です。そういうことで、十分気を付けながら公金管理をしていきたいと思っております。

あと復興交付金でありますけれども、いわゆる自分の方で事業を計画して復興交付金をいただくというような交付金については、平成23年度はございませんでした。今回の補正につきまして、津波シミュレーション、復興交付金を計上しておりますけれども、それが最初になります。

あと、職員体制ということでございますけれども、かなり震災時から大分職員が退職等によって減っているということで、10月1日で保健師2名、社会福祉士1名、一般行政職員5名、合わせて8名、年度途中でありますけれども採用を予定しているところであります。

す。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） 携帯基地局の浪江町内の通信障害についてお答え申し上げます。

発災当時につきましては、障害があったということだったんですが、現在は障害は出ていないという報告があります。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） 借り上げ民間バスの交通事故対策について、どういうふうな取り組みをされるのかという点についてお答えいたします。

当然ながら、自動車運送法の徹底した励行についてはお願いしているところでございます。今後もそうしたお願いを加えながら、さらに委託業者といろいろな情報交換等しながら、子供たちが安全で安心して通学できるような体制づくりを今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） 保育料の補助を継続するのかというご質問なんですけれども、現在は、先ほども言ったように県内外へ避難しており、原子力災害避難特別法によって、避難した各市町村でこの条文で入所しております。町村によっては、免除していただいているところもあります。保育料をとられる場合は、全額浪江町で補助しております。それは年に2回までまとめて支給しております。

それから弔慰金等についての、浪江町の実態を示すものについては把握しているのかということなんです、弔慰金については住民登録自治体で支給するものと。

義援金については、対象世帯の実態は把握しております。それに対しても支給しております。証明があれば承認しております。

○議長（吉田数博君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 公民館関係でお答えいたします。先ほど触れませんでした、今年度から生涯学習課の一部のスタッフがそろいまして、かつての生涯学習的な、例えば出前講座に講師の方を派遣するとかといったことが始まってございます。

ご指摘のようないわゆる地域の方々が色濃く関わるような形での公民館活動については先ほどお答えしたとおりなんです、町の復興に向けての動きもこれから加速されていきますし、町外コミュニティを含めましても地域のまとまりというのは出てまいりますので、その中でその動きをサポートするような形で公民館活動をでき

るだけ進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） 就学援助費の取り組みについての再質問で
ございますけれども、もれなく支援するという意味で今年1月に全
児童生徒に通知を出して取り組んでいるわけでございます。先ほど
お話ししました申請が174件、中学校は113件ということですが、
申請があったそれ以外の方々については当然避難先のほうで申
請されて、支援を受けているものと認識しております。

今後とも、町の広報やホームページ、あるいは通知等においても
れなく全児童生徒が支援が受けられるように支援してまいりたいと
考えております。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） スクールバスの送迎に関してなんですけれども、
いわゆる民間の小型バスの事故が今、非常に心配されております。
その点で、安全安心を第一にして変更していると、それはそのとお
りだと思うんです。万が一の事故があったときの問題なんです、
保険は保険であると思うんですけれど、こういう今回のような送迎
事業について、運送業者と何らかの契約を結んでいるのかどうか。
そここのところをお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） 運行契約については結んでおります。中身
については今、手元にありませんが、安全運転に努めるという内容
の項目も入っていると思います。

今後とも、当然民間業者の方では不慮の事故の場合に対応するマ
ニュアル等もあると思いますので、確認しながら今後進めてまいり
たいと考えております。

○議長（吉田数博君） ここで11時まで休憩します。

（午前10時49分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前11時00分）

○議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

17番。

○17番（勝山一美君） 大事な決算審議でたった1人の質問というのは
非常に残念に思います。馬場議員が大体おおよそのことをやられた
ので、それに準じたと解釈しておきます。それでは二、三、お尋ね

申し上げます。

今回扶助費が異常に増えているということなのですが、前年の倍以上増えております。これは、扶助費についてはどういった項目を扶助費に入れるのかお尋ね申し上げます。私の考えでは若干扶助費なのかどうか疑問のあるものまで入っていると考えられます。

それから先ほどのスクールバス、民生費に入っておりますが、スクールバスといえば小中学生となれば教育関係の費用ではないのかと。ただ、高校生もありましたので、それについてどのようになっているのか。これひとくくりに確かにすれば、それでいいということかもしれませんが、やはり交付金、要するに国県からの補助がほとんどだといえども、国民の税金を使うわけでありますから、やはり予算決算は厳密にすべきだと思います。この辺の振り分けどうなっているのか。もし、あるのであれば、小学生用のスクールバスはどのくらい、高校生以上の場合にはどのくらいということに分けてお示しできるのであれば願いたいということ。とりあえず、この2点。

○議長（吉田数博君） 答弁、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 扶助費の関係でありますけれども、節については決められている1報酬からずっと順を追って決められているということでございます。

今回、扶助費が多くなったということでありまして、やはり災害見舞金であるとか、そういうものの増加によるところがあります。

その扶助費につきましては、生活扶助費等が主なものになりますけれども、その性質によってその節、節で支出していることとなります。これを厳密にこれはこれと振り分けをする、お答えするというのはなかなか今難しいかと思っております。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） スクールバスの支出の区分については、総務課長のほうから。内訳の方については私のほうからご説明します。事業費が7,085万8,700円になっておりますけれども、このうち高校生用のサテライト校に通学したバスの経費は971万7,000円です。あと残りにつきましては、小中学校分でございます。小、中それぞれ別々という区分けはしておりませんので、小学校から中学校に行くコースもありますから、ちょっとそこところは難しいです。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） スクールバスがなぜ教育費でなくて民生費なのかということでありまして。今回、災害のためにそういう状況に

なっている。スクールバスについても運行するようになったということで、民生費の災害救助費ということで振り分けしたということです。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 扶助費については、私ども議員の議員必携に、こういったものですよというのがきちんと書かれているんです。ですから、私は決算ですから、やっぱり現実にしたかった方策、方法でお願いしたいのですが、仕分けですから大変通常忙しい中でひとくりにしたものが利便性がありますから、総体的に金額が変わるわけではないのでその辺のこと。

それからあと、先ほど残業手当がものすごく大きいということになりました。これは残業といえば、本当に職員の健康、経費面で見ればある程度の経費がかかるということなんですが、両面あると思います。しかし、根岸総務課長時代ではないんですが、この残業の取り扱いについて、どのような管理をなされているかということまで管理がなされていなかった。しかし上長、その職場の上長においてきちんと管理をして極端な残業が多くなる職員については、健康面を含めた形での指導をしながらやっていかなくてはならないということになると思います。その辺のことを牛渡課長時代でしょうか、お約束された経緯があります。その辺現状、こういったときこそやはり管理、いろんないい面も含めて管理というのが大事になってくると思いますが、その辺の管理はどうなっているんですか、お尋ね申し上げます。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 扶助費については、今後ともの規則に合った節の中から支出をするということに努めたいと思います。

あと時間外の管理でありますけれども、今回災害時ということで、避難時3月中は職員も寝ないでやった状況であります。また、こちらの男女共生センターのほうに移ってからも、仕事が避難者支援の仕事について、かなり忙しい部署があると思っております。そのために、何人かの職員に仕事を重なるということもございました。そういうことで、そういうことのないようにということで、4月1日の人事配置等についても考えながら人事配置をしたと思っておりますけれども、毎月、毎日同じ事務量ということではありませんで、やはり忙しいときにどっとピークがくるということがありますので、その辺についてはそれぞれの課の中でやはり職務を分担しながら、あるいは職員の人事異動も図りながら、1カ所に負担をかけないことでは詰めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） その課、その課ですから、総務課長 1 人に答弁させるというのは理不尽かも知れません。私は中の管理体制を聞いているんです。残業するときに、通常の会社であればこういう理由で残業がありますと係長、あるいは課長、課長補佐、あるいは自分の上長にその旨を申告して、それが認められれば残業ということになるんです。ただ、時間 5 時過ぎてだらだらやっておいて、5 時過ぎた、6 時に帰ったから 1 時間の残業だというような状況は残業ではありません。やはり管理というのは、そういうことではないですか。残業をどのように申告しているかということを知っているんです。それが課長なり課長補佐、あるいは係長が認めた上での残業がこれだけになっているのかということ。それも、ただ職員が仕事をやった上での何かに付けるんでしょうけれども、それがこの金額なのかということを知っているんです。その辺もう一度お願いします。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 当然ながら時間外につきましては、時間外命令に基づいたものについて時間外手当を支給するということがあります。単なる残務整理のために残っているということについては、当然それは時間外の対象にはならないと考えております。

○議長（吉田数博君） 13番。

○13番（佐藤文子君） 2 点ほどお伺いいたします。

最初に、決算書の122ページの下から 2 行目に、A E D のリース代について載っているんですが、これは各仮設の中の集会所の設置後のリースなのかと思ったんですが、159ページから出てくる小中学校の教育費の中に A E D が出てこないんです。昨年 2 学期から開校して、開校した当時 A E D はどんな状況になっていたのか。決算の中に出てこなかったということは A E D がない状態であったのかどうか、1 点お聞かせいただきたいと思います。

それから小中学校の件なんですが、主に小学校なんですけれども、放課後児童クラブというのが今実態がないままになっていますよね。浪江にいたときは3,000万円か4,000万円ぐらいの補助を出して児童クラブを設置していたんですが、今県内外に小学校児童が分散していて、各避難地の自治体の学校に入学している状況にあります。そして浪江の場合は、上川崎の浪江小学校と、針道の浪江中学校がありますけれども、仮設、仮設で学校に行っている状況か、同じ仮設の中でも別な学校にバスで迎えに来てもらって通っている実態があると聞いたんです。そういった子供たちが、児童クラブに関して、

保護者も含めてどう考えているのか。必要としているのか。それともお世話になっている自治体の小中学校の施設を利用しているのかという実態調査、それから必要な調査をしているのかどうか、したのかどうかお伺いいたします。

それと、決算書120ページ、高齢者の筋力トレーニングの啓蒙が載っていて、不用額が283万7,000円載っているんです。支出額が69万円。これがしらうめ荘にあった筋力トレーニングの予算にからんでいて、今回決算に出てきたんだと思いますけれども、今、笹谷の仮設だと足がないからということで、サポートセンターもできなくて、笹谷のすぐ近く、歩いても2、3分のところにかんりの広い土地にサポートセンターが開設されて筋力トレーニングを今年度浪江町の町民が利用しています。こういう近くに、笹谷とか南矢野目の仮設の人が利用できる施設のあるところはいいんですけれども、借り上げ住宅に住んでいる避難者、それから他の仮設で、サポートセンターがないところの必要と思われる人がたくさんいるかと思うんです。そういったことをどんなふうに調査しているのか。それからどんなふうな仕打ちをして利用者を募ったのかということをお伺いしたいと思います。

それから、主要な施策の30ページ前後に社協の補助費、それから民生委員の活動と載っていましたがけれども、民生委員自体の方も避難をしていてなかなか民生委員の活動ができない状態で、去年はまだ184万円の事業費としては挙がっているんですけれども、先ほど紺野課長が心のケアの問題についても、マンパワーが足りなくてなかなか目が届かない。言い方違いますけれども、そういう状況であるという答弁なさいましたけれども、社協の補助金も含めて、今全国の自治体から社協の応援に来てもらっている。それからボランティア活動の応援をいただいているという状況はよくわかっていますけれども、マンパワーが足りないというだけで、足りないということ答弁するということ自体、私に言わせると、その解決を探していないんじゃないかと思うんです。社協の人達が一生懸命ボランティア活動だとか、応援してもらって歩いても、借り上げ住宅にいる高齢者のところなんか本当に目が届かなくて、実態を言えば私の家に87と85歳の高齢者いますけれども、たった一度、よその自治体から応援に来てくれた人が一度だけ尋ねてきてくれたのは、これが実態です。だから、ほかの人に聞いたら、家には一度も来ないという人がいました。ですからぜひぜひマンパワー足りないではなくて、足りるような方策を今後していただきたいと思いますので、決算なので要望はなかなか言いづらいんですけれど、その辺ぜひお聞かせ

いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 教育次長。

○教育次長（屋中茂夫君） 122ページのA E Dの件でございますけれども、これは浪江小学校と浪江中学校に設置してありますA E Dでございます。浪江のほうから持ってきましたので、それを継続して使っております。

それから、放課後児童クラブでございますけれども、カギっ子対策事業の1つでございますが、現在はスクールバスで仮設住宅等から通学しておりますスクールバスで家に帰ればお父さん、お母さんがいるということで、現在のところ再開の見通しは立っております。

仮設住宅の集会所におきましては、週3回程度N P Oによる学習支援もございますので、そういった活動等もあわせて子供たちは利用している現状でございますので、現在のところ放課後児童クラブの再開については予定はしておりません。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 高齢者の筋トレについてお答え申し上げます。筋トレの予算額352万7,000円に対しまして、支出済額が69万円。当然のことながら震災においてなかなか事業に資することはできなかったというのが数字になって、金額になっていることあります。

この69万円の筋力トレーニング委託料でございますが、サポートセンター内で今実施しておりまして、J i nそれから各部会の方々にお願いしてやっている状況でございます。このサポートセンターができたのが、昨年9月から10月、11月でございますので、当然のことながら事業というのは3月まででございましたので、半年もできなかったという状況になっております。

今後は、当然介護予防のために筋力トレーニングについては当然大切でございますので、広く周知して、介護予防のために、それからあとは先ほどのふれあいの場の確保も含めながら周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） 民生委員の補助金に関しての生活支援ですが、民生委員の方もとにかく原発災害と共に、全国に避難している状態であります。日によってはその場その場で一生懸命活動している方もおるんですけれども、任命が字単位ということで、なかなか字単位の活動ごとに任命されているものの経過があるものですから、なかなか思うようには活動ができない状況でございます。

それとは別なんですけれども、今ご質問でありましたように、仮設住宅と借り上げ住宅に対しての支援ということで、生活支援相談員ということで29名の体制で回っております。今、ご指摘のとおり、仮設住宅は回るんですけれども、なかなか借り上げ住宅までにはいかないというのが現実でございます。福島市など各市町村によっては市の社協のほうでも一生懸命やっけていただいているところもあります。

それと社協の方とも相談することになるんですけれども、状況を考えながら借り上げ住宅の方にも足を向けなければならないと思っております。

○議長（吉田数博君） 13番。

○13番（佐藤文子君） A E Dは小中学校、浪江にあったものを持ってきたりすれば継続で使っているということなのでわかりました。これが教育費でなくて、使用料及び賃借料へいくということですね。さっきのスクールバスと同じような経緯なのかなと思います。了解しました。

各仮設住宅の中の集会所にあるA E Dは、集会所に行ったときにみたのですが、どこの場所に出てくるのか。わかりましたら教えてください。

それから、児童クラブに関しては、福島市なんかは民間でやっているJ i nのサポートセンターに子供たちが放課後帰ってきて、何人か児童館のような体制で放課後過ごしているというのを何回か見たことがあります。それはそれで体制だとか形はともかく、そういう場所があれば子供たちにはいいのかなと思います。学習支援もしてもらっているということなのでわかりました。ただ今後、放課後児童クラブというのが利用できないでいる児童がいれば、なかなか目が届かない実態であるのかなと思いますので、何かの機会に調査をしていただきたいと思います。これは要望です。

それから、筋力トレーニング、週に1回の介護保険の認定を受けていない人は、週に1回の生きがいデイサービスの利用になるかと思うんですけれども、できればその枠をはずせるような方策を考えて、経費はかかるかもしれないけれども、1回でも2回でもできればなど。筋力トレーニングだけが目的でなくて、そこに行って町民の人達が会うということが目的の4分の3ぐらいを占めている高齢者が多いので、ぜひそういった方策を考えていただきたいと思います。要望です。

それから借り上げ住宅にいる高齢者なんですけれども、心のケアを含めて、仮設と違ってだんだん悲観して孤独感、それから疎外感

といったことで個人差ありますけれども、なかなか生活していくのに大変な状況なんですね。年配の人というのは、案外他人にあまりひどく思われたくないみたいで、訪ねてきてくれる人を困ったことありませんかという、にこにこしてないと言うんです。毎日泣き泣きくどいているのに、他人の人が来てどうですかというとなんも困ったことがないと言うのね。そういった本当の心の中というのは、専門家の心のケアも含めて、実態は言葉に出したりとか、もので書いたよりももっとひどいと思いますので、職員の知力、総力挙げてこういったところを救済していただきたいと思います。これも要望です。お答えがあれば。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） 各仮設住宅に配備されているAEDにつきましては、各集会所に1台。これは赤十字のほうから支援いただいております。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 児童クラブの件で、調査する必要があるんじゃないかということでもありますので、調査をしてまいりたいと思います。

それから、交流の場を設けた心のケア、借り上げ住宅等も含めて何らかの方策を通じながらケアを実施していきたいと思っています。

先ほど健康保険課長から答弁がありましたように、赤十字の看護大学の教授、そして学生がいわきに限られていますけれども、いわきでいろんな訪問をして健康調査、あるいは心のケアをバックアップしていきたいということで、先日協定書を締結してまいりました。

そういうことを県内各地で大学等ができればそういう形を広めて、大きく広めながら、そういうケアができるようなシステム作りをしていきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたい。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） 主要な施策の成果の40ページ、内部被ばく検査に関してなんですけれども、平成23年度は福島県において子供や妊婦を優先に検査を実施し、約3,700名が検査を受けた。この3,700名に対してのデータの管理なんですけど、これは町側でしっかりデータを管理しているのか、またそのような体制ができているのかお伺いいたします。

併せてWBCを平成23年度に購入して、津島診療所で平成24年度から検査を実施したわけですが、この点についても、データの管理

はどのようなになっているのかお伺いたします。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、平成23年度に実施しました3,700名のデータの管理でございますが、このデータはすべて浪江町のほうにいただいております、浪江町で管理しております。

それから4月28日から診療所の裏のほうで始まったWBCの検査についても、当然のことながら町のほうで管理しているということでございます。

○議長（吉田数博君） 2番。

○2番（山崎博文君） それでもう1つ、今度は県内外での医療機関に対して検査された方に関してのデータは町側で把握しているかどうかお伺いします。

あと、健康管理手帳が皆さんに交付されまして、長期にわたる健康管理は必要なことであって、とても重要な施策だと思うんですが、個人で例えばWBC検査を受けて、データを書き込みする欄があるんですけども、私も診療所で受けまして、また担当職員からも説明は受けましたが、例えばセシウム134が何ベクレルとかいった説明はなしに、年間1ミリシーベルト以下でしたからご安心くださいというような説明だったと思うんですが、そういうときに例えば自分のデータがどうなっているのか健康管理手帳に記載したいんだということで町側に問い合わせした場合に、そういう対応はしてくださるのかお伺いします。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 県外の各個人のWBCの検査の結果でございますが、町のほうにデータの送付を医療機関というか実施機関には求めておりまして、浪江町のほうにはそのデータが来ている状況です。

それから、健康手帳への記載でございますが、当然134、137というのは、検出限界値というものがあまして、その検出限界値を下回ったものについては、当然検出されずという表記になります。

当然、検出限界値というのは、各検査機関にばらつきがあるわけです。環境の設定もございますので。浪江町で申し上げますと、セシウム134が180ベクレル以下、セシウム137が200ベクレル以下が検出限界値になっております。その場合においては検出されずとなるんですが、手帳に関しましては、あくまでも検出されずではなくて、本人が今現在、WBCの検査の結果がどのぐらいの数字なのかということを書き込んでいただくための手帳になっておるわけなんでございます。

したがって、そのデータで自分の今の検査の数字が幾らなんだという問い合わせについては、当然町のほうではすぐ答えるようにいたしますので、ぜひ問い合わせのほうよろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより認定第1号 決算の認定について、これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、認定第1号 決算の認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

◎散会について

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思いますがお異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（吉田数博君） よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

9月21日は、午前9時から本会議を開きますので、よろしく願いいたします。

（午前11時37分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成 2 4 年浪江町議会 9 月定例会

議 事 日 程 (第 4 号)

平成 2 4 年 9 月 2 1 日 (金曜日) 午前 9 時開議

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 5 0 号 | 浪江町東日本大震災復興交付金基金条例の
制定について |
| | 議案第 5 1 号 | 東日本大震災による被災者に対する下水道
の使用料等の特別措置に関する条例の制定
について |
| | 議案第 5 2 号 | 東日本大震災にる被害者に対する農業集落
排水処理施設の使用料等の特別措置に関す
る条例の制定について |
| | 議案第 5 3 号 | 東日本大震災による被災者に対する水道料
金等の特別措置に関する条例の制定につい
て |
| | 議案第 5 4 号 | 浪江町国民健康保険税条例の一部改正につ
いて |
| | 議案第 5 5 号 | 浪江町国民健康保険条例の一部改正につい
て |
| | 議案第 5 6 号 | 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正
について |
| | 議案第 5 7 号 | 浪江町防災会議条例の一部改正について |
| | 議案第 5 8 号 | 浪江町災害対策本部条例の一部改正につい
て |
| | 議案第 5 9 号 | 平成 2 4 年度浪江町一般会計補正予算 (第
3 号) |
| | 議案第 6 0 号 | 平成 2 4 年度浪江町文化及びスポーツ振興
育成事業特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 議案第 6 1 号 | 平成 2 4 年度浪江町国民健康保険事業特別
会計補正予算 (第 1 号) |
| | 議案第 6 2 号 | 平成 2 4 年度浪江町国民健康保険直営診療
施設事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| | 議案第 6 3 号 | 平成 2 4 年度浪江町公共下水道事業特別会
計補正予算 (第 1 号) |
| | 議案第 6 4 号 | 平成 2 4 年度浪江町介護保険事業特別会計
補正予算 (第 1 号) |

		議案第 6 5 号	平成 2 4 年度浪江町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
		同意第 4 号	特別功労者の決定について
		諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めること について
日程第 2		報告第 6 号	浪江町一般会計継続費精算報告書について
日程第 3		同意第 5 号	教育委員会委員の任命について
日程第 4		同意第 6 号	教育委員会委員の任命について
日程第 5		発委第 6 号	浪江町議会委員会条例の一部改正について
		発委第 7 号	東京電力福島第一原子力発電所事故を「人 災」と認め責任ある対応を求める意見書 (案)
日程第 6		発委第 8 号	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会 報告の提言の実現を求める意見書 (案)
日程第 7		発委第 9 号	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う 財物賠償に関する意見書 (案)
日程第 8		発委第 1 0 号	東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う 財物賠償に関する決議 (案)
日程第 9		委員会の閉会中の継続審査又は調査について	

出席議員（１９名）

１番	愛 澤 格 君	２番	山 崎 博 文 君
３番	山 本 幸一郎 君	４番	吉 田 数 博 君
５番	若 月 芳 則 君	６番	横 山 精 一 君
８番	泉 田 重 章 君	９番	橋 爪 光 雄 君
１０番	田 尻 良 作 君	１１番	渡 部 貞 信 君
１２番	鈴 木 辰 行 君	１３番	佐 藤 文 子 君
１４番	紺 野 榮 重 君	１５番	佐々木 恵 寿 君
１６番	小 黒 敬 三 君	１７番	勝 山 一 美 君
１８番	三 瓶 宝 次 君	１９番	佐々木 英 夫 君
２０番	馬 場 績 君		

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	馬 場 有 君	副 町 長	檜 野 照 行 君
副 町 長	渡 邊 文 星 君	教 育 長	畠 山 熙一郎 君
代表監査委員	山 内 清 隆 君	総 務 課 長	根 岸 弘 正 君
復興推進課長	谷 田 謙 一 君	町民税務課長	大 浦 泰 夫 君
災害対策課長	岩 野 寿 長 君	産業・賠償対策課長	高 倉 敏 勝 君
復旧事業課長	鈴 木 敏 雄 君	健康保険課長兼津島支所長 兼津島診療所事務長	紺 野 則 夫 君
福祉こども課長	星 光 美 君	生活支援課長	中 田 喜 久 君
会計管理者兼出納室長	島 田 龍 郎 君	教育委員会教育次長	屋 中 茂 夫 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	宮 口 勝 美	次 長	岩 野 善 一
書 記	中 野 夕華子		

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は19人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、議案第50号 浪江町東日本大震災復興交付金基金条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君） 議案第50号に関しまして、理解できない部分がありますのでお尋ねいたします。

これは復興交付金事業ために要する資金として計上して、この基金用に別個に交付金となされるのかどうか。それとも39億円あるいは15億円というきのうの返答がありましたが、その中からいくらぐらいの2,800万円の今回の予算に入っているようですが、その程度金額をどのようにするのか、理解ができないんですよ。実は後ろをみると、平成28年3月31日限り。要するに今年度含めて5年でその効力を失う。そしてその時点で余ったものについては、国庫に納付するということなんです。

基金という本来の姿というのは、目的があって、それによってそのために積み立てする。あるいは準備をしていく資金と思っているのですが、これは要するに交付金をやって若干余った部分、本来なら単年度だから国庫に返納しなくてはならない。しかし面倒だから、そのまま無駄遣いをしないで貯めているのだったら、復興のために使うのであれば、次年度にあるいは5年間継続してそのまま使ってもいいですよということだと思うのですが、本町では現在復興のため事業ということは入れないという部分もありますので、遅々して進んでいないと思うんです。本来なら2年、3年以降、それこそ5年を過ぎて繋がらなければならないものだろうと私どもは想像するのですが、それがこれから使うかと思うころには、国庫に返納しなくてはならないと。どういったものに使うのか。それ意味があるの

かということなのです。

本来なら、9月議会で浪江町復興基金条例が出ていますよね。これは年々の定めもない。資金については核燃料税交付金の全部または一部ということで、明確に復興復旧のために使うんだということで、今回で4億円いくらかとなるのかと。そういうことでわかるように。金額はすみません、訂正させてください。ある程度の金額を貯めて、万端頑張っていけるかという思いがあるのですが、これは、ただ要するに単年度のあれで返さなくていいから、次のまた次といって5年になるなら、その時点で精算して、余ったものについては返してくださいという状況では、本来の基金の意味がないのではないかと思うのですが、本来なら予備費あたりに入れて、次年度使われるという別な方法がなかったのかどうか。これは国の強い指導、指示があって、もう末端の自治体ではいかんとも通しがたいということで、事務だって面倒だろうと思うんです。浪江町の交付金を使うのか、国が示した資金を使うのか、どちらなのだとということになると思うんです。町長の判断で随時出し入れができるとどちらもなっているのです。職員の皆さんがお忙しい中で、どっちどっちやっていけば、その判断についても町長まで持って行って判断しなくてはならないということになると、事務上も私はいかがなものかと思うのですが、その辺の区割りあるいは金額、どのくらい積み足しなさい、基金に入れなさいというものがあるのかどうか。その辺のお話しかからお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（谷田謙一君） それではお答え申し上げます。

今回の復興交付基金条例でございますが、この条例につきましては、今回の浪江町で復興交付金の申請をいたしました。それは津波シミュレーションにかかる復興交付金の申請ということで、6月に復興交付金の第3回の事業計画提出いたしまして、8月24日で復興交付金の交付可能額が通知されたという流れになっております。

そういう中で、今回の復興交付金なのですが、福島の特措法に基づく復興交付金となっております。復興交付金の交付には東日本大震災復興交付金制度要綱というものがございます。その中に対象地域とか事業計画期間とか、あとは復興交付金の執行ということがございまして、その中で復興交付金の実施のスキームが定められております。そういう中で、今回、復興交付金を使う場合は、基金を設置してくださいということでの設置となっております。

ただ、御存じのように復興交付金なのですが、国の5省の中で、基幹事業といたしまして40事業ございます。さらにこれに付随して

効果促進事業、基幹事業が主にハードの整備事業、そして効果促進事業というのは主にソフト事業なのですが、そういうものがございます。そういった中で、今回浪江町で初めて津波シミュレーションということで申請したものです。今後これからの町の復興にあたっては、ここの中の5省にわたり、そして40事業の中でどういう事業、例えば下水道の整備とか、漁港の整備は県事業であるのですが、いろいろ町の整備復旧にかかる事業の復興交付金の申請が今後出てくると思います。そういう中の計画策定、工事、復旧事業に復興交付金を申請しているようになります。ただ、今回は先ほどから申し上げておりますように、初めての申請だったということです。

さらに、要綱の中で、東日本大震災復興交付金制度要綱の中で、計画期間が定められておりまして、平成23年度から平成27年度までの5カ年のうち特定町村、これは浪江町になるんですが設定することになっております。そういう中で、今回5カ年の中でこの事業の経費を使ってください。一旦基金に積みまして使ってくださいという内容になっております。今のところ要綱の中で5カ年ということでありますから、附則の中で、平成28年3月31日ということ規定したという内容になっております。

今回の申請額は、1,875万円ということで提示しております。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 概要はわかりました。

わかりましたが、なんかきついというか、要望に基づいて機関云々のあれがあるのですが、事業を組んでそのお金がきて、実行するまでには常に使っていていいわけですね、その事業に使えば。ただ、私としてはやりづらいような感じがするのですが、それでもこういった状況ですから、ざっくりとぼんといいただいて、そしてその中である程度そういった事業。申請するのはもちろん構わないのですが、ざっくりと申請したもので自由に使っていけるという方策でないと、事務判断の中に、ますます事務を複雑にするような形にならないかどうか。その辺、国からお世話になっていただく資金がないと、なかなか事業も進まないという弱い立場の中で、こちらからもう少しざっくりとした、大雑把な中での使い道をできる形の資金援助、交付金等ということではできなかったのか。それを甘んじて制度だからそれに従って、その中で職員も増やして頑張っていくという形だったのか。やはり我々事務方も、ある程度簡素化しながら、町民あるいは復興のために使える交付金をいただくというのは、ひとつの我々の技法ではないかと思うのだけれども、なんでもいいから言われたからそのままきゅうきゅうして、考えながら運用していくと

ということには疑問もあるし、本件のような状況の場合、確かにもらった金額を無駄に使ってはまずいので、ましてや本来の目的、決めた事業の目的のために使わなくてはならないと思うのですが、町村でそんなに流用とかするわけではないので、もう少し幅の広いことができなかったのかと思うのですが、その辺の交渉結果はどうなんでしょうか。自分でやって、これはこれでいいんだというのであれば、私危惧だろうと思うので、この辺を。

○議長（吉田数博君） 檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） ありがとうございます。

17番議員が言われているのを我々も納得しますし、我々が国に求めているのは、実際は町長に復興のためにぼんと財布を預けてもらって自由に使えと。最後に精算すればいいのではないかということで要求しておりましたが、国のがんじがらめの固い頭の中では、今回は少なくとも基金の姿を作ったというのは、目的が2つありまして、我々が納得したのは、会計年度をまず外してあげますよ。それから単年度ごとの精算事務はいらないですよということなものですから、そうしますといろいろ我々今17番議員が言われるように、我々からみると「なんだ」というのはありますが、会計年数はずして目的にあうものであれば、それから精算時に単年度でやらなくても、例えばその中でメニューの中で流用なんかもできるということであれば、我々にとっては少しは事務量はありますが、ある意味での自由度は確保できたのかということで、どん欲にこれも使っていくかということで受けていこうということにしています。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 思いは大体同じということで、ただ大きな力の前では、それぞれの地方自治体は弱いということだろうと思います。

また、お互いこれから頑張っていきたいということです。また、現況このような状況の中で、8カ町村プラス何カ町村かで、それぞれ大変苦しい思いをしながら状況を打開しようと努力しているわけです。それは国が全然変わっていないということなんです。要するに横並び、前例主義的なことで、ちょっとしたことを改革して、それが当然のようにやるということで、それを打破していくように議会も、あと職員一丸となって復興できるまで頑張っていきたいということで、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 今のやり取りでもこの条例の問題、あるいは交付金の問題点が明らかになったと思うのですが、私もこの条例を見

たときに、非常に使い勝手が悪いなど。しかも権限を持っているのは国で、交付金申請して言葉は悪いけれども、さじかげんで決めてくる。使い道についてもそういう意味では制限される。非常に使い勝手が悪い。問題点、内容については、今の議論で明らかになりましたので、現場からこういう問題があると。復旧、復興に使い勝手のいいものに改正してくれということで、現場の声を挙げて舵を切り直すということが大事だと思います。今の答弁もそういう意味も含まれていると思うのだけれども、そういう姿勢で進めるかどうか、確認しておきたいと思います。

あと、具体的なこと、確認なるんだけれども、附則2では、当該基金の残額を一般会計の歳入歳出に計上し、国庫に納付すると。檜野副町長の答弁だと単年度でなくてもいいと。会計年度またいいということ、そういう意味では現場サイドでは融通が利くというお話だったんですが、これは基金残額についてか。残額について一般会計に出し入れをする。だから別な解釈をすれば、使い切りの額ではない。そういう意味で、いろいろと問題があるので制度改革を求めるべきだと思います。お答えください。

○議長（吉田数博君） 檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） 今20番議員が言われたとおり、我々が今後も強く国のほうには、使い勝手がいいというよりも、我々現実的には大きな被害を受けている身ですから、しっかりと要求してまいりたいと思います。

それから一番最後の部分は、今言われたとおりお金の話なので、国はルール上は、もしも余ったときには戻せよとルールを書いてあるだけの話で、今いったように我々がすべて使えばそういう事務は出てこないの、そういう使い方もルール上はあるという意味で、我々はそれをうまく活用していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第50号 浪江町東日本大震災復興交付金基金条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第51号 東日本大震災による被災者に対する下水道の使用料等の特別措置に関する条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君） 本趣旨に関してはまったく問題はないと思うのですが、2、3、ここで議案第51号、52号、53号までおよそ同じということで、水道料とか農集排。平成22年度2月分、当然2月だから3月に支払い。また3月分は10日までの分、11日までかな。これの議案第51号は下水道使用料の免除ということなのですが、これは本来なら平成22年度の決算に入る部分なのかな。平成23年度の決算に本来収納していれば入る分なのかな。平成22年度であれば。時期的になぜ今なのか。それから町民が避難していますから、支払いがなかなかできないという状況でしょうけども、これは原発事故等の賠償を考えれば賠償になるのかどうか。賠償に該当しないのであれば、状況からみれば不納欠損。支払わなくてもいいですよという免除するのが妥当なのかどうか。安易になんでもかんでもこれはいいだろう、かわいそうだからいいだろうということではなくて、役場あるいは行政は継続してやっていかなくってはならない部分がありますから、その辺の考え方をきちっと議論した上でこういうことをやっているのかどうか。つまり中身は心情として、情としてはうなずけますが、果たして執行行政全般、将来にわたって行政のあり方を考えた場合に是なのか。3月以降であれば、私はもちろん震災以降であれば、ある程度はやむを得ないことがあるのだらうと思います。これはまごうことなく震災前の2月分であり、3月の3分の1、10日、11日の分であるという認識をすればどうなのか。その辺のご議論はきちんとされたのかどうか。今後に与える、みんな支払いを求められるよりは支払わないほうが、それは諸手をあげて町長大したもんだ、下水道課長大したもんだ、拍手喝采浴びると思うのですが、それだけで果たして済むのかどうか、その辺の判断がどのようにあったのかお聞かせください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） それでは、ご質問にお答え申し上げます。

す。

まず、議論はしたのかどうかという質問でございますが、原発災害から1年半以上経過しておりますが、町民の皆様は健康、仕事、暮らしなど、あらゆる面で困難な状況に直面し、先行きの不透明さから精神的不安、将来への不安を抱えるなど深刻な状況に置かれております。町民の皆様が避難先での生活の不安を払拭して、日常生活の安定化を図れるよう町が前面に立って取り組みを実行しなければなりません。

町民の皆様に対し東電の賠償金が入っているとはいえ、大部分の皆様は弱者であり、生活費を切り詰め、借り上げ住宅、そして仮設住宅で暮らしているところでございます。

浪江町下水道条例施行規則第17条第1項第1号に使用料減免の条項があります。そこには「天災またはこれに類する非常災害等による被災者が、生活困窮の状態にある場合」とありますが、今がまさに全町避難という非常事態であり、この条項を今適用しないで、いつ適用するのかという深い疑問を感じておりました。

そこで、我々議論をつくしまして、こういう結論に至ったわけでございますが、この減免条項を鑑みれば、この減免条項を絵に描いた餅で終わらせることなく、町民一人一人の減免額が微々たるものでも、町民の皆様には町は自分たちに寄り添っていると感じてもらえることが今必要だと考えております。

当時の経過でございますが、今回の減免対象になる平成23年2月使用分につきましては、発災の週の3月7日頃に検針は終了いたしました。口座引落とし依頼書を銀行へ送付することができないまま原発避難となったところでございます。検針後から避難までの使用料につきましても、3月分ですが、もちろん検針も不可能であり現在まで続いている訳でございます。

この時期になった理由でございますが、平成22年度決算作業につきましては災害対応業務に苦慮している中での作業であり、通常業務ができていない状況で、未収金に関する検討の余地というものはありませんでした。このことによりまして平成23年度決算のこの時期になってしまったということでございます。

賠償に関しましては、原発避難によりまして請求行為ができなかったということでもありますので、今後請求する対象に組み入れてございます。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 今の論点は、免除したら皆さんけっこうになり、避難のためになるのかということなんです。言葉尻をとらえて

だからいいのですが。また、全体の行政執行、行政を考えて、本来なら払わなくてはならない部分が免除になったと。本当に被災にして、それ以降のものについてはそうだろうと思うのですが、つらつら全体を考えると延滞関係もそうなんです。5年間我々戻らないでこの状況でいるということは非常につらいことではありますが、そこでも次回からは、払わないでずっといた人が、どんどん毎年得をするという表現はまずいと思いますが、まじめに払っていた人が何か辺だなという思いも出てくる。保険関係では2年ぐらいで失効になるという状況なのですが。

もう1回こういったことは、やはり下水道も上水道も負担金はきちんと払わなくてはならないでしょう。払うものは払う。要するに権利と義務なんです。義務をきちんと果たして権利を主張するという姿勢がないと、浪江町の復興というのはできなくなるのではないかと私思うのです、精神的に。その辺のことを含めて十分検討されたいのですが、安易になんでもかんでもはいはいと迎合的な形でやっていくというのは、私は行政のあり方としてはいかなものかという強い思いがありますから、今後こういったことをやるのには、皆さんが十分慎重に考えながら、一つの行動結果になるようにお願いしてきております。安易にやらないできちっとした考察をし、知恵を絞って、町民が独立不遜の精神で復興に向かわれるような精神的なものをきちっと身につけていながらやるんだというひとつお願いを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第51号 東日本大震災による被災者に対する下水道の使用料等の特別措置に関する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第52号 東日本大震災による被災者に対する農業集落排水処理施設の使用料等の特別措置に関する条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第52号 東日本大震災による被災者に対する農業集落排水処理施設の使用料等の特別措置に関する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第53号 東日本大震災による被災者に対する水道料金等の特別措置に関する条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君） たびたび申し訳ございません。これは健康保険税の。

〔「水道料金」と呼ぶ者あり〕

○17番（勝山一美君） すみません。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第53号 東日本大震災による被災者に対する水道料金等の特別措置に関する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第54号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君） これについては、今回値上げということになりますよね。どちらのほうかな担当は。それでこの間から現況は変わっていませんよね。免除になっていますよね。それでこの条例がなぜ必要なのかということ。交付金か補助申請のために必要なんでしょうけれども。ではなぜ値上げしなくてはならないのか。かかっているのはわかりますよ。

「値上げではない。」と呼ぶ者あり

○17番（勝山一美君） 値上げでない。また今言われたら私言えなくなった。私の考えが間違っていたら間違っていると言ってください。私は多少の値上げになるのではないかと。補助金、交付金等の申請のためにやむを得ない。全体的にはマイナスになるそうです。

ただ、これを今支払いしていないのに、なぜ変更しなくてはならないのかという問題なんです。補助金あれば従来どおりで、それに見込み金額をプラスしていけばいいのであって。その辺お願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

本来全額減免ということで、健康保険税そのものは減免されますが、一応昨年と今年度と比べまして医療費そのものが約1億1,413万円ほど伸びております。当然医療費の自己負担がなくなっていますから、それにかかる経費が増えるということであります。

それにつきましては、減免額全額、災害臨時特例補助金が80%、特例調整交付金が20%、全部で100%補てんされるわけですが、全体的な医療費そのものも伸びておりますので、当然それにかかる経費も多くかかります。その部分につきましては、従前であればいろんな交付金、補助金、不足分を国保税で賄ってきたわけですが、当然その部分も上げざるを得ない。当然歳入歳出のバランスが取れないので歳入の減収分を補助金、交付金等で補てんしてもらうために

は総事業費そのものに係る費用をまず算出させないと、補助金の申請等ができなくなる。つきましては全額補てんされるということで、総体的な試算の中でこれだけかかります。これに対してこれだけ減免しましたので、この分減収が発生したので、その分を補てんしてくださいという形のための今回改正でございます。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 議案第54号については、確かに課税基礎、税率引き上げになるので、その分でいえば引き上げではないかという勝山理論も出てくるわけですが、加入世帯の増加によって、結果として、国保税そのものは1世帯当たり1万3,694円、1人当たり7,956円の引き下げになったという構造になっているという条例の改正であります。そこを確認した上で、実はこれは議案第61号と一体のものなんです。

一緒に絡ませてお尋ねしますが、議案第54号の資料によれば、医療一般、それから介護支援金を含めて所要の算定額、標準算定額の総額は9億9,842万2,000円、10億円です。これは提出資料の裏表をただ合計しただけですが10億円になる。それで議案第61号の国保特別会計の国保税の補正後の金額はいくらになるかというと5,378万3,000円なのです。それは課長、国保会計の担当は違うからですが、この議案と関連があるのでそこまで承知していると思います。

要するに、課税算定基礎に基づく算定総額が10億円。しかし今年度国保特会の補正後の国保税総額は5,378万3,000円。単純な考えですが、これだけ必要だという算定しておきながら、国保特別会計で国保税の課税総額収入総額が5,300万円ということであれば、必要な額と課税総額の齟齬があまりにも大きいのではないかと。こういう予算組みでいいのかと。議案第54号の関係で、議案第61号に跳ね返ってくるわけだけでも、こういう流れでいいのですかということをお尋ねしたい。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

議案第54号では今お話ししたように、総体的には1人当たり、世帯当たり、これは被保険者数、世帯数が増えておりますので、全体的には減額という形になります。

ただ後ほど、国保特別会計の補正予算でも出てくるとは思いますけれども、補正予算につきましては、当初予算額を算定した時点では暫定的な形での予算計上しています。本算定の時点で、当然補正の

で組み替えをしていくという形になりますが、その予算額全額を今回減免していくという形で、本来なら一旦補正で増額しておいて、またこのあと減額という形になるかと思いますが、その部分につきましては相殺させていただいた形の中で、当初予算の全額を減免する。最初にいいました補正で5,584万円につきましては現年分ではございませんで、現在滞納分が現年度で入ってきておりますので、その部分で当初存目程度の予算計上をさせていただきましたが、その後、相当滞納分が入ってきておりましたので、この段階でそれぞれの補正で増額補正させていただきました。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 非常に整理をされていて、お答えいただきまして、その関係、流れがよくわかりました。これはこれで了解であります。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第54号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第55号 浪江町国民健康保険条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） これは福島県が健康管理基金から18歳までの医療を全額無料ということで、それに伴う条例の改正であるということは承知しております。

その上でお尋ねしたいのですが、浪江町は町長はじめ町民要望に应运町長の決断で、中学3年生まで医療無料に、県内でも先行して実施をするという状況になっておりました。今回18歳まで医療無

料になるわけですが、前年にわたってそれぞれの市町村の医療、無料制度の枠を越えて、全額県が医療費の負担をするという制度なのか。それとも市町村負担は残るという問題があるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それではご質問にお答え申し上げます。

町の負担が当然出てくる状況であります。その負担というのは、県では小学校３年生から１８歳までということになっておりまして、小学校３年生以下については、町で負担をするという状況になっております。

○議長（吉田数博君） ２０番。

○２０番（馬場 績君） という問題があるということなのです。

１８歳まで医療費を無料にしたということについては、私は一歩も二歩も前進だと思います。まして福島県民すべてが被災者という立場に立てば、なおのことだと思うのですが、ただしの問題が出てくるんです。今課長が答弁されたように、小学校３年以下、年齢的に言えば何歳ですか。要するに９歳以下の医療費については町で負担するということになるということで、１８歳までの医療無料という一律一元的なそういうものではないと。私は福島県が１８歳まで医療無料にするというのであれば、文字通り上から読んでも下から読んでも医療無料にすべきだと思うんですが、繰り返しますがそうならないということです。

そのことについて、いや浪江町では、中学校３年生まで既に全額医療費の無料化を社会保険も含めて無料化を進めてきたと。県内の相当の市町村も中学校、あるいは一番高いところ、高校卒業までというところもあったわけですが、そういう流れの中で医療無料を実施するとすれば、一部負担を残すというようなやり方ではまずいのではないかと。全額文字通り看板に偽りなしということで全額医療無料にするべきではないかと思うんです。県のほうの財政負担の問題だからここで答えられないというまま、あとの議論できないわけですが、制度上の問題も含めて町長なり担当課長として、このことについてどういう見解をお持ちなのかお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 今、馬場議員のおただしのとおりでありまして、当然のことながら町では１８歳以下の無料化というのは当然県でやるべきと考えております。町でこれは前から懸案というか、多分なるのではないかという疑問をもっておりまして、いわゆる県

での18歳以下の制度と考えておりまして、県のほうにもそういうことのないようにということで再三再四求めてきたわけございまして、ところが、県のほうでは18歳以下の医療費は小学校4年生までということでございます。これからも県に対して全年齢について医療費無料化するよう強く求めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第55号 浪江町国民健康保険条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第56号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第56号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第57号 浪江町防災会議条例の

一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君） 2、3お尋ねいたします。この防災会議の条例の一部改正なのですが、今回の震災に十分反省、あるいは防災会議のあり方の反省、あるいは検討がなされて今回の一部改正につながっているのかどうか。

それからもう一つは、条例というのは内向き、皆さんいろいろな取り組みでの条例ですが、町民が等しくわからなければならないこともあろうかと思うので、6条で次の資料なのですが、3条の6、旧をみると第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数、それぞれ6人以内、5人以内、2人以内、11人以内及び9人以内とする。と旧はなっておりますが、今回は6人以内、5人以内、2人以内、11人以内、9人以内及び8人以内。この表現、私理解できないのですが、9人とあれば9人以内と明記されているのですが、これは私要綱がなかったものですから、中身を十分検証しないで、これだけを見て9人以内及び8人以内というのはなんなんだという解釈ができませんので、ご質問します。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。国の災害対策基本法の一部改正の理由でございますが、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、防災に関する組織を充実し、地方公共団体間の応援に関する措置を拡充するとともに、広域に渡る被災住民の受け入れ並びに災害対策に必要な物資等の供給及び運送に関する物資などの必要があるため、今回の一部改正を行ったということでございます。

それから、6条の9人以内及び8人以内とするということでございますが、これは国からの指示の内容でこうしたものでございます。

○議長（吉田数博君） 暫時休議します。

（午前 9時56分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時56分）

○議長（吉田数博君） 答弁、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） それではご質問にお答えを申し上げます。7号が9人、8号が8人ということです。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） わかりました。ただ、今回の議案第57号改正が私は早いなと思ったんです。要するに、震災のときの防災会議はどうだったのかということをやはり検証して、本来なら国の改正があったからやらなくてはならないのかもしれませんが、やはりいずれ我が町の防災会議の変更も私はしなくてはならだろうと思います。何がよくて何が悪かったのか。そういうことを検討はじまっているのかどうか。人間の記憶ですから時間が経ってしまうと、どんどん忘れていくという傾向がございます。ですからある程度熱いうち。ちょっと冷め際の時に、本当に冷静になって何が良くて何が悪かったのか。悪かったところは当然前向きに対応していくと。そして二度と大きな犠牲は出さないと。震災とか災害、自然災害はやむを得ないことでありますから、二度と犠牲を出さないような方策をとるという町当局としてはそういった強い意思は必要だろうと思います。ですから、そういったことをはじめているのかどうかお答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁、災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

県では現在、福島県地域防災計画の一部修正、いわゆる見直し作業を行っているところでございます。今後、県は新指針には具体的な意見などで修正を重ね、来年3月までに新たな計画を策定するとしております。

当町においての防災計画の一部修正につきましては、今回の災害対策基本法の一部改正に伴う浪江町防災会議条例の一部改正、それから浪江町災害対策本部条例の一部改正が修正の基本となる大事な部分になりますので、今後国県の動向をみながら、一部の修正作業に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 今の答弁で了解しました。うちだけではなく重要なことですから。確かに県、国が決めたこと以上のことは決められないという条例も悲しいさがあります。要するに上位法では、それ以上のことはできないことありますから、多少国と県の動向というのは必要かと思います。

しかし、国でもなければ県でもない。本町に合った防災というのは必要ではないかと。一律おしなべた県、国の防災計画から突っ込んだ形で、本町に合った防災のやり直し、見直し、防災会議の見直しは必要かと思います。なんでも有り難く上からのものを有り難く頂戴するということではなくて、浪江独自できちっとした検証をして、ひとつ設定方、強くお願いしておきます。答弁はいりません。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 議案第57号は、いわゆる自主防災の組織の問題だと思いますが、条例の制定と実態が自主防災の活動できる状況にあるのかということをもた切り離して考えても問題はないわけですが、こういう事態において自主防災協会を組織するということの最大の眼目はなんでしょうか。あるいはこういう事態における防災会議は有効に機能するとお考えですか。

いずれにしても、きのうも厳しく求めたわけですが、もとの条例がどうなっているのか。ないと、やっぱり掘り下げて研究調査はできないでしょう、我々だって議案調査ができない。そのことは繰り返しませんが、これを見る限り、字づらから判断せざるを得ないという問題はではないかということでお尋ねしたわけですが、お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。今、復興計画が最終的な局面に入って、今月下旬には復興計画の答申を受ける運びになっています。その中に、私ども町に戻ったときのまちづくりの一環として、やはり減災のまちづくりというものもうたわれております。

そういう形の中で、これから復旧、そして減災に向けた形の安全、安心のできるまちづくりをするために、防災会議の設置をしながら、そして強力に防災を対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 現状についてお尋ねしたわけですが、自主防災組織で今活動している地区というか組織はあるのでしょうか。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。現在、浪江町自主防災組織、8団体ございます。まず、藤橋行政区自主防災会、苅宿行政区自主防災会、幾世橋地区自主防災組織、酒井地区自主防災会、上ノ原地区自主防災会、それから津島地区自主防災会、川添北地区自主防災会、畑川地区自主防災組織となっております。活動は行っております。認定が平成15年から平成22年になっております。

○議長（吉田数博君） 暫時休議します。

（午前10時05分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 10 時 05 分）

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） 活動状況でございますが、3.11からの活動はされておられません。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第57号 浪江町防災会議条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第58号 浪江町災害対策本部条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

16番。

○16番（小黒敬三君） 議案第58号で文言訂正であります。提案理由が災害対策基本法の一部改正に伴いということで、先ほど勝山議員のほうからもありましたが、今回の震災を受けての条例改正というよりも、我々自主的な改正ということよりも、上のほうの一部改正に伴ってということなのですが、今回どうせやるのであれば、この条例の根本的な見直しを図るべきではないかと考えます。

ということは、この2番の災害対策副本部長のところがあるのですが、これは「災害対策本部長に事故があるときには、その職務を代行する」ということではありますが、災害本部長は町長だと思うのですが、副本部長は誰になるのか、そのところ。

あと基本法が上位条例だということですが、上書き権はあるわけですね。そのところを教えてください。

○議長（吉田数博君） 災害対策課長。

○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。
副本部長でございますが、副町長だと思います。

○議長（吉田数博君） 暫時休議します。
(午前 10 時 08 分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 10 時 10 分)

○議長（吉田数博君） 答弁、災害対策課長。
○災害対策課長（岩野寿長君） ご質問にお答えを申し上げます。
災害対策本部の副本部長でございますが、副町長、それから教育
長でございます。
[「条例に対する上書き権」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 暫時休議します。
(午前 10 時 10 分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 10 時 11 分)

○議長（吉田数博君） 答弁、檜野副町長。
○副町長（檜野照行君） 質問にお答えします。
この法律とこの条例の関係には上書き権があります。ただし、関
連する部分については、効力は大事だと解釈はされています。上書
き権。ですらか自動的にぽんと変わったから、浪江町とか各自自治体
に条例を自動的に上書きされて、条項の番号が変わるという姿にな
っています、実際。

○議長（吉田数博君） 16番。
○16番（小黑敬三君） 上書きの件だったのですが、その上部条例で反
しない限りは、補足とかそういうものをやっていいのですか。それ
も認められていないということなののでしょうか。

あともう 1 点、なぜ副本部長を聞いたのかというと、例えば南三
陸町の場合、町長、副町長が亡くなりました。本部長が総務課長か
誰かになったのですが、これはちょっとおかしいのではないかと
いう議論がありましたよね。町長というのは町民から選ばれてなっ
ています。そうすると政策判断するのは、役場の一職員が政策判断が
できるか。本来であれば議会から出すべきではなかったのかという

議論があります。議会というのは、町民から選ばれていますので。ですから、本来の災害対策基本法自体が一応消防法の系列できています。

ところが本来全町避難という大災害になると、消防法だけではとらえきれない。行政一般に波及しますので、この条例自体が今国で一生懸命やっているかどうかわかりませんが実態に合っていない。民主主義の根幹にもあっていないということになりますので、ここでこれ以上覚えはないんですけれども、一応問題提起をして、そのところをどう考えるのか、答弁をお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁、檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えいたします。

今、16番議員から提案があったおたただしですが、まさにそういうことが、今までの概念の中では確かにそこまで詰められて書かれていないというのは、そのとおりです。ですから、今回のようなものは我々実際に経験していますので、今後当然にそれらを含めて実際に、こういう状況の中でも動けるような体制ができるような条例あり、実態をつくる必要があります。その辺は議会含めて一緒に検討を続けてやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 関連質問になってしまうのだけど、上書き権があるのではないかという質問に対して、檜野副町長はないという答弁ですので、そこはきちっと議会とのやりとりですので、整理をして改めてお答えいただきたい。

それから第2点は、今回の原子力災害を受けて、国も県も防災対策について、大幅な見直しをしております。防災会議の条例の一部改正ということは、上部からの通知でこういう手続きをしたということだと思うのですが、我々全町避難をしているという立場から言えば、副本部長の体制改正の問題だけではなくて、災害対策そのものの自体を見直しをすると、そこからは始まるべきだと思うんです。検討に着手しているのか。着手して今後どう取り組みをどういうふうに進めるおつもりなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） 質問が2つほどありまして、上書きの件と、検討を実際にどうするかということですが、上書きについては確認を1つさせていただきたいのですが、直接的な上書きといいますか、国が確認をしてお互いに発注させないとかだめなのかという確認の意味だと思いますので、その辺を確認させていただきたいということ。

検討自体は、はっきり申し上げますと、今喧々囂々やっているかというところまでは実際やっておりませんが、我々今、復興計画も含めて浪江町の運営も含めて、今後どうするかということ今盛んに100人以上の町民と一緒にやっていますので、その中で浪江町の安全、運営、防災も含まれてますので、その辺を含めながら今指摘をされた部分も、当然にそれらでもってしっかりと考えていく必要がありますので、それはただらだと時間を投じるという意味ではなくて、検討をはじめたいと思います。それについては、当然に議会の方の援助なりご支援も求めますので、その辺については一緒に、ある程度我々が検討したものを含めて一緒にやりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

上書きについては、少し内容を確認させていただき、それについてもう一度答弁いたしますのでよろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 上書き権については、再度確認の上、答弁されるようですから、そういうふうにしておきます。

それと、これは要望ですが、町長も先ほどの議案に対して原災、防災安全、安心のまちづくりを町民とともに進めるということでした。やはり町の防災対策の方針、避難していると何があるかわからないということは、それが災害だと。だから全町避難をしているという状態での防災対策のあり方についても、全体的に整理することとは難しいかもしれませんが、少なくとも指揮系統も含めて、原発災害に対する対応も含めて、反省も含めて、新たな方針を策定すべきだということであります。

それが、原災、安心、安全のまちづくりの問題にもなっていると思いますので、ぜひ執行者におかれましても町民から意見をいただいて、一步前進の取り組みを要望いたします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第58号 浪江町災害対策本部条例の一部改正について採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君） ここで10時35分まで休憩いたします。
(午前10時21分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前10時35分)

○議長（吉田数博君） ここで、檜野副町長から発言が求められておりますのでこれを許可いたします。
檜野副町長。

○副町長（檜野照行君） 先ほどの議案第58号の審議の中でおただしのあった上書き権についてですが、質問の趣旨がはっきりいたしました。上書きというのは、浪江町の条例に浪江町独自で、いわゆるお仕着せではなくて浪江町が考える機能、やりたいことを書き込むことができるのかということでしたので、それは当然に浪江町条例ですのでできます。先ほどは、明解な答弁をせずに申し訳ございました。

〔「上位法に違反しない限りという」と呼ぶ者あり〕

○副町長（檜野照行君） おかさない範囲ではということであります。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第59号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第3号）、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 一般会計補正予算について何点かお尋ねいたします。

まず、子ども手当に関する問題です。歳入では9ページ、歳出では19ページ、財源構成については、制度改正に伴って国庫支出金が2,589万円の減額、それから一般財源が562万円の増という形で補正計上されております。

ここで2点ほどお尋ねします。改正子ども手当、子供のための手当と変わったわけですが、支給総額、対象者数、総額はいくらになるのか。総額に対して国庫支出金は幾らで、一般財源持ち出しは幾らなのかお尋ねいたします。そこまで答えられると思うのですが、なぜそうなったのかということについても付け加えていただけれ

ば、質問者である私の意図するところに正面からお答えしていただければと思います。

子ども手当が子供のための手当に改正されるにあたって、その財源として年少扶養控除が廃止になったことは町民税務課長もご存じです。

さらに、住民税においては今年の6月から増税と、所得税については今年の1月から既に増税が実施されているということですが、年少扶養控除廃止に伴う増税負担は、浪江町の場合どのぐらいになると計算されているのか。わからなければ、わからないということではなく、あとでお調べいただいてお答えいただくのも結構ですが、そういう問題があるのでお尋ねいたします。

それから13ページ、14ページわたってですが、復旧復興基金の積み立てが2億3,493万5,000円で、説明欄に現在の残高は42億1,719万3,000円。それから復興交付金基金の積み立てが1,875万円、それから14ページで気になったのは財政調整基金です。今回その積み立てが2億850万円を積み立てすると、現在残高は13億2,873万1,000円。この3つを合わせると、先ほども議論になりましたが、復興交付金については事業限定ということがありますが、価値として復旧復興町民生活再建支援のために使われる財源として、この3つを合わせると55億6,467万4,000円になるわけですが、この現在残高でどういうものか確認をいたします。

それから、これに合わせて今年の9月に復興交付金、浪江町に16億6,000万円入ると。福島県全体では258億2,100万円ということで、9月交付分、これは県からの書類ですから間違いありません。これも含まれているのかということに合わせて確認しておきます。

それから18ページ、社会福祉費の工事請負費で、補正予算が計上されております。内部被ばく検査の建屋改修工事、今回補正計上ですからこれからだと思うのですが、私もときどきあそこに寄るんですが、一部工事がなされておりますが、それとはまた別なのか。もっと端的に言えば、今回の補正については事前着工になっているのかいないのかということです。

それから21ページ、保健衛生費、母子衛生費ということで、妊婦健診費用弁償ということで扶助費52万円が計上されております。細かい話ですけれども何人なのか。当然のことながら母子手帳のある人だと思うのですが、そうだとすると、費用弁償とあわせて考えれば、大阪府に避難している妊婦が妊婦健診を受けるための費用について負担するということなのかどうなのか。費用弁償の内容についてお伺いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） それではお答えいたします。

子ども手当に関する補正予算は今回3点ほどあります。まず補助金の内容のほうで8ページ、国庫補助金が3,140万円の減ということになりますが、これの大きな要因は、補助金が国庫補助関係は77%から69%負担率が今回4月分からの支給から今回の法改正で、子ども手当負担ですが、今回は児童手当と改正されたということで、それとともに負担率が変わったために補助金額が減ってきたということであります。

9ページでも国庫県負担金です。児童手当、子ども手当の県負担金が増加したということは県と町の持ち分が増加した。細かくわかれているのですが、大まかに申しますと、いままでは国が負担が77%、あと残りの23%を町と県と半々ということだったんですが、その割合が国が69%、県が15.5%、町が15.5%ということで県の負担も増加してきたということで、県負担金が増加したということでございます。

歳出のほうで、19ページでは子ども手当ということで、支出総額は3億1,150万円となっております。対象人員は2,264名となっております。

○議長（吉田数博君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） 年少扶養控除の額ということですが、把握しておりません。これにつきましては、平成22年、平成23年の確定申告そのものが申告期限の延長でございまして、まだ集計されておられません。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 13ページ、14ページ、まず復旧復興基金の現在高であります。これは補正後の現在高を起債しております。財政調整基金につきましても同じでございます。

また9月には新聞発表になったということで16億6,000万円ほどは、復興交付金ではありませんので、特別交付税でございます。震災復興特別交付税ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは内部被ばく検査建屋改修工事でございますが、これは今後、雪、台風といったものに備えた雪よけの改修工事となっております。

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） 妊婦健診の補正増ということなのですが、これは県外で妊婦健診を受けるための補助でございまして、

当初の見積もりが低かったということで54万1,000円の当初予算ではあったんですが、予算が過小見積もりであったということが原因で今回の補正増でございます。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 子ども手当、児童手当として支給される分だということですが、名称はどうでもいいのですが、負担率も絡みましたが、要するに去年の8月、民主党、自民党、公明党の3党合意で財源不足の問題などいろいろあるということで、3党で検討を開始するということで、その後の制度改正がこういうふうになってきているということですが、子ども手当総額は3億1,150万円。町の負担分はいくらになるのかということについてのお答えがありませんでした。今、言われた残りの割合、逆算すれば出てくると思いますが、町の負担が前の予算と比べて、いくら増額負担になったのかということをはっきりとさせていただきたいと思います。

それから、申告の問題はあるけれども、子ども手当について先ほど言った3党合意の経過があって、財源確保のためにということで年少扶養控除が廃止になったことは間違いありません。

町としては、申告所得の督促ができていないので、その実態はわからないということですが、それはそれでやむを得ません。子ども手当を廃止する代わりの財源確保ということで、年少扶養控除が廃止になったという経過について間違いはないのかどうか確認いたします。お答えください。

それから、それぞれの基金の残高、復興交付金についてお答えありませんでしたが、これは今回補正に出ている1,875万円、現在高はこれでよろしいのかどうかお答えください。

それから特別交付金でした。課長は1億6,000万円と言ったような気がするのですが、私の資料では浪江町は16億6,000万円だと思うのですが、9月交付額ということでの金額なので、今回の補正には、私が見る限りでは見つからなかったんですが、それがあるのかないのか。計上されているのか、計上されていないのか。お答えください。

それから、内部被ばくの控え室検査建屋改修工事の予算は、工事費は、事業費はいくらなのか。項目説明はありますが、金額が示されておりません。

それから、工事内容については、雪よけのための屋根工事だと。私もつい4、5日前行ったんですけれど、通路の部分、雪よけの通路部分の屋根工事は、私は近眼が非常に強いので別な角度を見たのかどうかわかりませんが、工事は終わっているとみてしまったので

すが、私の錯覚なのか、それとも事前着工なのか。そこは議会との関係ですのでお答えいただければと思います。

それから、妊婦健診についてなのですが、当初からすると100万超という予算で費用弁償するということです。おそらく県内分だということですからわかりましたけれども、県外の人達の妊婦健診は、当然のことながら今の母子衛生に基づいて、どこにしようとも検査は受けられるということだと思うんです。ただ、県外の場合の費用弁償はあるが、県外の費用弁償はないと先ほどの答弁でとらざるを得ないんですが、そのところはもうなっているのか。あるいはどうしようとしているのか。

それから、妊婦健診に絡んで、社会保険二本松病院の周産期医療が3月で休診になった。現在のところ二本松病院の産婦人科は来年3月までは妊婦健診は行いうけれども、4月以降の出産予約は受け付けていない。安達地方の中核医療機関に、二本松市では唯一周産期医療を行っている病院であります。休診となれば、市内で出産できる医療機関はない。安達地方の周産期医療の拠点を守っていくべきではないかという9月16日の民友新聞の社説です。

県内妊婦健診について、当然のことながら安達地方に浪江町民が避難していると。やはり大きな立場で社会保険二本松病院の周産期医療、妊婦健診の体制を守っていく必要があると思います。

町長も情報としては、そういう情報を聞いていたと思うのですが、安達地方の自治体ではないということ。まさに、ここで1年半を越えて避難生活を送っていると、町民に直結すると問題だと考えるわけです。その立場から町長はどう思うのか。やはり安達地方の自治体とも連携をして、危機的な状況を突破するために、連携体制をとる必要があるのではないかと思います。現状認識と今後の対応について考えているところをお答えください。

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） 浪江町の負担は、子ども手当についていくら増加したかということですが、1,240万円の増加でございます。

○議長（吉田数博君） 町民税務課長。

○町民税務課長（大浦泰夫君） 年少扶養控除の額は廃止になっているかの質問でございますが、廃止になっております。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（根岸弘正君） 13ページの東日本大震災復興交付金基金の現在高であります。これは新たに設置する基金でありますので、今回の補正額が現在高ということでございます。

16億6,000万円は震災復興特別交付税ということで9月に交付になっております。ただ、その予算措置につきましては、地方交付税の中の特別交付税の中で既に予算としまして約15億1,800万円を既に6月補正まで出ております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは内部被ばく検査建屋改修工事の説明についてお答えいたします。

すでに先ほど雪よけのための工事、それもやらなければならないこれからのものでありまして、金額は150万円ほど予算に計上させていただきました。

いままで、多くの方々がホールボディカウンターの検査をやってまいりました。子供さんから80歳、90歳の高齢者の方々もやってきておったわけございまして、非常に検査の場所が狭くて危険であるということは、前からも指摘されておりました、それは常々頭の中にあったわけでございます。

今回の150万円の予算の中で、一部建屋について着工したものでありますが、あそこに皆さんの安心、安全のための通路を設けたというのが現状でございます。

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉こども課長（星 光美君） 県内の妊婦健診の状況ということで、県内に関しては、当初予算で母子衛生費の委託料で計上しております、委託して国保連合会のほうから請求がきています。妊婦健診助成金ということで実施しております。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 周産期医療の拠点を守るべきだということで、これは新聞記者のほうから私も聞いておりました。そういう中で、二本松市長には、拠点をなくすべきではないのではないかということで、いろいろ私ども生活をするのにお世話になっていますが、医療の問題についても我々お世話にならなくてならないということで、一緒に連携強化をしていきたいと思いますという話し合いをしたこともございます。そういう意味で、連携の体制をつくっていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 20番、よろしいですか。

○20番（馬場 績君） 子ども手当の制度が変わったわけですが、町負担の増加が1,204万円という増加だけだということですが、システム改修等の必要はなかったのか。あったとすれば、そのための追加費用はどのくらいということについてお尋ねいたします。

年少扶養控除廃止の問題については確認できましたのでわかりま

した。

それから、基金の残高、町の現行活用可能な復旧復興に有効活用が当面の財源は、3つを合わせると55億5,400万円ということも総体として確認、これはわかりました。

16億6,000万円については、すでに6月補正で15億超、補正計上しているということですので、決定通知予算額は1億5,000万円ほどになるわけですが、特別交付金の追加交付も今後出てくるといこともわかりました。

それから、診療所の建屋改修工事ですが、担当課長、苦しい答弁をされているということはわかります。確かに私も診療所でホールボディカウンターの検査を受ける際にも、裏から入るようになっていて、すでに工事は終わっておりましたが、狭い所で土手を下って出入りをするという患者も結構いるわけですし、正面に回るといことになれば、これもまた裏口の通行の安全を守るために建屋の改修工事は必要だろうと。安全、安心のために必要だと。工事の目的や内容については120%理解しています。その上でなんだけれども、やはり議会と執行者との関係で担当課長は苦しい答弁をされたわけですが、一部工事が終わっていると。別な言い方をすれば事前着工だという判断ができるわけですが、なんらかの形で、これはこれで今議会中に議会に対して、なんらかの態度表明をしておくべきではないかと思います。そのことで協議するというのであれば、議長において調整のため時間をとっていただくことも、質問者の私としては、なんら支障はありませんので、よろしくお取りはからいをいただきたい。このことについての監査の意見は求めません。そういう場合の問題について、代表監事はどういう見解を持つのかと。あなたも監事の一人なんだから、そのぐらいのことはさっと回答をなさいと。

それから、社会保険二本松病院、周産期医療はどんなことをしても守っていく必要があると思います。

町長は、もう既に二本松市長とも情報交換をしてるし、今後連携強化の体制をとっていきたいということですので、いろんな形で安達地方の行政、ある意味では共同組合と市民ぐるみの運動なども展開されると思うんです。まさに市民ぐるみの運動で、3月で終わりにさせないということのために、本当に二本松市民とも連携して、何とか残存の方向で、残せる方向でお力添えをいただきたいと、私からもお願いしたいと思います。先ほどの答弁で理解をしましたので、これに対する答弁はいりません。

○議長（吉田数博君） 福祉こども課長。

○福祉子ども課長（星 光美君） 子ども手当に関する事務費として、その他に支出はなかったのかということですが、システム改修ということで、6月補正でお願いしまして50万円、システム改修の委託料となっております。

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。
(午前 1 1 時 1 2 分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 1 1 時 2 1 分)

○議長（吉田数博君） 直ちに議会運営委員会に開催いたしますので、応接室にご参集ください。

○議長（吉田数博君） 暫時休議します。
(午前 1 1 時 2 1 分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 1 1 時 2 8 分)

○議長（吉田数博君） ただいま議会運営委員会において、診療所改修について、若干委員会審議と異なるのではないかとということで、直ちに文教厚生常任委員会を開催していただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 暫時休議します。
(午前 1 1 時 2 8 分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午前 1 1 時 5 8 分)

○議長（吉田数博君） ただいま行われた文教厚生常任委員会の報告につきましては、議長宛に委員長名で報告をお願いいたします。
ここで、檜野副町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。
副町長。

○副町長（檜野照行君） それでは、ただいまの事前着工について明らかになった上で、いろいろ指摘を受けたことについては、当然に今後このようなことがないように嚴重に注意をして、町政の執行にあ

たりたいと思います。本当に申し訳ありませんでした。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君） 10ページ、建物貸付収入として350万円、これらのこういう中から入るようですね。それから11ページ、1,000万円、これは返されるということなんでしょうけれども、管理者制度に則った第三セクターみたいなものですが、これは賠償かなにか入るということなのか。その辺きちっとどのような形ではいるのか、ご説明願います。

それから21ページ、農林水産業費の林業総務費の中で報償費35万円、金額は少ないんですが、捕獲隊謝礼となっています。これは想像するのにサルとかイノシシとか小動物の捕獲だと思うのですが、この35万円でどのくらいのことを見込んでいるのか。こういった形で捕獲をするのかお示してください。

長年避難してしまして1年6カ月、ほとんど手付かずの中で多分イノシシとかサルとか、その他農産物に害を与える、農産物は作っていませんが、増えている状況だと思うのですが、その辺の把握もどういうふうになされているか。もし、そういったことまでできているのであればお示し願いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） まず初めに、1,000万円と350万円の減につきましては、いこいの村でございます。これは平成22年度分の未納分でございます。これは8月7日に納入されております。こちらにつきましては、先ほど議員からお話がありましたように、賠償の部分から入ってきたということで、今回22年度分、1年遅れてきておりますが、納入していただいたということでございます。

それから、サル、イノシシの駆除でございますが、こちらについては1頭1万円の謝礼ということでお願いしておりますので、35頭分を予定しております。主に罠、これは檻ですけども、罠をかけてまして時期を見てやっております。捕獲隊ということで現在、ご協力をお願いしております、調査等もあわせてやっていただいておりますが、おただしのようにイノシシかなり増えております。我々現地に入った時点でも道路を我が物顔で動いているというのが現状でございます、ただ、サルについてはまだ山から落ちて来ていない状態でありますので、これから秋になりますと多分立野、室原地区に落ちてくるのかなと見られておりまして、そちらについてもやはり罠等を仕掛けて捕ると考えております。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） いこいの村1,000万円と350万円、これは賠償ということで1,000万円は貸付金ですから今回限りになると思います。また再開するのかわかりませんが。そうすると、350万円は、今後とも継続的にとられるんですか。それとも免責免除というんですか、あれがなにか出てくるのかどうなのか。その辺を今後どういうふうに考えているのか。本来なら営業もやっていませんし、町有地で町のものであってもどうなのかという判断。本来なら700万円、800万円、要するに税収相当分。従来あったやつを700万円にして、それでも大変だということで350万円、半分にしてやっている経過があります。ただ、営業をやってない中で、こういったものにも屈しなかったと。町側で賠償でそのままそっくりこちらで払ってくれるのならもらってもいいのかなんていう思いはありますが、町としては今後350万円はどういうふうにしていくのか。営業再開まで免除するのか。そのまま350万円もらうのか。

あとイノシシ、サルの実態も、入れない中ではありますが、やはり出ていたら、人間よりもイノシシ、サルの方が多かったなんていうことのないように今から少しずつやっていかないと、5年過ぎてどうか予算はもう少しとってもこれはいいと思うので。

それからあと、従来鉄砲の人も避難して、なかなか捕獲するための人員というのなかなか確保できないと思うのですが、その辺の今後のしっかりやっていくのかどうか。計画があったらお示し願います。この点だけ。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） まず350万円については、議員おただしのようにあくまでも固定資産税の2分の1相当額ということでやっております。委員会の中でもご指摘いただきましたが、今後それはどうなんだということもご指摘をいただいておりますので、要するに平成23年度は建物を使用していないということでとっておりません。平成24年度も当初予算に計上してございませんでした。今後、それはどうなんだということで委員会からも指摘いただいておりますので、内部でももう少し検討させていただいて、今後考えたいと考えております。

それから、猟師につきましては、現在、捕獲隊1名減りまして5名の状態でやっております。ですから我々としては、今の状態で大丈夫なのかどうかも、隊長に確認はしておりますので、今の体制で取りあえず今年はその体制でいくとお言葉をいただいておりますので、できるだけ活動しやすい体制を我々としてはつくって、捕獲の協力をお願いしたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 最後になりますが、350万円を平成23年度はとらないという方式のようですが、これはそうすると何らかの形で議会にお示しする機会があるのかないのか。町で決定したから免除だと、とらないということで済むのかどうか。最後にお聞かせください。

それからあと捕獲に関しては、5名というのは非常に心許ない状況なので、やはりしっかり対策対応お願いしておきます。

○議長（吉田数博君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（高倉敏勝君） まず350万円の件でございますが、これも同じ回答になりますが、委員会からもご指摘をいただいておりますので、内部で検討させていただきたいと思います。

それから、イノシシについては、先ほど申し上げましたように、捕獲隊の隊長といろいろ煮詰めながら、今後もっと人数を増やしたほうがいいのかどうか。事務も含めて検討させていただきたいと思っています。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 議案第59号一般会計補正予算（第3号）について反対の討論をさせていただきます。

大きな理由は2点であります。第1点は、今ほど檜野副町長から謝罪の言葉がありましたけれども、今回の補正予算審議の中で、公共工事の事前着工があったという問題であります。今後、このようなことのないようにするというのはごく当たり前のことで、この問題のことの重大さについてもそれぞれの執行者においては、深く反省とご認識をいただきたい。大きな問題としては、執行部と議会との関係で、議決されていない段階での予算の執行は、明らかに議会軽視である。私は別に健康保険だけの問題ではないということで討論の場に立っているわけです。避難生活による役場業務の多忙と混乱はあると思いますが、しかし公的な立場に立てば、そこに甘んじるわけにはいかないと。町の財務処理規則、公共工事の入札のあり方、根本的な問題としては、公務員としての公務執行、そのあり方が問われる問題だということであります。副町長のほうから謝罪の言葉がありましたけれども、再発防止も含めて言葉だけに終わらせないで、こういうことが二度と我々の審議の場で起きないよ

うに厳しく求めておきます。単なる反省を求めるということだけではなくて、補正予算反対の一つの理由でもあるということも、深くここに示しておきたいと思います。

それから政策的な問題が第2点であります。子ども手当が子供のための手当に変わって、システム回収も含めて町の負担が大きく増えたという問題もありますけれども、当初は政権党である民主党は、子ども手当、中卒まで2カ月2万6,000円という政権公約をしたわけであります。公約はしたけれども財源がないということで、半分の1万3,000円になった。それがまた政局の問題に発展して行って、先ほども申し上げましたけれども、去年の10月に3党合意でさらなる制度の後退が起きてしまった。3歳未満の子供、小学校卒業までの第3子については1カ月1万5,000円にすると。しかし、3歳以上の第1子と第2子は1カ月1万円。中学生も1万円ということで、非常に政策の混乱が起きたということであります。もちろん末端自治体としては、決まった制度政策に基づいて執行せざるを得ないのですけれども、そもそも子ども手当に反対するわけではありませんけれども、児童保育も含めて基盤整備こそ急ぐべきだと。無理な政策は慎重に判断すべきだというのが我々の考えでしたけれども、結果として制度が後退して、その財源確保のために住民税、所得税とも増税負担になったという、二重三重の政策的な失敗を繰り返したということが、この子ども手当の流れであります。私としては、子供の発育、発達のために、必要かつ十分な手当ををするということは、極めて重要なことだと思いますけれども、裏付けのない政策展開によって、結果的には二転三転する。行政事務の負担も増える。政治の信頼も損なわれるという問題にまで至ったことについて、私は厳しく指摘をして、今回の補正予算にこのことが含まれているということ。極めて重要な問題として反対の討論にさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 次に、賛成の方の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第59号 平成24年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君）　ここで、午後１時30分まで、昼食休憩とします。
（午後　　０時１７分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。
（午後　　１時３０分）

○議長（吉田数博君）　なお、３番、山本幸一郎議員より、午後からの欠席届が出されております。

◎議案第６０号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第１、議案第60号　平成24年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第１号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第60号　平成24年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。
よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６１号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第１、議案第61号　平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第61号 平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第62号 平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 新しい看板で仮設津島診療所ということであり、スタートすることになったわけであり、大げさにいえば、町立病院発足第1号補正予算ではないかと思えます。

1点だけ、補正予算に関連してお尋ねしたいんですけれども、5ページに一般管理費、使用料及び賃借料、今回は2つの補正が計上されておりますけれども、診療所に行くとなると福島市のほうからも診療に来るということで、町民が文字通り命のセンターとしてたよりにしているということでもありますけれども、ほとんどは家族の来るまでであるという。あるいはお友達と一緒にというのが現状でございます。そこで、いろんな設備機能も備わってきつつあるわけですが、診療所行きの巡回バスの運行について、現在どのようなになっているのかお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 巡回のバスでございますが、曜日によっては仮設ちょっと違いますけれども、二本松市からこの市内も含めて本宮市の仮設、福島市のほうは今、回っておりませんけれども、二本松市の仮設、それから本宮市の仮設の巡回バスは運行しているような状況でございます。詳しくは承知してございませんけれども、支援の範囲内ではそんな状況になっております。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） 巡回バスの件ですが、診療所のほうは二本松市の仮設をぐるっと回って二本松の駅を回って診療所のほうを回っています。本宮市の各仮設住宅をぐるっと回っております。そして福島市の仮設住宅においては、直接診療所のほうには向かっ

ておりません。ただ駅を経由しながら運行している状況であります。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） そうすると、福島コースについては、今の答弁はどういうふうに整理すればいいのかわからないけれども、ないのかどうか。2つの答えがありました。福島のほうはない。しかし、駅の方を通過して運行しているということですから、基本的にはあるということですね。

あと、二本松市、本宮市の仮設を巡回している。どういうスタイルで運行しているのか。巡回の頻度、おかしい答えは結構ですが、巡回のコース。仮設と言っても主な仮設なのか。本宮、二本松は全部の仮設を回って運行しているのか。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） 福島市は7つ仮設住宅あるわけですが、そこをずっと回りまして、そして市役所という格好で、あと福島駅から二本松駅に来ていただくしかないと思うんですけれども、その二本松駅から二本松市においても全部の仮設を巡回しております。そこから安達運動場の仮設住宅に来ていただくしか方法がないと思います。また、本宮市の仮設住宅については、すべてを回っている格好になると思います。

運行の回数なんですが、今手持ちに資料ありませんので申し訳ありません。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 今の答弁では、基本的には運行しているということがわかりましたけれども、私は調査不足ですけれども、診療所の診療科目も診療体制、仮設の診療所としては充実されつつあるということです。津島診療所を利用するということは、双方向の効果があるのではないかと思います。その上で、運行の頻度についてはただいまなかったんですけれども、少なくとも週1回ないし2回は運行するようにしてもらいたい。

それから福島交通については、7仮設を回って、福島の駅に寄って、二本松の駅までそういうコースで運行しているというお答えですけれども、仮設を回って福島の駅を回って二本松の駅止まりでは、率直に言って二本松の駅からどこかに行く人もいられるかもしれませんが、診療所の巡回バスの運行としては改善の余地があるのではないかと。駅から駅へということではなくて、仮設住宅を回っての運行であれば、二本松の駅ではなくて、やっぱりそこで下車するという方もいられるかもしれませんが、診療所行きのバスということで運行の改善はできないですか。そういう考えは全くなかったで

すか。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（中田喜久君） 福島市の仮設住宅を巡回しているバスについては、福島交通に委託している状況にあります。それで直接こちらで診療となるとまたこれは別な話ということで、今後どういう形がいいのかどうか、その辺考えていきたいと思います。

ただ、やっぱり皆さん遠いということでお話は実際来ています。ただ、診療所だけに運行するとなると、なかなか難しい状況があるのではないかと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第62号 平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第63号 平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君） お尋ねいたします。5ページ、支出の部で、目5下水道災害復旧費、補正前は0ですが、今回補正で410万円、浄化槽センター復旧工事となっています。これは終末処理場の修理なのかと考えるんですが、町長は再三秋頃3区分解除というお話をしておりました。一番最初、皆さんが帰れば、当然上から食べて下から出すという状況であります。小高ではこれができないで、仮設のものを作って非常に不興を買ったという現実があります、小高区の場合。私どもは入れるんだったら最低限のものは必要だろうと。町うち、特に合併浄化槽とかいろいろな方策がありますから、電気が通れば問題ありませんが、町内の方はほとんどトイレにも行けない

状況が出てくるのか。この410万円、工事費が20万円でそういったことが解消されるのか疑問に思ったものですから、私ができるように説明願いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） ご質問にお答え申し上げます。

この工事請負費につきましては、浄化センターの被害の詳細な調査をするための、事前の電源回復工事でございます。今、浄化センターの中に高圧の電気が通じてない状況で、中の電柱も当然倒れている。それを復元する工事でございます。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） それでは戻りますが、わかりました。

全体的な復旧復興はどのように考えておられますか。現況でも入れないという状況の中で、大変厳しいものだろうと。管もいろいろ検査していかなければならないだろうし。その中で、小高区のような状況がていしてくるのかどうか非常に不安なんです。この辺の計画、お示しできればお示してください。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） それではご質問にお答え申し上げます。

下水道につきましては、今後詳細な災害復旧の測量調査に入りまして、その後、査定を受けて復旧工事に入ります。ここに至る工程でございますが、詳細な調査の完了が来年度になります。その後、浄化センターの復旧工事につきましては、平成27年度中にある程度終わり、管渠が平成28年度までかかるという状況でございます。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 私が予想していたより若干遅れている。その間、そうすると仮設か何かを想定しているのかどうか、町内に。これね、状況が状況だからっていうことで。平成27年、28年という、3年、4年、5年という形になってしまいますよね。その前に物事はどんどん国からの要望で帰れるような状況を呈さなくてはならない。泊まらなくても一時帰宅できると。そんな中でのあれで、果たしてそういった計画でいいのかどうか。どうしてもいろんな諸状況でできないのかどうか。やはりそういった環境整備こそが復旧復興の中でも一番最初かなと思うんです。それと、ちょっと話がずれますが、家庭内ごみを早く焼却できる部分がないと、行っても出して家の前に積んでおくとか、せめて家庭内ごみぐらいは線量も低いでしょうから、どんどん燃やす状況を呈さないと片付けもならない。なんのために一時帰宅なのか。自由に出入りできるのかという根本の問題が崩れていくんです。それにトイレとか、上水道も問題もあります

が、その辺をできるだけ繁忙もわかります。その上で、なおかつ早め早めに使用可能にするべきだと思うのですが、その辺の答弁、課長、町長もしできるのであれば。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 議員おただしのとおり、自由に出入りができたとしても、やっぱり自然現象がありますので、応急的な仮設の合併浄化槽、あるいは上水道についても、今、放射線量についてはNDという値が出てますけれども、それも復旧するには相当時間がかかるということです。応急的な措置で、とにかく復旧のための作業員の方もいっぱいはいってきますので、その方々にも迷惑をかけないように、そして自由に出入りできる一時帰宅の町民の方にも不便をかけないようにとりあえずしていく。その間に、復旧をしながら完全なる復興といいますか、そういうものを目指していきたい。今、課長の方から平成28年に完全な状態に戻すというお話がありました。そういういわゆる時間的な問題も出てくると思いますけれども、できうる限り早くそういう環境整備を終えたいということにご理解をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第63号 平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第64号 平成24年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場 績君） 介護保険事業特別会計補正予算の6ページで、保険給付の補正計上がなされております。今回の補正は7,100万円

で、補正後が5億7,300万円、介護給付がある意味では給付している。長期化する避難生活、全然開放感もない避難生活、身体的に、精神的に窮屈な思いをしている中では、やむを得ない側面だと思っております。その上で、居宅サービスの給付が改善されたのではなくて、後退していると。利用者にとっては利用時間が短縮になって、なかなか以前のようなサービスも受けられないと。審査会にかかっても決定が遅れると。施設入所希望している人達は、ただでさえも待機者が多い上に、浜通り地方の特老、老健施設が壊滅状態になって、県内はもちろん、県外にまで行って世話にならざるを得ないという現状であります。したがって、避難生活者にとっては、二重、三重の苦痛を味わっているわけですがけれども、サービス給付、ある意味では先ほどの復興予算なども活用しながら、後退したサービス給付については、横出しのような形でサービスをする。もちろん今度の議会でも議論になりましたけれども、介護予防、筋トレも含めてそういう取り組みは必要だと思うんだけど、財政的な支援をしながら、居宅サービスを受けている方々の不便さを最大限解消に努めるということが大事ではないかと。現状を踏まえて、サービス給付の問題改善のためにどうされようとしているのか。

それから、特老入所希望しているについても、新聞報道では南相馬市に100床の増設が行われるという報道がありましたけれども、南相馬市だけでも待機者が140名いるということですから、他の町村まで受け入れる余裕はないのではないかと。働き手がいる家族にとっても、寝たきりに近い状態での家族介護も非常に容易でないと。できるだけ早く施設に入りたいということなんですが、口で言うほどこれを実現していくというのが容易ではないと思いますけれども、改善していかない限りは、窮屈の度合いは増すばかりだと思います。特老、あるいは老健、受け皿の改善も含めて、今後どういう計画で進めるお考えなのか、お示しいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは介護の居宅サービス、いわゆるこれは65歳以上の方々、要支援1からサービスを受けるような状況でございますが、先ほど馬場議員の質問の中に、横出しという中身もあったわけなんですが、横出しについては非常に町の財源の中でやっていくためには難しいと考えております。あくまでも保険給付の中で実施したいと考えております。

しかしながら、居宅サービス、節の介護サービスにつきましては、当然これは、去年の3月11日以来、非常に施設等に窮屈な思いで入っているのが現状でございます。さらに100名程度の施設の入居待

ちというものが現在あるわけでごさいます、非常に心を痛めているのは確かでごさいます。

今、現在、浪江町でお願いしていわき市の方に特養施設に対し6月の補正の中で補助金を採択いただきました。そういう形で今進めている状況でごさいます。それができあがれば、何とか今までの居宅で待っている方々、施設に入って待っている方々について、少しぐらいは緩和できるのかと考えております。

さらに、南相馬市の特老の部分でごさいますが、これもなかなか100床といえども、今まで浪江の貴布祢、特老に入っていた方がそこにまた戻れるかということになりますと、南相馬市のほうも相当なる待機者がいらっしゃるということでごさいますので、なかなか厳しいものがあるのかと思っております。だけれども、やはりなんとしても介護している方々の精神的なものも緩和しなくてはならないと考えていますので、さまざまな施設を持っている医療機関と今後詰めながら、浪江町の100人、それからあと県外に狭いながらも入所されている方に、少しでも緩和になるために、極力関係機関と詰めて、今困っている方々に対して、何らかの方策を考えていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（吉田数博君） 20番。

○20番（馬場 績君） 介護度2の認定を受けている人で、痴ほうが進んで、息子と2人で仮設にいるわけですが、本当に下の始末ができない状態で、家族としても自分も気がおかしくなると。何とか施設に入れられないものかという本当に深刻な相談を受けております。

いかんせん、現状は今健康保険課長が答弁されたような状況で、相談を受けるだけで一歩も前に進まない。もどかしい思いをしているのは行政も同じだと思っただけけれども、苦しい思いをしているのが当事者であるということもご理解いただいて、なんとしてもこれ現状打開をしていかないと、ある意味ではとんでもないことになってしまうのではないかと。生活支援相談員が訪問して、いろいろお話を聞いていただくのも、大変ありがたいわけですがけれども、1時間のサービスが30分に短縮されたとか、90歳を越した年寄りが生きているうちに特老に入りたい。なんとか入るところを見つけてほしいという相談を受けているわけですがけれども、現状では仮に入所者が亡くなったとしても順番待ちが何十人とあつて、90歳を越した人でも順番が回ってこない。宝くじを当てるよりも難しいということですよ。

町長、非常に深刻な問題です。作ればいいって、どこに作るかという話はありませんけれども、そういう窮状に追い込まれているは浪

江ばかりではないと思うんです。町長として、やることがあまりにも多すぎてなかなかそういう要望や希望に応えられないということかもしてませんけれども、やっぱりこういう事態だからこそ特別な施策が求められていると思います。副町長2人とも多忙な毎日を送っているわけですが、おかれていた町民の苦しみを本当に相談を受けてもどうしたらいいかわからないとか、私も町のほうに改善を求めるしかないわけですが、従来通りのパターンではどうも前に進まない。現状を変えるために何が必要なんだということが求められていると思います。

ある意味では、町長も副町長も多忙だとは思いますが、担当課長、あるいは現場に足を運んでいただいて、それらの問題に直に触れながら、政局ではない避難者の苦しみに答える施策の展開を政府に求めて行くべきだと思います。じっとしては半歩たりとも進みませんので、前に進むべく最大限のご奮闘を期待するしかないのですが、町長として深刻な実態を理解した上で、どういう取り組みをなされるのか。私に答えるのではなくて、苦しんでいる本人、あるいは家族の方に答えるつもりで答えたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 先ほど課長が答弁したように、非常に難しい局面に入っておるということは議員おただしのとおり難しい状況に入ってます。私はいろんな政府の要望、あるいは政府そして政治家との会合の中で説明しているのは、介護認定者の方々が平時より現在2倍になっている。そしてこれと付随はしてくると思うんですけれども、相当なるエネルギーを消耗して災害関連死も180名以上の方々がもうお亡くなりになっている。そういう状況のことをよく説明するんですけれども、そのときは大変ですねというような話がありますけれども、じゃあこうしたらいいだろうというような話が出ないんです。

したがって、私ども全国620の自治体に避難しております。避難先の自治体にもお願いはするんですけれども、やっぱり避難先の自治体そのものが施設が足りなくて、本当に皆さんの面倒を見れないんだというお話ばかりです。そういうことばかりなものですから、なかなか打開することが非常に難しい状況ではありますけれども、やっぱり今、議員おただしのとおり、介護を受けている方々の目線に立って、辛抱強く打開策を避難策の自治体と一緒に、そして我々浪江町がどういうふうにするか。それを鋭意検討していきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（吉田数博君） なお、議事進行上、質問、答弁とも簡潔に、明快にご協力いただきたいと思います。

20番。

○20番（馬場 績君） 全体的な解決が非常に困難だということはよくわかります。その上で、私は先ほど横出しで後退した介護サービスについて、カバーしていく必要があるのではないかと求めたわけですが、それはできない。今できることとしては、私はやっぱり独自の横出しだと思うんです。介護関係の職員も非常に手薄な状態でありますけれども、横出しの中で後退した部分のカバーは、一定程度できると。あるいはそうしながら問題を抱えている認定者家族の介護支援をするということしかないと思うんです、当面は。緊急課題の問題としてそういう方向で検討するというお考えがあるのかどうか、再度お尋ねしたい。

○議長（吉田数博君） 答弁、町長。

○町長（馬場 有君） 財政的裏付けも考えながら、検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第64号 平成24年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第65号 平成24年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君） 引き続き質問いたします。

今回は625万円、これは委託料250万円、そしてそれに付随するものがあるのですが、委託料というのはどういったものか。要するに

復旧のために調査等を多分なされているのだと思いますが、その復旧状況はどうなっているのか。同じく平成27年、28年までかかってやるのか。ただ、先ほどの町長答弁で合併浄化槽というお話がありました。水道が出なくても合併浄化槽は使えるんですか。その辺のからまりも含めて、じゃあどうするんだということになると思うんです。あと水源、要するに町民が安心して飲める水になるのかどうか。平成27年、28年経っても。どうも線量が高い地域から来るんじゃないかという町民の疑念もあります。そうすると、復旧復興がなされて、自宅に帰って、どこかに行って水を買ってすべて飲む水とかやらなくてはならないということですから、町民の信頼ができる水になるのかどうか。そういったことまで来るのとちょっと疑問に思いましたので、その辺お示しいただければ。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） それではご質問にお答え申し上げます。

委託料の中身ということでございますが、まず原水及び浄水費の委託料250万円につきましては送水管、小野田取水場から高区配水池までの送水管の災害復旧の設計委託料でございます。

次に、8ページになりますけれども、目2配水及び給水費の委託料250万円につきましては、高区配水池から下がってくる配水管の災害復旧の設計委託料でございます。

次に、水源についてはどうかということでございますが、今、月に一度、放射性物質及び飲料水としての通常の検査をやってございますが、放射性物質についてはND、検出限界値以下でございます。飲料水としても引っかかっているところはございません。飲む状況でございます。

あとは計画でございますが、計画につきましては、谷津田系統、小野田系統、荻野系統とございます。そこで、谷津田系統の方は平成26年度中、そのほか小野田、大堀系統は平成28年度以降までということでございます。

現在は、町長の行政報告でもありましたが、上ノ原配水池から権現堂地内6キロメートル強の漏水調査復旧を終わっております。現在、鬼久保佐屋前地区につきまして漏水調査を実施中でございます。

しかしながら、全長200キロメートルの水道管がありまして、現在職員だけで作業を実施してございますが、先は長いと感じております。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） やはり年月がかかる部分があるのかということであります。そうすると、合併浄化槽というお話が町長のほうから

先ほど承ったのですが、これは水はバケツか何かで持って行ってタンクに入れて常にやるような状況なのか。水道水どの辺、権現堂までですから上ノ原から下がってきて、きちっとやればつながって、その辺までは大丈夫なのか。やはりその辺の整理も全部もう一度、大きなタンク用意してかなと理解するのですが、その辺どうですか。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（鈴木敏雄君） ご質問にお答え申し上げます。

まず営業としての水道事業につきましては、ちょっと先になると考えております。

合併浄化槽でございますが、いわゆる幾世橋でございます終末処理場、浪江浄化センターの代わりに、仮設の大型の浄化槽を設ける方法があるということで、個人個人の浄化槽を使うということ、つまり水道の営業ということについてはもっと先になります。その他には仮設のトイレとかで代替することになります。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 要するに、生活ができるまで相当期間がかかるということなんです。ですから、自由に出入りできるような今避難準備解除区域、あるいは居住制限区域については、一時帰宅して自然現象もありますので、ある程度皆さん方が共同で利用できるような施設をつくって、そしてそういうところに合併浄化槽なり、あるいは既設の農集排のものを利用したり、共同で利用するものをまず作って、そして本格的な復旧事業に入っていく。これは相当時間がかかるということなんですけれども、できるだけ早く完全復旧をしていきたいと思っています。

そういう意味で、先ほども答弁いたしましたけれども、その中で復旧作業員等も入ってまいります。そういうことも踏まえて、今、警戒区域の見直しをやった町村を見ていますと、その中に入って食事をする場所とか、食事を作る場所がないものですから、平常に営業している隣の町、あるいは市から買って行ってそこで食べるとか、そういう不具合な生活をしているんです。ですから、食事をしたり、そこに泊まり込んだり、そしていろいろ日常の活動ができるかというと、これはやっぱりそういうライフライン、インフラの復旧ができなければ、そういう生活はできませんので、それができるまで早く、できるだけ復旧をしていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） 我慢の限界もございますので、ひとつ十分理解はしているのですが、立場上、やっぱり早め早めにひとつ仕事はしてほしい。作業じゃなくて、仕事をしてほしいという思いです。

実は3日前、小高町をぐるっと回って、それから浪江町を回りました。小高区は、やはり入れるということになったら、だいぶ倒壊家屋も整理されてきて、まだ若干残っているようですが、本当にきれいになってきて、人がどこからか出てきそうな。あまり最近皆さんは帰ってないらしいんですが、我が町に入りました。もう落涙ですね。草から何からまだほとんど手付かずの状況で、これが我がふるさとなのかと。ですから、ならば早めに入って復興復旧、片付けからやってくれば、少しずつ目に見えた形の復興ができるのかという思いもあります。それにつけても上水道、下水道等と焼却場については、やはり早めに万難を排してそれは必要だからですから、最低限。一つお願いしておきます。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第65号 平成24年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、同意第4号 特別功労者の決定についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、14番、紺野榮重君の退席を求めます。

〔紺野榮重君 退席〕

○議長（吉田数博君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

ここで、14番、紺野榮重君の入場を許します。

[紺野榮重君 復席]

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午後 2時25分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 2時29分）

○議長（吉田数博君） これより、同意第4号を採決いたします。

採決は、個別に起立により行います。

最初に佐川安彦氏について原案どおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、佐川安彦氏について、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて熊川喜八郎氏について原案どおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、熊川喜八郎氏について、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて大崎猛氏について原案どおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、大崎猛氏について、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて遠原肇一氏について原案どおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、遠原肇一氏について、原案のとおり同意をすることに決定いたしました。

続いて吉川定氏について原案どおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、吉川定氏について、原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて今野信明氏について原案どおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、今野信明氏について、原案どおり同意することに決定いたしました。

続いて齋藤芳美氏について原案どおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、齋藤芳美氏について、原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで地方自治法第117条の規定により、14番、紺野榮重君の退席を求めます。

[紺野榮重君 退席]

○議長（吉田数博君） 続いて紺野榮重氏について原案どおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、紺野榮重氏について、原案どおり同意することに決定いたしました。

ここで、14番、紺野榮重君の入場を許します。

[紺野榮重君 復席]

○議長（吉田数博君） 続いて（故）荒川幸村氏について原案どおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、（故）荒川幸村氏について、原案どおり同意することに決定いたしました。

続いて（故）橋本信之氏について原案どおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、（故）橋本信之氏について、原案どおり同意することに決定いたしました。

続いて（故）渡辺潤也氏について原案どおり同意を与えることに

賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、（故）渡辺潤也氏について、原案どおり同意することに決定いたしました。

よって、同意第4号は、原案どおり同意することに決定いたしました。

◎諮問第1号の採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

採決は個別に、起立により行います。

まず、林心澄氏について原案どおり適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、林心澄氏については、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

続いて鈴木恵一氏について原案どおり適任とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、鈴木恵一氏について、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案どおり適任とすることに決定いたしました。

◎報告第6号の質疑

○議長（吉田数博君） 日程第1、報告第6号 浪江町一般会計継続費精算報告書について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、同意第5号 教育委員会委員の任命

についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第5号 教育委員会委員の任命について、
本案についてご説明申し上げます。

浪江町教育委員会委員の星大子氏が平成24年9月30日で任期満了となることから、後任の委員として同氏を再任することについて、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める星大子氏の略歴については、資料に記載のとおりであります。昭和39年4月以降、中学校教諭として38年間学校に奉職され、退職後も児童の学歴向上のため活躍された方でございます。現在、教育委員会として本町の教育振興のためご尽力をいただいておりますが、教育委員会委員として任命したいと考えておりますので、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第5号を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

◎同意第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、同意第6号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

事務局長をして議案を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第6号 教育委員会委員の任命について、
本案についてご説明申し上げます。

浪江町教育委員会委員の大越たか子氏が、平成24年10月31日をもって任期満了となることから、後任の委員を任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める四條賢清氏の略歴については、資料に記載のとおりであります。自営業の酪農業を営んでいた傍ら、苅野幼稚園保護者会長、あるいは苅野小学校PTAの役員を務められるなど、教育環境の改善に尽力された方でございます。教育委員会委員として適任であると考えておりますので、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより同意第6号を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

◎発委第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第4、発委第6号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員長、鈴木辰行君から趣旨説明を求めます。

12番。

〔議会運営委員長 鈴木辰行君登壇〕

○議会運営委員長（鈴木辰行君） 発委第6号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案第56号で浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管する課等の名称変更が必要となったことから、所要の改正を行うものです。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第6号 浪江町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

◎発委第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第5、発委第7号 東京電力福島第一発電所事故を「人災」と認め責任ある対応を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員長、鈴木辰行君から趣旨説明を求めます。

12番。

〔議会運営委員長 鈴木辰行君登壇〕

○議会運営委員長（鈴木辰行君） 発委第7号 東京電力福島第一発電所事故を「人災」と認め責任ある対応を求める意見書（案）、趣旨説明であります。

去る7月5日、衆参両院議長に対し、国会事故調査委員会からの報告書が提出された。この中では、今回の事故を「人災」と断定している。国は、まず「人災」であることを認め国策として推進してきた責任を認識して対応することを内閣総理大臣他関係省庁に求めるものであります。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第7号 東京電力福島第一発電所事故を「人災」と認め責任ある対応を求める意見書（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

◎発委第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第6、発委第8号 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告の提言の実現を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 提出者の議会運営委員長、鈴木辰行君から趣旨説明を求めます。

12番。

[議会運営委員長 鈴木辰行君登壇]

○議会運営委員長（鈴木辰行君） 発委第8号 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告の提言の実現を求める意見書（案）。

去る7月5日、国会事故調査委員会は衆参両院議長に対し報告書を提出した。この中では、今後の国会として取り組むべき内容として7つの提言を示している。この7つの提言の実現こそ、我々の復興復旧の鍵となるものである。よって、その実現に向けた行動を起こすことを求めるものです。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君） 趣旨は大変結構なことだと思います。議会運営委員長が代表で出すものは、ほとんど事前に議会の調整が図られておるんですが、これについてはいつ、ちょっと私記憶がなかったものですから。議運でやられて多分。全員協議会に上がったのかどうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、議会運営委員長。

○議会運営委員長（鈴木辰行君） これは、各衆参両院議長に、先ほどの第7号の発委で出すということについて決議するときに、併せてこちらの方についても提出する。7項目についても出すべきだということで、両方の審議を全員協議会で審議して了承を得て今回の提

案になったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第8号 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会報告の提言の実現を求める意見書（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

◎発委第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第7、発委第9号 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う財物賠償に関する意見書（案）を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） 提出者の鈴木辰行君から趣旨説明を求めます。
12番。

〔12番 鈴木辰行君登壇〕

○12番（鈴木辰行君） 発委第9号 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う財物賠償に関する意見書（案）。

このことについては、きのうの全員協議会の中で確認済の内容であります。

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う土地・家屋などの財物賠償基準が示されましたが、その内容は、私達被災者の考えと著しくかけ離れたものであり、到底受け入れられるものではありません。

そこで7項目について、国に対し基準の見直し及び明示を求めるものであります。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午後 2時50分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 2時52分）

○議長（吉田数博君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第9号 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う財物賠償に関する意見書（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午後 2時52分）

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 2時58分）

◎発委第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第8、発委第10号 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う財物賠償に関する決議（案）を議題といたします。

12番。

○12番（鈴木辰行君） 案について皆さんの方に配布しておりましたが、内容について一部変更がありますので、差し替えしたいのでご了承いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） ただいま提案者より議案の差し替えの許可をいただきたいということでございますが、許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
議案の差し替えを行います。

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。
(午後 2時58分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 3時01分)

○議長（吉田数博君） 事務局長に議案の朗読をさせます。
[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。
(午後 3時03分)

○議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 3時10分)

[「動議」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 17番。

○17番（勝山一美君） この案件について、趣旨説明に入る寸前であり
ますが、この文書の中で3行目、発災以来1年6カ月を経過したが、
国の示す財物賠償ということでは、国だけでは若干足りないのでは
ないかと考えられますので、これは東電当局にやるんですから、「国
及び貴社」ということを入れて「貴社の示す財物賠償では」とした
ほうがよろしいんじゃないかということでお諮りしたいと思いま
す。

○議長（吉田数博君） ただいま修正動議が提案されました。この修正
動議についてお諮りいたします。
提案どおり修正をかけるということに賛成の諸君の起立を求めま
す。

[賛成者起立]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、決議案に「及び貴社」を加えるということに決定いたし
ます。
それでは改めて提出者の鈴木辰行君から趣旨説明を求めます。
12番。

[12番 鈴木辰行君登壇]

○12番（鈴木辰行君） 発委第10号 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う財物賠償に関する決議（案）。

発委第9号の内容とほぼ内容は同じであります。東京電力に対しても求めるものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第10号 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う財物賠償に関する決議（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第10号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の件

○議長（吉田数博君） 日程第9、委員会の閉会中の継続審査又は調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

以上で今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

◎町長あいさつ

○議長（吉田数博君） 町長から発言を求められておりますので、許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る 9 月 10 日の今定例会開会以来、熱心にご審議をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては今後の町政執行または被災者対策に十分生かしてまいりたいと考えております。

当町の財政状況であります、今回の決算審議においても明らかに、引き続き厳しい財政運営が続く見込みであります。また、本年度予算においても、原発事故による全町避難に伴い、町税をはじめ自主財源の確保ができず、国県からの財政支援に頼らざるを得ない状況が続いております。

一方、避難生活を強いられている町民の皆様方の被災者支援対策は急務で、切実な対策が必要であります。国、県補助事業の活用とあわせ、国、県交付金など必要な財源を確保し、可能な限りの施策を展開してまいりたいと考えております。

最後になりましたが、現在策定の準備を進めております東日本大震災からの復興を図るための浪江町復興計画の策定などについて、議会においてご審議いただく必要がございますので、今後臨時議会の開催についてご配慮いただきたいと思いますと考えております。

今後とも議員の皆様には健康に十分留意されまして、町政推進のため一層のご活躍をお祈り申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成 24 年浪江町議会 9 月定例会を閉会といたします。

（午後 3 時 16 分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成 2 4 年 月 日

浪 江 町 議 会 議 長 吉 田 数 博

署 名 議 員 愛 澤 格

署 名 議 員 山 崎 博 文

署 名 議 員 山 本 幸 一 郎